

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月1日

新潟県監査委員 山 田 修

新潟県監査委員 沢 野 修

新潟県監査委員 岩 村 良 一

新潟県監査委員 石 上 和 男

包括外部監査結果報告書 別冊のとおり

指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について

平成 23 年度

包括外部監査結果報告書

指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について

平成 24 年 3 月

新潟県包括外部監査人

西村 克 広

第1章 包括外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
III. 監査対象機関等	1
IV. 外部監査の対象年度	1
V. 特定の事件を選定した理由	1
VI. 外部監査の着眼点	2
VII. 外部監査の実施期間	2
VIII. 外部監査の実施体制	2
IX. 利害関係	2
第2章 包括外部監査対象の概要	3
I. 指定管理者制度の概要	3
1. 指定管理者制度とは	3
II. 指定管理者制度への新潟県の対応状況	5
1. 新潟県行政経営改革推進ビジョンの中での位置付け	5
2. 県の指定管理者制度導入の経緯	5
3. 県の指定管理者制度導入施設の状況	6
4. 県の指定管理者導入施設の特徴 ～都道府県との比較から～	9
5. 県の指定管理者制度導入の効果	11
第3章 包括外部監査の方法	14
I. 事務フロー	14
II. 監査の着眼点	15
1. 管理手法の検討手続きについて	15
2. 指定管理者の募集手続きについて	16
3. 指定管理者の選定手続きについて	18
4. 指定管理者との協定書締結手続きについて	20
5. 県による指定管理者へのモニタリング及び評価手続きについて	20
6. 直営施設の運営について	23
III. 監査の対象とした施設	24
1. 指定管理者制度導入施設	24
2. 指定管理者制度導入施設以外の施設	24
IV. 主な監査手続	24
第4章 包括外部監査の結果 総論	25
I. 管理手法の検討手続きについて	25
1. 新潟県公共施設改革委員会の答申に対する県の対応について	25
II. 指定管理者の募集手続きについて	29
1. 推進役の必要性について	29
2. 非公募による選定について	29
3. 指定管理者の要件について	30
4. 目標数値の設定について	32
5. 1者のみの応募について	33
6. 所定額の内定について	33
7. 人件費の取扱いについて	34
8. 修繕費の取扱いについて	35
III. 指定管理者の選定手続きについて	36
1. 審査の公正性の確保について	36
2. 審査基準の取扱いについて	37
3. 審査項目・配点の開示について	38
IV. 指定管理者との協定書締結手続きについて	39
1. 協定内容について	39
V. 県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて	40

1. モニタリング及び評価の充実化について	40
2. 指定管理業務の正確な収支の把握について ～間接費について～	40
3. 修繕について	41
4. 業績評価について	44
5. コンソーシアム（複数企業体）へのモニタリングについて	45
VI. 直営施設の運営について	45
第5章 包括外部監査の結果 各論（指定管理者制度導入施設）	46
I. 新潟県民会館	46
1. 施設の概要	46
2. 指定管理者の概要	47
3. 指定管理者の選定手続	48
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	50
5. 収支状況の推移	51
6. 利用状況の推移	51
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	52
8. 監査の指摘及び意見	54
II. 新潟県立自然科学館	57
1. 施設の概要	57
2. 指定管理者の概要	58
3. 指定管理者の選定手続	60
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	62
5. 収支状況の推移	62
6. 利用状況の推移	63
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	63
8. 監査の指摘及び意見	65
III. 新潟県関岬キャンプ場	67
1. 施設の概要	67
2. 指定管理者の概要	68
3. 指定管理者の選定手続	69
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	69
5. 収支状況の推移	70
6. 利用状況の推移	70
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	71
8. 監査の指摘及び意見	72
IV. 新潟県柏崎原子力広報センター	75
1. 施設の概要	75
2. 指定管理者の概要	76
3. 指定管理者の選定手続	77
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	77
5. 収支状況の推移	77
6. 利用状況の推移	78
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	78
8. 監査の指摘及び意見	79
V. 新潟ユニソンプラザ	81
1. 施設の概要	81
2. 指定管理者の概要	82
3. 指定管理者の選定手続	84
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	87
5. 指定管理の内容	87
6. 利用状況の推移	88
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	89
8. 監査の指摘及び意見	91
VI. 新潟ふれ愛プラザ	92

1. 施設の概要.....	92
2. 指定管理者の概要.....	93
3. 指定管理者の選定手続.....	99
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結.....	101
5. 収支状況の推移.....	102
6. 利用状況の推移.....	104
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況.....	105
8. 監査の指摘及び意見.....	110
VII. 新潟県起業化支援・交流拠点施設.....	113
1. 施設の概要.....	113
2. 指定管理者の概要.....	114
3. 指定管理者の選定手続.....	116
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結.....	117
5. 収支状況の推移.....	118
6. 利用状況の推移.....	118
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況.....	119
8. 監査の指摘及び意見.....	120
VIII. 新潟ふるさと村アピール館.....	121
1. 施設の概要.....	121
2. 指定管理者の概要.....	122
3. 指定管理者の選定手続.....	124
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結.....	125
5. 収支状況の推移.....	125
6. 利用状況の推移.....	125
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況.....	126
8. 監査の指摘及び意見.....	127
IX. 新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグ スワンスタジアム）.....	128
1. 施設の概要.....	128
2. 指定管理者の概要.....	129
3. 指定管理者の選定手続.....	131
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結.....	133
5. 収支状況の推移.....	133
6. 利用状況の推移.....	134
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況.....	134
8. 監査の指摘及び意見.....	136
X. 新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフ エコスタジアム新潟）.....	141
1. 施設の概要.....	141
2. 指定管理者の概要.....	142
3. 指定管理者の選定手続.....	144
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結.....	146
5. 収支状況の推移.....	146
6. 利用状況の推移.....	146
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況.....	147
8. 監査の指摘及び意見.....	148
XI 新潟県立鳥屋野潟公園（女池、鐘木地区）.....	152
1. 施設の概要.....	152
2. 指定管理者の概要.....	153
3. 指定管理者の選定手続.....	155
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結.....	157
5. 収支状況の推移.....	157
6. 利用状況の推移.....	157
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況.....	158
8. 監査の指摘及び意見.....	159

Ⅱ	新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地	161
	1. 施設の概要	161
	2. 指定管理者の概要	162
	3. 指定管理者の選定手続	163
	4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	165
	5. 収支状況の推移	165
	6. 利用状況の推移	166
	7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	166
	8. 監査の指摘及び意見	167
Ⅲ	新潟県立大潟水と森公園	169
	1. 施設の概要	169
	2. 指定管理者の概要	170
	3. 指定管理者の選定手続	171
	4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	173
	5. 収支状況の推移	173
	6. 利用状況の推移	174
	7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	174
	8. 監査の指摘及び意見	175
Ⅳ	新潟県立植物園	176
	1. 施設の概要	176
	2. 指定管理者の概要	177
	3. 指定管理者の選定手続	178
	4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	180
	5. 収支状況の推移	180
	6. 利用状況の推移	181
	7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	181
	8. 監査の指摘及び意見	182
Ⅴ	新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)	185
	1. 施設の概要	185
	2. 指定管理者の概要	186
	3. 指定管理者の選定手続	187
	4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	189
	5. 収支状況の推移	189
	6. 利用状況の推移	190
	7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	190
	8. 監査の指摘及び意見	192
Ⅵ	新潟県立奥只見レクリエーション都市公園	194
	1. 施設の概要	194
	2. 指定管理者の概要の概要	195
	3. 指定管理者の選定手続	197
	4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	199
	5. 収支状況の推移	199
	6. 利用状況の推移	199
	7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	200
	8. 監査の指摘及び意見	201
Ⅶ	新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場及び新潟港万代島港湾緑地	203
	1. 施設の概要	203
	2. 指定管理者の概要	205
	3. 指定管理者の選定手続	206
	4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	208
	5. 収支状況の推移	208
	6. 利用状況の推移	210
	7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	211
	8. 監査の指摘及び意見	213

Ⅳ 朱鷺メッセ展望室	217
1. 施設の概要	217
2. 指定管理者の概要	218
3. 指定管理者の選定手続	219
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	221
5. 収支状況の推移	221
6. 利用状況の推移	222
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	222
8. 監査の指摘及び意見	224
Ⅴ 新潟県政記念館	226
1. 施設の概要	226
2. 指定管理者の概要	227
3. 指定管理者の選定手続	229
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	230
5. 収支状況の推移	231
6. 利用状況の推移	231
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	232
8. 監査の指摘及び意見	233
Ⅵ 新潟県埋蔵文化財センター	235
1. 施設の概要	235
2. 指定管理者の概要	236
3. 指定管理者の選定手続	237
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	237
5. 収支状況の推移	238
6. 利用状況の推移	238
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	238
8. 監査の指摘及び意見	239
Ⅶ 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	241
1. 施設の概要	241
2. 指定管理者の概要	242
3. 指定管理者の選定手続	243
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	245
5. 収支状況の推移	245
6. 利用状況の推移	246
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	246
8. 監査の指摘及び意見	249
Ⅷ ダイエープロビスフェニックスプール（新潟県立長岡屋内総合プール）	253
1. 施設の概要	253
2. 指定管理者の概要	254
3. 指定管理者の選定手続	255
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	257
5. 収支状況の推移	257
6. 利用状況の推移	257
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	258
8. 監査の指摘及び意見	260
Ⅸ 新潟県柏崎マリーナ	261
1. 施設の概要	261
2. 指定管理者の概要	262
3. 指定管理者の選定手続	263
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	265
5. 収支状況の推移	265
6. 利用状況の推移	266
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	266
8. 監査の指摘及び意見	268

Ⅷ 新潟港コンテナターミナル	270
1. 施設の概要	270
2. 指定管理者の概要	271
3. 指定管理者の選定手続	272
4. 指定管理者の指定及び協定書の締結	274
5. 収支状況の推移	274
6. 利用状況の推移	275
7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況	275
8. 監査の指摘及び意見	277
第6章 包括外部監査の結果 各論（直営施設）	280
I. 新潟県立歴史博物館	280
1. 施設の概要	280
2. 収支状況の推移	281
3. 利用状況の推移	282
4. 施設職員数の推移	282
5. 監査の指摘及び意見	283
II. 新潟テクノスクール、上越テクノスクール、三条テクノスクール、魚沼テクノスクール	288
1. 施設の概要	288
2. 収支状況の推移	292
3. 利用状況の推移	294
4. 施設職員数の推移	296
5. 監査の指摘及び意見	296
III. 妙法育成牧場	305
1. 施設の概要	305
2. 収支状況の推移	306
3. 預託頭数の推移	306
4. 施設職員数の推移	306
5. 監査の指摘及び意見	307
IV. 県立青少年研修センター	312
1. 施設の概要	312
2. 収支状況の推移	313
3. 利用状況の推移	313
4. 施設職員数の推移	313
5. 監査の指摘及び意見	314
V. 県立少年自然の家	321
1. 施設の概要	321
2. 収支状況の推移	322
3. 利用状況の推移	322
4. 施設職員数の推移	322
5. 監査の指摘及び意見	323
VI. 新潟県立近代美術館、新潟県立万代島美術館	330
1. 施設の概要	330
2. 収支状況の推移	332
3. 利用状況の推移	333
4. 施設職員数の推移	334
5. 監査の指摘及び意見	334
終わりに	339
資料編	340

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について

III. 監査対象機関等

1. 知事政策局、県民生活・環境部、防災局、福祉保健部、産業労働観光部、農林水産部、土木部都市局、交通政策局、教育庁
以上の部局において関係する本庁の課・室及び地域機関等
2. 指定管理者制度導入施設の指定管理者

IV. 外部監査の対象年度

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）
ただし、必要に応じて過年度及び平成 23 年度も対象とする。

V. 特定の事件を選定した理由

指定管理者制度は、平成 15 年 9 月、地方自治法の一部改正により導入された。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることが制度の目的である。新潟県は、平成 17 年 11 月「新潟県行政経営改革推進ビジョン」を公表し、「サービスの向上、効率性、コスト削減の視点から民間ノウハウ・活力等の活用」を表明している。その一環として「指定管理者制度への移行」を掲げ、平成 18 年 4 月から順次導入し、平成 23 年 4 月 1 日現在、231 施設中 36 施設に導入されている（なお、指定管理者制度導入施設以外の主な施設は、県営住宅 92 施設、流域下水道 8 施設、漁港 16 施設、港湾 10 施設、発電所 11 施設、工業用水道 3 施設等である）。

県民の多くが利用する公の施設について、指定管理者制度導入の効果等について検証するとともに、指定管理者制度導入後の県直営等の公の施設についてその管理運営状況を検討することは有意義であると思料し、平成 23 年度のテーマとして選定した。

VI. 外部監査の着眼点

公の施設の管理主体（指定管理者、直営、事務委託）の選定について。指定管理者制度導入施設は、指定管理者の募集・選定手続き、所管課によるモニタリング及び評価等について。直営施設等は、その管理運営について。主に合规性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施する。なお、具体的な検討項目は、「第3章 包括外部監査の方法」を参照。

VII. 外部監査の実施期間

平成23年7月5日から平成24年3月26日

VIII. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	西村 克広
同補助者	公認会計士	小出 忠由
	公認会計士	風間 優輝
	公認会計士	田中 保隆
	日本公認会計士協会準会員	佐藤 馨

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

（注意事項）報告書表中の金額は、単位未満を切り捨てている。従って、内訳の集計と記載金額合計が一致しない場合がある。

第2章 包括外部監査対象の概要

I. 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度とは

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 15 年法律第 81 号）が施行され、「公の施設」について、多様化する住民ニーズに対し効果的・効率的に対応するため、民間事業者等の有するノウハウを活用し、住民への行政サービスを提供するために、指定管理者制度が創設された。

(1) 公の施設

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である。

地方自治法第 244 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

【主な公の施設】

区 分	内容の例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、老人福祉センター等

（総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（平成21年10月）より抜粋要約）

(2) 公の施設の管理手法

公の施設の管理は、地方公共団体が直営で行うか外部に管理を委ねていた。但し、外部に管理を委ねる場合、管理主体は、地方公共団体が出資する法人、公共団体、公共的団体に限定されていた（「管理委託制度」という）。

改正前 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体」（以下「指定管理者」という）に、公の施設の管理を代行させることができる制度である。

改正後 地方自治法第244条の2第3項
 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

指定管理者制度の創設により、委託先の制限が排除され、広く民間事業者等も公の施設の管理を地方公共団体に代わって行うことができることになった。

【制度の比較】

管理委託制度		指定管理者制度
条例事項	管理受託者	指定手続：申請、選定、事業計画の提出等 業務の範囲：施設・設備の維持管理、個別使用許可 管理基準：休館日、開館時間、使用制限の要件
管理者	1/2 以上の出資法人、公共団体、公共的団体	民間営利企業を含め制限なし 議会の議決を経て指定
管理の期間	定めなし	期間を定めて指定
事業報告書	規定なし	毎年度終了後事業報告
指示等	必要な指示のみ	必要な指示のほか 指定の取消、業務停止命令も可能
利用料金制	採用可能	採用可能
その他	使用許可等行政行為は不可	使用許可等も指定管理者で可能 （不服申立は知事が処理） 旧管理委託施設は施行日から3年間の移行期間

（「指定管理者制度の運用ガイドライン（平成23年3月）新潟県知事政策局行政改革推進室」より抜粋）

Ⅱ. 指定管理者制度への新潟県の対応状況

1. 新潟県行政経営改革推進ビジョンの中での位置付け

県は、県民が将来に希望の持てる魅力ある新潟県を実現するために、現場、開放、創造重視の視点から、「政策官庁への変革」と「効率的な政府の実現」を目指して行政経営改革に取り組んでいる。

改革によって目指すべき県組織の姿と改革項目の取組方向等は「新潟県行政経営改革推進ビジョン（平成17年11月策定）（以下「ビジョン」という）」で示されている。

指定管理者制度への移行は、ビジョンの中で示されている。

2 行政経営システム改革の改革項目

(3) 市町村・民間との連携

【取組の方向】

- ①民間でできるものは民間で行うという視点からの公共施設、県出資法人、地方独立行政法人対象業務のあり方の見直し
 - ・公共施設改革委員会や出資法人経営評価委員会、地方独立行政法人検討委員会の設置
- (略)
- ③サービス向上、効率性、コスト削減の視点からの民間ノウハウ・活力等の活用
 - ・指定管理者制度への移行や地方独立行政法人制度の導入検討
 - ・外部委託の積極的な活用に向けた取組

(ビジョン2 (3) 市町村・民間との連携 より抜粋)

2. 県の指定管理者制度導入の経緯

県は、平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されたことを契機に、施設の一層の効率的・効率的な運営を実現するとの観点から、平成16年9月から県施設としての廃止を含めた「あり方」の見直しを行ってきた。

特に、この見直しは平成17年4月から外部の意見を聞きながら県民の目線に立って集中的に行われることが必要との観点から、「新潟県公共施設改革委員会（以下「改革委員会」という）」が設置された。

改革委員会は、公の施設の内、県として別途検討されているもの、あるいはその施設とは別の行政機関と一体として検討すべきものを除いた68施設を対象に、民間の視点、県民の視点から施設ごとのあり方の見直し（県施設としての廃止・存続）、存続の場合の管理手法の見直し（指定管理者の導入、市町村管理、直営）、運営のあり方の見直しについて検討を行った。

改革委員会は、存続する施設については、今後の施設運営の中で、指定管理者を管理主体の基本として位置付け、現時点で市町村管理若しくは直営が妥当、あるいはやむを得ないとした施設以外の33施設を指定管理者導入が適当な施設として整理し答申を行っている。

県は、改革委員会の答申を受け、平成18年度より指定管理者制度を導入している。

3. 県の指定管理者制度導入施設の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の公の施設の管理手法は以下のとおりである。

区分 管理手法	レクリエーション・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設	文教施設	社会福祉施設	合計
指定管理者制度導入	7	5	15	4	5	36
県直営	-	5	48	15	22	90
市町村へ事務委託	9	1	1	1	1	13
管理代行制	-	-	15	-	-	15
事務処理特例	-	-	77	-	-	77
合計	16	11	156	20	28	231

(注) 新潟学園、あかしや寮、農業大学校及び佐渡空港の4施設は、法令により県の直接管理が義務付けられている。

指定管理者制度導入施設は、以下のとおりである。

【指定管理者制度導入施設一覧】

No.	施設名	所在地	所管課	指定管理者名	指定期間	選定方法
1	新潟県民会館	新潟市	県民生活・環境部 文化振興課	(財)新潟県文化振興財団	3年	公募
2	新潟県立自然科学館	新潟市		サイエンス・フューチャークラブ	5年	公募
3	新潟県関岬キャンプ場	佐渡市	県民生活・環境部 環境企画課	(財)休暇村協会	3年	非公募
4	新潟県柏崎原子力広報センター	柏崎市	防災局 原子力安全対策課	(財)柏崎原子力広報センター	5年	非公募
5	新潟ユニゾンプラザ	新潟市	福祉保健部 福祉保健課	(社)新潟県社会福祉協議会	3年	公募
6	新潟県障害者交流センター	新潟市	福祉保健部 障害福祉課	(社)新潟県身体障害者団体連合会	5年	公募
7	新潟県障害者リハビリテーションセンター	新潟市		(社)豊潤舎	5年	公募
8	新潟県点字図書館	新潟市		(社)新潟県視覚障害者福祉協会	5年	公募
9	新潟県聴覚障害者情報センター	新潟市		(社)新潟県身体障害者団体連合会	5年	公募
10	新潟県起業化支援・交流拠点施設	新潟市	産業労働観光部 産業政策課	(財)にいがた産業創造機構	3年	公募
11	新潟ふるさと村アピール館	新潟市	産業労働観光部 交流企画課	新潟ふるさと村運営グループ	3年	公募
12	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグスワンスタジアム)	新潟市	土木部 都市局 都市整備課	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ	5年	公募
13	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区(ハードオフエコスタジアム新潟)	新潟市		アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ	5年9ヶ月	公募
14	新潟県立鳥屋野潟公園(女池、鐘木地区)	新潟市		鳥屋野潟セントラルパークグループ	3年	公募
15	新潟県立島見緑地	新潟市		グリーン産業(株)	3年	公募

No.	施設名	所在地	所管課	指定管理者名	指定期間	選定方法
16	新潟県立聖籠緑地	北蒲原郡 聖籠町	土木部 都市局 都市整備課	グリーン産業(株)	3年	公募
17	新潟県立大潟水と森公園	上越市		(株)アール・ケー・ イー	3年	公募
18	新潟県立植物園	新潟市		(財)新潟県都市緑花 センター	5年	公募
19	新潟県立紫雲寺記念公園 (屋内体育施設含む)(注1)	新発田市		(財)新潟県都市緑花 センター	3年	公募
20	新潟県立奥只見レクリエー ション都市公園 (注2)	魚沼市 南魚沼市		むつみグループ	3年	公募
21	新潟コンベンションセンター	新潟市	交通政策局 港湾振興課	新潟万代島総合企画 (株)	5年	公募
22	朱鷺メッセ展望室	新潟市		ホテル朱鷺メッセ(株)	3年	公募
23	新潟港万代島港湾緑地	新潟市		新潟万代島総合企画 (株)	5年	公募
24	新潟県万代島駐車場	新潟市		新潟万代島総合企画 (株)	5年	公募
25	新潟県柏崎マリーナ	柏崎市	交通政策局 港湾整備課	(株)柏崎マリン開発	5年	公募
26	新潟港コンテナターミナル	新潟市		(株)新潟国際貿易 ターミナル	7年	公募
27	新潟県政記念館	新潟市	教育庁 文化行政課	新潟県政記念館運営 グループ	3年	公募
28	新潟県埋蔵文化財センター	新潟市		(財)新潟県埋蔵文化 財調査事業団	5年	非公募
29	新潟県健康づくり・スポーツ 医科学センター	新潟市	福祉保健部 健康対策課 教育庁 保健体育課	(財)新潟県体育協会	3年	公募
30	ダイエープロビスフェニックス プール(新潟県立長岡屋内 総合プール) (注3)	長岡市	教育庁 保健体育課	PFI 長岡屋内総合 プール(株)	14年8ヶ月	公募

(注1) 新潟県立紫雲寺記念公園は園地と屋内体育施設の2施設にそれぞれ指定管理者が選定されているが、まとめて記載している。

(注2) 新潟県立奥只見レクリエーション都市公園は6つの地域それぞれに公園があり、各公園に指定管理者が選定されているがまとめて記載している。

(注3) 新潟県立長岡屋内総合プールの指定期間はPFI事業の運営・維持管理期間と同じである。

4. 県の指定管理者導入施設の特徴 ～都道府県との比較から～

総務省は「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を公表している。総務省が公表している都道府県全体のデータ（平成21年4月1日時点）と県の実績（平成23年3月31日時点）とを比較する。

(1) 導入状況の比較

県の導入率は15.6%と都道府県全体の58.7%と比べ、かなり低い水準である。事務処理特例又は管理代行制度が導入されている県営住宅を除いても25.9%であり、都道府県全体の49.8%と比べ、低い水準であることに変わりはない。

区分	指定管理者制度導入施設数 (①)			公営住宅を除いた場合 (②)		
	公の施設数 (A)	導入数 (B)	導入率 (C) (B/A%)	公の施設数 (A')	導入数 (B')	導入率 (C') (B' /A' %)
新潟県	231	36	15.6%	139	36	25.9%
都道府県全体	11,724	6,882	58.7%	4,700	2,340	49.8%

(都道府県全体の数値：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)より引用)

(2) 施設区分別の導入状況の比較

区分別に都道府県全体と導入率を比較した。産業振興施設のみ45.5%であり、都道府県全体の40.8%を上回っているが、他の区分は全て都道府県全体を下回っている。

区分	新潟県			都道府県全体		
	公の施設数 (A)	導入数 (B)	導入率 (C) (B/A%)	公の施設数 (A')	導入数 (B')	導入率 (C') (B' /A' %)
レクリエーション・スポーツ施設	16	7	43.8%	561	504	89.8%
産業振興施設	11	5	45.5%	422	172	40.8%
基盤施設	156	15	9.6%	8,926	5,321	59.6%
文教施設	20	4	20.0%	966	492	50.9%
社会福祉施設	28	5	17.9%	849	393	46.3%
合計	231	36	15.6%	11,724	6,882	58.7%

(都道府県全体の数値：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)より引用)

(3) 指定管理者の種類比較

種類「その他」は、学校法人、医療法人及び共同企業体等を指定管理者としている施設である。都道府県全体の割合は9.4%であるが、県は33.3%となっている。また、県の「その他」は、全て共同企業体であることから、共同企業体が指定管理者になっている割合が高いことがあげられる。

種類	株式会社	特例民法法人 一般社団 財団法人 公益社団 財団法人	公共団体	公共的団体	特定非営利 活動法人	その他	合計
新潟県	10	9	0	5	0	12	36
	27.8%	25.0%	0%	13.9%	0%	33.3%	100.0%
都道府県 全体	771	2,915	310	2,086	154	646	6,882
	11.2%	42.4%	4.5%	30.3%	2.2%	9.4%	100.0%

(都道府県全体の数値：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)より引用)

(4) 指定管理者変更施設及び非公募施設の状況比較

従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数を比較した。県が指定管理者制度を導入している36施設のうち、従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設は27施設(75.0%)であり、そのうち非公募により選定された施設は3施設(8.3%)である。都道府県全体と比べ、非公募の割合は著しく低くなっている。

区分	従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数 (A) 比率は A/C	従前の管理受託者・指定管理者を非公募により選定 (B) 比率は B/C	指定管理者制度導入施設数 (C)
新潟県	27	3	36
	75.0%	8.3%	100.0%
都道府県全体	5,515	2,769	6,882
	80.1%	40.2%	100.0%

(新潟県の数値：平成22年度を基準として、指定管理者制度の導入若しくは直近の指定替えにより、従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設を集計している。)

(都道府県全体の数値：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)より引用)

5. 県の指定管理者制度導入の効果

(1) 指定管理者制度導入施設の経費比較

①管理委託制度から指定管理者制度へ移行した施設

県が、管理委託制度から指定管理者制度へ移行した施設の、管理委託料と指定管理料の部局・年度別の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

部局名	年度	指定管理料				
	管理委託料	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県民生活・環境部	644	397	363	361	361	354
防災局	0	0	0	0	0	0
福祉保健部	158	203	202	201	201	201
産業労働観光部	193	199	177	158	155	155
土木部 (注2)	1,321	1,034	1,044	1,028	1,126	1,115
交通政策局	228	312	251	263	289	278
教育庁	17	19	19	19	19	19
合計	2,561	2,164	2,056	2,030	2,151	2,122

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注1) 指定管理者制度導入に伴い利用料金制を採用した施設は、指定管理者が直接利用料金を収入するため、県からの指定管理料が大きく減少している。

(注2) 平成21年度から新潟県立鳥屋野湯公園スポーツ公園南地区(ハードオフエコスタジアム新潟)が加わっている(資料編Ⅰ. 指定管理者制度導入施設の施設別年度別指定管理料の推移 参照)。

平成18年度に指定管理者制度を導入することで、県から管理受託者又は指定管理者への支出は管理委託料2,561百万円から指定管理料2,164百万円へ397百万円(15.5%)減少している。更に、平成19年度以降の指定替えを経て、平成17年度と平成22年度を比較した場合、管理委託料2,561百万円から指定管理料2,122百万円へ439百万円(17.1%)減少しており、県の経費削減は明らかである。

②直営から指定管理者制度に移行した施設

平成18年度に新潟県障害者リハビリテーションセンター(福祉保健部障害福祉課)及び新潟県政記念館(教育庁文化行政課)が、平成19年度に健康づくり・スポーツ医科学センター(教育庁保健体育課)が、直営から指定管理者制度へ移行している。

直営時の経費と指定管理料の推移は、以下のとおりである。

1) 新潟県障害者リハビリテーションセンター（福祉保健部障害福祉課）

新潟ふれ愛プラザは、新潟県障害者リハビリテーションセンターの他、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県点字図書館から成る総合福祉施設である。

新潟ふれ愛プラザを構成している4施設の年度別管理手法は、以下のとおりである。

施設名 \ 年度	17年度	18年度	19年度以降
新潟県障害者リハビリテーションセンター	直営	指定管理	指定管理
新潟県障害者交流センター	管理委託	指定管理	指定管理
新潟県聴覚障害者情報センター	管理委託	指定管理	指定管理
新潟県点字図書館	管理委託	指定管理	指定管理

新潟ふれ愛プラザ全体の維持管理は、平成17年度までは、直営施設であった身体障害者更生指導所（現新潟県障害者リハビリテーションセンター）が行っていたが、平成18年度以降は、各施設の指定管理者が個別に維持管理することが適当な部分を除き、指定管理者の代表者である（福）新潟県身体障害者団体連合会が行っている。

新潟ふれ愛プラザを構成する4施設別の経費の推移は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

施設名 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新潟県障害者リハビリテーションセンター	(注2) 98	7	7	7	5	5
新潟県障害者交流センター	72	115	115	115	113	113
新潟県聴覚障害者情報センター	22	25	25	25	25	25
新潟県点字図書館	35	40	40	40	40	40
合計	227	187	187	187	183	183

（出所）県作成資料に基づき監査人が作成

（注1）平成17年度の管理委託施設は、管理委託料を記載している。

（注2）平成17年度の経費は、施設運営に係る支出から収入を差し引いた差額を記載している。

平成18年度の指定管理者制度導入により県が負担する経費は、227百万円から187百万円へ減少している。

2) 新潟県政記念館（教育庁文化行政課）

（単位：百万円）

施設名	年度	指定管理				
	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新潟県政記念館	27	9	8	8	8	8

（出所）県作成資料に基づき監査人が作成

（注）平成16年10月から平成18年10月まで修復工事により休館していたため、平成16年度と平成18年度は半年間の実績を2倍して試算した金額である。

新潟県政記念館は、平成16年10月から平成18年10月まで、修復工事のため休館している。新潟県政記念館は、入館料収入が無いことから、平成16年度の県負担額は、休館による閉館期間に仮に開館していたとしても、試算金額と大きな変動は無いものと推測できる。よって、移行による経費減少は明らかである。

3) 健康づくり・スポーツ医科学センター（福祉保健部健康対策課、教育庁保健体育課）

（単位：百万円）

施設名	年度	直営	指定管理			
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
健康づくり・スポーツ医科学センター	(注) 219	129	155	154	154	

（出所）県作成資料に基づき監査人が作成

（注）平成18年度の経費は、施設運営に係る支出から収入を差し引いた差額を記載している。

平成19年度、指定管理者制度への移行を機に、従来行っていた2つの事業（健康づくり事業、スポーツ医科学事業）のうち、「健康づくり事業」の事業内容を縮小している。なお、平成20年度、再度「健康づくり事業」の事業内容の拡充を図っている。

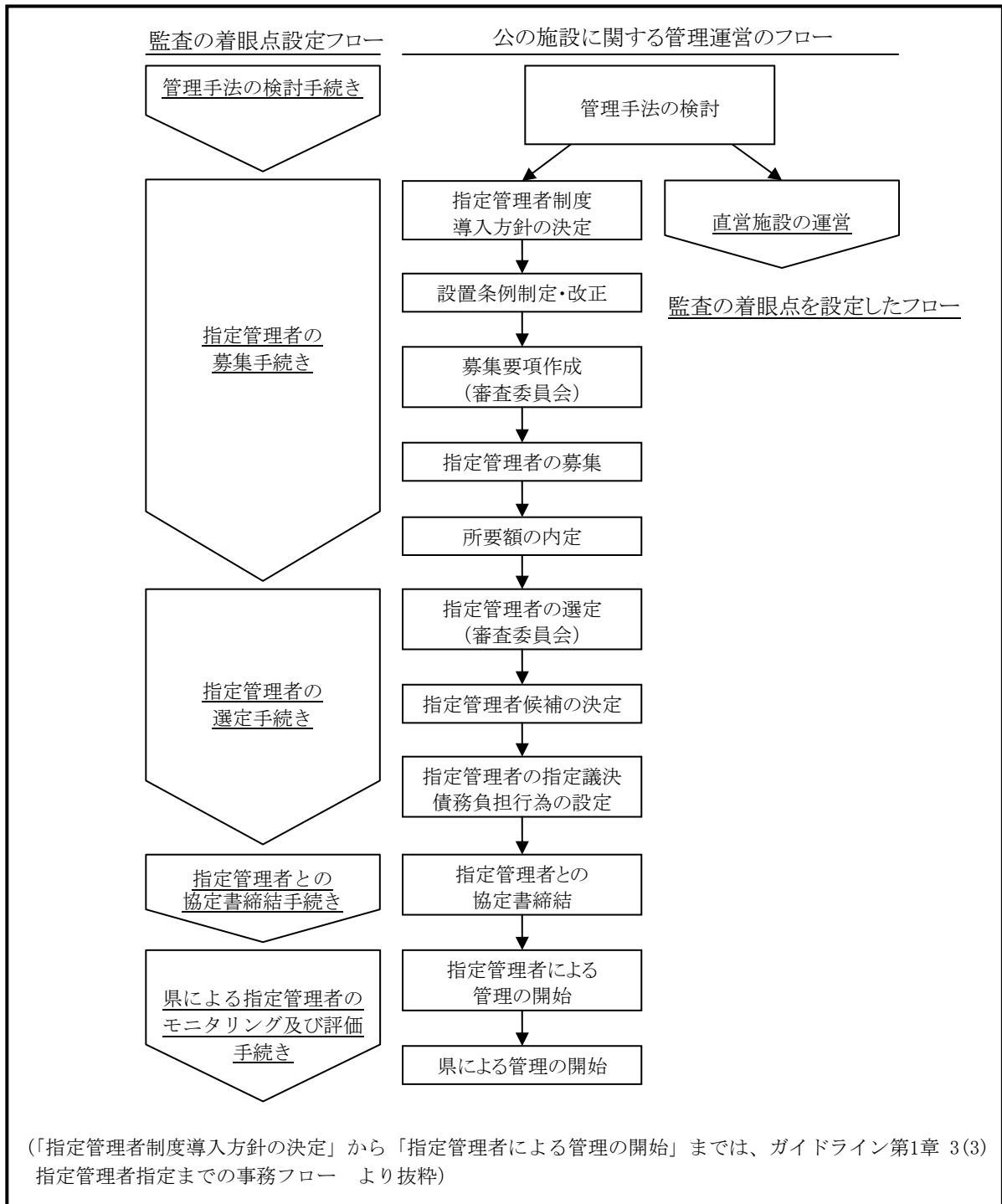
指定管理者制度導入と「健康づくり事業」の事業規模変更による経費への影響を明確に区分することはできないが、県が負担する経費は減少している。

第3章 包括外部監査の方法

I. 事務フロー

県は、知事政策局行政改革推進室が「指定管理者制度の運用ガイドライン」（平成 23 年 3 月）（以下「ガイドライン」という）を作成・改訂している。

公の施設に関する管理運営のフローは、ガイドライン等によると以下のとおりである。



II. 監査の着眼点

ガイドライン等で定める公の施設に関する管理運営のフローを、内容毎に纏め、監査の着眼点を設定する。監査の着眼点を設定したフローとガイドライン等で定める公の施設に関する管理運営のフローの関係は、「I. 事務フロー」図に記載している。

1. 管理手法の検討手続きについて

公の施設は、平成16年9月から県施設としての廃止を含めた「あり方」の見直しが行われ、平成17年4月「新潟県公共施設改革委員会（以下「改革委員会」という）」が設置され、「県公共施設のあり方に関する報告書（平成18年2月）（以下「報告書」という）」が答申されている。

改革委員会は、対象外とした施設を除く68施設を対象に、施設ごとのあり方（県施設としての廃止・存続）、存続の場合の管理手法の見直し（指定管理者の導入、市町村管理、直営）、運営のあり方について検討を行い、最終的な意見を報告書でまとめている。

【対象外とした施設】

- ① 法令により県の直営管理が義務づけられている施設
- ② 試験研究機関の付帯施設とみなされる施設
- ③ 施設の性格から地方独立行政法人法の検討を優先させる施設
- ④ 施設のあり方を決定している施設

（報告書 2 見直し対象施設 より抜粋）

改革委員会は、施設のあり方（県施設としての廃止・存続）を整理した上で、存続する施設については、今後の施設運営の中で、指定管理者を管理主体の基本として位置付け、現時点で市町村管理もしくは直営が妥当、あるいはやむを得ないとした施設以外の施設を指定管理者導入が適当な施設として整理している。

見直しの検討結果は以下のとおりである。

廃止・民間移管・市町村移管の検討が必要な施設	12 施設
指定管理者導入が適当と判断した施設	33 施設
市町村による管理の検討が必要な施設	10 施設
県直営施設	10 施設
改革委員会としての判断を保留した施設	3 施設
合計	68 施設

（報告書 5 見直しの検討結果 より抜粋）

改革委員会は、報告にあたり指定管理者による管理運営にあつては、維持管理費の節減のみを目的として指定管理者制度を導入すべきではなく、施設の設置目的等に基づいてどのようなサービスを提供すべきか、これらを明確にした中で指定管理者制度を導入していくべきである。また、直営施設にあつては「未来永劫直営のままでいいと結論づけたものではありません。今後も引き続き県としての見直しを継続する中で、指定管理者の効果を踏まえつつ、導入の検討を早急に行うべきであると考えています。」と纏めている。

県は、改革委員会の答申結果を踏まえ、管理手法を決定している。

従って、管理手法の検討手続きにおける監査の着眼点は、以下のとおりとする。

- ・ 指定管理者導入施設及び直営施設を決定するにあたり、改革委員会の答申を踏まえ十分な検討が行われているか。
- ・ 直営施設は、見直しを継続する中で適切な管理手法の検討を行っているか。

2.指定管理者の募集手続きについて

指定管理者制度は、広く応募を募り、競争原理を働かせることにより施設の管理運営に係る効果を働かせるために、募集方法は、公募により行われる必要があり、県は公募を原則としている。

公募による選定

「指定管理者」の選定にあたっては原則公募によることとします。

(ガイドライン 第2章 2(1) 公募による選定 より抜粋)

しかし、県は以下の場合、非公募による選定が可能としている。

特定の者の選定（非公募）

施設の設置目的に沿った「適正な管理・運営」の観点から、以下の場合には、特定の者を指定管理者として選定することができます。

- ア 当該施設のみ管理・運営に加え、県施策との連携や調整等の他の機能、役割が認められる場合
- イ 競争原理が働かず、現管理者による管理・運営が適当と認められる場合
- ウ 緊急を要する場合、申請者がいない場合等相当の理由がある場合

(ガイドライン 第2章 2(2) 特定の者を選定（非公募） より抜粋)

非公募による選定が行われる場合、原則を覆す以上、合理的な理由と明確な説明が必要である。

募集にあたり、申請者へ周知すべき事項は募集要項に明記される。県が募集要項で明記を促す主な項目は、以下のとおりである。

施設の目的及び指定管理者に要請する事項等の明確化

民間の創意工夫を活用して一層の効果的・効率的な施設管理を図る観点から、次のような点について整理を行う他、施設の態様に応じてインセンティブを付与する等、事業者の創意工夫が働きやすいよう工夫し、申請者に周知すべき事項については募集要項に明記して下さい。

- 施設の設置目的
- 管理運営方針
- 施設の現状と課題
- 指定管理者に行わせる業務
- 指定管理者に対して特に要請する事項

(ガイドライン 第2章 3(2) 施設の目的及び指定管理者に要請する事項等の明確化 より抜粋)

県は、指定管理者に要請する事項等を明確化し、募集要項に明記する必要がある。

指定管理者は、指定管理料及び利用料金収入を財源に、施設の運営を行う。指定管理者の創意工夫を促すためには、指定管理料や利用料金収入の条件が、指定管理者にとって魅力的である必要がある。

一方、指定管理者制度導入が経費縮減を目的としていることから、県は、予算作成部署（財政課）との協議を踏まえ、予算の範囲内で指定管理料の提案を求める必要性から、募集要項に指定管理料の上限額を公表している。

指定管理料（委託料）の上限額の設定

ア 募集要項上の記載

指定管理者を公募する際には、県の予算の範囲内で求める必要があることから、募集要項において指定管理料の上限額を公表することとします。

イ 上限額設定に係る財政課協議

指定管理者候補の選定に当たっては、指定管理料の提案額が重要な審査項目となります。募集要項に記載する指定管理料（単年度、指定期間）の上限額積算にあたっては、財政課と協議が必要です。

(ガイドライン 第2章 3(5) 指定管理料（委託料）の上限額の設定 より抜粋)

指定管理料は、コスト縮減目標のみを求めるのではなく、一定のサービス水準を確保する指定管理料の積算が行われる必要がある。

利用料金制度は、利用料金収入の全部または一部（一定金額以上）が指定管理者への直収入となり、利用料金収入の増加に応じて指定管理者の収入増に繋がる。従って、指定管理者のモチベーションを維持・向上させるインセンティブが付与される仕組みが求められる。

一方、利用料金収入は、指定管理料とともに施設運営の財源であることから、県は、利用料金収入導入施設に対して、想定以上の利用料金収入が生じた場合、その収入の一部を県に還元することを基本とし、以下の条件を例示している。

- ・指定管理者は、自ら想定する利用料金、目標となる利用者数、利用回数をもとに利用料金収入見込額を算定し、収支計画において提案する。
- ・実際の利用料金収入額が提案された収支計画の利用料金収入見込額を上回った場合は、上回った額（申請の際に提案された管理運営経費が適切な理由により増加した場合は当該増加額を除いた額）の〇割を県に納付するものとする。
- ・利用料金の収入減のリスクについては、指定管理者の負担とし、県は委託料の増額は行わないものとする。
- ・リスク負担の詳細については、指定管理者と県が協議の上、協定において定める。

(ガイドライン 第2章 3(6) 管理運営における収入 より抜粋)

利用料金制度の設定に当たっては、指定管理料とのバランスとともに、指定管理者へのインセンティブの付与を図る設計が求められる。

従って、指定管理者の募集手続きにおける監査の着眼点は、以下のとおりとする。

- ・非公募の理由は合理的か
- ・公募手続きは適正か（募集期間、募集単位等）
- ・募集要項の記載内容は適切か（指定管理者の制限、申請者の要件、定量的指標の設定等）
- ・指定管理料の積算方法は適切か
- ・利用料金制度は適切か

3.指定管理者の選定手続きについて

指定管理者の選定は、選定基準と指定管理料上限額を公表した後、申請者から施設運営の提案を受け、提案内容と提案価格の双方を審査し得点化した結果、最も適切に施設の管理運営を行うことができると判断した者を指定管理者候補者として選定し、県議会の議決を経て、県により指定管理者に指定される。

県は、指定管理者の選定において、公正性、公平性を確保するため、民間有識者等の第三者を入れた「指定管理者審査委員会」を設置し、審査委員会の意見を踏まえ指定管理者候補を決定することを基本としている。また、審査に県職員が加わる場合は「オブザーバー委員」とし、審査委員会としての意思決定や選定に当たっての採点には加わらない。

(1) 指定管理者審査委員会

指定管理者の選定においては、民間有識者等の第三者を入れた「指定管理者審査委員会」の意見を踏まえて行うことを基本とします。

ア 委員会の業務

- (ア) 指定管理者の具体的な選定基準の検討
- (イ) 選定基準に基づく指定管理者候補の選定

イ 委員の構成

民間の有識者・・・5名程度

県職員が加わる場合は「オブザーバー委員」とし、人数も必要最小限に止め、委員会において施設管理者等の立場から意見を述べたり、申請者のプレゼンテーションに対して質問等を行います。委員会としての意思決定や選定に当たっての採点には加わらないこととします。

(ガイドライン 第2章 6(1) 指定管理者審査委員会 より抜粋)

また、審査委員会は「附属機関等の会議の公開に関する指針(平成11年3月24日新潟県知事決定)」に基づき、原則として公開することを県の統一的判断とし、ホームページへの掲載等により、広く県民に対して情報提供がされる。公表する主な内容は以下のとおりである。

- ・ 指定管理者審査委員会委員の名簿
- ・ 審査項目及び配点
- ・ 指定管理者候補の名称及び順位
- ・ 指定管理料についての提案金額
- ・ 審査結果概要（提案内容を点数化して評価を行う場合は、その点数等）

(ガイドライン 第2章 6(2) 指定管理者候補の選定 オ より抜粋)

審査には、公平性、公正性及び透明性が確保される必要がある。

従って、指定管理者の選定手続きにおける監査の着眼点は、以下のとおりとする。

- ・ 審査委員会審査委員等の構成は適切か
- ・ 審査委員会審査委員の公正性は確保されているか
- ・ 審査は適切に行われたか（審査基準の適正性及び情報開示の適切性を含む）

4.指定管理者との協定書締結手続きについて

指定管理者は、条例に基づく行政行為（指定）により、公の施設を管理する権限を有することになる。従って、条例で定められていない項目について、指定管理者は県と権利義務を明確にするため、業務の範囲、管理基準、指定管理料、モニタリング等の詳細を協議し、協定書を締結する必要がある。

県は基本協定例として、以下の項目を例示している。

第1章	総則
第2章	業務の実施
第3章	指定管理料等
第4章	リスク分担・損害賠償
第5章	モニタリング
第6章	指定管理者の指定の取消し等
第7章	指定管理者の引継ぎ等

(ガイドライン 基本協定例 より抜粋)

協定内容は、募集要項で公表した内容や審査結果等を受け、指定管理者と県による十分な協議を踏まえ決定される必要があり、不明確な項目や指定管理者にとって不利な内容となることがあってはならない。

また、協定内容に制約が多く、内容に著しく干渉した場合、指定管理者の自由裁量の余地が狭くなり、独自性が発揮できなくなることから、指定管理者の創意工夫等が妨げられてはならない。

従って、指定管理者との協定書締結手続きにおける監査の着眼点は、以下のとおりとする。

- ・協定書の内容は適切か。

5.県による指定管理者へのモニタリング及び評価手続きについて

指定管理者制度では、施設の設置責任者である地方公共団体は、地方公共団体に代わり公の施設を管理運営する指定管理者に対して、施設の管理運営が適正になされているか及び十分な公共サービスが提供されているか監視するとともに、指定管理者の活動結果を評価し、その評価結果を、指定管理者の管理運営に反映させ、サービス水準の一層の向上を図る仕組みを構築する必要がある。

地方自治法第244条の2第10項 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
--

ガイドラインには、そのための仕組み等に関して以下の記載がある。

1 モニタリング及び評価の意義

(1) 意義

指定管理者を指定した後は、指定管理者が当該公の施設の設置目的を理解し、適切な管理運営を実施し、良好なサービスを提供しているかを監視するとともに、モニタリングを行うことが重要です。

また、県によるモニタリングに基づいた改善に加え、指定管理者自らによる管理運営の一層の改善及びサービス水準の一層の向上を図っていくことも重要です。そのためには、モニタリングに評価の仕組みを一体的、有機的に組み込んでいく必要があります。

(ガイドライン 第4章 1(1) 意義 より抜粋)

モニタリングの目的及びモニタリングによる指定管理者、県の役割として想定される内容、評価の目的、方法等は以下のとおりである。

【モニタリングの目的】

- ア. 提供されるサービスについて、仕様書等で定められた要求水準が充足されているか確認すること
- イ. 指定管理者が提供するサービスが所定の水準を充足していない場合、指定管理者に対し、改善勧告等を行い、サービス水準の改善を求めること
- ウ. 上記を通じて、公の施設の設置者としての県の責任を果たすこと

(ガイドライン 第4章 2(1) モニタリングの目的 より抜粋)

【指定管理者・県の役割分担】

日程	指定管理者	県	
		書類確認	実地調査
毎日	・日報の作成 ・苦情・要望等の記録・整理		
月次	・月次報告書の作成・報告	・月次報告書の確認	随時（必要に応じ現地調査等）
四半期 ※	・四半期報告書の作成・報告 ・（利用者アンケート実地）等	・四半期報告書の確認	・定期（又は随時）の立入によるモニタリング
年次	・年間報告書の作成・報告 ・（ワークショップ等の実施）	・年間報告書の確認	
緊急時	・緊急時の報告	・日報等の確認	・緊急時の対応 ・立入検査

※ 四半期ではなく、上下期の場合も想定される。

(ガイドライン 第4章 1(3)モニタリングにおける指定管理者、県の役割として想定される内容 より抜粋)

【評価の目的等】

<p>評価</p> <p>(1) 評価の目的</p> <p>ア 指定管理者自らによる管理運営の一層の改善及びサービス水準の一層の向上を図っていくこと</p> <p>イ 評価結果の公表を通じて、公の施設の設置者として県の説明責任を果たし、県民の理解と信頼の確保を図ること</p> <p>(2) 評価の内容、方法等</p> <p>ア 目標の設定 (略) 定量的な指標を用い、年度当初に指定管理者と協議の上目標設定するものとします。</p> <p>イ 利用者アンケートの実施</p> <p>ウ 評価作業 モニタリング結果等をもとに、全施設共通の評価項目・評価基準（資料編9参照）により達成状況を評価します。</p> <p>エ 評価結果のフィードバックと報告 各施設所管課は、上記評価項目・評価基準に基づいて評価した結果を、資料9掲載の評価シートに記載し、指定管理者にフィードバックするとともに、行政改革推進室に報告して下さい。</p>
--

(ガイドライン 資料9 評価シート より抜粋)

【評価シート】

	評価項目	視点	評定
I	事業	利用促進やサービス向上のための取組が行われているか	
II	施設管理	施設、設備及び備品の維持管理・修繕が適切に行われているか	
III	財務	安定的な運営が行われているか	
IV	管理体制	適切な管理と安全を確保できる組織・体制となっているか	

(ガイドライン 資料編8 モニタリングシート(例) より抜粋)

県は、指定管理者から提出される書類（月次報告書、年間報告書等）を確認するとともに、実地調査によりモニタリングを行う。また、モニタリングシートに基づいて、事業、施設管理、財務、管理体制を評価する。

従って、県による指定管理者へのモニタリング及び評価手続きにおける監査の着眼点は、以下のとおりとする。

- ・ 指定管理施設のモニタリングは適切に行われているか
- ・ 指定管理施設の評価は適切に行われているか
- ・ 県の評価結果は、指定管理者による管理運営の改善に反映しているか

6. 直営施設の運営について

改革委員会は、当面「直営」として管理運営すると整理した施設に関しても以下の答申を行っている。

4 見直しの基本的考え方と今後の課題

(2) 県施設としての管理手法の見直し

ウ 県直営

(略)

なお、「直営」においても、指定管理者と同様の創意工夫を行う中で、利用者へのサービス向上や運営経費の節減に努めなければならないことは、きちんと認識していただかなければなりません。

5 見直しの検討結果

(4) 県直営施設(10施設)

今後、更に管理手法を検討すべきですが、当面直営であっても、特に維持管理に対しては民間委託等積極的に民間の活用を図る必要があります。

(報告書 4(2)ウ 県直営、5(4) 県直営施設(10施設) より抜粋)

直営施設であっても、指定管理者制度導入施設と同様に、効率的・効果的な管理運営を目指し、民間活力を積極的に取り込み、利用者のサービス向上及び経費節減を図る必要がある。

従って、直営施設の運営における監査の着眼点は、以下のとおりとする。

- ・施設の管理運営の中で、サービスの向上や経費縮減に向けた取組がされているか
- ・指定管理者制度同様にモニタリング及び評価の仕組みが構築されているか

Ⅲ. 監査の対象とした施設

1. 指定管理者制度導入施設

テーマ選定の趣旨から、全ての施設を監査対象とした。

なお、過去2年間に包括外部監査で対象となった施設については、監査意見等への改善状況を確認した。

2. 指定管理者制度導入施設以外の施設

施設の業務内容や県支出負担額等の重要性及び他自治体の指定管理者制度導入事例等を参考に下記10の直営施設を監査対象とした。

No	施設名	所在地	所管課
1	新潟県立歴史博物館	長岡市	県民生活・環境部文化振興課
2	新潟テクノスクール	新潟市	産業労働観光部職業能力開発課
3	上越テクノスクール	上越市	産業労働観光部職業能力開発課
4	三条テクノスクール	三条市	産業労働観光部職業能力開発課
5	魚沼テクノスクール	魚沼市	産業労働観光部職業能力開発課
6	妙法育成牧場	中魚沼郡津南町	農林水産部畜産課
7	新潟県立青少年研修センター	新潟市	教育庁生涯学習推進課
8	新潟県立少年自然の家	胎内市	教育庁生涯学習推進課
9	新潟県立近代美術館	長岡市	教育庁文化行政課
10	新潟県立万代島美術館	新潟市	教育庁文化行政課

Ⅳ. 主な監査手続

関連法規、関連諸規則、事業に関する各種管理資料、決算書その他必要と認められる書類の閲覧、分析、関係者への質問、現場視察その他必要と認めた手続きを実施した。

第4章 包括外部監査の結果 総論

「第3章 包括外部監査の方法」に記載した「監査の着眼点」に基づいて監査を実施した結果、検出した事項は、「指摘」又は「意見」として記載している。報告書を読むにあたっての留意点は以下のとおりである。

「指摘」：違法事項（規則等に違反している事項）、又は不当な事項（規則等の形式的な違反はないが、規則等の趣旨から逸脱している事項）。

「意見」：最少の経費で最大の効果を上げるうえで、努力が望まれる事項及び組織運営の合理化の観点から改善が望まれる事項（経済性、効率性、有効性に関する事項）。

個別の施設に関する「指摘」及び「意見」は、「第5章 包括外部監査の結果 各論（指定管理者制度導入施設）」及び「第6章 包括外部監査の結果 各論（直営施設）」に記載している。本章では、個別の施設に関する「指摘」及び「意見」から複数の施設に共通する事項及び強調したい事項を記載する。

I. 管理手法の検討手続きについて

1. 新潟県公共施設改革委員会の答申に対する県の対応について(意見)

指定管理者制度創設を機に、県が設置した改革委員会は、施設ごとのあり方の見直し（県施設としての廃止・存続）、存続の場合の管理手法の見直し（指定管理者の導入、市町村管理、直営）、運営のあり方の見直しについて検討し答申している。

(1) 改革委員会が判断を保留した施設について

①判断を保留した施設

改革委員会は、下記施設に対して「施設のあり方の検討に先立って、県としての施策展開の検討が重要であり、委員会としての判断を保留」している。

【意見保留施設】

施設名	理由
健康づくり・スポーツ医科学センター	健康づくり、スポーツ医科学とも、その内容が県として行うべき行政か大いに疑念が残る。当面は施設の趣旨をどう生かすかの運営の検討が必要であり、運営の見直し方向を踏まえた上で、改めて議論する必要がある。 運営の検討に当たっても、真に県としての必要性を十分に議論する必要がある。
妙法育成牧場	畜産施策における県の関与のあり方の中で、施設の位置づけを検討する必要がある、施設単独での見直しは行わないこととした。
柏崎原子力広報センター	原子力行政に関わる部分であり、委員会としてあり方の判断をすべき

施設名	理 由
	<p>ではないと判断した。 国、事業者、県の役割を明確にする中で、施設及び法人のあり方を見直す必要があると考える。</p>

(報告書 5 (5) 委員会として判断を保留した施設 より抜粋)

②改革委員会の答申に対する県の対応

1) 健康づくり・スポーツ医科学センター（福祉保健部健康対策課、教育庁保健体育課）

平成 18 年 6 月、指定管理者制度下における効果的、効率的管理のあり方について検討するため「鳥屋野潟公園の管理のあり方検討委員会」を設置している。

「鳥屋野潟公園の管理のあり方検討委員会」は、改革委員会の意見を踏まえ、県が検討した業務の見直し案を検討し、指定管理者制度への移行を答申している。(鳥屋野潟公園の管理のあり方に関する報告書：平成 18 年 10 月 23 日)

県は、答申を受け、平成 19 年度より直営から指定管理者制度へ移行している。

2) 妙法育成牧場（農林水産部畜産課）

県は、平成 18 年度から、施設のあり方や業務運営の改善に向けた民間ノウハウ活用の検討を継続的に行っている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

- ・妙法育成牧場運営懇談会を開催（平成 18 年度 3 回）し、有識者からの意見を聴取している。
- ・地域意見交換会を開催し、地域ごとに農家や JA 等と意見交換を実施している（平成 20 年度～平成 21 年度にかけ、10 地域で開催）。

所管課は、検討途中の内容を公表することは誤解を招く恐れがあることを理由に検討内容を公表していない。なお、現在は、直営施設として管理している。

3) 柏崎原子力広報センター（防災局原子力安全対策課）

非公募施設として、平成 18 年度から、管理受託団体であった（財）柏崎原子力広報センターによる指定管理者制度へ移行している。

平成 22 年 10 月、再選定に当たり「柏崎原子力広報センター検討委員会」が設置され、柏崎原子力広報センターの必要性、今後果たすべき役割や具体的な事業展開、管理運営方法等について検討が行われ、「（財）柏崎原子力広報センターによる管理運営が望ましい」と答申されている（柏崎原子力広報センター検討委員会報告書：平成 22 年 12 月）。

県は、答申を受け、非公募により（財）柏崎原子力広報センターを指定管理者として選定している。

(2) 改革委員会が県直営と整理した施設について

①改革委員会が直営と答申した 10 施設と現在の管理手法

改革委員会は、当面直営と整理した 10 施設について、指定管理者制度導入に向けた更なる検討を答申している。

未来永劫直営のままでいいと結論づけたものではありません。今後も引き続き県として見直しを継続する中で、指定管理者の効果を踏まえつつ、導入の検討を早急に行うべきであると考えます。

(報告書 6(4) 直営の見直し より抜粋)

施設名	改革委員会による付帯意見	現在の管理手法
長岡駅前地下駐車場	—	長岡市へ移管
流域下水道施設	—	直営
県立図書館	—	直営
生涯学習推進センター	—	直営
県立青少年研修センター	類似施設については県としての一本化を検討すること。	直営
県立少年自然の家	類似施設については県としての一本化を検討すること。	直営
県立近代美術館	県民ニーズが反映されず、学芸員の専門性に左右された企画展にならないよう、第三者による運営の評価手法を検討すること。	直営
県立万代島美術館	県民ニーズが反映されず、学芸員の専門性に左右された企画展にならないよう、第三者による運営の評価手法を検討すること。	直営
県立文書館	—	直営
県立歴史博物館	県民ニーズが反映されず、学芸員の専門性に左右された企画展にならないよう、第三者による運営の評価手法を検討すること。	直営

(報告書 5 (4) 県直営施設 (10施設) より抜粋)

(注) 「現在の管理手法」欄は、平成23年4月現在の管理手法を監査人が記載

②答申後の各所管課の対応

監査対象とした施設の所管課の対応は以下のとおりである。

所管課	教育庁生涯学習推進課
施設名	県立図書館、生涯学習推進センター、県立青少年研修センター、県立少年自然の家
対応	答申後部内で繰り返し検討を行い、直営施設として予算計上している。直営施設として予算計上を行っている事実が検討結果と考える。

所管課	教育庁文化行政課
施設名	県立近代美術館、県立万代島美術館、県立文書館
対応	<p>(県立近代美術館、県立万代島美術館)</p> <p>県直営施設という位置づけの中で平成 18 年度に「新潟県立美術館外部評価検討委員会」を設置し、美術館運営評価手法についての検討を重ねた。これを基にして、平成 20 年度から「新潟県立近代美術館協議会」において、美術館運営に対する外部評価制度を実施し、この中で、美術館運営の実績に対する評価や今後の課題、改善点などについて検証を行っている。</p> <p>また、県立近代美術館では、館長に大学教授や民間企業経験者を起用している。</p> <p>(県立文書館)</p> <p>県立図書館、県立生涯学習推進センターと併設された社会教育施設であり、2 施設同様、入場料金を徴収していないため、県直営施設を前提として館運営を行っている。設立時の平成 4 年度に設置された「新潟県立文書館運営協議会」(任期 2 年、委員 15 名)で、館運営等に関して各種課題、今後の指標等を定めて適切な館運営のあり方を検証している。</p>

所管課	県民生活・環境部文化振興課
施設名	県立歴史博物館
対応	<p>県立歴史博物館については、指定管理者制度適否の検討の前段階として、民間の人材や民間企業を積極的に活用して効率的でかつ魅力ある博物館の運営を行うため、以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度より外部評価委員会を設置し、外部委員の方から館運営の実績に対する評価、課題等について検証・検討し、広く意見を受けている。 ・清掃、電気・空調設備の保守・点検など、維持管理全般については外部委託するなど、民間を活用している。 ・平成 19 年度より民間企業経営の経験者を館長に起用している。 ・平成 20 年度より民間企業の経験者を「広報担当者」に起用している。

県として、改革委員会の答申を受け、十分な検討を重ね、合理的な理由に基づいて、直営施設として管理手法を決定したのであれば、その決定を否定するものではない。しかし、監査対象施設には、部内等での検討はされているが、検討内容が公表されていない、あるいは施設の運営に関して検討をしているが、管理手法(指定管理者制度又は直営)の検討がされないまま、現在も直営として管理されている施設がある。

改革委員会の答申後既に多くの月日が経過している。改革委員会は、県として正式な手続きを経て立ち上げたのであるから、答申結果は厳粛に受け止め、管理手法に関する検討結果及び検討結果に至る検討内容について公表すべきである。

また、今回監査の対象としなかった直営施設に関しても、県として検討結果及び検討内容が公表されていない施設は、同様に公表すべきであることを記載する。

Ⅱ. 指定管理者の募集手続きについて

1. 推進役の必要性について(意見)

県の指定管理者制度導入率は、他の都道府県に比べ低く、また、公の施設の区分毎の導入率も異なっている。しかし、指定管理者制度導入の判断は、各所管課が行っており、全庁的な観点から指定管理者制度導入に向けて、中心的な役割を担う部署は明確化されていない。

一方、知事政策局行政改革推進室（以下「推進室」という）は、指定管理者制度導入にあたってのいわば手引きとなる「指定管理者制度の運用ガイドライン」の作成・改訂を行っている。更に、推進室は、平成 23 年度の審査から、各指定管理者の審査に当たる「審査委員」を一元的に選定する等、全庁的な立場での役割を担っていると言える。従って、推進室には、指定管理者制度未導入施設への制度導入可否を各所管課へ定期的に確認する等、全庁的な観点から指定管理者制度導入に向けての推進役としての役割が求められる。

2. 非公募による選定について(意見)

(1) 非公募の要件について

指定管理者の選定は、原則公募によることとしている。「ガイドライン 第 2 章 2(1)」。しかし、施設の設置目的に沿った「適正な管理・運営」の観点から、以下の場合には、特定の者を指定管理者として選定（非公募）することができる。

- | | |
|---|--|
| ア | 当該施設のみ管理・運営に加え、県施設との連携や調整等の他の機能、役割が認められる場合 |
| イ | 競争原理が働かず、現管理者による管理・運営が適当と認められる場合 |
| ウ | 緊急を要する場合、申請者がいない場合等相当の理由がある場合 |

(ガイドライン 第2章 2(2) 特定の者を選定(非公募) より抜粋)

(2) 非公募施設について

平成 18 年度非公募により指定管理者制度が導入された施設名及び当施設の次回選定時の県の管理運営方法等の検討結果は以下のとおりである。

施設名	管理運営方法等の検討
新潟県関岬キャンプ場	平成 21 年度より引き続き (財) 休暇村協会が指定管理者として選定されている。なお、非公募理由は「選定当時と外部環境に大きな変化が無いから」とのことである。
新潟県柏崎原子力広報センター	平成 22 年 12 月「柏崎原子力広報センター検討委員会」を立ち上げ、平成 23 年度以降の運営について検討し、公益財団法人柏崎原子力広報センターを非公募により指定管理者とする答申をしている。
新潟県埋蔵文化財センター	平成 23 年度の 1 年間のみで (財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団を引き続き指定管理者として選定している。

公募が原則である以上、非公募により指定管理者を選定する場合、十分な検討を重ね、その理由を明らかにする必要がある。また、非公募であっても、指定管理者の再選定時には、公募による選定が可能か、改めて各所管課において検討が求められている「ガイドライン 第2章 2(2)」。

原則を覆す決定を行う以上、決定理由は、消極的な理由（例：環境の変化がない以上現状を否定する根拠が無い）ではなく、非公募を肯定する積極的な理由である必要がある。

3. 指定管理者の要件について(意見)

(1) 募集要項上の応募資格について

県は、指定管理者の業務の公正性と透明性を確保する一環として、募集要項上応募資格を定めている。

【応募資格】

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 県の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- エ 県税等を滞納していないこと。
- オ 経営状況が健全であること。
- カ 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。
- キ 指定管理者になろうとする法人及びその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体でないこと。

(ガイドライン 資料編 3 募集要項例 8(1) より抜粋)

(参考)

- 第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務

の執行を妨げたとき。
五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（地方自治法施行令第167条の4）

（参考）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条 より抜粋）

県の平成 22 年度の指定管理料の総額は 2,289 百万円である。公の施設の管理が、民間に開放され「ビジネス」として確立するに伴い、今後の不正の防止に向けた取り組みにも留意が望まれる。

（2）請負禁止規定の趣旨の反映について

現在、指定管理者の指定に権限を持つ、議員・首長等及びその関係者等は、「応募資格」上制限を受ける対象となっていない。

一方、地方自治法には請負禁止規定（第 92 条の 2 等）があり、議員・首長等は、地方公共団体に請負をする個人、組織等への関与に制限がある。

地方自治法第 92 条の 2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

地方自治法で定める請負禁止規定の趣旨は、議員・首長等、業者の選定、議会の議決、契約の締結等請負に直接・間接に関与する立場にある者が、その権限や影響力を用いて私利私欲を図り、公正かつ適正な議会運営や行政執行が損なわれることを防止するためである。

指定管理者の指定は自治体の「行政処分的一种」とされることから、請負禁止規定は指定管理者には適用されないと判断されている。しかし、指定管理業務と請負業務の経済行為としての効果には違いが見られない。請負禁止規定の制度趣旨を鑑みて、指定管理者の選定への対応が望まれる。

（3）指定管理者の制限範囲について

地方自治法による請負禁止規定は、議員・首長等の親族が経営する会社（例：議員・首長等本人ではなく、親族が役員会社）は対象としていない。脱法行為を行う場合、名義人を

親族の者へ変えるケースが見られる。親族が経営する会社等も指定管理者の制限範囲に加えることが望まれる。

4. 目標数値の設定について(意見)

県は「施設の適切な管理運営と県民へのわかりやすい説明のため、施設の利用者数や稼働率、利用料金収入等、施設の性格に応じた定量的な指標をあらかじめ設定し、募集要項等に明記」することが求められている（ガイドライン 第2章 3 募集要項の作成 (13)定量的な指標の設定）。

ガイドラインに例示されている「定量的な指標」及び募集要項で掲げる各施設の定量的な目標は、いずれもアウトプット指標（収入、利用者数、利用率等：資料編Ⅱ. 定量目標一覧 参照）である。アウトプット指標は、公園、会議室、ホール等の不特定多数が利用する施設にとっては分かりやすい目標指標である。

一方、ガイドラインでは、「施設の性格に応じた定量的な指標」の設定を求めている。

施設の性格とは設立目的と考えられる。従って、利用者数のみではなく、利用者である県民一人一人が施設利用の満足度を高めていくことで、施設の設立目的に沿った公共サービスとしてのアウトカム（有効性）を実現できる。アウトカムを測定するための客観的で定量的な指標の設定は難しいことから、多くの施設ではアウトプットを目標指標とする傾向が見られる。

しかし、新潟県立近代美術館及び新潟県立万代島美術館では、数値で示される定量目標（集客数、収支率等）とともに、数値としては示し難い定性目標（企画・展示の工夫等、普及活動の工夫等、作品解説会の充実度等）を設定したうえで、定性目標に対して4段階の判定を行い、目標に達する達成状況を判定し、次年度の目標設定につなげる等、目的達成に向けた工夫が試みられている。

他施設の事例等も参考に、施設の適切な管理運営及び県民への説明に創造的な工夫が望まれる。

5. 1 者のみの応募について(意見)

平成 23 年度までに指定管理者制度を導入している 33 施設(非公募 3 施設は除く)のうち、最近の公募時、申請が 1 者のみであった施設は以下の 21 施設である。

区分	施設名
レクリエーション・スポーツ施設	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグスワンスタジアム)、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区(ハードオフエコスタジアム新潟)、新潟県健康づくり・スポーツ医学科学センター
産業振興施設	新潟コンベンションセンター、新潟ふるさと村アピール館
基盤施設	新潟港コンテナターミナル、新潟県立奥只見レクリエーション都市公園(6地域)、新潟県立植物園、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島港湾緑地
文教施設	新潟県民会館
社会福祉施設	新潟ユニゾンプラザ、新潟県障害者交流センター、新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県点字図書館、新潟県聴覚障害者情報センター

指定管理者制度は公募により、複数の事業者による競争を促し、公共サービス水準の向上及び経費縮減への創造的工夫に基づく成果を目指した制度である。従って、1 者しか応募が無い施設には、競争が働かず、指定管理者制度が想定している創造的工夫に基づく成果が十分に期待できないことが予想される。

1 者しか応募がない 21 施設について、その原因を分析し、申請に当たり所謂参入障壁が無いか検討し、参入障壁が認められた場合には、解消に向けた取り組みを検討すべきである。

6. 所定額の内定について(意見)

指定管理者制度の目的には、複数の事業者の競争による経費の縮減がある。指定管理者制度導入により管理運営団体が拡張したことによる新規参入者の存在や競争条件の拡大により、経費縮減には、著しい効果が認められる。

一方、県の指定管理料は、主に過去の実績に今後の経費縮減目標を反映させた金額で見積られ決定されているようである。また、募集要項上、指定管理期間に渡り、毎年指定管理料の縮減を目標として設定する施設もある(例：新潟コンベンションセンター)。

指定管理者には、経費縮減とともに、利用者が満足する公共施設としてのサービス水準を確保することが求められる。過度の経費縮減はサービス水準の低下に繋がることが考えられることから、サービス水準を確保するための取組が望まれる。

7. 人件費の取扱いについて(意見)

(1) 施設別の人件費

指定管理者制度導入施設の平成 22 年度における指定管理料等と人件費とを比較している。

【人件費比率】

(単位：百万円)

施設名	項目	指定管理料 A	利用料金収 入等 (注) B	人件費 C	人件費割合 C/(A+B)
新潟県民会館		58	157	48	22.3%
新潟県立自然科学館		296	97	150	38.2%
新潟県関岬キャンプ場		-	2	1	50.0%
新潟県柏崎原子力広報センター		-	35	11	31.4%
新潟ユニゾンプラザ		23	97	15	12.5%
新潟県障害者交流センター		113	4	62	53.0%
新潟県障害者リハビリテーションセンター		5	79	46	54.8%
新潟県点字図書館		40	1	29	70.7%
新潟県聴覚障害者情報センター		25	1	20	76.9%
新潟県起業化支援・交流拠点施設		9	3	3	25.0%
新潟ふるさと村アピール館		146	-	39	26.7%
新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区 及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグ スワンスタジアム)		375	136	106	20.7%
新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区 (ハードオフエコスタジアム新潟)		91	48	28	20.1%
新潟県立鳥屋野潟公園(女池、鐘木地区)		78	0	14	17.9%
新潟県立島見、新潟県立聖籠緑地		49	0	17	34.7%
新潟県立大潟水と森公園		34	-	13	38.2%
新潟県立植物園		242	23	74	27.9%
新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)		127	22	24	16.1%
新潟県立奥只見レクリエーション都市公園(6地域)		119	0	41	34.5%
新潟コンベンションセンター		104	379	119	24.6%
朱鷺メッセ展望室		10	8	2	11.1%
新潟港万代島港湾緑地		23	-	3	13.0%
新潟県万代島駐車場		-	245	13	5.3%
新潟県柏崎マリーナ		-	55	32	58.2%
新潟港コンテナターミナル		141	-	18	12.8%
新潟県政記念館		8	0	5	62.5%
新潟県埋蔵文化財センター		19	-	8	42.1%
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター		154	26	94	52.2%
新潟県立長岡屋内総合プール		-	590	-	0.0%
合計		2,289	2,008	1,035	24.1%

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注) 利用料金収入及び受託事業収入等、指定管理料以外の収入項目を集計している。

指定管理施設を監査した際に、多くの指定管理者から人件費削減のため、職員の臨時化・非正規化を進めている現状について説明を受けた。

指定管理者制度が、経費の縮減を目的の一つにしている以上、人件費の縮減を図るために多様な雇用形態を採用することは、経営的観点からは当然と言える。しかし、指定管理業務の内容は多種に渡るものである。特に、人的サービスが基本となる業務においては、低賃金労働の固定化及び雇用の不安定化による労働条件・労働環境の悪化が、提供するサービス水準の悪化に繋がる可能性が考えられる。

(2) 県による指定管理者へのモニタリングについて

サービス水準を確保するためには、雇用条件を確保する必要がある。指定管理者による従業員の雇用が、労働法令を遵守し、公共サービスを提供するに足る雇用・労働条件への配慮がされるよう県は、留意する必要がある。

なお、県は平成 23 年度のガイドライン改訂にあたり、指定管理者へのモニタリング項目として「労働基準の準拠」を加えている。

8. 修繕費の取扱いについて(意見)

公の施設の維持管理には、適切なメンテナンスが不可欠である。そのために、修繕に当たり、県と指定管理者は、責任の範囲を分担している。

イ 修繕の負担について

指定管理者の負担において実施する修繕については、税法上の考え方から 1 件当たりの金額が 60 万円未満のものを原則とします。したがって、60 万円未満の修繕がどの程度必要になるかについては、事業計画において反映してもらう必要があります。

(ガイドライン 第2章 3(7) イ 修繕の負担について より抜粋)

しかし、本来県が負担すべき修繕が、県の決裁を待っている利用者の利便性を損なうことから、指定管理者が県の決裁を待たず、独自の判断で行い、修繕費を負担しているケースがある「新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）参照」。

修繕費の負担については、金額基準だけではなく、実務上の制約を考慮した上で柔軟な対応が可能となるような取扱いを検討すべきである。

Ⅲ. 指定管理者の選定手続きについて

1. 審査の公正性の確保について(意見)

(1) 審査委員の要件について

県は、指定管理者審査委員に県職員がメンバーとして加わった場合、採点には加わらせていない。これは、「公の施設」である以上、県職員が採点に加わることで、恣意的な審査が行われることを排除するとともに、県民から恣意的な審査が行われたとの疑いすらもたれないように配慮したものと考える。

しかし、恣意的な審査は、県職員が審査に加わるケースだけではない。

指定管理者申請者と特別な関係を持つ者が、審査委員に名を連ねた場合、審査は恣意的なものとなり、審査の公正性が確保されない。

審査の公正性を確保するためには、審査委員の独立性が求められる。しかし、現在、県は審査委員の独立性を確保するための明確な規定を定めていない。指定管理者の要件について「地方自治法の請負禁止規定趣旨」を反映した制限について意見を記載している(Ⅱ. 3(2) 請負禁止規定の趣旨の反映について 参照)。

審査委員についても、指定管理者同様、独立性を確保する必要がある。

(2) 独立性の確認方法について

県は、各所管課に委ねていた審査委員の選定を、平成 23 年度の審査から、推進室が一元的に審査委員を選任する方法へ変更している。

しかし、指定管理者の選定手続上、審査委員は、公募前に選任される。従って、申請者に対する審査委員の独立性は、審査の段階で確認する必要がある。

現在、独立性の確認に当たって、県として統一的な方法はない。従来は、各所管課の判断で、口頭により確認を取るケースもあったようである。審査の透明性を確保するために、独立性の確認方法及び確認結果の審査委員会議事録への記録を、各所管課で実施する必要がある。

2. 審査基準の取扱いについて(意見)

平成 22 年 2 月、新潟県立鳥屋野潟公園（女池、鐘木地区）の指定管理者の審査において、新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会は、「イベント開催を主目的とした施設のものとは異なり、利用促進よりも維持管理能力を第一に考え、水準以上の管理が担保されれば、価格により決定し経費節減を図るべきである。」として、審査における維持管理内容を再評価し、審査基準に基づき総合得点が最も高い申請者ではなく、最も提案価格が低い申請者を、指定管理者候補の第 1 順位として選定した。

審査において維持管理内容を再評価し、「利用促進よりも維持管理能力を第一」に考えた今回のケースは、審査実施過程で、審査基準を検証し、見直しを図ったものである。

審査基準を適時適切に見直すことは必要である。しかし、審査の過程での見直しは、公平性の観点からできるだけ回避すべきである。

また、このような事態を生じさせないために、所管課である推進室は、審査基準を含めた指定管理者制度の運用に関して、常に検証を行い、タイムリーに見直しを行う必要がある。

なお、当審査を契機に、推進室は、指定管理者の選定方法の見直しを行っている。

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点(注)	順位
A 株式会社	856.15	第 2 順位
鳥屋野潟セントラルパークグループ	779.50	第 1 順位
団体 B	735.17	第 3 順位

(注) 5名の委員による採点の合計である。

3. 審査項目・配点の開示について(意見)

(1) 施設別の審査項目と配点について

指定管理者の審査にあたり、所管課が開示した審査項目と実際の審査で使用された審査項目等の関係は以下のとおりである。

施設名	新潟県民会館	新潟県立自然科学館	新潟ユニゾンプラザ	新潟ふれ愛プラザ	新潟県起業化支援・交流拠点施設	新潟ふるさと村アピール館	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区 (ハードオフエコスタジアム新潟)	新潟県立鳥屋野潟公園(女池、鐘木地区)	新潟県立島見及び新潟県立聖籠緑地	新潟県立大潟水と森公園	新潟県立植物園	新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)	新潟県立奥只見レクリエーション都市公園	新潟県立万代島港湾緑地 車及び新潟港万代島港湾緑地	朱鷺メッセ展望室	新潟県柏崎マリーナ	新潟港コンテナターミナル	新潟県政記念館	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	新潟県立長岡屋内総合プール	集計	
審査項目																						
公表基準 そのまま使用																	○	○	○	○	○	5
細分化・非公表	○	○			○	○																4
細分化・公表																						
項目のみ公表			○																			1
配点まで公表				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						11

(出所) 県提出資料より監査人が集計

【審査項目の内容】

①公表基準そのまま使用

募集要項に記載されている審査項目に基づいて審査が行われたケース

②細分化・非公表

1) 審査にあたり、募集要項で開示された審査項目より、更に細かい「審査の視点」が審査委員に開示され審査が行われたケース。

2) 採点方法が募集要項で公表された審査項目からは推測できないケース。

実際の採点方法は、複数の審査項目の評点の合計に、別の審査項目の実現可能性比率を乗じて計算されている。従って、乗じる率を決定する審査項目が審査結果に与える影響は大きいですが、募集要項には、当計算方法が開示されていない。

③細分化・公表

指定管理者の公募にあたり、募集要項で「審査項目」を開示する以外に、募集要項とは別に「指定管理者選定基準」として、「審査項目」より細かい「審査の視点」及び「審査の視点毎の配点」を開示するケース。

選定基準を詳細に明らかにすることで、申請者は、県が要求する内容及び水準を理解し、有益な提案に繋がると考える。従って、選定基準は、できるだけ詳細に開示することが望まれる。

IV. 指定管理者との協定書締結手続きについて

1. 協定内容について(意見)

施設運営に当たり、指定管理者からの柔軟な発想による創意工夫を導き出すためには、自由度の高い協定の締結が有効である。しかし、有効に機能していないケースが見られることから、内容の見直しが望まれる。

(1) ペナルティ条項について

指定管理者の施設運営に当たり、目標値を設定し、達成度合いに応じて、指定管理料、利用料金収入にペナルティを課し、業務推進の誘発要因としている施設がある。しかし、目標値が高く実態に即していないことから、誘発要因として機能していないと思われる施設がある（第5章 包括外部監査の結果 各論（指定管理者制度導入施設）Ⅷ. 朱鷺メッセ展望室、資料編Ⅲ. 目標値と実績値の比較 参照）。

(2) 利用料金の決定について

利用料金の設定及び改正は、条例で定める範囲内で指定管理者が定めることができるが、実務上指定管理者が利用料金を定める余地は乏しいと思われる。

例：貸館機能を有する民間施設では、リピーターに対して、優遇措置として割引率を増し利用促進を図るケースが見られる。しかし、貸館機能を有する公の施設にあっては、特定の利用者（リピーター）にのみ、優遇措置を与えることは、使用機会の均等を損なうとして、利用率が低いにも関わらず、自主的に採用していない。

一方、指定管理者制度の導入効果として、県民会館、新潟コンベンションセンターでは、利用率の低下する冬季の割引、早期申込による利用料金の割引を新たに採用している。

各施設は、他の取組事例を参考にして、利用料金収入増加に向けた取組を図ることが望まれる。

(3) 指定期間について

県は、維持管理業務が中心の施設は、新規参入機会の確保等を優先し3年間を、業務に一定の専門性があり、ノウハウの蓄積や人材の育成が必要な施設は、安定したサービス水準の確保に配慮し、4～5年間を指定期間の原則とし、3～5年間の範囲で、施設の性格に応じた適切な期間設定を所管課の判断で決定している。

制度導入後、指定管理者選定も回数を重ねており、特段の事情も配慮しながら、多様な期間設定の検討が望まれる。

V. 県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

1. モニタリング及び評価の充実化について(意見)

県は、指定管理者から定期的に報告を求め、モニタリングを実施している。県によるモニタリングに基づいた改善に加え、指定管理者自らによる管理運営の一層の改善及びサービス水準の一層の向上を図るために、モニタリングに評価の仕組みを組み込んでいる。

評価の内容、方法等は、ガイドラインに記載されているが具体的な手法は、所管課担当者による裁量の余地がある。モニタリングシートを活用しノウハウをマニュアル化し蓄積を図る等、評価内容、方法等の充実化を検討すべきである。

2. 指定管理業務の正確な収支の把握について ～間接費について～(意見)

企業の事業活動に伴い発生する費用には、事業に直接的に関連する経費（直接費）と、事業に直接的には関連しないが、事業を行う企業の活動に、不可避免的に発生する経費（間接費）がある。

指定管理業務を行う企業にとっての経費は以下のように分類できる。

直接費：指定管理事業に直接要する人件費、物件費等

間接費：指定管理業者企業の本社部門（総務、経理部等）の人件費、物件費等

指定管理者が複数の共同企業体の場合、指定管理者が共同企業体を構成する各企業に対して、間接費を負担するケースが散見される。

各施設の指定管理者が、間接費として負担する金額の算定基準は以下のとおりである。

【施設別間接費の算定基準】

算定基準	施設名
収支計画書の予算額	新潟県立自然科学館
収入額（売上高）割合による按分	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム） 新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフエコスタジアム新潟） 新潟県立島見緑地（注1） 新潟県立聖籠緑地（注1） 新潟県立植物園 新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む） 新潟県立奥只見レクリエーション都市公園（注1）
業務割合（注2）	新潟コンベンションセンター 新潟港万代島港湾緑地 新潟県万代島駐車場

（注1） 上記の按分に加え、指定管理業務の収支が赤字とにならないよう調整が行われ、収支差額が均衡している。

（注2） 従事時間や人員配置に基づいて算出した割合とのことである。

指定管理者は、指定管理業務の実施に係る収入及び支出の経理について、他の経理と区分して行わなければならない（ガイドライン 資料編 基本協定例第8条「区分経理」）。

従って、間接費の按分は、合理的なルールに基づいて計算され支払われるべきである。しかし、按分基準は定めているが実際の計算過程が確認できないケースや按分後、指定管理業務の収支差額が均衡するように調整されているケースが見られる。

間接費の負担額を調整することで、指定管理業務の収支は、調整が可能となることから、不正不当な取引の温床に繋がりにかぬない。

現在、指定管理業務において間接費の負担が生じてても、県として明確な方針はなく、指定管理者の判断で行っているのが実情である。まずは、県による間接費の正確な把握が必要である。

3. 修繕について(意見)

（1）修繕計画の作成について ～老朽化に備えた修繕計画の必要性～

指定管理業務対象施設の供用年月及び建物価格は以下のとおりである。建築物は、機能を維持するには、老朽化に備えた日常的な改修・修繕とともに、定期的に大規模修繕が必要とされる。公の施設を、設置目的に沿って活用していくには、定期的な修繕により、施設の維持管理を行うことが必要である。しかし、今回の調査では、多くの指定管理業務対象施設は、日常的に必要な改修・修繕は、安全面での優先度をつけて、単年度の予算の中でやり繰りしているが、定期的な大規模修繕にかかる経費は、県の財政的な裏付けがないため、把握されていないのが実情である。

外部業者に中長期的に必要な修繕の調査を依頼している所管課もあるが、限定的であり、

県として全庁的な取組がされているとは言い難い状況である。定期的な修繕計画の必要性を検討する必要がある。

【指定管理者導入施設の供用開始日及び建物価格】

(単位：百万円)

施設名	項目	供用開始年月	建物価格
新潟県民会館		昭和 42 年 12 月	669
新潟県政記念館		昭和 50 年 4 月	8
新潟県立自然科学館		昭和 56 年 11 月	1,201
新潟県柏崎原子力広報センター		昭和 61 年 4 月	77
新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグスワンスタジアム)		昭和 61 年 4 月 (平成 13 年 4 月)	(注) -
新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区(ハードオフエコスタジアム新潟)		昭和 61 年 4 月 (平成 13 年 4 月)	(注) -
新潟県立鳥屋野潟公園(女池、鐘木地区)		昭和 61 年 4 月	(注) -
新潟県立奥只見レクリエーション都市公園		平成元年 8 月	(注) -
新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)		平成 2 年 5 月	(注) -
新潟県柏崎マリーナ		平成 2 年 7 月	(注) -
新潟ふるさと村アピール館		平成 3 年 7 月	388
新潟県立島見緑地		平成 5 年 4 月	(注) -
新潟県関岬キャンプ場		平成 7 年 4 月	12
新潟ユニゾンプラザ		平成 8 年 8 月	1,221
新潟港コンテナターミナル		平成 8 年 9 月	(注) -
新潟県埋蔵文化財センター		平成 8 年 10 月	370
新潟ふれ愛プラザ (新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県点字図書館)		平成 9 年 4 月	753
新潟県立植物園		平成 10 年 12 月	(注) -
新潟県立大潟水と森公園		平成 12 年 4 月	(注) -
新潟県万代島駐車場		平成 13 年 4 月	739
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター		平成 14 年 8 月	(注) -
新潟県立聖籠緑地		平成 15 年 4 月	(注) -
新潟港万代島緑地		平成 15 年 4 月	(注) -
新潟県起業化支援・交流拠点施設		平成 15 年 4 月	130
新潟コンベンションセンター		平成 15 年 5 月	3,647
朱鷺メッセ展望室		平成 15 年 5 月	551
新潟県立長岡屋内総合プール		平成 20 年 8 月	1,852

(出所) 供用開始年月は県提出資料、建物価格は平成23年3月31日現在の公有財産表より監査人が作成

(注) 公園及び港湾用地は公有財産表の対象外であるため「建物価格」を記載していない。

(2) 施設の耐震改修費用の把握について

平成 18 年 1 月に施行された改正建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）に基づき、昭和 56 年以前に建築され、現行の耐震基準を満たしていない建築物には、耐震診断・耐震改修が求められている。

【県有建築物の耐震化の現状】

(単位：棟) 平成 18 年 4 月現在

分類等		県有建築物			
		うち、昭和 56 年以前に建築されたもの			
				診断の結果、 安全性が確認 できたもの	診断を実施し、 改修したもの
応急対策活動の 施設等	地域機関の庁舎、警察施設	47	33	0	1
医療救護活動の 施設等	病院施設等	27	16	0	0
避難収容の施設 等	幼稚園、中学校、中等教育学校、盲・聾学校、高等学校等	348	266	16	96
社会福祉施設等	身体・知的障害者福祉施設、児童福祉施設等	8	6	0	1
不特定多数の者が 利用する施設 等	劇場、集会場、展示場、博物館、美術館又は図書館、体育館（一般公共の用に供するもの）、宿泊施設、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物等	15	8	0	2
特定多数の者が 利用する施設等	公営住宅	219	149	46	7
その他	その他事務所、自動車車庫、職員住宅等	80	60	0	0
		744	538	62	107
耐震化率					50%

※県有建築物のうち、棟単位で特定建築物の用途・規模に該当する建築物を集計している。

(「新潟県耐震改修促進計画」(平成 19 年 3 月) 新潟県 より抜粋一部加工)

県は、耐震改修促進法の改正に合わせて、県有建築物の耐震化率を平成 27 年度末までに 90%に引き上げることを目標にしている。平成 21 年度現在、耐震化率は 72%であり、当初の計画に基づいた場合、62%となるどころ 10%予定を上回っている。要因として、中越大震災や中越沖地震を教訓に、地域住民の避難場所となる学校等の公共施設の耐震化が順調に図られたものと考えられる。

一方、耐震化への取り組みは、目標年度を定め法制化されたものであることから、耐震診断及びその後必要な施設への耐震改修費用の把握が必要である。

4. 業績評価について(意見)

組織が事業目標を達成するには、客観的な数値目標に基づく「目標管理」と客観的な数値目標を達成するための「行動管理」が求められる。

県は、施設の適切な管理運営と県民へのわかりやすい説明のため「施設の利用者数や稼働率、利用料金収入等、施設の性格に応じた定量的な指標をあらかじめ設定し、募集要項等に明記」することが求められる。

(1) 目標管理 ～定量指標の設定について～

業績評価及び施設で行われる事業の有効性を判断するには、施設毎に客観的な業績評価指標が必要となる。

ガイドラインでは、県に募集要項で定量的な指標を設定することを求めている。更に、「当該定量的な指標に係る達成目標値を、募集要項に明記すること、あるいは事業者から提案してもらったことを検討下さい」と明記している。

(2) 行動管理 ～モニタリングの充実に向けて～

指定管理者制度導入により、施設運営の主体が、行政から指定管理者に移ることで、県の担当者は、施設の実情を知る機会が奪われるものと思われる。また、定期的な人事異動により、施設現場に習熟していない職員が担当することも想定されることから、モニタリングスキルを安定化する施策が求められる。

①モニタリングシートの有効活用について

現在、モニタリングは、モニタリングシートを活用して行われている。

モニタリングシートは、ガイドラインに雛型が例示されており、多くの所管課は、当該雛型をそのまま使用している。しかし、モニタリングシートには、モニタリング項目は列挙されているが、各モニタリング項目に対する具体的な手法は明記されていない。従って、所管課担当者は、指定管理者職員との面談、現場視察、事業報告書の確認等、自らの経験と勘によりモニタリングが行われている。

モニタリングは、個人の資質等の能力に頼るのではなく、文書によりマニュアル化することで、スキルレベルを一定に保つことが可能となる。モニタリングシート上、各モニタリング項目に対して具体的なモニタリング手法を例示することが望まれる。

②月次報告書の入手について

多くの施設は、月次報告書の提出を求めている。モニタリング項目を文書で提出・確認することは、県担当者にとって、有効な手法である。しかし、作成する指定管理者にとって、事務作業の増加であることは否定できない。従って、単に県が形式的に概況を把握することを求めているのであれば、趣旨を整理し必要な項目に限定する、又は四半期毎等、作成回数を減らし指定管理者への便益を与えることが考えられる。

5. コンソーシアム(複数企業体)へのモニタリングについて(意見)

県の指定管理者導入 36 施設のうち 12 施設が、コンソーシアム（複数の企業体）により指定管理者が選定されている。

コンソーシアムは、単独の企業では持ちえないノウハウ（他の施設での運営実績、知名度、財務基盤等）を共有することや、規模のメリットが求められる指定管理業務へ複数の小規模な企業が共同体を構成することで、大規模企業との指定管理者選定に臨むことが可能となる等の効果が期待できる。

一方、一般的にコンソーシアムには憂慮すべき点（法的・制度的、税制上の諸問題）や不透明な点（業務分担・リスク分担・費用収入の配分）があるが、県のモニタリングにおいて、具体的な対応は定められていない。

県は、早急にコンソーシアムに対するモニタリング項目（業務分担を文書で取り決めているか。指定管理料又は利用料金の配分の取り決めに文書で行っているか。共同企業体構成企業間でリスク分担を文書で取り交わしているか等）を整理し、具体的な対応を検討する必要がある。

VI. 直営施設の運営について(意見)

施設を利用する県民にとっては、各施設でいかに満足のいくサービスを楽しむことができるかが重要であり、公共施設共通の課題は、設置目的の達成に向けて施設をいかに効率的、効果的に運営するかである。

この課題を達成するために、各施設は、設置目的に合致した目標を指標として設定し、定期的に達成度を確認し、未達成の場合、その原因を分析するとともに、必要に応じて運営担当者に課題達成に向けて、日々の具体的な活動を働きかける目標管理と行動管理の手法を導入し、マネジメントサイクルを機能させることが有効である。

県は、施設の管理運営に関する活動結果及びその分析結果を県民に向けて広く公開することで、県民に対して公共施設の設置者としての説明責任を果たすと同時に、県民による行政監視機能の効果が期待でき、更に施設の目標達成に向けたマネジメントサイクルを有効に機能させるための県民によるモニタリングが可能となる。

効率的・効果的な施設運営に向けて、適切な目標指標の設定と実績の分析・評価の実施及び情報公開の充実が望まれる。

第5章 包括外部監査の結果 各論(指定管理者制度導入施設)

I. 新潟県民会館

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	新潟市中央区一番堀通町 3-13
所管課	県民生活・環境部文化振興課
供用開始年月	昭和 42 年 12 月
設置目的	新潟地震の復興を記念して、県民生活の向上と、教育、文化の発展に寄与するため
設置根拠条例	新潟県民会館条例
主な施設種類	大ホール、小ホール、会議室、ギャラリー、展示コーナー
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 9,917.35 m ² 建物面積 12,194.00 m ²
価格(注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 631 百万円、建物価格 670 百万円 (B/S)建物取得価額 3,908 百万円、帳簿価額 1,279 百万円
開館時間	大ホール、小ホール、会議室及び楽屋 午前 9 時から午後 10 時 ギャラリー及び情報ラウンジ 午前 9 時から午後 5 時
休館日	毎月第 3 月曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	新潟県民会館は、昭和 39 年 6 月 16 日、マグニチュード 7.5 に及んだ新潟地震に対する、全国からの暖かい義援金などを基に、新潟地震の復興を記念し、県民が将来への発展に向かう心のよりどころとしての教育・文化の発展並びに県民生活の向上に寄与する施設として、昭和 42 年に建設された。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人新潟県文化振興財団
代表者名（県との関係）	理事長 長谷川 彰（なし）
指定期間	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	県民文化の高揚を図り、県民の生活向上と文化の発展に寄与することを目的とし設立
設立年月	昭和 56 年 3 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の自主的な文化活動を支援する事業 ・ 県民の文化活動への取組を奨励する事業 ・ 自主企画による各種文化事業 ・ 県民生活及び郷土に関連する文化、科学、歴史及び水環境に関する調査研究及び知識の普及啓発事業 ・ 新潟県の委託による各種文化事業 ・ その他上記の目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）第2条各号に掲げる業務 ・ 施設等維持管理に関する業務 ・ その他の業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	15（3）	14（2）	14（2）	14（2）	14（2）
監事（内、県関係者）	2（1）	2（1）	2（1）	2（1）	2（1）
合計（内、県関係者）	17（4）	16（3）	16（3）	16（3）	16（3）

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	4（3）	2（0）	1（0）	1（0）	0（0）
非正規職員人数（内、県職員数）	13（0）	14（0）	14（0）	13（0）	10（0）

（注1）県職員数には県 OB を含む。

（注2）平成20年度から財団事務局長が館長を兼任しているが、職員数には含めていない。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	337	390	268
当期一般正味財産増減額	23	4	△9
総資産額	2,330	2,208	2,103
指定正味財産	1,885	1,758	1,669
正味財産合計	2,266	2,143	2,044

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成19年度～平成21年度 (指定管理者)	平成22年度～平成24年度 (指定管理者)
(財)新潟県文化振興財団	同左	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県民会館指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の配布 平成21年8月4日(火)～平成21年9月24日(木)
- ・現地説明会 平成21年8月18日(火)
- ・質問受付 平成21年8月25日(火)まで
- ・質問への回答の公表 随時(平成21年9月8日(火)までに回答)
- ・申請書受付 平成21年9月24日(木)まで
- ・資格要件確認の通知 平成21年10月上旬
- ・審査の実施 平成21年10月中～下旬
- ・優先交渉権者の決定及び通知 平成21年11月
- ・優先交渉権者との協議 平成21年11月
- ・指定管理者候補者の決定 平成21年11月

第1順位の優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、次の順位の優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、その者を指定管理者候補者として決定する。

(2) 選定方法

選定は、資格要件確認及び審査の2段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役	民間有識者
櫻井 俊幸	小出郷文化会館 館長	民間有識者
白井 正	公認会計士	民間有識者
成嶋 隆	新潟大学大学院実務法学研究科 教授	民間有識者
長谷川 美香	有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス 代表取締役	民間有識者
小林 清吾	新潟県県民生活・環境部文化振興課長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

選定基準	評価項目	評価の内容	配点	
会館の運営において、住民の平等利用が確保されること 【条例第16条第2項第1号】	住民の平等利用の確保	会館の設置目的を理解し、施設運営における意欲があるとともに、住民の平等利用が確保されているか	20	
	会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること 【条例第16条第2項第2号】	利用者の増加、サービスの向上	施設運営の提案が、利用者の増加及びサービス向上に資する内容となっているか	40
			利用者の意見・要望の把握方法が適切で、施設運営に反映されているか	10
	芸術文化事業等の実施方針	芸術文化事業等の業務が魅力的かつ具体的、現実的で、会館の設置目的に資する内容となっているか	芸術文化の普及についての取組や、関係する文化施設・団体との連携に対する取り組みが検討されているか	30
			芸術文化の普及についての取組や、関係する文化施設・団体との連携に対する取り組みが検討されているか	15
	適切かつ効率的な維持管理	将来にわたり、施設機能の維持、向上が図られるよう、適切な管理水準が確保されているか	施設の管理者としての自己点検、評価への取組みが適切か	20
			施設の管理者としての自己点検、評価への取組みが適切か	10
	危機管理	施設の危機管理、安全対策が適切具体的に示されているか	10	
	環境への配慮	環境に配慮した具体的、現実的な提案があるか	10	
	県内の産業振興等への配慮	県内の産業振興や雇用確保に配慮した内容となっているか	5	

	収支計画	管理に係る経費の縮減に取り組むと共に収支積算が妥当で事業計画との整合性が図られているか	50
会館を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること 【条例第16条第2項第3号】	財務状況の健全性	経営基盤が安定しており、事業計画に沿った管理を行う能力を有しているか	10
	管理体制と人材の配置	文化施設の機能を充分発揮する管理実施体制が、具体的で適切な内容となっているか	20
		施設管理機能や管理技術の水準を向上させる体制を確保しているか	10
		個人情報保護や情報公開への対応が適切かつ積極的か	10
	類似業務の実績	文化ホール等、大規模な文化施設又は類似施設の管理実績はあるか	10
その他 指定管理者ならではの優れた提案の有無			20
合計			300

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点 (注2)
(財)新潟県文化振興財団 (注1)	214.8

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 得点は民間有識者委員5人の平均点である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成21年12月18日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成22年3月30日に基本協定書が締結され、平成22年4月1日及び平成23年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	235	208	238	227	217	215
利用料収入(注)	-	131	143	134	124	121
指定管理料 (17年度:管理委託料)	235	77	60	59	59	58
その他	-	-	35	34	34	36
支出(イ)	235	207	234	229	221	215
管理費	235	207	198	192	190	190
うち人件費	74	75	63	61	62	48
事業費	-	-	36	37	31	25
その他	-	-	-	-	-	-
収支(ア-イ)	-	1	4	△2	△4	-

(注) 平成17年度以前は利用料金制度を採用していない。

6. 利用状況の推移

項目	年度						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
大ホール	利用日数(日)	202	220	220	232	206	190
	利用率(%)	60.5	64.1	63.8	68.0	60.1	55.6
	入館者数	264,273	238,056	245,347	221,839	212,985	199,216
小ホール	利用日数(日)	236	250	255	270	249	256
	利用率(%)	70.7	72.9	73.9	79.2	72.6	74.9
	入館者数	25,990	28,445	30,672	31,335	30,498	31,013
会議室等	利用日数(日)	1,081	1,132	1,043	771	760	754
	利用率(%)	53.9	54.7	50.2	37.5	36.9	36.3
	入館者数	22,862	21,584	20,663	12,584	14,388	13,108
ギャラリー	利用日数(日)	270	209	285	235	186	269
	利用率(%)	80.7	60.6	63.1	68.5	54.2	77.6
	入館者数	262,772	79,604	82,841	70,243	48,961	135,026
展示コーナー	利用日数(日)	210	230	251	257	214	228
	利用率(%)	62.9	66.7	72.5	74.9	62.4	66.1
	入館者数	38,956	28,809	33,117	30,471	21,427	28,795
入館者数合計		614,853	396,498	412,640	366,472	328,259	407,158

(注1) 大ホール、小ホール及び会議室は、1日3つの時間帯(午前、午後及び夜間)に区分して利用が可能であるが、上記利用日数は、1日の内1つの時間帯でも利用があれば1日としている。

(注2) ギャラリーと展示コーナーは、時間による分割利用が可能であり、利用日数は分割で利用された場合でも1日としている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・各施設利用状況及びその内訳
- ・利用料収入の状況及びその内訳

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 10 日
5 月	平成 22 年 6 月 10 日	平成 22 年 6 月 10 日
6 月	平成 22 年 7 月 9 日	平成 22 年 7 月 9 日
7 月	平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年 8 月 18 日
8 月	平成 22 年 9 月 7 日	平成 22 年 9 月 7 日
9 月	平成 22 年 10 月 8 日	平成 22 年 10 月 8 日
10 月	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 11 月 9 日
11 月	平成 22 年 12 月 8 日	平成 22 年 12 月 8 日
12 月	平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 17 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 10 日	平成 23 年 2 月 10 日
2 月	平成 23 年 3 月 10 日	平成 23 年 3 月 16 日
3 月	平成 23 年 4 月 8 日	平成 23 年 4 月 8 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・組織体制について
- ・貸館事業について
- ・芸術文化事業について
- ・施設維持管理について
- ・県内外の公立文化施設との交流事業について

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 22 日	平成 23 年 5 月 19 日	平成 23 年 7 月 21 日

(2) モニタリングの状況

所管課（県民生活・環境部文化振興課）は、指定管理者（（財）新潟県文化振興財団）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 10 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 10 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 9 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 10 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 7 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 8 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 9 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 8 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 7 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 10 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 10 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 8 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 21 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 指定管理料の決定方法について（意見）

当施設の平成 22 年度から平成 24 年度までの指定管理者申請者は 1 者のみである。

指定管理業務は、複数の申請者による競争により、住民サービスの向上と施設の管理経費縮減への創意工夫を促すことが目的である。指定管理者制度に基づく管理運営形態を継続する場合、複数の申請者による競争を達成するために、申請が行われない原因を調査し、排除する対応が求められる。

当施設の運営収支は、実質的に平成 20 年度から平成 22 年度まで、3 期連続の赤字となっている（5. 収支状況の推移及び（5）収支均衡の妥当性について参照）。

一般的に、採算性の良否は、申請が行われない原因と考えられる。

赤字の原因は、指定管理者の管理経費縮減努力が不足しているか、指定管理料が、適正な水準を下回っていることが考えられる。

モニタリング等により、施設運営経費を徹底的に分析し、そのうえで、指定管理者申請者にとって採算が取れる魅力ある指定管理料を積算し決定する等の対応が望まれる。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) 施設の老朽化と修繕計画について（意見）

当施設は設置・供用開始後、既に 44 年が経過し、平成 10 年から平成 11 年にかけて耐震改修工事と大規模改修が実施されたものの、設備も含めた施設全体の老朽化が進んでいる。

なお、平成 22 年度までの 5 年間に契約した施設の建設費・改修費の主な契約は以下のとおりである。

(単位：百万円)

契約年度	契約内容	金額
平成 18 年度	発電機充電装置更新工事	5
平成 19 年度	I T V 装置更新工事	56
平成 20 年度	空調設備修繕工事	20
平成 21 年度	屋上防水工事	44
	屋上螺旋階段修繕工事	2
	館内ガラス廻り修繕工事	1
平成 22 年度	大ホール天井剝離防止工事	2
	ギャラリー A パネル修繕工事	4
	屋上ガラリ廻り修繕工事	4
	地下タンク廃止工事	1
	当日券売場改修工事	1

このような状況を受けて、県は劣化度調査を実施した。

県民への施設利用サービス向上には、定期的な修繕が必要不可欠である。当施設を管理運営していくなれば、県は当劣化度調査結果を踏まえ、緊急度に応じた中長期的な修繕の必要性を検討し、必要な予算化、計画化が求められる。

(3) 不要物品の廃棄について（意見）

施設を往査し、物品の管理状況を視察した結果、経理処理上は除却処理が行われているが、現物は未だ廃棄されていない椅子、机等の備品、舞台設営の基礎部分の鉄骨等の物品が相当数あった。これらは、廃棄処分するためには費用がかかってしまうことから倉庫等の空きスペースに保管しているとのことである。

物品の廃棄に係る費用負担については、基本協定書に明確な定めはないが、県の見解は、下記のとおりである。

- ① 新潟県物品会計規則では、物品の取得、管理及び処分に関する権限を持つ者を物品管理職員と規定している（取得については予算の執行により取得する場合を除く）。
- ② 新潟県民会館においては、指定管理者が物品管理職員から管理委託を受けている。
- ③ 物品の廃棄処分は、指定管理者が指定管理料及び利用料金収入の範囲内で実施する維持管理等に含まれる。従って、物品を廃棄するには指定管理者がその費用を負担する。
- ④ なお、協定書の規定により見積額が1件あたり60万円以上の維持補修は新潟県が実施する。維持補修費用には、廃棄費用を含めて判断する。従って、廃棄費用も含めて60万円以上の維持補修は、県が実施し、60万円未満の維持補修は、指定管理者が行うことになる。

指定管理者は、指定期間が定められていることから、廃棄処分を先送りすることで、物品管理責任を回避することも可能である。

指定管理者が負担する廃棄対象物品を峻別し、処分を先送りすることなく、物品管理責任を果たすよう、県の指導が求められる。

(4) 備品類の照合確認について（指摘）

物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、物品管理簿の備品類に係る記載内容と現物とを照合確認しなければならない（新潟県物品会計規則第27条の2）。

しかし、当施設の備品類については、事業年度ごとの照合確認は行われておらず、購入時と廃棄時のみ現物を確認し台帳への記入を行っているとのことである。

県は、指定管理者に対し、毎事業年度、備品類の照合確認を実施しその結果を報告させ、新潟県物品会計規則に準拠した照合確認を実施し、定期的に現物の実在性を確かめる必要がある。

(5) 収支均衡の妥当性について（意見）

指定管理者は、業務の実施に係る収入及び支出の経理について、他の経理と区分して行わなければならない（基本協定書第8条）。

指定管理者は、平成22年度の指定管理業務に係る収支差額をゼロで報告している（5. 収支状況の推移参照）。これは、収支ゼロとなるように指定管理者の一般会計から指定管理業務の会計へ収入の繰入を行ったことによるものであり（下表参照）、指定管理業務の収支が均衡していると見誤る懸念がある。

県は、指定管理業務の収支について、報告書に一般会計からの繰入前の収支を記載するよう指定管理者に指導することが望まれる。

（単位：円）

科目	県民会館特別会計
1. 事業活動収入	
事業収入	122,667,826
補助金等収入	58,980,000
雑収入	36,428
芸術文化事業収入	20,737,961
一般会計からの繰入金収入	13,014,625
事業活動収入計	215,436,840

（「平成22年度 収支計算書総括集」より抜粋要約）

Ⅱ. 新潟県立自然科学館

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区女池南 3-1-1
所管課	県民生活・環境部文化振興課
供用開始年月	昭和 56 年 11 月
設置目的	新潟県の立県 100 年を記念して、県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与するため
設置根拠条例	新潟県立自然科学館条例
主な施設種類	「自然の科学」、「生活の科学」、「不思議な広場」、「新潟県の移り変わり」の各展示場、屋外展示場、プラネタリウム、特別展示室、講堂、科学室ほか
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 32,467 m ² 建物面積 15,314.9 m ²
価格(注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 896 百万円、建物価格 1,201 百万円 (B/S)建物取得価額 7,863 百万円、帳簿価額 199 百万円
開館時間	午前 10 時から午後 5 時
休館日	(1)月曜日 (2)毎月第 3 火曜日 (3)12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	自然科学館は、見て、触れて、操作して、遊びながら科学に対する興味を喚起できるように展示設計された本格的な参加・体験型の総合科学館である。 展示場は、「自然の科学」「生活の科学」「不思議な広場」「新潟県の移り変わり」の 4 つの分野に分けられ、自然科学を総合的に理解できるように構成されている。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

当施設は、財団法人科学技術広報財団と株式会社コングレが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数】及び【直近事業年度の財務状況】については、構成企業のことを記載している。

指定管理者名	サイエンス・フューチャーグループ	
代表者名 (県との関係)	(財) 科学技術広報財団 理事長 井上 義也 (なし)	(株) コングレ 代表取締役社長 隈崎 守臣 (なし)
指定期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 (5 年)	
設立目的 (寄付行為等)	科学技術に関する広報啓発を行い、もってわが国科学技術の振興に寄与すること	地域の活性化・国際化を通しての社会への貢献、クオリティ重視、いきいきとした社員の集合体の実現
設立年月	昭和 48 年 7 月 7 日	平成 2 年 6 月 25 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術広報に関する調査研究並びに資料の収集及び頒布 科学技術広報に関する人材の育成 科学技術に関する刊行物の編集及び頒布 科学技術に関する映像の制作・普及紹介 科学技術に関する講演会及び講習会の開催 科学技術に関する広報啓発のための諸施設の運営 その他本財団の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> コンベンション事業 国際会議・学会会議・見本市・展示会・フェアの企画、運営等 人材サービス事業 文化施設運営管理/人材派遣、紹介予定派遣/アウトソーシング PPP 事業(施設コンサルティング・指定管理者) 事業計画の立案/人材の提供・育成/マーケティング/広報/イベント・コンベンションの企画・誘致提案 通訳・翻訳業務 会議・セミナー通訳/各種翻訳・ライティング等 教育事業 語学スクール経営
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然科学の分野に属する資料の展示 展示に必要な資料の収集、保管及び調査研究 資料の利用についての必要な説明、助言及び指導 資料に関する講演会、講習会等の主催、その開催の援助 プラネタリウムの投影及び天体観測の指導 その他目的達成に必要な事業 施設の維持管理に関する業務 その他の業務 	

【役員数】

(財) 科学技術広報財団 (単位：人)

項目	年度	22年度
理事 (内、県関係者)		7 (0)
監事 (内、県関係者)		2 (0)
合計 (内、県関係者)		9 (0)

(株) コングレ (単位：人)

項目	年度	22年度
取締役 (内、県関係者)		7 (0)
監査役 (内、県関係者)		1 (0)
合計 (内、県関係者)		8 (0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数】 (単位：人)

項目	年度	22年度
正規職員人数 (内、県職員数)		6 (0)
非正規職員人数 (内、県職員数)		27 (0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近事業年度の財務状況】

(財) 科学技術広報財団 (単位：百万円)

	平成 23 年 3 月 31 日
経常収益	1,324
当期一般正味財産増減額	31
総資産額	350
指定正味財産	15
正味財産合計	251

(株) コングレ (単位：百万円)

	平成 23 年 3 月 31 日
当期純利益	417
総資産額	5,827
資本金	99
純資産額	3,127

【指定管理者の推移】

平成 17 年度以前 (管理委託)	平成 18 年度 (指定管理者)	平成 19 年度～ 平成 21 年度 (指定管理者)	平成 22 年度～ 平成 26 年度 (指定管理者)
(財) 新潟県文化振興 財団	同左	自然科学館運営 グループ	サイエンス・フュー チャーグループ

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立自然科学館指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ・募集要項等の配布 | 平成21年8月4日(火)～平成21年9月24日(木) |
| ・現地説明会 | 平成21年8月20日(木) |
| ・質問受付 | 平成21年8月25日(火)まで |
| ・質問への回答の公表 | 随時(平成21年9月8日(火)までに回答) |
| ・申請書受付 | 平成21年9月24日(木)まで |
| ・資格要件確認の通知 | 平成21年10月上旬 |
| ・審査の実施 | 平成21年10月中～下旬 |
| ・優先交渉権者の決定及び通知 | 平成21年11月 |
| ・優先交渉権者との協議 | 平成21年11月 |
| ・指定管理者候補者の決定 | 平成21年11月 |

第1順位の優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、次の順位の優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、その者を指定管理者候補者として決定する。

(2) 選定方法

選定は、資格要件確認及び審査の2段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
戸北 凱惟	上越教育大学理事	民間有識者
和田 清俊	新潟大学理学部生物学科教授	民間有識者
石田 直樹	公認会計士	民間有識者
石塚 久雄	株式会社コロナ 上席執行役員 総合経営企画室部長	民間有識者
井上 由香	特定非営利活動法人しまみらい振興機構 代表理事	民間有識者
小林 清吾	新潟県県民生活・環境部文化振興課長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

選定基準	評価項目	評価の内容	配点
科学館の運営において、住民の平等利用が確保されること 【条例第15条第2項第1号】	住民の平等利用の確保	科学館の設置目的を理解し、施設運営における意欲があるとともに、住民の平等利用が確保されているか	20
	科学館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること 【条例第15条第2項第2号】	利用者の増加、サービスの向上	施設運営の提案が、利用者の増加及びサービス向上に資する内容となっているか
自然科学知識普及事業等の実施方針		自然科学知識普及事業等の業務が魅力的かつ具体的、現実的で、科学館の設置目的に資する内容となっているか	45
		ボランティア等との連携に対する取組みが検討されているか	10
適切かつ効率的な維持管理		将来にわたり、施設機能の維持、向上が図られるよう、適切な管理水準が確保されているか	20
		施設の管理者としての自己点検、評価への取組みが適切か	10
危機管理		施設の危機管理、安全対策が適切具体的に示されているか	10
環境への配慮		環境に配慮した具体的、現実的な提案があるか	10
県内の産業振興等への配慮		県内の産業振興や雇用確保に配慮した内容となっているか	5
収支計画		管理に係る経費の縮減に取り組むと共に収支積算が妥当で事業計画との整合性が図られているか	50
科学館を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること 【条例第15条第2項第3号】		財務状況の健全性	経営基盤が安定しており、事業計画に沿った管理を行う能力を有しているか
	管理体制と人材の配置	文化施設の機能を充分発揮する管理実施体制が、具体的で適切な内容となっているか	20
		施設管理機能や管理技術の水準を向上させる体制を確保しているか	10
		個人情報保護や情報公開への対応が適切かつ積極的か	10
	類似業務の実績	科学館等、大規模な文化施設又は類似施設の管理実績はあるか	10
入館者の増加に向けた新たな業務・事業の提案			20
合 計			300

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点 (注)	順位
サイエンス・フューチャーグループ	267.4	第1順位
自然科学館運営グループ	250.8	第2順位

(注) 民間有識者委員5人の平均点である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成21年12月18日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成22年3月30日に基本協定書が締結され、平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
収入(ア)	422	404	368	368	362	383	
利用料収入 (注1)	-	74	65	65	59	86	
指定管理料 (17年度:管理委託料)	409	320	303	302	302	296	
その他	13	10	0	1	1	1	
支出(イ)	422	395	369	378	373	365	
人件費	194	176	190	194	194	150	
運営経費 (注2)	119	116	117	121	117	177	
自主事業費	109	103	62	63	62	38	
その他	-	-	-	-	-	-	
収支(ア-イ)	0	8	△1	△10	△11	18	

(注1) 平成17年度以前は利用料金制度を採用していない。

(注2) 平成19年度から平成22年度の支出には指定管理者の構成企業に対する当施設負担分(一般管理費)が含まれている。金額は非公表のため記載していない。

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数	(注1)	298	304	300	300	303
入館者数 (a+b+c)	231,968	253,481	228,797	253,409	212,652	262,589
大人 (a)	105,409	119,170	103,569	115,815	99,145	125,961
小・中学生 (b)	73,045	78,594	69,344	76,947	64,366	72,316
未就学児 (c)	53,514	55,717	55,884	60,647	49,141	64,312
団体 (注2)	52,116	53,144	52,651	48,806	41,350	52,000
プラネタリウム観覧者数	75,396	80,929	74,031	66,067	64,196	60,506

(注1) 平成17年度の開館日数については、記録が残っていないため不明である。

(注2) 大人、小・中学生及び未就学児の入館者数には、団体入館者数を含んでいる。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・入館者数及びその内訳
- ・利用料金収入及びその内訳
- ・教育普及事業の実施実績

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 11 日
5 月	平成 22 年 6 月 9 日	平成 22 年 6 月 9 日
6 月	平成 22 年 7 月 10 日	平成 22 年 7 月 14 日
7 月	平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年 8 月 11 日
8 月	平成 22 年 9 月 10 日	平成 22 年 9 月 15 日
9 月	平成 22 年 10 月 8 日	平成 22 年 10 月 8 日
10 月	平成 22 年 11 月 10 日	平成 22 年 11 月 10 日
11 月	平成 22 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 10 日
12 月	平成 23 年 1 月 10 日	平成 23 年 1 月 12 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 10 日	平成 23 年 2 月 17 日
2 月	平成 23 年 3 月 4 日	平成 23 年 3 月 4 日
3 月	平成 23 年 4 月 10 日	平成 23 年 4 月 14 日

年間事業報告書は、翌事業年度の4月30日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・事業活動実績について
- ・管理運営体制について
- ・特別展の実績報告
- ・収入支出状況表

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成22年度	平成23年4月30日	平成23年5月26日	平成23年7月21日

(2) モニタリングの状況

所管課（県民生活・環境部文化振興課）は、指定管理者（サイエンス・フューチャーグループ）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成22年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成22年4月1日	平成22年度事業計画書の承認
平成22年5月11日	4月モニタリングの完了
平成22年6月9日	5月モニタリングの完了
平成22年7月14日	6月モニタリングの完了
平成22年8月11日	7月モニタリングの完了
平成22年9月15日	8月モニタリングの完了
平成22年10月8日	9月モニタリングの完了
平成22年11月10日	10月モニタリングの完了
平成22年12月10日	11月モニタリングの完了
平成23年1月12日	12月モニタリングの完了
平成23年2月17日	1月モニタリングの完了
平成23年3月4日	2月モニタリングの完了
平成23年4月14日	3月モニタリングの完了
平成23年7月21日	平成22年度モニタリングの完了
平成23年7月21日	平成22年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 常設展示の入れ替えについて（意見）

平成 22 年度は、国の交付金を活用しプラネタリウムのリニューアルが行われたが、プラネタリウム以外の常設展示品の更新は、平成 16 年度を最後に行われていない。これは、県の財政状況により事業の見直しが行われたことによる。

指定管理者は、入館料の減免施策及び特別展の企画等の努力により平成 22 年度の入館者数を増加させている。当施設は、「自然の科学」「生活の科学」「不思議な広場」「新潟県の移り変わり」の 4 つの常設展示場があり、常設展示品を魅力的なものにすることで更なる利用促進が図られると思われる。

限られた予算の中でのやりくりであり、県民の生活や安全に関わることの方が優先されるべきことは承知しているが、住民の福祉を増進するためその利用に供されるという公の施設の目的に鑑み、可能な限り展示物の入れ替えのための予算を確保することが望まれる。

(2) 不要物品の廃棄について（意見）

施設を往査した際、レーザーディスクプレイヤー、映写機、カセットテープレコーダー及びブラウン管テレビ等、現在使われていない物品が当施設内の空スペースに保管されていた。これらの物品の中には、故障して使用できない物品と使用中の物品の交換用部品の確保のために保管している物品などが混在しているとのことである。

物品の廃棄に係る費用負担については、基本協定書に明確な定めがないが、県の見解は、下記のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 新潟県物品会計規則では、物品の取得、管理及び処分に関する権限を持つ者を物品管理職員と規定している（取得については予算の執行により取得する場合を除く）。② 指定管理者制度導入施設である県立自然科学館においては、指定管理者が物品管理職員に相当する権限を持っているものと考えている（不用の決定を行う権限を除く）。③ 物品の廃棄処分は、指定管理者が指定管理料及び利用料金収入の範囲内で実施する維持管理等に含まれる。従って、物品を廃棄する際には指定管理者がその費用を負担する。④ なお、協定書の規定により見積額が 1 件あたり 60 万円以上の維持補修は新潟県が実施する。維持補修費用には、廃棄費用を含めて判断する。従って、廃棄費用も含めて 60 万円以上の維持補修は、県が実施し、60 万円未満の維持補修は、指定管理者が行うことになる。 |
|---|

現在、空きスペースに保管されている物品には、現指定管理者が当施設の管理運営を始める前から保管しているものもある。指定管理者は、指定期間内に発生した廃棄費用は負担するが、指定期間外の廃棄費用は、原則負担しないことで県と指定管理者の見解は一致している。

指定管理者は、指定期間が定められていることから、廃棄処分を先送りすることで、物品管理責任を回避することも可能である。

従って、県と指定管理者との間で協議を行い、前指定管理者の時以前に故障し使用できな

なくなった物品と現指定管理者の管理運営後に故障し使用できなくなった物品に分け、更に廃棄物品と交換用部品確保のため引き続き保管する物品に分け、現指定管理者が廃棄責任を負う物品は、早期に廃棄処分を行う必要がある。

(3) 備品類の照合確認について（指摘）

物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、物品管理簿の備品類に係る記載内容と現物とを照合確認しなければならない（新潟県物品会計規則第27条の2）。

しかし、当施設の備品類については、事業年度ごとの照合確認は行われておらず、購入時と廃棄時のみ現物を確認し台帳への記入を行っているとのことである。

県は、指定管理者に対し、毎事業年度、備品類の照合確認を実施し、その結果を報告させ、新潟県物品会計規則に準拠した照合確認を実施し、定期的に現物の実在性を確かめる必要がある。

(4) 指定管理者の構成企業に対する経費負担について（意見）

当施設は、共同企業体により運営されており、指定管理者の構成企業である（財）科学技術広報財団及び（株）コングレが当施設の管理運営に要した負担額（以下「間接費」という）を一般管理費として計上している（5. 収支状況の推移参照）。調査の過程で、当一般管理費の内訳が不明なため、指定管理者の構成企業へ内容を確認した結果、得た回答は次のとおりである。

収支計画書・報告書に記載の一般管理費の内訳は、事務支援をする職員の人件費、本部・本社が負担した電話・郵便等にかかる通信費、旅費交通費、持込み機材の償却費等、多岐かつ仔細にわたります。そしてこれらの経費は、本部・本社が請け負う他の業務と同時並行的に発生するため、新潟県立自然科学館の支援業務にかかった分だけを切り分けて算出するのは、困難な作業になります。

また指定管理業務を受注・実施する上では、競合の存在もあり、指定管理料・利用料金収入も限られているため、実際にかかる費用相当をすべて計上することは難しく、自ずとその上限は決まってきます。

以上のような理由を総合的に勘案して、一般管理費を算出しています。

県民の税金である指定管理料から支払う以上、指定管理者は、あらゆる支出項目に対して、使途目的、金額の算定根拠を明確にしておく必要がある。特に、指定管理者又はその構成企業が複数の事業を営んでいる場合、間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

県は、指定管理者が、その構成企業に対して支払う間接費に対して、内容を確認し、合理的で、経済実態に即した負担関係となるよう指導する必要がある。

Ⅲ. 新潟県関岬キャンプ場

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	佐渡市大字関
所管課	県民生活・環境部 環境企画課
供用開始年月	平成7年4月
設置目的	国立・国定公園等の地域に、国民の自然公園利用及び保健休養のための施設を造成し、これを低廉な料金で利用に供するとともに、美しい自然環境の元で滞在し自然環境とふれあう場と機会を提供することにより、国民のゆとりある生活の実現に寄与する。
設置根拠条例	新潟県関岬キャンプ場条例
主な施設種類	オートサイト 60 区画、フリーサイト 40 区画 管理棟 1 棟、炊事棟 1 棟、便所 7 棟ほか
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 206,525.00 m ² 建物面積 766.05 m ²
価格(注 1, 2) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 12 百万円 (B/S) 建物取得価額 36 百万円、帳簿価額 12 百万円
開館時間	7:00～21:00
休館日	4月1日～6月30日、9月1日～3月31日
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	佐渡弥彦米山国定公園(大佐渡地区)内に、野外レクリエーション施設等の健全で低廉な宿泊施設を提供する事を目的に設置された。

(注1) 土地は佐渡市からの借用であるため土地価格は記載していない。

(注2) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人休暇村協会
代表者名（県との関係）	理事長 大西 孝夫（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	本協会は、国立公園、国定公園等の地域に、国民の自然公園利用及び保健休養のための休暇村を造成し、これを低廉な料金で利用に供するとともに、自然とのふれあい及び保健休養の機会を提供することにより、人と自然が共生する地域の振興及び健康で明るい国民生活の増進に寄与することを目的とする。
設立年月	昭和 36 年 12 月 1 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法の規定による集団施設地区等において、公園計画に基づく施設を総合的に整備経営すること ・ 国又は地方公共団体の委託を受けて、その整備に係る公園事業たる施設を管理すること ・ 自然とのふれあいを推進するための事業を行うこと ・ 地域の自然環境及び歴史・文化・産業に関する情報提供、これらの保全に配慮した体験活動の普及啓発等を行うこと ・ 休暇村を利用する旅行の企画及び実施を行うこと ・ その他本協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ場の事業の実施に関する業務 ・ 使用の許可に関する業務 ・ 行為の規制に関する業務 ・ 許可の取消し等に関する業務 ・ キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	19 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)
監事（内、県関係者）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	21 (0)	22 (0)	22 (0)	22 (0)	22 (0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員人数（内、県職員数）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	18,263	17,772	16,994
当期一般正味財産増減額	351	445	195
総資産額	28,313	27,174	25,226
指定正味財産	2,873	2,689	2,524
正味財産合計	10,986	11,247	11,278

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
(財) 休暇村協会	同左	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募によらない方法（非公募）で指定管理者の選定が行われている。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年2月20日に協定書が締結された。

5. 収支状況の推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	3,186	3,660	3,546	2,331	3,391	2,739
指定管理料 (17年度:管理委託料)	-	-	-	-	-	-
利用料金収入	2,119	2,265	2,412	1,739	2,624	1,753
自主事業収入	766	1,021	761	419	544	798
その他	301	374	373	173	222	188
支出(イ)	3,534	3,600	3,438	3,406	4,019	4,126
公園維持管理費	44	186	169	174	151	181
人件費	1,407	1,466	1,407	1,380	1,877	1,374
事業費	1,082	768	832	980	960	931
事務費	11	0	11	0	6	13
修繕費	175	214	124	182	25	330
一般管理費等	331	337	408	375	446	467
自主事業費	477	615	466	274	368	559
その他	7	14	21	41	186	271
収支(ア-イ)	△348	60	108	△1,075	△628	△1,387

(注) 小規模施設のため千円単位で記載している。

6. 利用状況の推移

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	62	62	62	62	62	62
利用日数(日)	38	40	33	32	45	33
利用回数(回)	394	430	458	321	479	290
利用人数(人)	1,768	1,644	1,675	1,173	1,727	1,116

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

年間事業報告書は、翌事業年度の4月30日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・管理業務の実施状況
- ・利用者数等の利用状況
- ・利用料金収入の実績
- ・管理業務に係わる収支決算（自主事業の収支含む。）

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成22年度	平成23年4月16日	平成23年7月12日	平成23年7月15日

(2) モニタリングの状況

所管課（県民生活・環境部環境企画課）は、指定管理者（(財)休暇村協会）に対する年次モニタリングを実施している。

平成22年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時期	内容
平成22年4月1日	平成22年度事業計画書の承認
平成23年7月15日	平成22年度モニタリングの完了
平成23年8月31日	平成22年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 年間事業報告書記載事項の不備（指摘）

指定管理者が新潟県に提出する年間事業報告書の記載事項は、次のとおりである（業務仕様書第9第2項）。

- | |
|-------------------|
| ① 施設の利用状況 |
| ② 管理運営の実施状況 |
| ③ 管理運営業務の収支決算報告 |
| ④ 自主事業の実施状況 |
| ⑤ 自主事業の収支決算報告 |
| ⑥ 自己評価 |
| ⑦ その他新潟県が必要と認める事項 |

当施設の指定管理者は、毎事業年度、自主事業として物販事業及びイカ釣り体験事業を実施している。また、利用者に対するアンケート等で事業に関する自己評価を実施している。しかし、平成22年度の年間事業報告書には、自主事業の実施状況及び自己評価に関する記載がない（7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び新潟県によるモニタリングの状況（1）事業報告書等の提出 参照）。

県は、記載事項を定めている2項目を年間事業報告書に記載するよう求めるべきである。

(2) モニタリングの充実に向けて（意見）

県は、毎事業年度終了後、年間事業報告書の内容を確認する（協定書第31条）。

なお、モニタリングは、個々に項目を定めたモニタリングシートに沿って実施する。下表は、平成22年度のモニタリングシートの項目と平成22年度の年間事業報告書の記載事項を対比したものである。

【モニタリング項目と事業報告書記載事項の対比】

モニタリング項目	事業報告書記載事項
利用者の平等利用の確保	
利用者の増加及びサービスの向上を図るための取組	利用者数等の利用状況
積極的な自主事業の実施	
利用者意見の把握、苦情への対応	
地域住民や関係団体等との連携	
環境への配慮	
県内産業振興・雇用確保への配慮	
適切な事業評価と評価を活かした管理運営	
施設、設備等の維持管理	管理業務の実施状況
適切な運営管理	管理業務の実施状況
収支状況	利用料金収入の実績 管理業務に係る収支決算
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	
安全対策、危機管理体制	
個人情報保護への取組	
情報公開への対応	
その他必要な項目	

年次モニタリングでは、年間事業報告書の内容確認の他、指定管理者の職員との面談や管理物件の確認を行う（協定書第31条）等、年間事業報告書に記載のない項目も実地調査として行われる。しかし、調査手法は、所管課担当者の経験に基づいて行っているとのことである。

しかし、モニタリングシートの項目、視点及び摘要欄からは、具体的な手続として、どのようなモニタリングを実施したか不明確な項目がある「例：適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）に結果のコメント等がない」。

モニタリング項目		主なモニタリングの視点	摘要 (結果のコメント等)
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	職員配置等の業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 職員が計画どおりに配置されているか 責任体制が明確になっているか 	(コメントなし)
	職員の研修・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する研修を計画どおり実施しているか 職員の服装、電話対応、あいさつの言葉遣い・態度は適切か 	協会に研修制度あり

(平成22年度モニタリングシートより抜粋、一部加工)

県職員は定期的な人事異動があるため、個人のモニタリングスキルは、文書等に記録とし

て残さなければ消滅してしまう可能性がある。

モニタリングシートに各項目に対する調査手法を記録することで、モニタリングの充実が図られる。

また、現在事業報告書は、県にとって、指定管理者の業務運営状況を確認し、県民への説明責任を果たすツールであるとともに、県民による施設の管理運営を監視する手段となることから、ホームページで公表している。

当施設は、事業報告書への記載内容が少ないことから、記載内容の充実が求められる。また、各項目に沿った内容にすることで、県としてのモニタリングに資するとともに、県民による行政監視機能への効果がより期待できる。

(3) モニタリング頻度の見直しについて（意見）

指定管理者は、当月分の月間事業報告書を翌月 10 日までに提出しなければならない（協定書第 29 条第 4 項）。

県は、月に 1 回、月間事業報告書の内容を確認する（同第 31 条）。しかし、当施設の利用期間が 2 ヶ月間（7 月、8 月）のみであること及び口頭により指定管理者から月次の状況が報告されていることから、月間事業報告書は提出されておらず、月間事業報告書による月次モニタリングも実施されていない。

指定管理者制度が導入されている公の施設には、規模の大小を問わず、県による指定管理者の業務実施状況の履行確認及び監視が必要であるが、公の施設が多様化した現状から、施設の規模等に見合ったモニタリング手法の採用が求められる。例えば、本施設にあっては、月間事業報告書の提出を廃止し、年間事業報告書の充実を図る等の対応が望まれる。

IV. 新潟県柏崎原子力広報センター

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	柏崎市荒浜一丁目3番32号
所管課	防災局原子力安全対策課
供用開始年月	昭和61年4月
設置目的	原子力発電所施設周辺の地域住民をはじめ、広く県民に原子力発電に関する知識の普及並びに原子力の平和利用及びその安全性についての啓発を図るため
設置根拠条例	新潟県柏崎原子力広報センター条例
主な施設種類	建物 鉄筋コンクリート造
面積(公有財産表) (平成23年3月末現在)	土地面積 4,471.61 m ² 建物面積 900.00 m ²
価格(注1, 2) (平成23年3月末現在)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 77 百万円 (B/S) 建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	月曜日(休日の場合は、その直後の平日)、年末年始
利用料金等	利用料金等なし
施設の特徴	施設及び展示設備の整備は、広報・安全等対策交付金を充当している。 また、土地は柏崎市から無償で貸与されている。

(注1) 土地は柏崎市からの借用であるため土地価格は記載していない。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人柏崎原子力広報センター
代表者名（県との関係）	理事長 会田 洋（なし）
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的（寄付行為等）	広く県民一般に原子力発電、放射線利用など原子力の平和利用に関する知識の普及啓発を行い、もって地域社会の安全と安心に寄与することを目的とする。
設立年月	昭和 60 年 12 月 27 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力の平和利用に関する知識の普及啓発 ・ 原子力に関する情報の収集及び公開 ・ 原子力防災に関する研修及び育成 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力に関する知識の普及及び啓発を行うこと ・ 原子力に関する資料の収集及び公開を行うこと ・ 原子力に関する研修会、講演会、映写会、展示会等の開催を行うこと ・ その他目的達成に必要な事業
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
監事（内、県関係者）	2 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	6 (2)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)

（注1）役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)

（注）県職員数には県 OB を含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	44	35	36
当期一般正味財産増減額	△0	1	△1
総資産額	205	206	205
指定正味財産	- (注)	200	200
正味財産合計	204	205	203

(注) 平成20年度は現在と異なる会計基準が適用されていたため、指定正味財産の区分がない。

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成22年度 (指定管理者)
(財) 柏崎原子力広報センター	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募によらない方法（非公募）で指定管理者の選定が行われている。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成17年12月22日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成18年1月17日に協定書が締結された。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
収入(ア)	47	49	42	44	234	35	
利用料収入	-	-	-	-	-	-	
指定管理料(17年度:管理委託料)	-	-	-	-	-	-	
事業受託収入	43	47	40	42	33	34	
その他	4	2	2	2	201	1	
支出(イ)	47	48	43	42	235	37	
人件費	13	14	15	13	11	11	
運営経費	31	34	28	29	22	26	
その他	3	0	-	0	202	-	
収支(ア-イ)	0	1	△1	2	△1	△2	

(注) 指定管理業務だけでなく、県及び関係市町村からの受託事業に係る収支も含んでいる。

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	316	312	195	261	311	308
利用日数(日)	315	308	190	260	310	307
利用団体数(団体)	-	57	12	28	35	27
利用回数(回)	-	94	33	62	69	66
利用人数(人)	6,868	7,142	3,522	6,267	7,197	7,699

(注1) 平成17年度の利用団体数と利用回数は不明である。

(注2) 平成19年度と平成20年度は中越沖地震の影響で開館日が少なくなっている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

年間事業報告書は、翌事業年度の4月30日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・施設利用状況（来館者実績、施設利用実績）
- ・施設維持管理状況（維持管理業務実績、維持管理費実績）

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成22年度	平成23年4月26日	平成23年7月6日	平成23年7月7日

(2) モニタリングの状況

所管課（防災局原子力安全対策課）は、指定管理者（(財) 柏崎原子力広報センター）に対する年次モニタリングを実施している。

平成22年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時期	内容
平成22年3月31日	平成22年度事業計画書の承認
平成23年7月7日	平成22年度モニタリングの完了
平成23年8月22日	平成22年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) モニタリングの充実に向けて（意見）

県は、適正な管理業務の実施を期するため、指定管理者に対して随時に、管理業務に関して報告を求めることができる（協定書第 10 条）。

なお、モニタリングは、個々に項目を定めたモニタリングシートに沿って実施する。下表は、平成 22 年度のモニタリングシートの項目と平成 22 年度の年間事業報告書の記載事項を対比したものである。

【モニタリング項目と事業報告書記載事項の対比】

モニタリング項目	事業報告書記載事項
利用者の平等利用の確保	
利用者の増加及びサービスの向上を図るための取組	施設利用状況
積極的な自主事業の実施	
利用者意見の把握、苦情への対応	
地域住民や関係団体等との連携	
環境への配慮	
県内産業振興・雇用確保への配慮	
適切な事業評価と評価を活かした管理運営	
施設、設備等の維持管理	施設維持管理状況
適切な運営管理	
収支状況	
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	
安全対策、危機管理体制	
個人情報保護への取組	
情報公開への対応	
その他必要な項目	

年次モニタリングでは、年間事業報告書の内容確認の他、指定管理者の職員との面談や管理物件の確認を行う等、年間事業報告書に記載のない項目も実地調査として行われる（協定書第 10 条）。しかし、調査手法は、所管課担当者の経験に基づいて、行っているとのことである。

しかし、モニタリングシートの項目、視点及び摘要欄からは、具体的な手続として、どのようなモニタリングを実施したか不明確な項目がある「例：適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）等」。

モニタリング項目		主なモニタリングの視点	摘要 (結果のコメント等)
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	職員配置等の業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 職員が計画どおりに配置されているか 責任体制が明確になっているか 	計画どおり配置
	職員の研修・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する研修を計画どおり実施しているか 職員の服装、電話対応、あいさつの言葉遣い・態度は適切か 	職員の対応など適切

(平成22年度モニタリングシートより抜粋、一部加工)

県職員は定期的な人事異動があるため、個人のモニタリングスキルは、文書等に記録として残さなければ消滅してしまう可能性がある。モニタリングシートに各項目に対する調査手法を記録することで、モニタリングの充実が図られる。

また、現在事業報告書は、県にとって、指定管理者の業務運営状況を確認し、県民への説明責任を果たすツールであるとともに、県民による施設の管理運営を監視する手段となることから、ホームページで公表している。当施設は、事業報告書への記載内容が少ないことから、記載内容の充実が求められる。さらに、各項目に沿った内容にすることで、県としてのモニタリングに資するとともに、県民による行政監視機能への効果がより期待できる。

V. 新潟ユニゾンプラザ

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	新潟市中央区上所2丁目2番2号
所管課	福祉保健部福祉保健課
開館日	平成8年8月1日
設置目的	県民の社会福祉の増進に資する活動並びに女性の地位向上及び社会参加に資する活動を支援することにより、人にやさしい福祉社会及び男女共同参画社会の実現に寄与する。
設置根拠条例	新潟ユニゾンプラザ条例
主な施設種類	<p>【公の施設区分】 貸室（多目的ホール等）、福祉機器展示室、図書閲覧室等</p> <p>【公用区分（県機関）】 消費生活センター、男女平等推進相談室</p> <p>【目的外使用許可区分】 入居団体の事務室等</p>
面積(公有財産表) (平成23年3月末現在)	土地面積 17,535.20 m ² 建物面積 12,000.08 m ²
価格(注) (平成23年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 668百万円、建物価格 1,221百万円 (B/S)建物取得価額 5,761百万円、帳簿価額 2,330百万円
開館時間	9時00分～22時00分 (福祉機器展示室 9時00分～18時00分) (図書閲覧室 9時30分～19時00分)
休館日	毎月第2月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後の平日(日曜日及び祝日以外の日)) 12月29日から翌年の1月3日までの日 その他の臨時休館日(施設の保守点検に必要な日等) ※図書閲覧室については毎週月曜日休館
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	<p>ユニゾンプラザは、総合福祉センター・女性センター・消費生活センター等の県民に密接な機能を有する複合的な県の拠点施設である。県、福祉・女性団体等の入居団体が互いに連携して、日々様々な事業を展開している。また、建築方法は旧ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の規定による認定を受けた新潟県立施設としては初めての施設でもあり、障害者や高齢者が不自由なく利用できるよう配慮された「人にやさしい」施設である。</p> <p>障害者、高齢者へ配慮し、段差解消、各階の障害者用トイレ(7ヶ所)、誘導ブロック、主な部屋の点字サイン、手すりの点字案内、音声付き誘導灯、エスカレーターを設置している。</p> <p>子ども連れの人へ配慮し、多目的ホール親子室、保育ルーム、授乳コーナー、各階女性トイレの男児用小便器、各階トイレのベビーキープ、ベビーシートを設置している。</p>

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
代表者名（県との関係）	会長 星野 元（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	新潟県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
設立年月	昭和 26 年 3 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉を目的とする事業の研究、企画及び実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ・ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 ・ 社会福祉を目的とする事業と経営に関する指導及び助言 ・ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 ・ 福祉サービス利用援助事業 ・ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決 ・ 介護サービスの適切な利用支援 ・ 社会福祉事業従事者の確保 ・ 新潟ユニゾンプラザ管理運営の受託等
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉機器展示室における福祉機器の展示等に関する業務 ・ 図書閲覧室における図書・ビデオ等の貸出し等に関する業務 ・ 多目的ホール、会議室、研修室等の施設及び映写、音響機器等の貸出しに関する申し込みの受付け、承認、取消し及び利用料金の徴収等の業務 ・ ユニゾンプラザの施設、設備の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理事（内、県関係者）	20（5）	18（4）	18（4）	19（4）	19（3）
監事（内、県関係者）	2（1）	2（1）	2（1）	2（1）	2（1）
合計（内、県関係者）	22（6）	20（5）	20（5）	21（5）	21（4）

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	6（3）	6（2）	6（1）	4（1）	4（1）
非正規職員人数（内、県職員数）	0（0）	1（1）	1（1）	2（2）	2（2）

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
事業活動収入	2,664	1,599	1,656
当期活動収支差額	917	△14	△95
総資産額	12,987	14,745	14,967
基本金	327	327	327
純資産額	8,205	9,129	14,658

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
(福)新潟県社会福祉協議会	同左	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟ユニゾンプラザ指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の配布 平成20年10月7日(火)～平成20年10月30日(木)
- ・現地説明会 平成20年10月17日(金)
- ・質問の受付 平成20年10月14日(火)～平成20年10月23日(木)
- ・申請書類の提出 平成20年10月27日(月)～平成20年11月4日(月)
- ・書面審査 平成20年11月11日(火)
- ・面接審査 平成20年11月17日(月)

(2) 選定方法

選定は、書面審査及び面接審査の2段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
押木 泉	新潟青陵大学福祉心理学科教授	民間有識者
小林 正則	公認会計士	民間有識者
近藤 和義	社団法人新潟県老人福祉施設協議会会長	民間有識者
剣 雅晴	社団法人新潟市薬剤師会理事 事務局長	民間有識者
早川 武美	財団法人新潟県消防設備協会理事長	民間有識者
丸山 由明	新潟県 県民生活課課長	県職員
飯塚 真理子	新潟県 男女平等社会推進課課長	県職員
大橋 直樹	新潟県 福祉保健課課長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

審査内容		配点 (上限)
住民の平等利用の確保	各施設の平等利用の基本的な考え方	10
	より広く県民（高齢者・障害者等）から利用していただくための意欲と熱意が感じられる提案か	
	県民の平等利用の確保のため施設機能・利用手続き等の積極的な周知について提案されているか	
	公の施設として利用者の立場にたった利用料金が確保できる提案か	10
	設置目的に沿った各施設の運営が可能であるか	
	各施設の機能や役割について正確に理解している内容の提案か	
福祉・女性・消費生活等の向上に資する活動の支援について提案されているか	10	
効用の発揮・経費の縮減		施設全体の機能を発揮させるための基本的な考え方
		3センター機能発揮のための指定管理者としての取組みについて提案されているか
		公の施設（貸室・共用部分）の機能発揮のための取組みについて提案されているか
図書閲覧室・福祉機器展示室の機能発揮のための取組みについて提案されているか		10
利用者へのサービス向上及び各施設の利用率の向上が図られるか		
福祉機器展示室のサービス及び利用の向上が図られる提案か		
図書閲覧室のサービス及び利用の向上が図られる提案か		
貸室のサービス及び利用の向上が図られる提案か		
公共部分（駐車場含む）のサービス及び利用の向上が図られる提案か	10	
利用者が安全で安心して、快適に利用できるか		
仕様書で定める保守管理基準の実現と更なる提案がされているか		
修繕に関する積極的な提案がされているか	10	
備品の管理について具体的な提案がなされ、任意調達等の取組みについても検討されているか		
管理運営上の問題解決の工夫や自主事業の実現の可能性が高いか		
現在の課題を解決するための創意工夫について提案されているか	10	
施設の目的に沿った積極的な自主事業の展開及びその効用の評価等について提案されているか		
管理にかかる経費の縮減に取り組むと共に収支積算が妥当で、事業計画との整合性が図られているか		
指定管理委託料の提案額の配点	指定管理委託料の提案額の配点	60
	経費の縮減に関して具体的かつ実現性の高い提案がされているか	
	収支積算の根拠が具体的かつ妥当で、それに基づいて事業計画が立てられているか	

審査内容		配点 (上限)
	県機関・入居団体等との十分な連携が保たれているか	10
	連絡協議会の開催等により十分な連絡連携体制が確保できる提案か	
	県と目的外使用者との十分な連絡調整体制が確保される提案か	
	県の率先行動計画に配慮した環境にやさしい管理運営が確保されるか	10
	適切な空調設定や水使用量抑制等の省エネ等に配慮した管理について提案されているか	
	廃棄物の排出削減とリサイクルの推進に関して提案されているか	
管理の物的・人的能力	継続的に安定した管理運営が可能な組織体制となっているか	10
	継続的、効率的に運営ができるような、組織体制や職務分掌が明確に定められ、かつ運用される提案か	
	各業務に必要な人員配置が確保されている提案か	
	ユニゾンプラザの管理運営上必要な資格について確保される提案か	
	類似する業務の実績があり、高い管理運営能力及び安定した経営基盤があるか	10
	ホール・会議室等の貸室の管理運営の実績があるか	
	福祉機器展示業務、図書館業務の実績があるか	
	財政状況、経営成績又は収支状況は健全で安定的か	
	職員等への十分な接客教育が確保されているか	10
	接客研修の実施について提案されているか	
	接客マナーについて定期的、日常的な点検がなされる提案か	
	災害時などの危機管理能力や日頃の安全対策は万全であるか	10
定期的、日常的な防災、防犯対策について提案されているか		
災害等発生時の対応能力が万全で、危機管理体制について提案されているか		
情報管理	個人情報の保護及び情報公開に関して適正な対応が確保されるか	10
	個人情報保護についての具体的な対策について提案されているか	
	問題点や検討事項が発生した際、直ちに県、利用者及び地域住民に対し、情報公開や情報提供を行うなどの具体的な提案がされているか	
その他	利用者の満足度を測るための具体的な方法の提案があるか	10
	貸室、図書閲覧室、福祉機器展示室の利用者に対し、意見箱の設置やアンケート調査について、効果的な提案がされているか	
	上記以外に利用者の意見、要望の把握方法について具体的に提案があるか	
	利用者の意見等への対応について積極的な提案がなされているか	
合 計		200

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点 (注2)
(福) 新潟県社会福祉協議会 (注1)	925

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 5名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月25日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 指定管理の内容

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	122	122	115	125	113	121
利用料収入	68	69	73	78	75	72
指定管理料 (17年度:運営受託金)	29	23	22	21	23	23
施設整備費等	1	7	5	10	1	8
その他	22	22	15	14	13	17
支出(イ)	118	122	114	124	116	122
人件費	23	17	16	16	15	15
運営経費	92	98	97	107	98	103
自主事業費	-	-	-	-	-	-
その他	2	6	-	-	1	2
収支(ア-イ)	3	0	1	1	△2	△0

6. 利用状況の推移

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
多目的 ホール	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	381	412	382	459	402	349
	利用率(%)	36.6	39.6	36.6	44.1	38.6	33.5
大研修室	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	568	578	582	639	619	617
	利用率(%)	54.6	55.5	55.7	61.4	59.5	59.3
大会議室	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	512	550	546	583	587	566
	利用率(%)	49.2	52.8	52.3	56.0	56.4	54.4
中研修室	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	486	531	578	589	572	552
	利用率(%)	46.7	51.0	55.4	56.6	54.9	53.0
小研修室 1	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	570	546	614	560	550	562
	利用率(%)	54.8	52.4	58.8	53.8	52.8	54.0
小研修室 2	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	503	513	543	567	556	557
	利用率(%)	48.3	49.3	52.0	54.5	53.4	53.5
小研修室 3	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	545	577	581	597	607	557
	利用率(%)	52.4	55.4	55.7	57.3	58.3	53.5
小研修室 4	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	587	591	642	622	625	632
	利用率(%)	56.4	56.8	61.5	59.8	60.0	60.7
特別会議 室	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	115	121	209	232	207	190
	利用率(%)	11.0	11.6	20.0	22.3	19.9	18.3
和室	利用可能回数(回)	1,041	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
	利用回数(回)	345	389	392	438	364	368
	利用率(%)	33.1	37.4	37.5	42.1	35.0	35.4

(注) 利用可能回数は、開館日数×3(午前、午後及び夜間の3つの時間帯)となっている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・管理業務の実施状況
- ・施設等の利用状況（開館状況、利用者数、利用回数、利用率等）

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 11 日
5 月	平成 22 年 6 月 8 日	平成 22 年 6 月 9 日
6 月	平成 22 年 7 月 8 日	平成 22 年 7 月 9 日
7 月	平成 22 年 8 月 6 日	平成 22 年 8 月 9 日
8 月	平成 22 年 9 月 6 日	平成 22 年 9 月 7 日
9 月	平成 22 年 10 月 6 日	平成 22 年 10 月 7 日
10 月	平成 22 年 11 月 8 日	平成 22 年 11 月 9 日
11 月	平成 22 年 12 月 6 日	平成 22 年 12 月 7 日
12 月	平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 11 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 7 日	平成 23 年 2 月 8 日
2 月	平成 23 年 3 月 8 日	平成 23 年 3 月 8 日
3 月	平成 23 年 4 月 8 日	平成 23 年 4 月 11 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・管理業務の実施状況
- ・管理業務に係る収支状況
- ・施設等の利用状況（開館状況、利用者数、利用回数、利用率等）
- ・利用者の意見、課題の分析結果
- ・業務改善及び自己評価
- ・その他県が必要と認める事項

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 6 月 23 日	平成 23 年 7 月 6 日

(2) モニタリングの状況

所管課（福祉保健部福祉保健課）は、指定管理者（（福）新潟県社会福祉協議会）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 2 月 26 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 11 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 9 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 9 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 9 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 7 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 7 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 9 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 7 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 11 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 8 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 8 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 11 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 6 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 6 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 特別会議室の利用率について（意見）

特別会議室の利用率は、平成 17 年度から平成 22 年度までのいずれの年度においても 10% 台から 20% 台と、他の貸室と比べ非常に低い水準となっている（6. 利用状況の推移 参照）。原因として、当会議室の特徴（床面積 186 m²、定員 32 名、カーペット敷きの円卓会議室）から、その用途及び利用者ニーズは限られているということが考えられる。しかし、貸室事業に係るコストはそのほとんどが施設設備の維持、保守及び点検に係る費用等の固定費であるため、特別会議室の利用率を向上させることが当施設の収支を改善することにつながる。

従って、例えば、新規利用者開拓のための PR 活動、ダイレクトメール等によるリピーターの確保及び入居団体との関係強化等、利用促進のための工夫が望まれる。



（新潟ユニゾンプラザ HP より）

(2) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

指定管理者は、当施設において、指定管理業務の他、県機関に係る業務及び目的外使用部分に係る業務を行っている。

指定管理者は、業務の実施に係る収入及び支出の経理について、公の施設に係る業務と県機関に係る業務・目的外使用部分に係る業務と区分して行わなければならない（基本協定書第 8 条）。

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用で設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第 8 条）等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

VI. 新潟ふれ愛プラザ

1. 施設の概要

新潟ふれ愛プラザは、新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター、新潟県点字図書館の4施設からなる総合福祉施設である。

【新潟ふれ愛プラザの概要】(注1)

項 目	内 容
所在地	新潟市江南区亀田向陽1丁目9番1号
所管課	福祉保健部障害福祉課
供用開始年月	平成9年4月
設置目的	障害者の社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の増進を図る。
設置根拠条例	新潟県障害者リハビリテーションセンター条例 新潟県障害者交流センター条例 新潟県聴覚障害者情報センター条例 新潟県点字図書館条例
主な施設種類	新潟県障害者リハビリテーションセンター：身体障害者更生施設 新潟県障害者交流センター：身体障害者福祉センター 新潟県聴覚障害者情報センター：視聴覚障害者情報提供施設 新潟県点字図書館：視聴覚障害者情報提供施設
面積(公有財産表) (平成23年3月末現在)	土地面積 19,103.00 m ² 建物面積 7,315.83 m ²
価格(注2) (平成23年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 673百万円、建物価格 753百万円 (B/S)建物取得価額 3,794百万円、帳簿価額 1,670百万円
開館時間	新潟県障害者リハビリテーションセンター：終日 新潟県障害者交流センター：施設により異なる。例)体育館 13時～20時30分 新潟県聴覚障害者情報センター：火曜～金曜は9時～18時、土日祝日は9時～17時 新潟県点字図書館：9時～17時
休館日	月曜日、祝日の翌日、年末年始(新潟県障害者リハビリテーションセンターを除く。)
利用料金等	利用料金制(新潟県障害者リハビリテーションセンターのみ)

項 目	内 容
施設の特徴	<p>新潟ふれ愛プラザは、障害者の社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者関連の施設を一体的に整備し、平成9年4月1日に開設した。</p> <p>新潟県障害者リハビリテーションセンターは、身体が不自由な人が地域社会などへ自立されるのを援助する支援施設である。</p> <p>新潟県障害者交流センターは、障害のある人の健康増進、教育活動、地域社会との交流を通じ、自立と社会参加を目指すための活動拠点として開設された施設である。館内は段差の無いバリアフリー設計で、音声誘導チャイム、誘導点字ブロック、重度障害者用トイレ、点字表示付き手すり、体育館冷暖房等、誰でも安全で使いやすいように配慮されている。</p> <p>新潟県聴覚障害者情報センターは、字幕付き録画物の製作及び貸出等、聴覚障害者に様々な情報を提供することを目的としている。</p> <p>新潟県点字図書館は、目の不自由な方々のために点字図書、録音図書などを備え、貸し出しを行うことを目的としている。</p>

(注1) 4施設を一体として記載している。

(注2) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

新潟ふれ愛プラザを構成する4施設は、一体で指定管理者を募集したところ、(福)豊潤舎、(福)新潟県身体障害者団体連合会及び(福)新潟県視覚障害者福祉協会が構成する共同事業体グループ「ふれ愛」から応募があり、各構成団体が4施設の指定管理者となっている。当共同事業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成団体のものを記載している。

【新潟県障害者リハビリテーションセンター】

指定管理者名	社会福祉法人豊潤舎
代表者名（県との関係）	理事長 荻荘 則幸（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的（寄付行為等）	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
設立年月	平成 17 年 10 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種社会福祉事業 新潟県障害者リハビリテーションセンターの経営 特別養護老人ホームの経営 ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 （新潟県障害者リハビリテーションセンター） 障害福祉サービス事業（すばる） 老人短期入所事業の経営
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの実施に関する業務 ・ 診療に関する業務 ・ 入所の承認に関する業務 ・ 新潟県障害者リハビリテーションセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【新潟県障害者交流センター及び新潟県聴覚障害者情報センター】

指定管理者名	社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会
代表者名（県との関係）	会長 本田 佐敏（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的（寄付行為等）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを必要とする者に対し、その独立心をそこなうことなく通常の社会生活が出来るように援助、指導すると共に、障害者の福祉のために事業の運営と組織活動を促進し、もって障害福祉の増進を図ること。 ・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援すること。
設立年月	平成 9 年 3 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種社会福祉事業 身体障害者の更生相談事業 新潟県障害者交流センターの受託経営 新潟県聴覚障害者情報センターの受託経営 ・障害者の福祉を目的とする事業の調査研究並びに啓発宣伝 ・障害者の福祉を目的とする事業の連絡指導 ・ふれ愛プラザ内における「喫茶あいあい」設置経営 ・ふれ愛プラザ内における自動販売機設置経営
指定管理業務の内容	<p>新潟県障害者交流センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業の実施に関する業務 ・使用の承認に関する業務 ・使用承認の取消し等に関する業務 ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 <p>新潟県聴覚障害者情報センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業の実施に関する業務 ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【新潟県点字図書館】

指定管理者名	社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会
代表者名（県との関係）	理事長 松永 秀夫（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的（寄付行為等）	多様な福祉サービスがそれを利用する視覚障害者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、その利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
設立年月	平成 9 年 3 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種社会福祉事業 点字出版施設の設置運営 新潟県点字図書館の受託経営 視覚障害者の更生相談に応ずる事業 視覚障害者の福祉を目的とする事業に関する連絡又は助成を行う事業 視覚障害者の生活訓練等事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館の事業の実施に関する業務 ・ 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

(福) 豊潤舎

(単位：人)

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	6 (3)	6 (3)	6 (3)	6 (3)	6 (3)
監事（内、県関係者）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)

(福) 新潟県身体障害者団体連合会

(単位：人)

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	15 (2)	15 (2)	15 (2)	12 (2)	12 (2)
監事（内、県関係者）	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (0)
合計（内、県関係者）	18 (3)	18 (3)	18 (3)	15 (3)	14 (2)

(福) 新潟県視覚障害者福祉協会

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理事（内、県関係者）	12 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (2)	12 (2)
監事（内、県関係者）	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
合計（内、県関係者）	15 (4)	15 (4)	15 (4)	15 (3)	15 (3)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

新潟県障害者リハビリテーションセンター

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	12 (1)	11 (1)	12 (1)	11 (1)	11 (1)
非正規職員人数（内、県職員数）	6 (0)	4 (0)	5 (0)	5 (0)	7 (0)

新潟県障害者交流センター（注2）

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	8 (1)	7 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)
非正規職員人数（内、県職員数）	13 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)

新潟県聴覚障害者情報センター（注2）

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	5 (1)	5 (1)	5 (1)	4 (1)	3 (1)
非正規職員人数（内、県職員数）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)

新潟県点字図書館

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)
非正規職員人数（内、県職員数）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(注2) 各年度の新潟県聴覚障害者情報センターの職員の中には、新潟県障害者交流センターとの兼務者が3名（内、県職員1名）いる。

【直近3事業年度の財務状況】

(福) 豊潤舎

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
事業活動収入	77	77	91
当期活動収支差額	0	7	△230
総資産額	30	36	550
基本金	15	15	22
純資産額	23	30	160

(福) 新潟県身体障害者団体連合会

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
事業活動収入	193	198	212
当期活動収支差額	6	9	9
総資産額	67	75	99
基本金	10	10	10
純資産額	56	65	74

(福) 新潟県視覚障害者福祉協会

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
事業活動収入	72	75	70
当期活動収支差額	3	1	△1
総資産額	63	65	62
基本金	23	23	23
純資産額	60	61	59

【新潟ふれ愛プラザの指定管理者の推移】

新潟県障害者リハビリテーションセンター

平成17年度以前	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成25年度 (指定管理者)
直営	(福) 豊潤舎	同左

新潟県障害者交流センター及び新潟県聴覚障害者情報センター

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成25年度 (指定管理者)
(福) 新潟県身体障害者 団体連合会	同左	同左

新潟県点字図書館

平成 17 年度以前 (管理委託)	平成 18 年度～平成 20 年度 (指定管理者)	平成 21 年度～平成 25 年度 (指定管理者)
(福) 新潟県視覚障害者 福祉協会	同左	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及びふれ愛プラザ指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成 20 年 9 月 30 日 (火) ～ 平成 20 年 10 月 10 日 (金)
- ・現地説明会開催 平成 20 年 10 月 7 日 (火)
- ・質問受付 平成 20 年 10 月 1 日 (水) ～ 平成 20 年 10 月 9 日 (木)
- ・質問回答の公表 平成 20 年 10 月 15 日 (水) ～ 平成 20 年 10 月 21 日 (火)
- ・申請書の提出 平成 20 年 10 月 31 日 (金) ～ 平成 20 年 11 月 5 日 (水)
- ・選定・公表 平成 20 年 12 月

(2) 選定方法

選定は、資格審査及び提案審査の 2 段階で実施される。審査委員会の構成、選定基準及び審査ポイントは以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
井上 充	社会福祉法人長岡福祉協会 リハビリセンター王見台施設長	障害福祉施設関係者
清野 孝子	亀田手話サークルたつのこ代表	利用者代表
田中井 敏光	身体障害者療護施設あさひ園 特別養護老人ホーム向陽の里職員	利用者代表
星野 恵美子	新潟県盲導犬ユーザーの会会長	利用者代表
丸田 秋男	学校法人新潟医療福祉大学教授	民間有識者
吉越 正雄	社団法人新潟県手をつなぐ育成会副理事長	利用者代表

【選定基準】

施 設	指定の基準
新潟県障害者リハビリテーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションセンターの運営において、身体障害者の平等利用が確保されること ・ 身体障害者福祉法及び障害者自立支援法その他の関係法令の規定を遵守してリハビリテーションセンターの管理を行うことができること ・ リハビリテーションセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること ・ リハビリテーションセンターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
新潟県障害者交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流センターの運営において、障害者等その他住民の平等利用が確保されること ・ 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守して交流センターの管理を行うことができること ・ 交流センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること ・ 交流センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
新潟県聴覚障害者情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報センターの運営において、聴覚障害者の平等利用が確保されること ・ 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守して情報センターの管理を行うことができること ・ 情報センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること ・ 情報センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
新潟県点字図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館の運営において、視覚障害者の平等利用が確保されること ・ 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守して図書館の管理を行うことができること ・ 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること ・ 図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること

【審査ポイント】

審査項目	審査ポイント	配点	新潟県障害者リハビリテーションセンター	新潟県障害者交流センター	新潟県聴覚障害者情報センター	新潟県点字図書館
1 事業計画	(1) 事業の安定性 (2) 事業リスク管理	10	3	3	2	2
2 管理運営計画	(3) 運営方針 (4) サービス内容 (5) サービス提供体制 (6) 事故・災害対策 (7) 運営引継業務 (8) 提案業務等	55	20	15	10	10
	(9) 維持管理業務	5				
3 提案価格	(10) 提案価格	30				

(注1) 事業計画及び管理運営計画の合計点が40点以下の場合は失格とする。

(注2) 提案価格は、第1位（最も低い価格）を満点とし、第2位以下は第1位との比率を用いて算出（小数点以下第2位を四捨五入）する。

得点 = $30 \times \text{最も低い価格} / \text{当該応募者の提案価格}$

(3) 選定結果

申請者	得点 (注2)
グループ「ふれ愛」(注1)	87.75

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 事務局案を審査委員会で検討した結果である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月31日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

新潟県障害者リハビリテーションセンター

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	67	74	81	77	78	84
支援費		27	-	-	-	-
訓練等給付費		27	59	59	61	57
介護給付費		-	-	1	1	1
利用料等		10	10	9	8	9
指定管理料		7	7	7	5	5
その他		3	5	1	3	12
支出(イ)	165	71	71	73	69	74
人件費		47	42	45	44	46
事務費		18	28	27	24	27
事業費		6	1	1	1	1
収支(ア-イ)	△98	3	10	4	9	10

(注) 平成17年度の収支内訳は不明である。

新潟県障害者交流センター

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	73	116	116	116	120	117
指定管理料 (17年度:管理委託料)	72	115	115	115	113	113
その他	1	1	1	1	7	4
支出(イ)	76	110	113	115	116	114
人件費	64	57	62	63	63	62
事務費	4	44	44	45	46	45
事業費	7	8	6	6	6	6
その他	1	1	1	1	1	1
収支(ア-イ)	△3	6	3	1	4	3

新潟県聴覚障害者情報センター

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	23	26	26	26	26	26
指定管理料 (17年度:管理委託料)	22	25	25	25	25	25
その他	1	1	1	1	1	1
支出(イ)	24	25	25	25	25	24
人件費	19	20	20	20	20	20
事業費	3	3	3	3	3	3
その他	2	2	2	2	2	1
収支(ア-イ)	△1	1	1	1	1	2

新潟県点字図書館

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	35	40	40	40	41	41
指定管理料 (17年度:管理委託料)	35	40	40	40	40	40
その他	-	-	-	-	1	1
支出(イ)	35	40	40	40	40	40
人件費	31	29	29	29	29	29
事業費	3	5	5	5	5	5
その他	1	6	6	6	6	6
収支(ア-イ)	-	-	-	-	1	1

(注) 平成17年度まで、ふれ愛プラザの維持管理は直営の身体障害者更生指導所（現在の新潟県障害者リハビリテーションセンター）が一体的に行っていたため、ふれ愛プラザ全体の維持管理費は身体障害者更生指導所に計上されている。平成18年度以降は、各指定管理者が個別に維持管理することが適当な部分を除き、指定管理者の代表者である（福）新潟県身体障害者団体連合会が一体的な管理を行っている（維持管理費は各施設に計上）。

6. 利用状況の推移

新潟県障害者リハビリテーションセンター

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月1日現在入所者数(人)	18	14	19	16	17	17

新潟県障害者交流センター

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
プール利用者数(人)	19,374	18,519	19,400	18,206	15,480	16,380
体育館利用者数(人)	9,907	11,935	15,309	16,433	14,217	14,392
会議室・研修室等利用者数(人)	14,963	16,306	16,638	21,442	17,359	18,119

新潟県聴覚障害者情報センター

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸出ビデオ延本数(本)	1,934	1,372	1,357	1,942	1,788	1,270
施設利用者数(人)	968	746	1,007	1,184	1,226	1,207
相談受付延人数(人)	69	83	144	219	125	175

新潟県点字図書館

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸出タイトル数(点字)	1,673	1,704	1,471	1,420	1,556	1,651
貸出タイトル数(カセット)	9,107	23,102	17,268	13,631	11,147	8,306
貸出タイトル数(CD)	9,507	15,555	21,815	30,202	34,771	36,440
ボランティア(人)	1,846	2,053	1,733	1,622	1,591	1,589

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

【新潟県障害者リハビリテーションセンター】

- ・入退所者の状況
- ・入通所者の変動状況
- ・入所者の入院の状況
- ・短期入所の利用状況
- ・事故等の発生状況
- ・苦情処理状況
- ・その他報告事項

【新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター、新潟県点字図書館】

- ・事故等の発生状況
- ・苦情処理状況
- ・その他報告事項

【月次の報告状況等】

新潟県障害者リハビリテーションセンター

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 6 日	平成 22 年 5 月 10 日
5 月	平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年 6 月 7 日
6 月	平成 22 年 7 月 5 日	平成 22 年 7 月 8 日
7 月	平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年 8 月 16 日
8 月	平成 22 年 9 月 2 日	平成 22 年 9 月 10 日
9 月	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 10 月 8 日
10 月	平成 22 年 11 月 4 日	平成 22 年 11 月 10 日
11 月	平成 22 年 12 月 3 日	平成 22 年 12 月 6 日
12 月	平成 23 年 1 月 4 日	平成 23 年 1 月 7 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 2 日	平成 23 年 2 月 3 日
2 月	平成 23 年 3 月 3 日	平成 23 年 3 月 8 日
3 月	平成 23 年 4 月 5 日	平成 23 年 4 月 8 日

新潟県障害者交流センター及び新潟県聴覚障害者情報センター

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 14 日	平成 22 年 5 月 17 日
5 月	平成 22 年 6 月 8 日	平成 22 年 6 月 8 日
6 月	平成 22 年 7 月 7 日	平成 22 年 7 月 12 日
7 月	平成 22 年 6 月 6 日	平成 22 年 8 月 9 日
8 月	平成 22 年 9 月 3 日	平成 22 年 9 月 6 日
9 月	平成 22 年 10 月 7 日	平成 22 年 10 月 12 日
10 月	平成 22 年 11 月 3 日	平成 22 年 11 月 11 日
11 月	平成 22 年 12 月 3 日	平成 22 年 12 月 7 日
12 月	平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 11 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 4 日	平成 23 年 2 月 7 日
2 月	平成 23 年 3 月 4 日	平成 23 年 3 月 7 日
3 月	平成 23 年 4 月 5 日	平成 23 年 4 月 7 日

新潟県点字図書館

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 6 日	平成 22 年 5 月 14 日
5 月	平成 22 年 6 月 8 日	平成 22 年 6 月 18 日
6 月	平成 22 年 7 月 8 日	平成 22 年 7 月 16 日
7 月	平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年 8 月 23 日
8 月	平成 22 年 9 月 8 日	平成 22 年 9 月 21 日
9 月	平成 22 年 10 月 5 日	平成 22 年 10 月 7 日
10 月	平成 22 年 11 月 5 日	平成 22 年 11 月 11 日
11 月	平成 22 年 12 月 3 日	平成 22 年 12 月 6 日
12 月	平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 25 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 5 日	平成 23 年 2 月 14 日
2 月	平成 23 年 3 月 5 日	平成 23 年 3 月 18 日
3 月	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 4 月 7 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

【新潟県障害者リハビリテーションセンター】

- ・身体障害者更生施設支援の実施に関する業務
- ・入所の承認に関する業務
- ・リハビリテーションセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・事業者提案事項に関する実施状況
- ・収支決算・貸借対照表

【新潟県障害者交流センター及び新潟県聴覚障害者情報センター】

- ・利用者の状況
- ・収支決算・貸借対照表
- ・各種事業の実施状況
- ・サービス向上計画の実施状況
- ・利用者拡大計画
- ・人材確保・育成計画の実施状況
- ・地域及び関係機関との連携体制
- ・権利擁護のための措置
- ・事故対策・防災計画の実施状況
- ・維持管理計画の実施状況
- ・その他提案事項

【新潟県点字図書館】

- ・利用者の状況
- ・収支決算・貸借対照表
- ・各種事業の実施状況
- ・サービス向上計画の実施状況
- ・利用者拡大計画
- ・人材確保・育成計画の実施状況
- ・地域との連携体制
- ・権利擁護のための措置
- ・事故対策・防災計画の実施状況
- ・維持管理計画の実施状況
- ・その他提案事項

【年次の報告状況等】

新潟県障害者リハビリテーションセンター

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 26 日	平成 23 年 5 月 18 日	平成 23 年 5 月 23 日

新潟県障害者交流センター及び新潟県聴覚障害者情報センター

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 5 月 17 日	平成 23 年 5 月 23 日

新潟県点字図書館

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 27 日	平成 23 年 5 月 17 日	平成 23 年 5 月 23 日

(2) モニタリングの状況

所管課（福祉保健部障害福祉課）は、指定管理者（（福）豊潤舎、（福）新潟県身体障害者団体連合会及び（福）新潟県視覚障害者福祉協会）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

新潟県障害者リハビリテーションセンター

時 期	内 容
平成 22 年 1 月 28 日	平成 22 年度事業計画書の承認（確認）
平成 22 年 5 月 10 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 7 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 8 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 16 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 10 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 8 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 10 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 6 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 7 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 3 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 8 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 8 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 23 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 2 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定（公表）

新潟県障害者交流センター及び新潟県聴覚障害者情報センター

時 期	内 容
平成 22 年 1 月 28 日	平成 22 年度事業計画書の承認（確認）
平成 22 年 5 月 17 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 8 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 12 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 9 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 6 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 12 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 11 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 7 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 11 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 7 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 7 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 7 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 23 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 2 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定（公表）

新潟県点字図書館

時 期	内 容
平成 22 年 1 月 28 日	平成 22 年度事業計画書の承認（確認）
平成 22 年 5 月 14 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 18 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 16 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 23 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 21 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 7 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 11 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 6 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 25 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 14 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 18 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 7 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 23 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 2 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定（公表）

8. 監査の指摘及び意見

前年度監査結果に対する措置内容について

(1) 平成 21 年度包括外部監査の指摘・意見に対する県の措置内容

ふれ愛プラザの 4 施設については、「障害福祉に関する事務の執行について」をテーマとした平成 21 年度の包括外部監査で、「指定管理者制度を導入している障害福祉施設の運営は適切に行われているか」の視点で監査が行われている。本年度と同じテーマであることから、その指摘・意見に対する県の措置内容を記載し、対応が不十分な意見・指摘に対する確認を実施した。

3 障害福祉施設（指定管理者）			
54	3. 指定管理者の選定方法	【意見 6-1】指定管理者の選定方法 指定管理者の応募条件を、単独応募または共同応募としたことは、建物の効率的な管理を目的としたものという趣旨は理解できる。しかし、中には、専門性と特殊性が高く、現在の受託者以外には運営が困難と考えられる施設がある。建物管理の効率性確保の方法は、4 施設すべてへの応募という方法に限らない。県は、参入機会確保のため、施設ごとの個別公募についても今後検討すべきである。	平成 25 年度に予定される次期指定管理者公募に当たり、外部有識者による事業者選定委員会において、個別及び一括（共同）公募双方の利点を整理した上で公募方法を検討する。
55	4. 指定管理者選定時の審査	【意見 6-2】指定管理者選定時の審査 リハビリセンターの指定管理者は、指定管理者選定時において、障害者自立支援法改正の影響などにより、開業予定であった他の福祉事業が実施できない状況であった。こうした点を踏まえ、今後、県が指定管理者を選定するに当たっては、継続的施設運営の確実性について、より慎重に審査を行うよう求める。	今後、指定管理者を選定するに当たっては、事業者から提出された書類の審査に加えて、ヒアリング等の方法により継続的施設運営の確実性を、より慎重に審査する。
56	5. 交流センターの事業計画・事業報告	【意見 6-3】交流センターの事業計画・事業報告 現状の事業計画と事業報告はそれぞれの項目の対応関係が分かり難く、計数的にも対応関係が十分とは言い難い。県は、事業計画書と事業報告書を対比できるように記載様式を見直すべきである。また、県身連（指定管理者）は、事業計画書においても数値目標を示し、実績と対比できるようにすべきである。	第 2 巡目の公募の際に、応募者に指定管理期間中の目標を年度ごとに示すよう求め、平成 21 年度以降については、目標値が設定されている。事業計画書、事業報告書についても、計画と実績の対比ができるよう、他の指定管理に関するものも含め、次回の提出に間に合うよう今年度中に、様式の見直しを行う。

3 障害福祉施設（指定管理者）			
57	6. 指定管理料の支払	<p>【意見 6-4】点字図書館の県派遣職員の人件費の取扱い 県からの派遣職員の給与手当は、実績に応じ指定管理料の精算が行われている。一方、プロパー職員に関しては実績額と当初見込額の差額を精算することはしていない。県は、派遣職員の給与手当について、実績額と見込額の差額を精算しない取り扱いとすることを、視障協と協議すべきである。</p>	派遣職員の給与手当等の取扱いについて、指定管理者と協議する。
58	7. 県の管理・監督状況	<p>【指摘 6-1】事業計画書等の提出期限厳守 事業計画書、事業報告書及び定期モニタリング結果通知の提出期限が守られていない。事業計画書の提出遅延は適時の事業内容確認を阻害し、また、事業報告書の提出遅延は定期モニタリングの遅延につながり、業務改善に生かすことができなくなる恐れがある。指定管理者は、事業計画書、事業報告書の提出期限を、県は、定期モニタリング結果通知の期限をそれぞれ厳守すべきである。</p>	事業計画書、事業報告書の提出が遅延しないよう求め、定期モニタリング結果通知の期限を厳守する。なお、平成 21 年度分については、期限内に実施した。
59	8. 一体管理契約	<p>【意見 6-5】施設の一括管理の必要性検討 新潟ふれ愛プラザは、4 施設の一体管理を前提としているが、各施設の指定管理者は、維持管理も含め個別に県と指定管理契約を締結している。管理形態の単純化、管理責任の明確化の観点から、施設の過半を運営する交流センターの指定管理者が、施設全体の維持管理に関する指定管理者となることが望ましい。次回の公募の際にこの点を検討すべきである。また、県は、一体管理費の維持に支障が生じないように、各指定管理者の財政状態をモニタリングする必要がある。</p>	意見のあった維持管理形態の単純化及び責任の明確化について検討を進め、次期指定管理者の公募に反映させる。
60	9. 一体管理の事務運営	<p>【指摘 6-2】一体管理費の実績額把握 各指定管理者の収支実績報告書には一体管理費の実績額が記載されておらず、県は十分に把握を行っていない。一体管理費の実績報告をモニタリング項目で具体的に規定すべきである。また、一体管理の代表者（交流センター指定管理者）は、収支実績報告書により一体管理費全体の予算額と実績額を県に報告すべきである。</p>	一体管理部分についても、モニタリング項目として規定し、指定管理者に報告を求める。なお、平成 21 年度分については、既に報告を受けている。
61	9. 一体管理の事務運営	<p>【指摘 6-3】点字図書館の給与事務費 点字図書館は県身連に給与事務を委託しているが、その委託費は点字図書館から直接県身連へ支払いされるべきものであり、施設の維持管理に関係しない給与事務委託費を新潟ふれ愛プラザ一体管理会計に含めて処理すべきではない。</p>	平成 22 年度から県身連の法人本部会計で処理することとした。
62	10. 施設使用料等の管理	<p>【指摘 6-4】施設使用料預り金の帳簿記載 施設使用料は県の収入であり、徴収事務を行う県身連は週 1 回県に送金しているが、その間、法人会計上、簿外で現金管理が行われている。県身連（交流センターの指定管理者）は、県に納めるべき現金を収受した場合、施設使用料預り金等適切な科目で会計処理し、会計帳簿に記載すべきである。</p>	指定管理者において、平成 22 年度から交流センター会計の預り金で処理することとした。

3 障害福祉施設（指定管理者）			
63	11. 回数券の管理	<p>【指摘 6-5】回数券の受払管理 施設利用回数券は金券であるため、その管理は現金と同等に行う必要がある。県身連（交流センターの指定管理者）は、管理簿を受入・払出・残高を記載する形式で作成するとともに、所属長による定期的な監査を実施すべきである。</p>	指定管理者において、管理簿を作成して所属長の確認を実施することとした。
64	12. 委託契約	<p>【意見 6-6】業務委託時の見積り合わせの実施 一体管理における建物清掃、空調保守点検及び衛生設備保守点検業務を外部委託するに当たり、施設の性質上競争入札が適さないこと等の理由で随意契約にて行う場合には、価格の適正性を明確にする必要がある。指定管理者は、契約に際し見積り合わせを実施し、契約価格に問題のないことを疎明しておくべきである。</p>	指定管理者において、次期（平成 23 年度）契約から複数見積りを徴することとした。
65	14. 行政財産の目的外使用	<p>【指摘 6-6】行政財産の使用許可申請もれ 県身連が使用許可を受けている一部は、新潟県肢体不自由児者父母の会連合会（以下「父母の会」という。）が使用している。父母の会は県身連とは別の団体であるので、県は別に使用許可を与えるべきである。このほかに、新潟県障害者スポーツ協会が事務室を置いているが、使用許可申請手続がなされていない。所定の要件を満たせば、県は使用する面積に応じて使用許可を与えなければならない。</p>	県身連、父母の会及び障害者スポーツ協会について必要な使用許可手続きを行った。
66	15. リハビリセンターの福祉サービス第三者評価	<p>【指摘 6-7】リハビリセンターの福祉サービス第三者評価 豊潤舎の指定申請書中の計画では第三者評価を挙げているが、実際には第三者評価は実施されていない。第三者評価の前段階である自己評価を実施し、分析・検討等を行うことは今後第三者評価を受ける体制整備として理解はできる。しかし、申請書中の計画に記載した以上、正当な理由もないまま第三者評価を実施しないのは不適切である。</p>	指定管理者において平成 22 年度中に第三者評価に着手する。
67	16. 指定管理者の会計処理等	<p>【指摘 6-8】点字図書館の会計処理 予算不足に際して他費目の予算を流用すること自体特に問題はないが、本件では、文具代（消耗品費）が旅費交通費で処理されたり、封筒購入代（印刷製本費）が福利厚生費で処理されたりしており適切でない。視障協（点字図書館の指定管理者）は実際に支出した費目で会計処理すべきである。</p>	指摘の点については、指定管理者において是正済みであり、今後は適切な科目で会計処理を徹底する。
68	16. 指定管理者の会計処理等	<p>【意見 6-7】情報センターの資金融通 他事業への資金融通は、決算書上は痕跡が残らないが、指定管理料の入出金を管理する経理区分で、一時的にせよ他の経理区分の資金不足を負担するのは適切でない。さらに、県身連は、本件の資金融通期間中に稼得できたはずの預金利息も稼得できず機会損失となっている。</p>	指定管理者において、今後同様の資金融通は行わないこととし、県の定期モニタリングで確認を行う。

上表の No. 57 の点字図書館の県派遣職員の人件費の精算については、平成 22 年 5 月 12 日及び平成 22 年 11 月 11 日に協議が行われているが、未だ結論は出ていない。委託料等で県派遣職員人件費を支払うことについて、地方公共団体の是正を求める判例が出たため（平成 21 年 1 月 20 日大阪高裁判決、平成 21 年 12 月 10 日最高裁上告棄却）、今後の協議方針について検討中とのことである。

Ⅶ. 新潟県起業化支援・交流拠点施設

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 11 階
所管課	産業労働観光部産業政策課
供用開始年月	平成 15 年 4 月
設置目的	創業者を育成し、又は支援するとともに、創業及び経営革新の促進又は高度な能力を有する人材の育成を目的とした研修、会議及び交流等の場を提供することにより、新潟県における産業の振興に寄与する。
設置根拠条例	新潟県起業化支援・交流拠点施設条例
主な施設種類 (施設の構成)	創業準備オフィス (ブース 5 室、2~4 名オフィス 5 室) 会議室等 (プレゼンテーションルーム、商談室、会議室、研修室各 1 室)
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 1141.73 m ²
価格 (注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 130 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日まで
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	新潟県起業化支援・交流拠点施設は、創業者の育成・支援を目的とし、経営革新の促進又は高度な能力を有する人材の育成のため研修、会議及び交流の場の提供等を行うことを目的としている。

(注) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人いがた産業創造機構
代表者名（県との関係）	理事長 泉田 裕彦（新潟県知事）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	機構は、新潟県において、新規創業や新分野進出等の企業の経営革新及び次代をリードする産業の創出を促進させるとともに、中小企業の設備近代化の促進及び経営管理の改善並びに下請中小企業及び中小商業の振興並びに、新潟県産品（以下「県産品」という。）の販路拡大に関する事業等による農林水産業及び地場産業の育成を図り、もって新潟県の産業の活性化及び中小企業の発展に寄与することを目的とする。
設立年月	平成 15 年 4 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者の経営に係る相談、助言等の総合的支援に関する事業 ・ 経営革新及び創業の支援に関する事業 ・ 商品開発及び販路開拓の支援に関する事業 ・ 産業分野における人材の育成に関する事業 ・ 中小企業の国際展開の支援に関する事業 ・ 産学官連携による技術開発及び産業振興に関する事業 ・ 新産業創出のための科学技術の振興に関する事業 ・ 中小企業者の事業の用に供する設備等の譲渡及び貸付並びに資金貸付に関する事業 ・ 下請取引の紹介あっせん及び取引に関する苦情又は紛争処理に関する事業 ・ 中小企業の振興に関する調査研究、情報の収集、提供及び I T 高度人材育成等情報化支援に関する事業 ・ 中心市街地商業の活性化に関する事業 ・ 新産業創出のための投資及び債務保証に関する事業 ・ 中小企業に関する地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構等からの受託事業 ・ 県産品の普及及び宣伝に関する事業 ・ 県産品の開発及び育成の支援に関する事業 ・ 県産品の販路拡大、開発及び育成に係る情報の収集及び提供に関する事業 ・ 県産品の販路拡大、開発及び育成に係る調査研究に関する事業 ・ 首都圏における地域情報の発信に関する事業 ・ 県産品（酒類を含む。）の展示及び販売に関する事業 ・ 上記に定めるもののほか、機構の目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に関する業務 ・ 使用の承認に関する業務 ・ 使用承認の取消し等に関する業務 ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理事（内、県関係者）	21 (5)	21 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)
監事（内、県関係者）	2 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	23 (6)	23 (5)	22 (5)	22 (5)	22 (5)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	2,720	3,356	3,567
当期一般正味財産増減額	△2,126	465	608
総資産額	20,069	19,860	19,754
指定正味財産	258	258	258
正味財産合計	5,125	5,590	6,199

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
(財) にいがた産業創造機構	同左	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県起業化支援・交流拠点施設指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成 20 年 12 月 22 日 (月)
- ・募集要項等の配布 平成 20 年 12 月 22 日 (月) ～ 平成 21 年 1 月 22 日 (木)
- ・現地説明会 平成 21 年 1 月 15 日 (木)
- ・質問受付 平成 21 年 1 月 8 日 (木) ～ 平成 21 年 1 月 13 日 (火)
- ・申請書類の受付 平成 21 年 1 月 23 日 (金) 午後 5 時 30 分まで
- ・申請結果の通知 平成 21 年 2 月

(2) 選定方法

選定は、書類審査及び面接審査の 2 段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
今井 進太郎	コマスマーケティング株式会社 代表取締役	民間有識者
後藤 善行	株式会社日本政策金融公庫新潟支店 国民生活事業統括	民間有識者
竹内 哲郎	財団法人新潟経済社会リサーチセンター 理事	民間有識者
平塚 幸雄	中小企業診断士	民間有識者
矢島 善信	株式会社ホクギン経済研究所 代表取締役 専務	民間有識者

【選定基準】

項目	内容	評点
施設の運営において、県民の平等な利用が確保されていること	設置目的に沿うとともに、平等利用が確保された管理運営が図られる内容か。	10
施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の削減が図られること	施設の利用促進策の提案が十分行われているか。また、その内容は施設の設置目的に合致しているか。	25
	利用者に対するサービス向上の取組は十分か。	
	管理運営及び事業実施に関する計画に実現性があるか。	
	施設の効果的・効率的な管理に関する提案が十分行われているか。また、その内容は施設の設置目的を損なうものになっていないか。	20
	収支計画における提案金額に優位性はあるか。	
	収支計画についての実現可能性はあるか。	
事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力や人的能力を有すること	事業計画実現のための経営基盤が安定しているか。	35
	管理体制（人員配置等）が具体的でかつ適正なものとなっているか。	
	類似施設の管理実績はあるか。	
その他	緊急時の対応が具体的で適切なものとなっているか。	10
	県内産業振興や雇用確保へ配慮したものとなっているか。	
	個人情報保護や情報公開への対応が適切かつ積極的か。	

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点（注）	順位
(財) にいがた産業創造機構	398	第1順位
株式会社 A	192	第2順位

(注) 5名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成 21 年 3 月 26 日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成 21 年 3 月 31 日に基本協定書が締結され、平成 21 年 4 月 1 日及び平成 22 年 4 月 1 日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
収入(ア)	16	15	15	15	13	13	
利用料収入	-	2	2	3	3	3	
指定管理料 (17年度は管理委託料)	16	11	11	11	9	9	
その他 (機器利用料等)	-	0	0	0	0	0	
支出(イ)	16	15	14	14	12	12	
人件費	3	3	3	3	3	3	
維持管理費	11	11	10	10	8	8	
事務費	1	0	0	0	0	0	
消費税等	-	0	0	0	0	0	
収支(ア-イ)	-	0	0	0	0	0	

6. 利用状況の推移

項目	年度						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
オ 創 フ 業 ィ 業 ス 準 備	新規入居企業数	7	2	3	4	7	6
	充足率(月平均) (%)	70.8	79.7	52.9	52.9	65.0	86.7
会議室等	開館日数	359	359	360	359	359	359
	利用日数	264	262	271	269	274	282
	利用率(%) (利用日数/開館日数)	73.5	73.0	75.3	74.9	76.3	78.6
	利用団体数	46	39	59	57	68	80
	利用回数	531	572	559	571	619	607
	利用人数(注)	15,009	15,069	14,123	14,867	16,523	17,576

(注) 平成18年度以降は平成17年度実績をもとにした概数となっている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 使用承認状況
- ・ 利用料金収入額
- ・ 管理業務実施状況

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 21 日
5 月	平成 22 年 6 月 10 日	平成 22 年 6 月 25 日
6 月	平成 22 年 7 月 9 日	平成 22 年 7 月 26 日
7 月	平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年 8 月 27 日
8 月	平成 22 年 9 月 10 日	平成 22 年 9 月 22 日
9 月	平成 22 年 10 月 8 日	平成 22 年 10 月 12 日
10 月	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 12 月 8 日
11 月	平成 22 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 28 日
12 月	平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 21 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 8 日	平成 23 年 2 月 9 日
2 月	平成 23 年 3 月 10 日	平成 23 年 3 月 17 日
3 月	平成 23 年 4 月 8 日	平成 23 年 4 月 22 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月末日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 管理運営の基本的な考え方
- ・ 利用者へのサービス向上
- ・ 効果的・効率的な施設運営
- ・ 適正な管理体制
- ・ 経営状況

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 7 月 6 日	平成 23 年 7 月 6 日

(2) モニタリングの状況

所管課（産業労働観光部産業政策課）は、指定管理者（(財)にいがた産業創造機構）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 21 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 25 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 26 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 27 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 22 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 12 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 8 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 28 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 21 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 9 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 17 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 6 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 26 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 指定管理料上限額の募集要項への不記載について（指摘）

県の指定管理者制度の運用においては、財政課との協議により指定管理料の上限額を積算し、募集要項で公表することが求められている（「指定管理者制度の運用について」平成 19 年 3 月）。

しかし、当施設の平成 21 年度からの指定管理者の公募に係る募集要項には、指定管理料の上限額の記載がない。記載しなかった理由としては、施設のあり方についての検討に時間を要したからとのことである。

指定管理料の上限額が公表されることで、指定管理者申請者は、指定管理料の決定額を予測し、その金額を制約条件として、住民サービス向上への創意工夫に知恵を絞ることになる。募集の透明性を確保するために、指定管理料上限額は、募集要項に記載すべきである。

なお、平成 24 年度からの指定管理者の公募においては、募集要項に上限額を記載し、改善されている。

Ⅷ. 新潟ふるさと村アピール館

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市西区山田 2307-1
所管課	産業労働観光部観光局交流企画課
供用開始年月	平成 3 年 7 月
設置目的	新潟県を象徴する観光拠点施設を「ふるさと新潟再発見」のテーマに基づき、官民一体で整備し、本県の観光と物産の振興を図るとともに、“ふるさと”に対する県民の意識を高めることで地域の活性化を一層推進する。
設置根拠条例	新潟ふるさと村アピール館条例
主な施設種類 (施設の構成)	アピール館 その他付帯施設(グリーンハウス、ふるさと庭園、ふるさと民家、花畑、リバーサイドパーク、フェスティバルパーク、エントランスドーム、コロネード、駐車場、屋外トイレ、イベント広場)
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 46,139.93 m ² 建物面積 5,644.36 m ²
価格(注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 958 百万円、建物価格 388 百万円 (B/S)建物取得価額 5,343 百万円、帳簿価額 1,421 百万円
利用料金等	利用料金等なし
施設の特徴	新潟ふるさと村アピール館は、新潟県の歴史・文化・最新観光情報の拠点となることを目的として平成 3 年に設置され、「ふるさと新潟と暮らしの変遷」を展示テーマに、明治～大正～昭和への移り変わりを体感することができる。また大河信濃川が日本海にそそぐ姿をイメージしたふるさと庭園や、グリーンハウスも利用することができる。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

当施設は、愛宕商事（株）、（株）新潟ビルサービス及びグリーン産業（株）が構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のものを記載している。

指定管理者名	新潟ふるさと村運営グループ
代表者名（県との関係）	愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 秀之（なし）
指定期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日（3年）
設立目的（寄付行為等）	新潟ふるさと村管理運営
設立年月	平成20年4月1日
事業内容	新潟ふるさと村アピール館の指定管理業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運営業務 ・ 展示業務 ・ 施設等維持管理業務 ・ 誘客宣伝活動 ・ 指定管理者の提案による業務（自主事業）
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	<p>【（株）新潟ビルサービス】</p> <p>新潟県政記念館</p> <p>【グリーン産業（株）】</p> <p>新潟県立島見緑地、新潟県立聖籠緑地及び新潟県立奥只見レクリエーション都市公園</p>

【役員数の推移】

愛宕商事（株）

（単位：人）

項目 \ 年度	20年度	21年度	22年度
取締役（内、県関係者）	4（0）	4（0）	5（0）
監査役（内、県関係者）	1（0）	1（0）	1（0）
合計（内、県関係者）	5（0）	5（0）	6（0）

（株）新潟ビルサービス

（単位：人）

項目 \ 年度	20年度	21年度	22年度
取締役（内、県関係者）	5（0）	5（0）	5（0）
監査役（内、県関係者）	1（0）	1（0）	1（0）
合計（内、県関係者）	6（0）	6（0）	6（0）

グリーン産業（株） (単位：人)

項目 \ 年度	20 年度	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	6 (0)	6 (0)	6 (0)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	7 (0)	7 (0)	7 (0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】 (単位：人)

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	9 (2)	9 (2)	9 (1)	9 (1)	9 (1)
非正規職員人数（内、県職員数）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注1) 県職員数には県 OB を含む。

(注2) 職員総人数は各年度の実施計画書より試算した概算人数である。

【直近 3 事業年度の財務状況】

愛宕商事（株） (単位：百万円)

	平成 20 年 6 月 30 日	平成 21 年 6 月 30 日	平成 22 年 6 月 30 日
当期純利益	6	6	8
総資産額	1,054	1,096	1,067
資本金	40	40	40
純資産額	200	203	207

(株) 新潟ビルサービス (単位：百万円)

	平成 20 年 9 月 30 日	平成 21 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日
当期純利益	101	115	146
総資産額	1,754	1,911	2,083
資本金	50	50	50
純資産額	1,324	1,429	1,567

グリーン産業（株） (単位：百万円)

	平成 20 年 8 月 31 日	平成 21 年 8 月 31 日	平成 22 年 8 月 31 日
当期純利益	14	20	52
総資産額	3,141	2,999	3,136
資本金	40	40	40
純資産額	1,168	1,182	1,228

【指定管理者の推移】

平成 17 年度以前 (管理委託)	平成 18 年度～平成 19 年度 (指定管理者)	平成 20 年度～平成 22 年度 (指定管理者)
(社) 新潟県観光協会	同左	新潟ふるさと村運営グループ

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟ふるさと村アピール館指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

・ 募集要項等の公表	平成 19 年 12 月 28 日
・ 募集要項等の配布	平成 19 年 12 月 28 日から平成 20 年 1 月 25 日
・ 現地説明会	平成 20 年 1 月 10 日
・ 質問の受付	平成 20 年 1 月 15 日まで
・ 申請書類の提出	平成 20 年 1 月 28 日まで
・ 第一次審査結果の決定	平成 20 年 2 月 6 日
・ 第二次審査	平成 20 年 2 月 6 日
・ 第二次審査結果の決定	平成 20 年 2 月 22 日

(2) 選定方法

選定は、書類審査及び面接審査の 2 段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
熊坂 高	日本政策投資銀行新潟支店次長	民間有識者
梅崎 治夫	財団法人新潟経済社会リサーチセンター調査部長	民間有識者
地主 正人	株式会社新潟博報堂代表取締役社長	民間有識者
神保 裕昭	株式会社 J T B 関東法人営業新潟支店長	民間有識者
渡辺 稔	財団法人新潟観光コンベンション協会事務局長	民間有識者
笠鳥 公一	新潟県産業労働観光部観光振興課長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

審査項目(大項目別)	配点
アピール館の運営において、住民の平等利用が確保されていること	10
アピール館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること	215
アピール館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	40
その他の公の施設の運営に際し配慮する事項	35
計	300

(3) 選定結果

申請者	得点(注2)
新潟ふるさと村運営グループ(注1)	1,312

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 5名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年3月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成20年3月26日に基本協定書が締結され、平成20年4月1日、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	177	188	166	147	146	146
指定管理料 (17年度:管理委託料)	177	188	166	147	146	146
支出(イ)	177	188	166	142	146	143
人件費	50	48	48	39	39	39
運営経費	9	11	9	10	13	13
維持管理費	112	100	97	87	86	87
修繕費	6	29	12	6	8	4
収支(ア-イ)	0	0	0	5	0	3

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	364	363	364	363	363	364
利用人数(人)	516,700	505,300	449,500	471,600	451,800	468,400

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 20 日以内に指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・施設の利用状況(利用動向分析、利用実績)
- ・管理運営業務(施設運営、展示業務、保守点検、修繕維持管理、植栽管理、清掃業務、警備業務、備品管理)
- ・誘客宣伝活動(イベント等の状況)
- ・事故・苦情等

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 19 日	平成 22 年 5 月 19 日
5 月	平成 22 年 6 月 17 日	平成 22 年 6 月 17 日
6 月	平成 22 年 7 月 16 日	平成 22 年 7 月 26 日
7 月	平成 22 年 8 月 19 日	平成 22 年 8 月 19 日
8 月	平成 22 年 9 月 17 日	平成 22 年 9 月 17 日
9 月	平成 22 年 10 月 20 日	平成 22 年 10 月 25 日
10 月	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 11 月 19 日
11 月	平成 22 年 12 月 20 日	平成 22 年 12 月 20 日
12 月	平成 23 年 1 月 19 日	平成 23 年 3 月 7 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 17 日	平成 23 年 2 月 17 日
3 月	平成 23 年 3 月 18 日	平成 23 年 3 月 18 日
4 月	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 5 月 25 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・管理運営状況
- ・施設の利用状況
- ・管理運営業務(施設運営、展示業務、施設等維持管理、備品管理、修繕・維持補修)
- ・提出した事業計画書の記載内容の実施状況
- ・提出した事業計画書の記載内容の実施状況

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 5 月 25 日	平成 23 年 5 月 25 日

(2) モニタリングの状況

所管課（産業労働観光部観光局交流企画課）は、指定管理者（新潟ふるさと村運営グルー

プ) に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 19 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 17 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 26 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 19 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 17 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 25 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 19 日	上期モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 20 日	10 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 7 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 17 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 18 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 25 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 25 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 2 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 展示物の入れ替えについて (意見)

当施設には、常設展示として、新潟県の歴史、文化、観光等に関する資料が展示されているが、平成 7 年以降は展示物の大規模な入れ替えが行われていない。

指定管理者は、フォトコンテストや各種体験教室の開催及び開館時間の延長等、利用促進を図るための努力を行っているが、常設展示品を魅力的なものにすることで更なる利用促進が図られると思われる。

限られた予算の中でのやりくりであり、県民の生活や安全に関わることの方が優先されるべきことは承知しているが、住民の福祉を増進するためその利用に供されるという公の施設の目的に鑑み、可能な限り展示物の入れ替えのための予算を確保することが望まれる。

Ⅸ. 新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグスワンスタジアム)

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	新潟市中央区清五郎、新潟市中央区長潟
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	昭和 61 年 4 月 (ただし新潟スタジアムは平成 13 年 4 月)
設置目的	年々都市化が進む新潟市において、「森と湖」をテーマに、自然と触れあうことにより、ふるさとへの思いを持ち続けてもらう場とする。さらに、高齢化が進む社会環境の中、県民の健康増進の身近な場、核家族化する家族コミュニケーション提供の場として、豊かな緑の中、幅広い年齢層に対応するスポーツレクリエーションの拠点とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	新潟スタジアム、サブグラウンド、多目的運動広場(北側、南側)、レストハウス、ビジターハウス、その他公園施設
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格(注 1, 2) (平成 22 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 31,917 百万円、帳簿価額 23,492 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	園内には 2002 年 F I F A ワールドカップの舞台となり、現在は J リーグの熱戦などが繰り広げられている「東北電力ビッグスワンスタジアム」を有している。また、ビッグスワンのサブトラックである東北電力スワンフィールドや多目的運動広場、多目的芝生広場もある。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は44.8ha(うち清五郎ワールドカップ広場0.4ha)である。

(注2) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

当施設は、(株) アルビレックス新潟と(財) 新潟県都市緑花センターが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のものを記載している。

指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
代表者名(県との関係)	財団法人新潟県都市緑花センター 理事長 武藤敏明(県OB)
指定期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日(5年)
設立目的(寄付行為等)	鳥屋野潟公園(スポーツ公園)の指定管理業務を行う
設立年月	平成18年12月1日、平成21年9月11日(注)
事業内容	鳥屋野潟公園(スポーツ公園)の指定管理業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の運営に関する業務 ・行為の許可に関する業務 ・利用の禁止又は制限に関する業務 ・有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・公園の維持管理に関する業務 ・電波障害対策設備の維持管理に関する業務 ・電気事業法に規定する主任技術者を配置し、当該主任技術者が行う電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する業務 ・その他指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	<p>【アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ】</p> <p>新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区(ハードオフ エコスタジアム新潟)</p> <p>【(財)新潟県都市緑花センター】</p> <p>新潟県立植物園及び新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)</p>

(注) 申請の都度覚書を締結している。

【役員数の推移】

(財) 新潟県都市緑花センター

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理事(内、県関係者)	12(3)	13(4)	13(4)	13(4)	12(4)
監事(内、県関係者)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
合計(内、県関係者)	14(5)	15(6)	15(6)	15(6)	14(6)

(株) アルビレックス新潟

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度 (注3)	19年度	20年度	21年度	22年度
取締役(内、県関係者)	- (-)	10 (0)	10 (0)	11 (0)	11 (0)
監査役(内、県関係者)	- (-)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
合計(内、県関係者)	- (-)	13 (0)	13 (0)	14 (0)	14 (0)

(注1) 役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(注3) 平成18年度は、(財)新潟県都市緑花センターが単独で指定管理者となっていたため、(株)アルビレックス新潟の役員数は記載していない。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目 \ 年度	18年度 (注3)	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数(内、県職員数)	- (-)	21.1 (2)	21.1 (2)	20.1 (1)	17.6 (1)
非正規員人数(内、県職員数)	- (-)	19 (0)	19 (0)	19 (0)	19.8 (0)

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(注2) 職員人数は各年度の実施計画書の総勤務時間から1人当たりみなし勤務時間により算出した人数である。

(注3) 平成18年度は、女池・鐘木地区と一体での管理のため当施設単独の職員数は不明である。

【直近3事業年度の財務状況】

(財)新潟県都市緑花センター

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	1,003	1,076	1,106
当期一般正味財産増減額	6	18	△14
総資産額	918	981	970
指定正味財産	521	521	521
正味財産合計	698	716	702

(株) アルビレックス新潟

(単位：百万円)

	平成20年12月31日	平成21年12月31日	平成22年12月31日
当期純利益	△46	89	4
総資産額	1,043	1,007	897
資本金	712	712	712
純資産額	216	305	309

【指定管理者の推移】

平成 17 年度以前 (管理委託)	平成 18 年度 (指定管理者)	平成 19 年度～ 平成 21 年度 (指定管理者)	平成 22 年度～ 平成 26 年度 (指定管理者)
(財) 新潟県都市緑花 センター	同左	アルビレックス新潟・ 都市緑花センターグ ループ	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成 21 年 8 月 19 日(水)
- ・募集要項等の配布 平成 21 年 8 月 19 日(水)～9 月 24 日(木)午後 5 時まで
- ・現地説明会 平成 21 年 8 月 28 日(金)
- ・質問の受付 平成 21 年 9 月 1 日(火)～9 月 30 日(水) 午後 5 時まで
- ・申請書類の提出 平成 21 年 10 月 7 日(水)～10 月 8 日(木) 午後 4 時まで
- ・第一次審査結果の決定 平成 21 年 10 月 20 日 (火)
- ・第二次審査 平成 21 年 10 月 23 日 (金)
- ・第二次審査結果の決定 平成 21 年 12 月 24 日 (木)

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の 2 段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏 名	役 職 等	区 分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
上原 みゆき	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目（大項目別）		配点
1	計画の提案に関する事項	200
	(1) 公園の効用を最大限発揮すること	110
	【東北電力ビッグスワンスタジアム・東北電力スワンフィールド】	
	公園運営の提案が積極的で利用者の増加やサービス向上に資するものか	
	イベント・大会等の誘致・推進策が具体的、現実的で運営の基本目標の達成に資するものか	
	関係団体との連携に対する認識が適切で、具体的な取り組みが提案されているか	
	【スポーツ公園北地区等（園地）】	
	運営の提案が積極的で利用者の増加及びサービス向上に資するものか	
	地域住民等との連携に対する認識が適切で、評価を活かした取り組みが提案されているか	
	【共通事項】	
	利用者の意見・要望の把握手法が適切で対応方針に積極性があるか	
	事業評価が適切で対応に積極性があるか	
	自主事業の提案が具体的、現実的で利用者の増加及びサービス向上に資するものか	
	(2) 都市公園の適正管理を行うことができること	70
	利用者の平等利用が確保されるか	
	将来にわたり管理レベルが確保されるか	
	経営基盤が安定しているか	
	公園又は類似施設の管理実績はあるか	
	公園の管理体制が具体的で、適正なものとなっているか	
	個人情報保護への対応が適切か	
	情報公開への対応が適切かつ積極的か	
	環境に配慮した具体的、現実的な提案があるか	
	(3) その他	20
	県内産業振興や雇用確保へ配慮したものとなっているか	
	その他特に優れた提案があるか	
2	管理経費の試算及び収入見込みに関する事項	100
	合 計	300

(3) 選定結果

申請者	得点（注2）
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ（注1）	1,125.75

（注1）申請は1団体のみである。

（注2）5名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成 22 年 3 月 25 日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成 22 年 3 月 25 日に基本協定書が締結され、平成 22 年 4 月 1 日及び平成 23 年 3 月 30 日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

新潟スタジアム

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
収入(ア)	343	361	350	331	324	333
利用料収入	-	163	146	131	116	129
指定管理料 (17 年度:管理委託料)	343	198	204	200	208	204
支出(イ)	343	344	334	317	308	326
人件費		61	69	64	57	58
事業費	343 (注 1)	275	251	241	241	256
一般管理費 (注 2)		8	14	12	10	12
収支(ア-イ)	-	17	16	14	16	7

園地

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17 年度 (注 3)	18 年度 (注 3)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
収入(ア)	288	276	178	179	180	178
利用料収入	-	1	3	7	7	7
指定管理料 (17 年度:管理委託料)	288	275	175	172	173	171
支出(イ)	288	276	178	178	180	178
人件費	103	59	46	47	47	48
事業費	150	192	119	119	123	118
一般管理費 (注 2)	35	25	13	12	10	12
収支(ア-イ)	0	0	0	1	-	0

(注1) 支出の内訳が不明なため、全額事業費に記載している。

(注2) 指定管理者構成企業に対する当施設負担分である。

(注3) 鳥屋野潟公園（女池・鐘木地区）と一体での管理のため同施設分を含んだ金額を記載している。

6. 利用状況の推移

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新潟スタジアム	全体日数(日)A	365	365	366	365	365	365
	大会等専用利用日数(日) B	122	119	125	135	156	129
	稼働率(%) B/A	33.4	32.6	34.1	36.9	42.7	35.3
	入場者数(人)	1,142,582	1,041,273	962,945	974,744	968,692	761,747
サブグラウンド	全体日数(日) C	365	365	366	365	365	365
	大会等専用利用日数(日) D	91	70	75	93	99	62
	稼働率(%) D/C	24.9	19.1	20.4	25.4	27.1	16.9
	入場者数(人)	6,541	5,059	4,628	6,508	11,318	13,603
有料施設	利用回数(回)		630	711	772	749	789
	利用人数(人)	1,342,877	29,689	21,918	29,940	18,983	23,827
園内	利用人数(人)	(注3)	705,627	755,954	678,466	724,582	700,308

(注1) 有料施設：多目的運動広場、レストハウス、ビジターハウス、シャワー

(注2) 新潟スタジアム及びサブグラウンドは、1日3つの時間帯（午前、午後及び夜間）に区分して専用利用が可能であるが、上記利用日数は、1日の内1つの時間帯でも利用があれば1日としている。

(注3) 平成18年度以前は女池・鐘木地区と一体での管理である。平成17年度については詳細な資料が残っておらず、当施設単独の利用状況は不明である。また、有料施設と園内の内訳も不明であるため、女池・鐘木地区を含む園地全体の利用人数を記載している。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 20 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年 10 月 20 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 14 日	平成 23 年 1 月 20 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 22 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・常設看板の状況（設置枚数、指定管理者収入額、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・施設の保全状況（修繕実施状況、定期点検実施状況等）
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 5 月 12 日	平成 23 年 5 月 12 日

(2) モニタリングの状況

新潟地域振興局地域整備部都市整備課は、指定管理者（アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 20 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 20 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 20 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 12 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 募集単位について（意見）

鳥屋野潟公園の指定管理者の募集単位は、スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（以下「北地区」という）、スポーツ公園南地区（以下「南地区」という）及び女池・鐘木地区の3つに分けられている。

北地区と南地区は、鳥屋野潟公園線により、分断されているが隣接された地区と言える。



(新潟県立都市公園パンフレットより)

①業務内容の観点から

女池・鐘木地区の業務内容は、園地や設備の維持管理が主体である。一方、北地区は、東北電力ビックスワンススタジアム（サッカースタジアム）を、南地区は、ハードオフエコスタジアム（野球場）の管理運営を主な業務とする。主な業務内容が異なることから、女池・鐘木地区と北地区・南地区とで募集単位を分けることには、一定の合理性が認められる。

②インフラ整備の観点から

北地区は、平成 18 年度の指定管理者制度導入当初から同制度が導入されているが、南地区は、平成 21 年度にハードオフエコスタジアムが開場し、供用が開始されたことを受け、新たに指定管理者制度が導入されている。従って、南北両地区は、分かれて指定管理者の募集が行われている。

しかし、南北両地区は、電気や下水道等一部のインフラを共有しており、東北電力（株）との電気供給契約は北地区の指定管理者のみが行い、汚水処理設備も北地区のみにある。その結果、南北両地区全体での電力量及び下水処理量等には、使用制限があり、大規模イベントを南北両地区で同時に開催することは難しい状況にある。

インフラ整備の拡充は財政的に難しいことから、既存のインフラ整備の中で、両施設の有効活用が求められる。そのためには、南北両地区を一元的に管理運営する体制が効果的であることから、南北両地区は、一体で指定管理者を募集することが望まれる。

指定管理者との協定書締結手続きについて

(2) 修繕費用の負担について（意見）

管理施設の修繕、改築、増築又は新築については、原則として、県がその必要性を判断し、実施するものとする。ただし、1件につき60万円未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする（基本協定書第13条第1項）。指定管理者は、あらかじめ県の承認を受けて、管理施設の修繕、改築、増築又は新築を実施することができる（同条第2項）。

従って、指定管理者が1件60万円以上の修繕を実施するには、あらかじめ県と協議し承認を受ける必要がある。

しかし、指定管理者の構成企業である（財）新潟県都市緑花センターの担当者によると、緊急の修繕が必要な事態に陥った場合、県の承認が得られるまでの間、施設の使用に支障が出ることを回避するため、県の承認を得ずに1件60万円以上の修繕を実施したケースがあったとのことである。

また、平成21年度の税務調査において、平成18年度以降、指定管理者が負担した1件60万円以上の修繕で、県による事前の承認を得ていないことから、業務の範囲外として損金算入を否認された取引は、以下のとおりである。

年度	内容	金額（千円）
平成18年度	Nゲート前舗装修繕業務	1,575
平成19年度	スタジアム座席誘導サインほか修繕業務	1,575
平成20年度	大型映像装置LEDパネル修繕業務	769
平成21年度	大型映像装置予備パネル修繕業務	876
平成22年度	スタジアム大外階段下証明器具交換	660
合計		5,455

なお、県による事前の承認が行われていた下記取引は、損金算入を否認されていない。

年度	内容	金額（千円）
平成19年度	授乳室ドア改修業務	2,000

施設に毀損が生じ緊急に修繕対応が必要な状況が発生することは当然ありうることであるが、現状では、原則として、1件につき60万円以上の修繕には、あらかじめ県の承認が必要である。しかし、県の予算化には、時間がかかるため（（3）使用困難な状態にある設備について参照）、県の承認を経ずに指定管理者が修繕を行ったケースが実務上発生している。

このような事態は、住民へのサービスを維持するため迅速な修繕の実施を求める指定管理者と、修繕の必要性に十分な検討を求める県との間の認識の違いに起因していると考えられる。

従って、指定管理者の修繕費の使用に柔軟性を与え、迅速な修繕を可能とする一方、県による内容の検討、監視を可能にする制度の構築が求められる。当施設においても、新潟コンベンションセンター等のように、修繕費の複数年度での使用を認める等修繕費の使用への工夫が求められる。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

（3）使用困難な状態にある設備について（意見）

県は、当施設の設備に関して、外部の業者に定期点検（劣化診断）を委託している。その結果、以下の設備は、使用不可となるC判定以下であったため、ネットで囲う又は立て看板を立てるなどして使用を禁止している。

製品名（エリア名）	設置年	使用停止
タワー&ネットウォーカー（ながたの森）	平成10年	平成23年3月～
展望台（自然生態園）	平成10年	平成23年3月～
プレイジウム（長潟小公園）	昭和63年	平成22年2月～



（写真：タワー&ネットウォーカー（10月28日監査人撮影））

業者の診断内容は以下のとおりである。

【診断概要】

製品名	点検日	劣化度	特記事項
タワー&ネット ウォーカー	平成 23 年 3 月 26 日	C (注 1)	トリデ最上部の手摺下の隙間が大きく、胴体が通り抜けます。落下した場合、ハザード 3（生命の危険）が考えられるので、至急対策が必要です。ネット及びびからげロープにかなりの摩耗がみられます。早急な交換が必要です。（繊維ネット・ロープの交換推奨サイクルは 3～5 年です） ネット部において、転落防止用のネットが設置されているが、目合いが大きいために登ることができ、転落の恐れがあります。改善が必要です。現在の「遊具の安全に関する基準（JPFA-S:2008）」に適合しない箇所があります。改善の検討をお願い致します。
展望台	平成 23 年 3 月 26 日	E (注 2)	各所、劣化、腐食が見受けられます。特に腐朽により部材にズレが生じている箇所があります。腐朽度合いにより部材の破損・欠落も考えられます。最上階の FL 高 H=5000 と非常に高く、手摺の破損により転落などの可能性もありますので、早急な対策（使用禁止や廃棄）と十分な経過観察をお願いします。主要構造材（支柱Φ300 等）にも腐朽が見受けられますので、施設の補修は難しいと思われれます。
プレイジム	平成 22 年 2 月 27 日	C (注 1)	横棒はしご支柱部、手すり部に孔食(注 3)あり。支柱デッキの繋ぎ付近、梁部、滑走面接続部に腐食あり。デッキ内部からは雨水が垂れており腐食の可能性大。全体的に腐食しており撤去・更新を推奨します。

（「定期点検報告書（劣化診断）」より抜粋要約）

（注1）劣化度C：重要な箇所部分的な異常があり、部分修繕が必要

（注2）劣化度E：主要部材・部品に異常があり、大規模な修繕または廃棄し更新が必要

（注3）孔食：金属材料の表面に生じる局所的な腐食。ステンレス鋼やアルミニウムなどに見られる。

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない（地方財政法第 8 条）。

部局長又は課長等は、当該部局の所管に係る財産について常にその効率的利用を図り、その現況を掌握し、特に次に掲げる事項に注意し、管理のため必要があると認めるときは、直ちに適切な処置をとらなければならない（新潟県公有財産事務取扱規則第 17 条）。

使用、修繕不可能な設備は安全確保に万全を期す必要がある。特に、誰でも自由に出入りする公園で遊具等が劣化した場合、立て看板等で使用禁止を警告しても、不測の事故が起きる可能性は否定できず、安全は何よりも優先されるべきである。不測の事故を未然に防止するため、県は修繕や撤去等への対応を積極的に図ることが望まれる。

なお、県は、平成 23 年 12 月 21 日に平成 23 年度中に上記 3 つの遊具全てを撤去することを決定したとのことである。

(4) 指定管理者の構成企業に対する経費負担について（意見）

指定管理者は、共同企業体により運営されている。

従って、指定管理業務に係る支出の中には、指定管理者の構成企業に対し、当施設の管理運営に要した負担額として計上したものが含まれている（5. 収支状況の推移参照）。

そのうち、(財)新潟県都市緑花センターに対する負担額については、当施設の指定管理業務と同財団が営む他の事業（新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフ エコスタジアム新潟）、新潟県立植物園及び新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む）の指定管理業務並びに収益事業等）とで共通する経費（以下「間接費」という）を、各事業の収入額の割合で按分している。当施設の指定管理業務への按分額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定管理業務に係る一般管理費	32,831	27,123	23,962	20,447	23,883
内、間接費按分額	25,127	26,161	22,664	19,456	22,881

（注）平成18年度は女池・鐘木地区を含んだ金額である。

収入額割合による按分は、収入の多い事業により多くの間接費を負担させるものであり、一見合理的な印象を与える。しかし、同財団は他の施設の指定管理業務も行っている。事業の内容が多岐にわたる場合、収入額割合による按分は、業務内容との因果関係が明確ではなく、合理性を欠くことが考えられる。間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

(5) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者の構成企業である(財)新潟県都市緑花センターは、当施設の指定管理業務の他、複数の事業を行っている（(4)指定管理者の構成企業に対する経費負担について参照）。

指定管理者は、管理業務の実施に係る経理とその他の事業に係る経理とは明確に区別しなければならない（基本協定書第24条）が、県は、指定管理者から報告されている収支の中に、収入額の割合で按分された間接費が含まれている事実（(4)指定管理者の構成企業に対する経費負担について参照）を把握していない。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。

県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用に設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第24条）、間接費の按分は合理的に行われているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

X. 新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区(ハードオフ エコスタジアム新潟)

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区清五郎、新潟市中央区長潟
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	昭和 61 年 4 月 (ただし野球場は平成 21 年 7 月)
設置目的	年々都市化の進む新潟市において、「森と湖」をテーマに、自然と触れあうことにより、ふるさとへの思いを持ち続けてもらう場とする。さらに、高齢化が進む社会環境の中、県民の健康増進の身近な場、核家族化する家族コミュニケーション提供の場として、豊かな緑の中、幅広い年齢層に対応するスポーツレクリエーションの拠点とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	野球場、その他公園施設
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2) (平成 22 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 8,881 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	園内にはトキめき新潟国体の会場となり、新潟の地でプロ野球公式戦の開催を可能にした県立野球場「ハードオフエコスタジアム新潟」を有している。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は14.9haである。

(注2) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額は平成22年3月末現在のものである。また、帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

当施設は、(株)アルビレックス新潟と(財)新潟県都市緑花センターが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近2事業年度の財務状況】については、構成企業のものを記載している。

指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
代表者名(県との関係)	財団法人新潟県都市緑花センター 理事長 武藤敏明(県OB)
指定期間	平成21年7月1日～平成27年3月31日(5年9月)
設立目的(寄付行為等)	鳥屋野潟公園(スポーツ公園)の指定管理業務を行う
設立年月	平成20年6月2日
事業内容	鳥屋野潟公園(スポーツ公園)の指定管理業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の運営に関する業務 ・ 行為の許可に関する業務 ・ 利用の禁止又は制限に関する業務 ・ 有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・ 行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・ 公園の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	<p>【アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ】</p> <p>新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグスワンスタジアム)</p> <p>【(財)新潟県都市緑花センター】</p> <p>新潟県立植物園及び新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)</p>

【役員数の推移】

(財)新潟県都市緑花センター (単位:人)

項目	年度	
	21年度	22年度
理事(内、県関係者)	13(4)	12(4)
監事(内、県関係者)	2(2)	2(2)
合計(内、県関係者)	15(6)	14(6)

(注1) 理事には代表者を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(株) アルビレックス新潟 (単位：人)

項目	年度	
	21 年度	22 年度
取締役 (内、県関係者)	11 (0)	11 (0)
監査役 (内、県関係者)	3 (0)	3 (0)
合計 (内、県関係者)	14 (0)	14 (0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】 (単位：人)

項目	年度	
	21 年度	22 年度
正規職員人数 (内、県職員数)	8.4 (1)	8.4 (1)
非正規職員人数 (内、県職員数)	3.8 (0)	4.4 (0)

(注1) 県職員数には県 OB を含む。

(注2) 職員人数は各年度の実施計画書の総勤務時間から1人当たりみなし勤務時間により算出した人数である。

【直近 2 事業年度の財務状況】

(財) 新潟県都市緑花センター (単位：百万円)

	平成 22 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 31 日
経常収益	1,076	1,106
当期一般正味財産増減額	18	△14
総資産額	981	970
指定正味財産	521	521
正味財産合計	716	702

(株) アルビレックス新潟

	平成 21 年 12 月 31 日	平成 22 年 12 月 31 日
当期純利益	89	4
総資産額	1,007	897
資本金	712	712
純資産額	305	309

【指定管理者の推移】

平成 21 年度～平成 26 年度 (指定管理者)
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成 20 年 5 月 7 日(水)～6 月 6 日(金)午後 5 時 30 分まで
- ・募集要項等の配付 平成 20 年 5 月 7 日(水)～6 月 6 日(金)午後 5 時 30 分まで
- ・現地説明会 平成 20 年 5 月 16 日(金)
- ・質問の受付 平成 20 年 5 月 7 日(水)～6 月 6 日(金)午後 5 時 30 分まで
- ・申請書類の提出 平成 20 年 6 月 16 日(月)～6 月 20 日(金)午後 4 時まで
- ・第 1 回審査（面接審査） 平成 20 年 7 月 10 日
- ・第 2 回審査 平成 20 年 9 月 30 日
- ・審査結果の決定 平成 20 年 10 月 30 日

(2) 選定方法

選定は、書類審査及び面接審査の 2 段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
関 由有子	市民団体「あわゆき組」代表 NPO 法人 木と遊ぶ研究所会員	民間有識者
高杉 志朗	里山環境づくりネットワーク会長	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
外川 幸恵	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目（大項目別）	配点
事業計画の提案に関する事項	200
都市公園の効用を最大限発揮すること	120
（野球場）	
利用者の増加、サービス向上に資するか(自主事業含まず)	
利用料金設定（提案）の妥当性	
広報・情報提供の姿勢	
イベント・大会誘致の妥当性及び具体性	
関係団体等との具体的な連携姿勢	
テナント誘致・運営計画の妥当性・具体性	
（園地）	
利用者の増加、サービス向上に資するか(自主事業含まず)	
（共通）	
利用者ニーズ把握の積極性	
事業(自己)評価の妥当性	
自主事業の妥当性・具体性	
地域住民及び行政機関との連携姿勢	
都市公園の適正管理を行うことができること	
利用者平等利用の確保	
将来にわたる管理レベル維持(野球場、園地)	
経営基盤の安定性	
公園、類似施設管理の実績	
管理体制の妥当性	
個人情報保護への取組姿勢	
情報公開への対応姿勢	
環境への配慮	
その他(県内産業振興・特に優れた提案)	20
県内産業振興、雇用確保への取組姿勢	
その他の優れた提案	
管理経費の試算及び収入見込みに関する事項	100
合 計	300

(3) 選定結果

申請者	得点(注2)
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ(注1)	810.25

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 7名の委員による採点の合計である。ただし、1者のみのため「管理経費の試算及び収入見込みに関する事項」は配点対象外である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成 20 年 12 月 19 日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成 21 年 6 月 23 日に基本協定書が締結され、平成 21 年 6 月 26 日及び平成 22 年 4 月 1 日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

野球場 (単位：百万円)

項目 \ 年度	21 年度 (7 月～)	22 年度
収入(ア)	96	113
利用料収入	31	48
指定管理料	65	65
支出(イ)	84	103
人件費	18	24
事業費	63	75
一般管理費 (注)	3	4
収支(ア-イ)	12	10

園地 (単位：百万円)

項目 \ 年度	21 年度 (7 月～)	22 年度
収入(ア)	23	26
利用料収入	-	0
指定管理料	23	26
支出(イ)	19	24
人件費	5	4
事業費	13	19
収支(ア-イ)	4	2

(注) 指定管理者構成企業に対する当施設負担分である。

6. 利用状況の推移

項目 \ 年度		21 年度 (7 月～)	22 年度
野 球 場	利用可能日数(日) A	165	288
	利用日数(日) B	117	199
	グラウンド稼働率(%) B/A	70.9	69.1
	利用人数(人)	290,801	263,302
園 地	利用人数(人)	48,399	76,804

(注) 野球場は、1日3つの時間帯(午前、午後及び夜間)に区分して専用利用が可能であるが、上記利用日数は、1日の内1つの時間帯でも利用があれば1日としている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（有料施設利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 20 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年 10 月 18 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 14 日	平成 23 年 1 月 20 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 22 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数、有料施設利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・広告看板等の設置状況（設置枚数、指定管理者収入額、利用料金等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 5 月 12 日	平成 23 年 5 月 12 日

(2) モニタリングの状況

新潟地域振興局地域整備部都市整備課は、指定管理者（アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 20 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 18 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 20 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 12 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 新潟県が誘致したイベントの利用料金収入について（指摘）

県が誘致したイベントについては、利用料金収入の 7 割 5 分を県に納付することが、基本協定書第 29 条 9 項で定められている。

しかし、当事項は、募集要項には記載されていない。審査委員会による指定管理者候補の選定から議会による指定議決を経て、協定書を締結するまでの過程で、県より提示され、協定書に盛り込まれている。

申請者に周知すべき事項については、募集要項へ明記することが求められている（「指定管理者制度の運用について」平成 19 年 3 月）。

4. 本施設の管理運営における収入

(3) 利用料金の増収又は減収の場合の取扱い

指定管理者は、実際の利用料金収入額が提案した収支計画の利用料金収入見込額を上回った場合は、上回った額の〇割（※）を県に納付すること。利用料金の収入減のリスクについては、指定管理者の負担とし、県は指定管理料の増額を行わない。ただし、リスク負担額の詳細については、指定管理者と県が協議の上、協定において定めるものとする。

※県への納付額の割合については概ね 5 割とすることを基本としつつ、指定管理者に適切なインセンティブを付与することを考慮して決定してください。

（ガイドライン 資料編 3 募集要項例 より抜粋）

従って、利用料金収入の還付割合については、事後的に条件を追加することは適切ではなく、募集要項において明示する必要がある。

(2) 募集単位について（意見）

鳥屋野潟公園の指定管理者の募集単位は、スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（以下「北地区」という）、スポーツ公園南地区（以下「南地区」という）及び女池・鐘

木地区の3つに分けられている。

北地区と南地区は、鳥屋野湯公園線により、分断されているが隣接された地区と言える。



(新潟県立都市公園パンフレットより)

①業務内容の観点から

女池・鐘木地区の業務内容は、園地や設備の維持管理が主体である。一方、北地区は、東北電力ビッグスワンスタジアム（サッカースタジアム）を、南地区は、ハードオフエコスタジアム（野球場）の管理運営を主な業務とする。主な業務内容が異なることから、女池・鐘木地区と北地区・南地区とで募集単位を分けることには、一定の合理性が認められる。

②インフラ整備の観点から

北地区は、平成18年度の指定管理者制度導入当初から同制度が導入されているが、南地区は、平成21年度にハードオフエコスタジアムが開場し、供用が開始されたことを受け、新たに指定管理者制度が導入されている。従って、南北両地区は、分かれて指定管理者の募集が行われている。

しかし、南北両地区は、電気や下水道等一部のインフラを共有しており、東北電力（株）との電気供給契約は北地区の指定管理者のみが行い、汚水処理設備も北地区のみにある。その結果、南北両地区全体での電力量及び下水処理量等には、使用制限があり、大規模イベントを南北両地区で同時に開催することは難しい状況にある。

インフラ整備の拡充は財政的に難しいことから、既存のインフラ整備の中で、両施設の有効活用が求められる。そのためには、南北両地区を一元的に管理運営する体制が効果的であることから、南北両地区は、一体で指定管理者を募集することが望まれる。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(3) 指定管理者の構成企業に対する経費負担について（意見）

指定管理者は、共同企業体により運営されている。従って、指定管理業務に係る支出の中には、指定管理者の構成企業に対し、当施設の管理運営に要した負担額として計上したものが含まれている（5. 収支状況の推移参照）。

そのうち、(財)新潟県都市緑花センターに対する負担額については、当施設の指定管理業務と同財団が営む他の事業（新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）、新潟県立植物園及び新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む）の指定管理業務並びに収益事業等）とで共通する経費（以下「間接費」という）を、各事業の収入額の割合で按分している。当施設の指定管理業務への按分額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
指定管理業務に係る一般管理費	3,568	4,588
内、間接費按分額	2,943	3,990

収入額割合による按分は、収入の多い事業により多くの間接費を負担させるものであり、一見合理的な印象を与える。しかし、同財団は他の施設の指定管理業務も行っている。事業の内容が多岐にわたる場合、収入額割合による按分は、業務内容との因果関係が明確ではなく、合理性を欠くことが考えられる。

間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

(4) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者の構成企業である(財)新潟県都市緑花センターは、当施設の指定管理業務の他、複数の事業を行っている（(3)指定管理者の構成員企業に対する経費負担について参照）。

指定管理者は、管理業務の実施に係る経理とその他の事業に係る経理とは明確に区別しなければならない（基本協定書第24条）。

県は、指定管理者から報告されている収支の中に、収入額の割合で按分された間接費が含まれている事実（(3)指定管理者の構成企業に対する経費負担について参照）を把握していない。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。

県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用に設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第 24 条）、間接費の按分は合理的に行われているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

XI. 新潟県立鳥屋野潟公園(女池、鐘木地区)

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	女池地区：新潟市中央区女池、鐘木地区：新潟市中央区鐘木
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	昭和 61 年 4 月
設置目的	年々都市化が進む新潟市において、「森と湖」をテーマに、自然と触れあうことにより、ふるさとへの思いを持ち続けてもらう場とする。さらに、高齢化が進む社会環境の中、県民の健康増進の身近な場、核家族化する家族コミュニケーション提供の場として、豊かな緑の中、幅広い年齢層に対応するスポーツレクリエーションの拠点とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類 (施設の構成)	女池地区：公園施設（展望台、水辺の広場など） 鐘木地区：公園施設（観察池、展望台付東屋、多目的広場など）
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S) 建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	女池地区には、鳥屋野潟湖畔を囲む桜並木、鳥屋野潟を一望できる展望台、様々な植物に囲まれながら静かな散策が楽しめる「しらべの小径」などがある。 鐘木地区には、四季折々の風景を満喫できる日本庭園、山あいの雰囲気漂うせせらぎ、全国有数のユキツバキ園、自由にパフォーマンスができるメイン広場等々、多くの施設がある。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は、女池地区：6.6ha、鐘木地区：14.4haである。

(注2) 貸借対照表の取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

当施設は、横木造園（株）と（株）新潟グリーンテックが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のものを記載している。

指定管理者名	鳥屋野潟セントラルパークグループ
代表者名（県との関係）	横木造園株式会社 代表取締役 古澤 和行（なし）
指定期間	平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年）
設立目的（寄付行為等）	共同で都市公園の指定管理業務を行い、よりよい公園運営で来園者に喜んでもらえる施設管理を目指すことを目的とする。
設立年月	平成21年9月11日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の樹木等植物育成管理 ・ 一般施設の維持管理（清掃・巡視・点検・修繕）業務 ・ 広報業務 ・ 自主事業（イベント開催等）
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の運営に関する業務 ・ 行為の許可に関する業務 ・ 利用の禁止又は制限に関する業務 ・ 有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・ 行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・ 公園の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

横木造園（株）

（単位：人）

項目	年度			
	19年度	20年度	21年度	22年度
取締役（内、県関係者）	4 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	5 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)

(株)新潟グリーンテック (注3)

(単位：人)

項目	年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	取締役(内、県関係者)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (0)
監査役(内、県関係者)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (0)	
合計(内、県関係者)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (0)	

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(注3) (株)新潟グリーンテックは、平成22年度より指定管理者を務める共同企業体の構成員となっているため、平成22年度のみ記載する。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	18年度 (注2)	19年度	20年度	21年度	22年度
	正規職員人数(内、県職員数)	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
非正規職員人数(内、県職員数)	()	()	()	()	3 (0)	

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(注2) 平成18年度はスポーツ公園と一体での管理のため当施設単独の職員人数は不明である。

(注3) 平成19年度から平成21年度の非正規職員人数は延べ人数しか把握されていないため、記載していない。

【直近3事業年度の財務状況】

横木造園(株)

(単位：百万円)

	平成20年12月31日	平成21年12月31日	平成22年12月31日
当期純利益	8	6	2
総資産額	107	111	113
資本金	20	20	20
純資産額	100	106	108

(株)新潟グリーンテック

(単位：百万円)

	平成20年9月30日	平成21年9月30日	平成22年9月30日
当期純利益	-	-	11
総資産額	-	-	265
資本金	-	-	20
純資産額	-	-	129

(注) (株)新潟グリーンテックは、平成22年度より指定管理者を務める共同企業体の構成員となっているため、平成22年度のみ記載する。

【指定管理者の推移】

平成 18 年度以前 (管理委託)	平成 19 年度～平成 21 年度 (指定管理者)	平成 22 年度 (指定管理者)
(財) 新潟県都市緑花センター	鳥屋野潟公園グループ (注)	鳥屋野潟セントラルパーク グループ (注)

(注) 平成22年度より構成企業の一部及びグループ名称が変更となっている。

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・ 募集要項等の公表 平成 21 年 8 月 19 日 (水)
- ・ 募集要項等の配付 平成 21 年 8 月 19 日 (水)～9 月 24 日 (木) 午後 5 時まで
- ・ 現地説明会 平成 21 年 8 月 28 日 (金)
- ・ 質問の受付 平成 21 年 9 月 1 日 (火)～9 月 30 日 (水) 午後 5 時まで
- ・ 申請書類の提出 平成 21 年 10 月 7 日 (水)～10 月 8 日 (木) 午後 4 時まで
- ・ 第一次審査結果の決定 平成 21 年 10 月 20 日 (火)
- ・ 第二次審査 平成 21 年 10 月 23 日 (金) 及び平成 22 年 2 月 5 日 (金)
- ・ 第二次審査結果の決定 平成 22 年 2 月 17 日 (水)

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の 2 段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
関 由有子	市民団体「あわゆき組」代表	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
上原 みゆき	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目（大項目別）		配点
1	計画の提案に関する事項	140
	(1) 公園の効用を最大限発揮すること	55
	公園運営の提案が積極的で、利用者の増加やサービス向上に資するか	
	地域住民及び行政機関との連携姿勢はどうか	
	利用者ニーズの把握が適切で評価を活かした管理運営が提案されているか	
	事業（自己）評価が適切で、評価を活かした管理運営が提案されているか	
	自主事業の提案が具体的、現実的で、利用者の増加やサービス向上に資するか	
	(2) 都市公園の適正管理を行うことができること	65
	利用者の平等利用が確保されているか	
	将来にわたり管理レベルが維持されるか	
	公園の安全対策が具体的に示されているか	
	経営基盤が安定しているか	
	公園又は類似施設の管理実績はあるか	
	公園の管理体制が具体的で、適正なものとなっているか	
	個人情報保護への対応が適切か	
	情報公開への対応が適切かつ積極的か	
	環境に配慮した具体的、現実的な提案があるか	
	(3) その他	20
	県内産業振興や雇用確保へ配慮したものとなっているか	
	その他特に優れた提案があるか	
2	管理経費の試算に関する事項	70
合 計		210

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点(注1)	順位
A 株式会社	856.15	第2順位
鳥屋野潟セントラルパークグループ	779.50	第1順位(注2)
団体B	735.17	第3順位

(注1) 5名の委員による採点の合計である。

(注2) 総合得点は2番目だが、指定管理料提案額が最も低かったため、選定順位は第1順位となった。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成 22 年 3 月 25 日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成 22 年 3 月 25 日に基本協定書が締結され、平成 22 年 4 月 1 日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度	17 年度 (注)	18 年度 (注)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
収入(ア)				89	87	89	78
利用料金収入				0	0	0	0
指定管理料 (17 年度:管理委託料)				89	87	89	78
支出(イ)				89	87	89	78
人件費				15	15	15	14
事業費				57	54	56	50
一般管理費				17	18	18	14
収支(ア-イ)				0	0	0	0

(注) スポーツ公園北地区と一体での管理であり、当施設単独の収支は不明である。スポーツ公園北地区の収支状況に当施設分も含めて記載している。

6. 利用状況の推移

項目	年度	17 年度 (注)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
女池	利用人数(人)		356,955	412,122	394,107	505,118	484,994
鐘木	利用人数(人)		429,271	514,406	495,870	640,956	527,350

(注) スポーツ公園北地区と一体での管理委託であり、当施設単独の利用状況は不明である。スポーツ公園北地区の利用状況に当施設分も含めて記載している。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 20 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年 10 月 19 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 14 日	平成 23 年 1 月 20 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 22 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 5 月 12 日	平成 23 年 5 月 12 日

(2) モニタリングの状況

新潟地域振興局地域整備部都市整備課は、指定管理者（鳥屋野潟セントラルパークグループ）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 20 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 19 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 20 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 12 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の選定手続きについて

(1) 審査における対応について（意見）

県は、指定管理者の募集に当たり、募集要項に審査基準と配点を明示している。これは、県が指定管理者に求める提案内容、能力、技術を明確化するとともに、審査の結果、指定管理業務を効果的、効率的に実施する指定管理者を、獲得点数により客観的に選定するためと考える。従って、指定管理者の審査では、獲得した得点順に指定管理者候補者の順位付けがなされる。しかし、平成 22 年 2 月新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会（新潟県立鳥屋野潟公園（女池・鐘木地区））では、審査基準で総合得点の最も高かった候補者が、第 1 順位に選定されない審査結果となった。

審査総評には、「当公園の指定管理者の選定は、イベント開催を主目的とした施設のものとは異なり、利用促進よりも維持管理能力を第一に考え、水準以上の管理が担保されれば、価格により決定し経費節減を図るべきである。」とし、第 1 次審査を通過した 3 団体の申請者から、維持管理内容を再評価し、最も提案価格が低い申請者を第一順位としている。

審査において維持管理内容を再評価し、「利用促進よりも維持管理能力を第一」に考えた今回の審査結果は、審査の実施過程で、審査基準を検証し、改善を図ったものである。

審査基準を検証し、審査方法の改善を行うことは必要なことである。しかし、審査の過程で審査基準を見直した場合、県は、公平性を確保するために、申請者に対して審査基準を見直しに至った経緯や考え方を十分に説明し了解を得る等、説明責任を果たす必要がある。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) 指定管理者の構成企業に対する経費負担について（意見）

一般管理費（5. 収支状況の推移参照）のうち、当施設の管理運営に要した負担額として指定管理者の構成企業が計上したものが平成22年度で9,760千円ある。その内訳は次のとおりである。

【横木造園（株）】

（単位：千円）

科目（摘要）	金額
一般人件費（事務受託業務）	5,929
一般使用料賃借料（車輛・パソコンリース料）	1,684
一般管理費（本社光熱費等家賃）	480
合計	8,094

【(株)新潟グリーンテック】

（単位：千円）

科目（摘要）	金額
一般人件費（事務受託業務）	1,078
一般広告宣伝費（イルミネーション設置・撤去作業等）	83
一般使用料賃借料（車輛レンタル料）	504
合計	1,666

しかし、当施設の管理運営に要した実費を負担したのか、当施設の指定管理業務と構成企業が営む他の事業とで共通する経費を按分したものか、更に按分した場合の、按分ルールについて、県は一切把握していない。

指定管理者が報告する収支の正確性を検証することは、県民の税金である指定管理料の用途を確認することであり、県に求められるモニタリング項目とすることが望まれる。

Ⅱ. 新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	島見緑地：新潟市北区、聖籠緑地：北蒲原郡聖籠町
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	島見緑地：平成 5 年 4 月、聖籠緑地：平成 15 年 4 月
設置目的	緩衝緑地として新潟東港工業地帯と住宅地を分離し、大気汚染、騒音、悪臭などの影響を緩和すると共に、工場地帯で働く人々や周辺住民の憩いの場となる公園とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類 (施設の構成)	公園施設（園路広場、管理棟など）
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S) 建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	島見緑地、聖籠緑地は、新潟東港工業地帯の緩衝緑地帯の一面として整備された。工業地帯と住宅地を分離するとともに、工業地帯で働く人と周辺住民の憩いの場として幅広い利用を目的としている。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は島見緑地：16.1 ha、聖籠緑地：11.65 ha である。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	グリーン産業株式会社
代表者名（県との関係）	代表取締役 荒川 義克（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	緑の創造により豊かな環境と調和のとれた社会を実現することを目的とする。
設立年月	昭和 46 年 3 月 30 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面工事、造園工事、ゴルフ場等の建設 ・ 調査、設計、研究分野 ・ メンテナンス、保守管理
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の運営に関する業務 ・ 行為の許可に関する業務 ・ 利用の禁止又は制限に関する業務 ・ 有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・ 行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・ 公園の維持管理に関する業務 ・ その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
新潟県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	新潟県立奥只見レクリエーション都市公園及び新潟ふるさと村アピール館

【役員数の推移】（単位：人）

項目	年度	
	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	5 (0)	5 (0)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	6 (0)	6 (0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】（単位：人）

項目	年度				
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	- (-)	- (-)	- (-)	2 (0)	2 (0)

（注1）県職員数には県 OB を含む。

（注2）平成18年度から平成20年度の非正規職員人数は延べ人数しか把握されていないため、記載していない。

【直近2事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成22年7月31日	平成23年7月31日
当期純利益	52	11
総資産額	3,136	3,032
資本金	40	40
純資産額	1,228	1,232

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
(財)新潟県都市緑花センター	横木造園(株)・NPO新潟 スポーツコミュニティ 特定共同企業体	グリーン産業(株)

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成20年9月26日(金)
- ・募集要項等の配付 平成20年9月26日(金)～10月17日(金)正午まで
- ・現地説明会 平成20年10月8日(水)
- ・質問の受付 平成20年9月26日(金)～10月15日(水)正午まで
- ・申請書類の提出 平成20年10月20日(月)～10月21日(火)16時まで
- ・第一次審査結果の決定 平成20年10月31日(金)
- ・第二次審査 平成20年11月10日(月)
- ・第二次審査結果の決定 平成20年11月19日(水)

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の2段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
関 由有子	市民団体「あわゆき組」代表 NPO 法人木と遊ぶ研究所会員	民間有識者
高杉 志朗	里山環境づくりネットワーク会長	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
外川 幸恵	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目（大項目別）	配点	
事業計画の提案に関する事項	140	
都市公園の効用を最大限発揮すること	55	
利用者の増加、サービス向上に資するか（自主事業含まず）		
地域住民及び行政機関との連携姿勢		
利用者ニーズ把握の積極性		
事業（自己）評価の妥当性・具体性		
自主事業の妥当性・具体性		
都市公園の適正管理を行うことができること	65	
利用者平等利用の確保		
将来にわたる管理レベル維持		
経営基盤の安定性		
公園、類似施設管理の実績		
管理体制の具体性・妥当性		
個人情報保護への取組姿勢		
情報公開への対応姿勢		
環境への配慮		
その他		20
県内産業振興、雇用確保への取組姿勢		
その他の優れた提案		
管理経費の試算に関する事項	70	
合 計	210	

(3) 選定結果

申請者	得点 (注1)	順位 (注2)
グリーン産業 (株)	1,166.25	第1順位
Aグループ	1,112.95	第2順位
団体B	999.19	第3順位
C株式会社	-	-

(注1) 7名の委員による採点の合計である。

(注2) 申請のあった4者の内、3者を第一次審査通過者とし、第二次審査において指定管理者候補の順位付けが行われた。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月10日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	63	57	55	54	49	49
利用料金収入	-	-	-	-	0	0
指定管理料 (17年度:管理委託料)	63	57	55	54	49	49
支出(イ)	63	57	55	54	49	49
人件費	33	16	16	16	17	17
事業費	24	30	30	28	28	28
一般管理費 (注)	6	11	9	10	4	4
収支(ア-イ)	-	-	-	-	0	0

(注) 指定管理者に対する当施設負担分が含まれている。

6. 利用状況の推移

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
島見	利用人数(人)	10,400	131,700	134,288	138,663	144,744	148,317
	団体利用人数(人)					8,441	11,807
聖籠	利用人数(人)	40,000	57,360	74,251	42,165	80,915	64,537
	団体利用人数(人)					2,764	3,612

(注) 平成20年度以前の団体利用人数は不明である。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 22 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年 10 月 22 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 13 日(島見) 平成 23 年 1 月 15 日(聖籠)	平成 23 年 1 月 20 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 22 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 5 月 13 日

(2) モニタリングの状況

新潟地域振興局地域整備部都市整備課及び新発田地域振興局地域整備部道路課は、指定管理者（グリーン産業（株））に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 22 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 22 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 20 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 13 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 募集期間について（意見）

平成 20 年に実施した公募では、募集要項等の公表から申請書類の提出締切までの期間は 26 日間であった（3. 指定管理者の選定手続（1）公募スケジュール参照）。しかし、県は、指定管理者の募集期間は 1 ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保することを求めている（「指定管理者制度の運用について」平成 19 年 3 月）。

広く指定管理者の候補者を募集し、創意工夫を施した充実した提案を求める公募の目的を達成するには、十分な準備時間が確保されるべきである。従って、ガイドラインとして明記している以上、1 ヶ月以上の募集期間を確保することが求められる。

なお、平成 24 年度からの指定管理者の公募においては、1 ヶ月以上の募集期間が確保されるように改善されている。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) 指定管理者に対する経費負担について（意見）

調査の過程で、指定管理業務に関する収支について、一般管理費（5. 収支状況の推移参照）の内訳が不明であることから、指定管理者のグリーン産業（株）へ内容を確認した結果、

一般管理費の中には、当施設の指定管理業務と同社が営む他の事業（新潟県立奥只見レクリエーション都市公園及び新潟ふるさと村アピール館の指定管理業務並びに収益事業）とで共通する経費（以下「間接費」という）を売上高の割合で按分されたものが含まれていることが分かった。

売上高割合による按分は、収入の多い事業により多くの間接費を負担させるものであり、一見合理的な印象を与える。しかし、総合緑化企業である同社の業務は多岐にわたり、売上高割合による按分は、業務内容との因果関係が明確ではなく、合理性を欠くことが考えられる。間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

（３）収支均衡の妥当性について（意見）

当施設は、いずれの年度も収支差額が均衡している状態にある（５．収支状況の推移参照）。

指定管理者のグリーン産業（株）へその理由を確認した結果、間接費の按分額（（２）指定管理者に対する経費負担について参照）については、当指定管理業務の収入で賄える分だけ負担し、それを超過する額は同社の営む他の事業の経理区分で負担していることが分かった。

指定管理業務に係る収入項目と支出項目は、網羅的かつ正確に集計及び報告されなければ、収支実績は指定管理業務に係る採算の良否を反映しない。県は、指定管理者に対し、指定管理業務の正確な収支を報告するよう指導すべきである。

（４）事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者は、当施設の指定管理業務の他、複数の事業を行っている（（２）指定管理者に対する経費負担について参照）。

指定管理者は、管理業務の実施に係る経理とその他の事業に係る経理とは明確に区別しなければならない（基本協定書第 24 条）が、県は、指定管理者から報告されている収支の中に、売上高の割合で按分された間接費が含まれている事実（（２）指定管理者に対する経費負担について参照）及び指定管理業務の収支が赤字にならないよう調整が行われている事実（（３）収支均衡の妥当性について参照）を把握していない。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。

県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用に設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第 24 条）、間接費の按分は合理的に行われているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

Ⅳ. 新潟県立大潟水と森公園

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	上越市大潟区潟町
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	平成 12 年 4 月
設置目的	日本海沿岸の砂丘荒廃地に発達した「潟」の自然環境を活用し、「潟」の貴重な自然環境を保全しつつ自然を学ぶことのできる場とすると共に、「潟」に展開した歴史や文化を学ぶことのできる場とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類 (施設の構成)	公園施設 (園路広場、管理棟、炊事棟、休憩棟など)
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S) 建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	大潟水と森公園が内包する鶉ノ池、朝日池は、環境省が定める「日本の重要湿地 500」に選定されており、全国的にも貴重な自然環境である。また、丸山古墳をはじめとし、縄文・弥生・古墳・古代時代の遺物・遺跡が包蔵されている。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は48.0haである。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社アール・ケー・イー
代表者名（県との関係）	代表取締役 戸田 幸生（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	昭和63年に株式会社リケンのグループ企業として建設、設備設計施工、営繕の事業を目的に設立
設立年月	昭和 63 年 11 月 1 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・店舗・工場等の設計・施工 ゴルフ場経営 ・産業廃棄物処理・環境整備業 損害保険代理業 ・給排水・空調・衛生・設備工事 宅地建物取引業 ・各種プラント工事・メンテナンス 造園・緑化工事 ・太陽光発電システム設計・施工 石油販売業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の運営に関する業務 ・行為の許可に関する業務 ・利用の禁止又は制限に関する業務 ・有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・公園の維持管理に関する業務 ・その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目	年度	
	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	6 (0)	6 (0)
監査役（内、県関係者）	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	8 (0)	8 (0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	2.1 (0.2)	1.9 (0.2)	2.1 (0.2)	5 (0)	5 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	5 (0)	5 (0)	5 (0)	6 (0)	5 (0)

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(注2) 職員人数は各年度の実施計画書の総勤務時間から1人当たりみなし勤務時間により算出した人数である。

【直近2事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当期純利益	59	89
総資産額	1,119	1,497
資本金	80	80
純資産額	537	603

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
(財)新潟県都市緑花センター	同左	(株)アール・ケー・イー

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成20年9月26日(金)
- ・募集要項等の配付 平成20年9月26日(金)～10月17日(金)正午まで
- ・現地説明会 平成20年10月7日(火)
- ・質問の受付 平成20年9月26日(金)～10月15日(水)正午まで
- ・申請書類の提出 平成20年10月20日(月)～10月21日(火)16時まで
- ・第一次審査結果の決定 平成20年10月31日(金)
- ・第二次審査 平成20年11月10日(月)
- ・第二次審査結果の決定 平成20年11月19日(水)

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の2段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は

以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
関 由有子	市民団体「あわゆき組」代表 NPO 法人木と遊ぶ研究所会員	民間有識者
高杉 志朗	里山環境づくりネットワーク会長	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
外川 幸恵	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目（大項目別）	配点	
事業計画の提案に関する事項	140	
都市公園の効用を最大限発揮すること	55	
利用者の増加、サービス向上に資するか（自主事業含まず）		
地域住民及び行政機関との連携姿勢		
利用者ニーズ把握の積極性		
事業（自己）評価の妥当性・具体性		
自主事業の妥当性・具体性		
都市公園の適正管理を行うことができること	65	
利用者平等利用の確保		
将来にわたる管理レベル維持		
経営基盤の安定性		
公園、類似施設管理の実績		
管理体制の具体性・妥当性		
個人情報保護への取組姿勢		
情報公開への対応姿勢		
環境への配慮		
その他		20
県内産業振興、雇用確保への取組姿勢		
その他の優れた提案		
管理経費の試算に関する事項	70	
合 計	210	

(3) 選定結果

申請者	得点 (注)	順位
(株) アール・ケー・イー	1,140.99	第1順位
財団法人 A	1,120.00	第2順位
B 株式会社	766.22	第3順位

(注) 7名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月10日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	30	27	29	29	32	34
利用料金収入	-	-	-	-	-	-
指定管理料 (17年度:管理委託料)	30	27	29	29	32	34
支出(イ)	30	27	29	28	34	33
人件費	15	10	10	12	21	13
事業費	12	16	18	15	12	16
一般管理費	3	1	1	1	1	4
収支(ア-イ)	-	0	0	1	△2	1

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
利用人数(人)	46,030	48,149	72,629	72,396	74,198	77,517
利用団体数(団体)	86	105	104	125	87	64
団体利用人数(人)	3,518	3,253	4,078	4,592	3,682	3,512

(注) 利用人数には団体利用人数が含まれている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 9 日	平成 22 年 7 月 9 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 8 日	平成 22 年 10 月 8 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 11 日	平成 23 年 1 月 13 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 8 日	平成 23 年 4 月 8 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 4 月 8 日	平成 23 年 4 月 8 日

(2) モニタリングの状況

上越地域振興局地域整備部都市整備課は、指定管理者（(株)アール・ケー・イー）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 9 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 8 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 13 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 8 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 8 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 募集期間について（意見）

平成 20 年に実施した公募では、募集要項等の公表から申請書類の提出締切までの期間は 26 日間であった（3. 指定管理者の選定手続（1）公募スケジュール参照）。しかし、県は、指定管理者の募集期間は 1 ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保することを求めている（「指定管理者制度の運用について」平成 19 年 3 月）。

広く指定管理者の候補者を募集し、創意工夫を施した充実した提案を求める公募の目的を達成するには、十分な準備時間が確保されるべきである。従って、ガイドラインとして明記している以上、1 ヶ月以上の募集期間を確保することが求められる。

なお、平成 24 年度からの指定管理者の公募においては、1 ヶ月以上の募集期間が確保されるように改善されている。

Ⅳ. 新潟県立植物園

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市秋葉区金津
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	平成 10 年 12 月
設置目的	新潟県における都市緑化推進の中核施設として、都市緑化の普及啓発及び緑地の整備・保全を図り「緑豊かで潤いのある街づくり」に寄与すると共に、地球規模での環境問題、21 世紀のみどりの街づくり、そして新潟県の特徴を生かした植物園とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	観賞展示温室、研修室、その他公園施設
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2) (平成 22 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 7,297 百万円、帳簿価額 4,669 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	新潟県立植物園は、新潟市の旧新津市南東部に位置する総合公園「花と遺跡のふるさと公園」内に整備された「総合植物園」として憩いの場の提供や植物の収集・保全、緑化に関する教育・普及、植物等に関する調査・研究など多機能に亘る活動を展開するサービス提供を行う施設である。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は19.85haである。

(注2) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人新潟県都市緑花センター
代表者名（県との関係）	理事長 武藤 敏明（県OB）
指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年）
設立目的（寄付行為等）	新潟県内における都市緑花の推進及び都市環境の整備保全に関する事業を行うとともに、県民の緑花に対する啓蒙及び普及を図り、もって緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。
設立年月	平成2年10月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑花に関する調査及び研究 ・ 都市緑花の普及及び啓発 ・ 都市緑花の推進及び保全 ・ 公園、緑地、街路樹等の調査、設計、監理及び維持管理業務の受託 ・ 公園施設等の設置及び運営並びに付帯事業の経営 ・ その他目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物園の運営に関する業務 ・ 行為の許可に関する業務 ・ 利用の禁止又は制限に関する業務 ・ 有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・ 行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・ 植物園の維持管理に関する業務 ・ 自主事業に関する業務 ・ その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフエコスタジアム新潟）及び新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む）

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理事（内、県関係者）	12（3）	13（4）	13（4）	13（4）	12（4）
監事（内、県関係者）	2（2）	2（2）	2（2）	2（2）	2（2）
合計（内、県関係者）	14（5）	15（6）	15（6）	15（6）	14（6）

（注1）役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	26 (2)	24.6 (2.6)	23 (1)	21 (1)	21 (1)
非正規職員人数（内、県職員数）	6 (0)	6 (0)	7 (0)	7.4 (0)	7.4 (0)

(注1) 県職員数には県OBを含む。理事には代表も含む。

(注2) 職員人数は各年度の実施計画書の総勤務時間から1人当たりみなし勤務時間により算出した人数である。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	1,003	1,076	1,106
当期一般正味財産増減額	6	18	△14
総資産額	918	981	970
指定正味財産	521	521	521
正味財産合計	698	716	702

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成22年度 (指定管理者)
(財)新潟県都市緑花センター	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・ 募集要項等の公表 平成17年12月9日(金)
- ・ 募集要項等の配付 平成17年12月9日(金)～12月28日(水)午後5時まで
- ・ 現地説明会 平成17年12月14日(水)
- ・ 質問の受付 平成17年12月9日(金)～12月16日(金)午後5時まで
- ・ 申請書類の提出 平成18年1月4日(水)～1月10日(火)午後5時まで
- ・ 第一次審査結果の決定 平成18年1月17日(火)
- ・ 第二次審査 平成18年1月24日(火)
- ・ 第二次審査結果の決定 平成18年1月24日(火)

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の2段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
紙谷 智彦	新潟大学農学部教授	民間有識者
大瀬 庄市	公認会計士	民間有識者
樋口 秀	長岡技術科学大学助教授	民間有識者
宇佐美 敏雄	新潟市南商工振興会常任理事	民間有識者
渡邊 和顕	地域づくりアドバイザー	民間有識者

【選定基準】

審査項目（大項目別）	配点
I 管理に関する事項	120
植物園の運営において、住民の平等利用が確保されていること。	15
植物園の設置目的に沿うとともに、平等利用が確保された管理運営が図られる内容か。	15
植物園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の削減が図られること。	65
植物園の運営の提案が積極的で、利用者の増加及びサービス向上に資するものか。	10
企画展示、普及啓発事業が具体的、現実的で植物園の基本方針に合致しているか。	10
現在行っている調査研究が継続・向上する体制を確保しているか。	5
将来にわたり維持管理レベルが確保されているか。	15
植物園の安全対策や緊急時の対応が具体的に示されているか。	5
利用者の意見・要望の把握手法が適切で対応方針に積極性があるか。	5
住民等との連携に対する認識が適切で、具体的な取り組みが提案されているか。	5
環境に配慮した具体的、現実的な運営が見込まれるか。	5
自主事業の提案が具体的、現実的で利用者の増加及びサービス向上に資するものか。	5
経費節減に取り組むとともに、収支積算が妥当か。	IIにて評価
植物園の管理を安定して行う物的能力や人的能力を有すること。	20
経営基盤が安定しているか。	5
植物園の管理体制が具体的で、適正なものとなっているか。	5
植物園の管理技術の水準を向上させる体制を確保しているか。	5
植物園又は類似施設等の管理実績はあるか。	5

審査項目（大項目別）		配点
その他		20
	県内産業振興や雇用確保への配慮したものとなっているか。	5
	個人情報保護や情報公開への対応が適切かつ積極的か。	5
	その他植物園の管理運営で優れた提案があるか。	10
Ⅱ 価格に関する事項		60
合 計		180

（3）選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点（注2）
（財）新潟県都市緑花センター（注1）	137.5

（注1）申請は1団体のみである。

（注2）5名の委員による採点の平均である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

（1）指定管理者の指定

平成18年3月23日、新潟県議会にて指定の議決を受け、平成18年3月24日に新潟県知事により指定された。

（2）協定書の締結

平成18年3月31日に基本協定書が締結され、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの指定期間の各年度において、年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

（単位：百万円）

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	302	271	273	264	266	265
利用料収入	-	25	28	22	23	23
指定管理料 (17年度:管理委託料)	302	246	245	242	243	242
支出(イ)	302	270	273	264	265	264
人件費	113	87	86	78	75	74
事業費	183	170	172	173	178	175
一般管理費（注）	6	13	15	13	12	15
収支(ア-イ)	-	1	0	0	1	1

（注）指定管理者に対する当施設負担分である。

6. 利用状況の推移

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
園地	利用人数(人)	161,000	173,326	199,000	180,028	193,628	180,273
温室	利用人数(人)	65,772	65,480	78,502	65,470	65,708	68,558

(注) 園地利用人数は温室の利用人数を含んでいる。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 25 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、当四半期終了後 4 月 30 日までに提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（有料施設利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 15 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年 10 月 18 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 13 日	平成 23 年 1 月 14 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 22 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数、有料施設利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 27 日	平成 23 年 5 月 6 日	平成 23 年 5 月 6 日

(2) モニタリングの状況

新潟地域振興局新津地域整備部工務課は、指定管理者（(財)新潟県都市緑花センター）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 15 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 18 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 14 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 6 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者との協定書締結手続きについて

(1) 修繕費用の負担について（意見）

管理施設の修繕、改築、増築又は新築については、原則として、県がその必要性を判断し、実施するものとする。ただし、1 件につき 60 万円未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする（基本協定書第 8 条第 1 項）。指定管理者は、あらかじめ県の承認を受けて、管理施設の修繕、改築、増築又は新築を実施することができる（同条第 2 項）。

従って、指定管理者が 1 件 60 万円以上の修繕を実施するには、あらかじめ県と協議し承認を受ける必要がある。

しかし、指定管理者の（財）新潟県都市緑花センターの担当者によると、緊急の修繕が必要な事態に陥った場合、県の承認が得られるまでの間、施設の使用に支障が出ることを回避するため、県の承認を得ずに 1 件 60 万円以上の修繕を実施したケースがあったとのことである。

また、平成 21 年度の税務調査において、平成 18 年度以降、指定管理者が負担した 1 件 60 万円以上の修繕で、県による事前の承認を得ていないことから、業務の範囲外として損金算入を否認された取引は、以下のとおりである。

年度	内容	金額（千円）
平成 19 年度	蒸気ボイラーNo.2 水漏れ修理及び 蒸気ボイラー気水分離器修理	654

施設に毀損が生じ緊急に修繕対応が必要な状況が発生することは当然ありうることであるが、現状では、原則として、1件につき60万円以上の修繕には、あらかじめ県の承認が必要である。しかし、県の予算化には、時間がかかるため、県の承認を経ずに指定管理者が修繕を行ったケースが実務上発生している。

このような事態は、住民へのサービスを維持するため迅速な修繕の実施を求める指定管理者と、修繕の必要性に十分な検討を求める県との間の認識の違いに起因していると考えられる。

従って、指定管理者の修繕費の使用に柔軟性を与え、迅速な修繕を可能とする一方、県による内容の検討、監視を可能にする制度の構築が求められる。当施設においても、新潟コンベンションセンター等のように、修繕費の複数年度での使用を認める等修繕費の使用への工夫が求められる。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) 使用困難な状態にある設備について（意見）

施設に往査した際、コジェネレーションシステムが故障し、使用できないことが判明した。

コジェネレーションシステムとは、内燃機器等の発熱を再利用することで、全体としての熱効率上げようとするシステムである。当施設では、ガスエンジン発電を行いその排気ガス熱を利用して温室の暖房として利用していたが、次の理由から平成17年度中に運転休止となった。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 平成14年度及び平成15年度の運用実績と商用電力を利用した場合とを比較した結果、コジェネレーションの方が年間約24万円割高であり、かつ維持点検費用が年間100万円及び部品交換費用が5年間で1,200万円必要である。② 平成17年度の点検時に発電機の軸受に不具合が発見され、このままの状態では運転を継続すると重大事故につながる恐れがある。 |
|---|

平成19年11月27日所管課と指定管理者との間で行われた協議の結果、コジェネレーションシステムを廃止し、商用電力のみを使用する方針を決定した。

その後、県では、コジェネレーションシステムを廃止するものの、設備そのものを廃棄することなく、最低限のメンテナンスを行いながら、停電時における温室の非常用電源としての使用を検討している。しかし、故障のまま、使用できない設備を保持し続けることは、単に廃棄費用を将来へ先送りするだけである。

平成19年11月27日に行われた、県と指定管理者との協議から既に3年が経過している。修理を行い非常用電源として有効活用するか、もしくは廃棄処分するといった対応が望まれる。

(3) 指定管理者に対する経費負担について（意見）

指定管理業務に係る支出の中には、指定管理者の（財）新潟県都市緑花センターに対し、当施設の管理運営に要した負担額として計上したものが含まれている（5. 収支状況の推移参照）。これは、当施設の指定管理業務と同財団が営む他の事業（新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフエコスタジアム新潟）及び新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む）の指定管理業務並びに収益事業等）とで共通する経費（以下「間接費」という）を各事業の収入額の割合で按分されたものである。

収入額割合による按分は、収入の多い事業により多くの間接費を負担させるものであり、一見合理的な印象を与える。しかし、同財団は他の施設の指定管理業務も行っている。事業の内容が多岐にわたる場合、収入額割合による按分は、業務内容との因果関係が明確ではなく、合理性を欠くことが考えられる。間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

(4) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者は、当施設の指定管理業務の他、複数の事業を行っている（(3) 指定管理者に対する経費負担について参照）。指定管理者は、管理業務に係る経理とその他の事業に係る経理とは明確に区別しなければならない（基本協定書第20条）が、県は、指定管理者から報告されている収支の中に、収入額の割合で按分された間接費が含まれている事実（(3) 指定管理者に対する経費負担について参照）を把握していない。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用につけられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第20条）、間接費の按分は合理的に行われているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

XV. 新潟県立紫雲寺記念公園(屋内体育施設含む)

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新発田市藤塚浜
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	平成2年5月
設置目的	広域レクリエーション需要に対応するため、県民の健康維持増進と地域の活性化、良好な環境整備を目的として、海水浴や温浴、トリムやバードウォッチングなどの多様なレクリエーションを楽しむことのできる場とする。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	オートキャンプサイト、テニスコート、多目的運動広場、体育館、プール、会議室等、その他公園施設
面積(公有財産表) (平成23年3月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注1)
価格 (注1,2)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	紫雲寺記念公園には、「海水浴・親水」・「海岸森林浴と憩い」・「健康運動」・「文化交流と憩い」・「自然観察・研究」の特色を持つ5つのゾーンがあり、バードウォッチングやバーベキュー、オートキャンプやスポーツなどが楽しめる。

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は82.42haである。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人新潟県都市緑花センター
代表者名（県との関係）	理事長 武藤 敏明（県OB）
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年）
設立目的（寄付行為等）	新潟県内における都市緑花の推進及び都市環境の整備保全に関する事業を行うとともに、県民の緑花に対する啓蒙及び普及を図り、もって緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。
設立年月	平成2年10月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑花に関する調査及び研究 ・ 都市緑花の普及及び啓発 ・ 都市緑花の推進及び保全 ・ 公園、緑地、街路樹等の調査、設計、監理及び維持管理業務の受託 ・ 公園施設等の設置及び運営並びに付帯事業の経営 ・ その他目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の運営に関する業務 ・ 行為の許可に関する業務 ・ 利用の禁止又は制限に関する業務 ・ 有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・ 行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・ 公園の維持管理に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフエコスタジアム新潟）及び新潟県立植物園

【役員数の推移】

（単位：人）

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理事（内、県関係者）	12（3）	13（4）	13（4）	13（4）	12（4）
監事（内、県関係者）	2（2）	2（2）	2（2）	2（2）	2（2）
合計（内、県関係者）	14（5）	15（6）	15（6）	15（6）	14（6）

（注1）役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	4.5（1.1）	4.6（0.2）	4.5（0.2）	4.5（0.2）	4.5（0.2）
非正規職員人数（内、県職員数）	17（1）	17（1）	16（1）	14（0）	14（0）

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(注2) 職員人数は各年度の実施計画書の総勤務時間から1人当たりみなし勤務時間により算出した人数である。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	1,003	1,076	1,106
当期一般正味財産増減額	6	18	△14
総資産額	918	981	970
指定正味財産	521	521	521
正味財産合計	698	716	702

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
園地： (財)新潟県都市緑花センター 屋内体育施設： 新発田市（旧紫雲寺町）	(財)新潟県都市緑花センター	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・ 募集要項等の公表 平成20年9月26日（金）
- ・ 募集要項等の配付 平成20年9月26日（金）～10月17日（金）正午まで
- ・ 現地説明会 平成20年10月7日（火）～10月8日（水）
- ・ 質問の受付 平成20年9月26日（金）～10月15日（水）正午まで
- ・ 申請書類の提出 平成20年10月20日（月）～10月21日（火）16時まで
- ・ 第一次審査結果の決定 平成20年10月31日（金）
- ・ 第二次審査 平成20年11月10日（月）
- ・ 第二次審査結果の決定 平成20年11月19日（水）

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の2段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
関 由有子	市民団体「あわゆき組」代表 NPO 法人木と遊ぶ研究所会員	民間有識者
高杉 志朗	里山環境づくりネットワーク会長	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
外川 幸恵	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目(大項目別)	配点
事業計画の提案に関する事項	140
都市公園の効用を最大限発揮すること	55
利用者の増加、サービス向上に資するか(自主事業含まず)	
地域住民及び行政機関との連携姿勢	
利用者ニーズ把握の積極性	
事業(自己)評価の妥当性・具体性	
自主事業の妥当性・具体性	
都市公園の適正管理を行うことができること	65
利用者平等利用の確保	
将来にわたる管理レベル維持	
経営基盤の安定性	
公園、類似施設管理の実績	
管理体制の具体性・妥当性	
個人情報保護への取組姿勢	
情報公開への対応姿勢	
環境への配慮	
その他	
県内産業振興、雇用確保への取組姿勢	20
その他の優れた提案	
管理経費の試算に関する事項	70
合計	210

(3) 選定結果

申請者	得点 (注)	順位
(財) 新潟県都市緑花センター	1,135.00	第1順位
A株式会社	832.33	第2順位

(注) 7名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月10日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	167	142	150	144	147	149
利用料収入	-	21	20	21	22	22
指定管理料 (17年度:管理委託料)	167	121	130	123	125	127
支出(イ)	167	142	150	144	147	149
人件費	(注1) 60	22	25	25	24	24
事業費	98	115	120	115	119	120
一般管理費 (注2)	9	5	5	4	4	5
収支(ア-イ)	-	0	0	0	-	-

(注1) 事業計画の金額である。

(注2) 指定管理者に対する当施設負担分である。

6. 利用状況の推移

項目		年度				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
園地	利用人数(人)	333,819	237,361	264,323	285,832	274,968
オートキャンプ サイト	開館日数(日)	164	164	165	178	178
	利用日数(日)	80	87	92	119	120
	利用回数(回)	1,405	1,390	1,514	1,952	1,998
	利用人数(人)	5,378	5,312	5,521	6,899	6,983
屋内施設 (注2)	利用回数(回)	35,387	34,587	35,657	36,281	37,457
	利用人数(人)	43,268	44,282	43,691	45,465	47,769
屋外施設	利用回数(回)	1,303	1,202	1,169	1,050	1,143
	利用人数(人)	6,095	5,216	2,819	5,178	4,924

(注1) 平成17年度以前の利用状況については把握されていない。

(注2) 屋内施設：プール、体育館、会議室

(注3) 屋外施設：多目的広場、テニスコート

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（有料施設利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 20 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 14 日	平成 22 年 10 月 22 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 14 日	平成 23 年 1 月 20 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 13 日	平成 23 年 4 月 15 日

年間事業報告書は、翌事業年度の4月30日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数、有料施設利用者数、利用料金額等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成22年度	平成23年4月28日	平成23年4月28日	平成23年4月28日

(2) モニタリングの状況

新発田地域振興局地域整備部道路課は、指定管理者（(財)新潟県都市緑花センター）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成22年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時期	内容
平成22年3月26日	平成22年度事業計画書の承認
平成22年7月20日	第1四半期モニタリングの完了
平成22年10月22日	第2四半期モニタリングの完了
平成23年1月20日	第3四半期モニタリングの完了
平成23年4月15日	第4四半期モニタリングの完了
平成23年4月28日	平成22年度モニタリングの完了
平成23年9月21日	平成22年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 募集期間について（意見）

平成 20 年に実施した公募では、募集要項等の公表から申請書類の提出締切までの期間は 26 日間であった（3. 指定管理者の選定手続（1）公募スケジュール参照）。しかし、県は、指定管理者の募集期間は 1 ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保することを求めている（「指定管理者制度の運用について」平成 19 年 3 月）。

広く指定管理者の候補者を募集し、創意工夫を施した充実した提案を求める公募の目的を達成するには、十分な準備時間が確保されるべきである。従って、ガイドラインとして明記している以上、1 ヶ月以上の募集期間を確保することが求められる。

なお、平成 24 年度からの指定管理者の公募においては、1 ヶ月以上の募集期間が確保されるように改善されている。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) 指定管理者に対する経費負担について（意見）

指定管理業務に係る支出の中には、指定管理者の（財）新潟県都市緑花センターに対し、当施設の管理運営に要した負担額として計上したものが含まれている（5. 収支状況の推移参照）。これは、当施設の指定管理業務と同財団が営む他の事業（新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフエコスタジアム新潟）及び新潟県立植物園の指定管理業務並びに収益事業等）とで共通する経費（以下「間接費」という）を各事業の収入額の割合で按分されたものである。

収入額割合による按分は、収入の多い事業により多くの間接費を負担させるものであり、一見合理的な印象を与える。しかし、同財団は他の施設の指定管理業務も行っている。事業の内容が多岐にわたる場合、収入額割合による按分は、業務内容との因果関係が明確ではなく、合理性を欠くことが考えられる。間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

(3) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者は、当施設の指定管理業務の他、複数の事業を行っている（(2) 指定管理者に対する経費負担について参照）。

指定管理者は、管理業務の実施に係る経理とその他の事業に係る経理とは明確に区別しなければならない（基本協定書第 24 条）が、県は、指定管理者から報告されている収支の中に、収入額の割合で按分された間接費が含まれている事実（(2) 指定管理者に対する経費負担について参照）を把握していない。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用に設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第 24 条）、間接費の按分は合理的に行われているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

Ⅷ. 新潟県立奥只見レクリエーション都市公園

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	魚沼市、南魚沼市
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	平成元年 8 月
設置目的	新潟県魚沼市、南魚沼市の面積約 1,070 m ² におよぶ雄大で豊かな自然資源に恵まれた奥只見地域を、21 世紀に相応しいレクリエーション地域として開発・整備することにより、広域レクリエーション需要に応えたと共に、地域の振興を図っていく。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類 (施設の構成)	公園施設 (園路広場、管理棟、休憩施設など)
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S) 建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	<p>浦佐地域 八色の森公園：「医・農・遊」をコンセプトに大和の豊かな自然と産業を生かした特色のある公園である。</p> <p>大湯地域 大湯公園：温泉街と一体となった花と緑と溪谷のある、新しいタイプのレクリエーション都市公園である。</p> <p>道光・根小屋地域：雪国里山の四季折々の表情がある住民参加型の公園である。</p> <p>小出地域 響きの森公園：絶好のアクセスと豊かな自然が調和するコミュニケーションと文化交流の中心となる公園である。</p> <p>須原地域 須原公園：ふるさとの豊かな自然と貴重な歴史資源をじゅうぶん満喫できる公園である。</p> <p>浅草岳地域 浅草岳公園：浅草岳山麓のレジャー基地として整備され、家族旅行の拠点となる公園である。</p>

(注1) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。施設の供用面積は小出地域：10.3 ha、大湯地域：7.4 ha、須原地域：5.0 ha、浅草岳地域：10.4 ha、道光・根小屋地域：9.6 ha、浦佐地域：15.3 ha である。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要の概要

当施設は、グリーン産業（株）及び（株）高野造園土木が構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のことを記載している。

指定管理者名	むつみグループ
代表者名（県との関係）	代表者 グリーン産業株式会社 代表取締役 荒川 義克（なし）
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年）
設立目的（寄付行為等）	奥只見レクリエーション都市公園での指定管理運営を実施の為
設立年月	平成18年4月1日
事業内容	6 地域の奥只見レクリエーション都市公園の植物、施設などの維持管理を含めた、管理運営
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の運営に関する業務 ・行為の許可に関する業務 ・利用の禁止又は制限に関する業務 ・有料公園施設の使用の許可に関する業務 ・行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務 ・公園の維持管理に関する業務 ・その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
新潟県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	【グリーン産業（株）】 新潟県立島見緑地、新潟県立聖籠緑地及び新潟ふるさと村アピール館

【役員数の推移】

グリーン産業（株）

（単位：人）

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
取締役（内、県関係者）	10（1）	7（1）	6（1）	5（0）	5（0）
監査役（内、県関係者）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
合計（内、県関係者）	11（1）	8（1）	7（1）	6（0）	6（0）

(株) 高野造園土木

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
取締役（内、県関係者）	4 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)
監査役（内、県関係者）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計（内、県関係者）	4 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	14 (0)	14 (0)	13 (0)	15 (0)	15 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	9 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

グリーン産業（株）

(単位：百万円)

	平成21年7月31日	平成22年7月31日	平成23年7月31日
当期純利益	20	52	11
総資産額	2,999	3,136	3,032
資本金	40	40	40
純資産額	1,182	1,228	1,232

(株) 高野造園土木

(単位：百万円)

	平成21年6月30日	平成22年6月30日	平成23年6月30日
当期純利益	△8	△2	△7
総資産額	68	65	57
資本金	25	25	25
純資産額	△4	△6	△14

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 （管理委託）	平成18年度～平成20年度 （指定管理者）	平成21年度～平成23年度 （指定管理者）
魚沼市、南魚沼市	むつみグループ	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表 平成 20 年 9 月 26 日 (金)
- ・募集要項等の配付 平成 20 年 9 月 26 日 (金)～10 月 17 日 (金) 正午まで
- ・現地説明会 平成 20 年 10 月 7 日 (火)
- ・質問の受付 平成 20 年 9 月 26 日 (金)～10 月 15 日 (水) 正午まで
- ・申請書類の提出 平成 20 年 10 月 20 日 (月)～10 月 21 日 (火) 16 時まで
- ・第一次審査結果の決定 平成 20 年 10 月 31 日 (金)
- ・第二次審査 平成 20 年 11 月 10 日 (月)
- ・第二次審査結果の決定 平成 20 年 11 月 19 日 (水)

(2) 選定方法

選定は、第一次及び第二次審査の 2 段階で実施される。第一次審査は応募書類の内容による選考で、第二次審査はプレゼンテーション方式である。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
望月 迪洋	新潟市都市政策研究所主任研究員	民間有識者
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマンエイド 22 代表	民間有識者
関 由有子	市民団体「あわゆき組」代表 NPO 法人木と遊ぶ研究所会員	民間有識者
高杉 志朗	里山環境づくりネットワーク会長	民間有識者
吉田 至夫	新潟経済同友会地域委員会委員長	民間有識者
外川 幸恵	主婦	公募委員
渡辺 明雄	自営業・ビオトープ施工管理士	公募委員

【選定基準】

審査項目（大項目別）	配点	
事業計画の提案に関する事項	140	
都市公園の効用を最大限発揮すること	55	
利用者の増加、サービス向上に資するか（自主事業含まず）		
地域住民及び行政機関との連携姿勢		
利用者ニーズ把握の積極性		
事業（自己）評価の妥当性・具体性		
自主事業の妥当性・具体性		
都市公園の適正管理を行うことができること	65	
利用者平等利用の確保		
将来にわたる管理レベル維持		
経営基盤の安定性		
公園、類似施設管理の実績		
管理体制の具体性・妥当性		
個人情報保護への取組姿勢		
情報公開への対応姿勢		
環境への配慮		
その他		20
県内産業振興、雇用確保への取組姿勢		
その他の優れた提案		
管理経費の試算に関する事項	70	
合 計	210	

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点（注2）	順位
むつみグループ（注1）	1,173.75	第1順位

（注1）申請は1団体のみである。

（注2）7名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月10日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	128	110	117	121	119	119
利用料金収入	-	0	0	0	0	0
指定管理料 (17年度:管理委託料)	128	110	117	121	119	119
支出(イ)	128	110	117	121	119	119
人件費		30	31	32	45	41
事業費		70	78	80	64	69
一般管理費(注2)		10	8	9	10	9
収支(ア-イ)	-	0	0	0	0	-

(注1) 平成17年度の支出の内訳は不明である。

(注2) 指定管理者に対する当施設負担分が含まれている。

6. 利用状況の推移

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
浦佐	利用人数(人)	64,000	75,554	84,328	99,483	115,881	112,742
小出	利用人数(人)	278,000	266,962	279,940	250,866	266,951	227,367
大湯	利用人数(人)	57,000	58,593	59,064	56,520	44,226	40,148
道光	利用人数(人)	3,000	7,384	9,597	7,458	37,672	47,133
須原	利用人数(人)	38,000	36,305	34,171	43,546	48,514	36,906
浅草岳	利用人数(人)	10,000	10,453	12,076	12,257	13,208	13,563

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

四半期事業報告書は、各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。第 4 四半期については、2 月末までの四半期事業報告書が 3 月 15 日までに提出され、当四半期終了後、3 月末までの四半期事業報告書が 4 月 15 日までに再提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施（執行）状況

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 23 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 15 日	平成 22 年 10 月 19 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 14 日	平成 23 年 1 月 17 日
第 4 四半期	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 31 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用状況（利用者数等）
- ・行為の許可の状況（許可の内容、許可件数、利用料金額等）
- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務の収支決算報告
- ・自主事業の実施状況及び収支決算報告
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 15 日 平成 23 年 4 月 22 日	平成 23 年 4 月 22 日

(2) モニタリングの状況

魚沼地域振興局地域整備部道路課及び南魚沼地域振興局域整備部道路課は、指定管理者（むつみグループ）に対する四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施し、その結果を所管課（土木部都市局都市整備課）に報告している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 26 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 7 月 23 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 19 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 17 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 31 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 22 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 21 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 募集期間について（意見）

平成 20 年に実施した公募では、募集要項等の公表から申請書類の提出締切までの期間は 26 日間であった（3. 指定管理者の選定手続（1）公募スケジュール参照）。しかし、県は、指定管理者の募集期間は 1 ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保することを求めている（「指定管理者制度の運用について」平成 19 年 3 月）。

広く指定管理者の候補者を募集し、創意工夫を施した充実した提案を求める公募の目的を達成するには、十分な準備時間が確保されるべきである。従って、ガイドラインとして明記している以上、1 ヶ月以上の募集期間を確保することが求められる。

なお、平成 24 年度からの指定管理者の公募においては、1 ヶ月以上の募集期間が確保されるように改善されている。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) 指定管理者の構成企業に対する経費負担について（意見）

調査の過程で、指定管理業務に関する収支について、一般管理費（5. 収支状況の推移参照）の内訳が不明であることから、指定管理者の構成企業であるグリーン産業（株）へ内容を確認した結果、一般管理費の中には、当施設の指定管理業務と同社が営む他の事業（新潟県立島見緑地、新潟県立聖籠緑地及び新潟ふるさと村アピール館の指定管理業務並びに収益事業）とで共通する経費（以下「間接費」という）を売上高の割合で按分されたものが含まれていることが分かった。

売上高割合による按分は、収入の多い事業により多くの間接費を負担させるものであり、一見合理的な印象を与える。しかし、総合緑化企業である同社の業務は多岐にわたり、売上高割合による按分は、業務内容との因果関係が明確ではなく、合理性を欠くことが考えられる。間接費の負担関係は合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。

(3) 収支均衡の妥当性について（意見）

当施設は、いずれの年度も収支差額が均衡している状態にある（5. 収支状況の推移参照）。

指定管理者の構成企業であるグリーン産業（株）へその理由を確認した結果、間接費の按分額（（2）指定管理者に対する経費負担について参照）については、当指定管理業務の収入で賄える分だけ負担し、それを超過する額は同社の営む他の事業の経理区分で負担していることが分かった。

指定管理業務に係る収入項目と支出項目は、網羅的かつ正確に集計及び報告されなければ、収支実績は指定管理業務に係る採算の良否を反映しない。県は、指定管理者及びその構成企業に対し、指定管理業務の正確な収支を報告するよう指導すべきである。

(4) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者の構成企業であるグリーン産業（株）は、当施設の指定管理業務の他、複数の事業を行っている（（2）指定管理者の構成企業に対する経費負担について参照）。

指定管理者は、管理業務の実施に係る経理とその他の事業に係る経理とは明確に区別しなければならない（基本協定書第24条）が、県は、指定管理者から報告されている収支の中に、売上高の割合で按分された間接費が含まれている事実（（2）指定管理者に対する経費負担について参照）及び指定管理業務の収支が赤字にならないよう調整が行われている事実（（3）収支均衡の妥当性について参照）を把握していない。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用で設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか（基本協定書第24条）、間接費の按分は合理的に行われているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

XII. 新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場及び新潟港万代島港湾緑地

1. 施設の概要

【新潟コンベンションセンター】

項目	内容
所在地	新潟市中央区万代島 6-1
所管課	交通政策局港湾振興課
供用開始年月	平成 15 年 5 月
設置目的	新潟県における国際交流の推進、産業の振興並びに文化及び学術の発展に寄与するため設置した施設である。
設置根拠条例	新潟コンベンションセンター等条例（平成 13 年新潟県条例第 80 号）
主な施設種類	展示ホール、メインホール、国際会議室、中小会議室、アトリウム、エスプラナード、多目的広場
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 31,029.65 m ² 建物面積 32,432.37 m ²
価格(注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 930 百万円、建物価格 3,647 百万円 (B/S)建物取得価額 19,689 百万円、帳簿価額 16,310 百万円
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・展示ホール、メインホール、国際会議室、中小会議室 午前 9 時から午後 10 時まで ・アトリウム、エスプラナード 午前 5 時から午後 12 時まで ・多目的広場 常時開放
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日 その他、施設設備保守点検等のための臨時休館日あり。
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	センターと隣接する万代島ビル内にあるホテル・業務施設が一体の施設として整備されたコンベンションコンプレックスとなっており、各種会議、展示会の開催からバンケット、宿泊までを一つの空間でスムーズに行うことができる全国的にも例の少ない施設である。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

【新潟県万代島駐車場の概要】

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区万代3丁目7、新潟市中央区万代島4-1、 新潟市中央区万代島7-1、新潟市中央区万代島9-1
所管課	交通政策局港湾振興課
供用開始年月	平成13年4月（E駐車場）、平成15年3月（A～D駐車場）、 平成21年3月（B-2駐車場（拡張））
設置目的	万代島地区における施設の利用者、業務従事者等の利便を図るため設置した駐車場である。
設置根拠条例	新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）
主な施設種類 （施設の構成）	平面駐車場（A駐車場～D駐車場）、立体駐車場（E駐車場）
面積(公有財産表) （平成23年3月末現在）	土地面積 - m ² 建物面積 15,396.16 m ² （注1, 2）
価格（注1, 4） （平成23年3月末現在）	（公有財産表）土地価格 - 百万円、建物価格 739百万円（注3） （B/S）建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	午前0時から午後12時まで
休館日	なし
利用料金等	利用料金制

（注1）建物面積は立体駐車場部分のものである。

（注2）港湾用地は公有財産表の対象外のため、土地面積及び土地価格は記載していない。

（注3）公有財産表の建物価格は立体駐車場である。

（注4）貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

【新潟港万代島緑地】

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区万代3丁目7、新潟市中央区万代島5-1
所管課	交通政策局港湾振興課
供用開始年月	平成15年4月
設置目的	万代島地区への来場者の憩いと賑わいを創出する場となるよう緑豊かな空間として整備した港湾施設である。
設置根拠条例	新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）
主な施設種類	リバーフロントパーク、ロングプロムナード
面積(公有財産表) （平成23年3月末現在）	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² （注1）
価格（注1, 2） （平成23年3月末現在）	（公有財産表）土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 （B/S）建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	常時開放
休館日	なし
利用料金等	利用料金等なし

（注1）港湾用地は公有財産表の対象外のため、面積及び価格は記載していない。

（注2）貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	新潟万代島総合企画株式会社
代表者名（県との関係）	代表取締役社長 齋田 英司（県 0B）
指定期間	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万代島再開発事業で県が整備した新潟コンベンションセンター、万代島駐車場、万代島緑地の管理及び運営 ・ 会議・展示会等各種催し物の誘致及びその企画 ・ 万代島地区の振興に関する事業の企画のため
設立年月	平成 11 年 11 月 30 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議場、展示場及びこれらに付帯する施設、設備機器等の管理及び運営 ・ 駐車場の管理及び運営 ・ 会議、展示会及び各種催し物の誘致及びその企画 ・ 会議、展示会及び各種催し物の開催及び調査研究 ・ 会議場及び展示場の運営に関する調査研究 ・ 万代島地区の振興に関する事業の企画 ・ たばこ、飲料水、酒類、食料品の販売 ・ 衣料品、室内装飾品、日曜雑貨品、文具類、プリペイドカードの販売 ・ 建物及び建物付属設備、什器備品等の賃貸 ・ 飲食店の営業 ・ 上記に付帯する一切の業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟コンベンションセンター等の運営に関する業務 ・ 使用の承認に関する業務 ・ 使用の承認の取消に関する業務 ・ 新潟コンベンションセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	8 (3)	8 (3)	8 (3)	7 (2)	6 (2)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	9 (3)	9 (3)	9 (3)	8 (2)	7 (2)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 0B を含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	3（0）	15（0）	16（0）	20（0）	19（0）
非正規職員人数（内、県職員数）	19（3）	7（0）	7（0）	5（0）	3（1）

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当期純利益	1	15	6
総資産額	665	796	730
資本金	200	200	200
純資産額	426	441	448

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度～ 平成21年度 (指定管理者)	平成22年度～ 平成26年度 (指定管理者)
新潟万代島総合企画(株)	同左	同左	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟コンベンションセンター等指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の公表、配付 平成21年8月21日(金)～平成21年10月1日(木)
- ・現地説明会開催 平成21年9月16日(水)
- ・質問受付 平成21年9月1日(火)～平成21年10月1日(木)
- ・申請書の受付 平成21年10月7日(水)～平成21年10月13日(火)
- ・面接審査 平成21年10月20日(火)
- ・候補の選定・公表 平成21年11月17日(火)

(2) 選定方法

選定は、資格要件確認及び審査の2段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
北村 泰作	新潟商工会議所副会頭	民間有識者
五十嵐 由利子	新潟大学教育学部教授	民間有識者
竹内 哲郎	財団法人新潟経済社会リサーチセンター理事	民間有識者
櫻井 素子	株式会社ニュース・ライン役員	民間有識者
高橋 すみ	新潟三業協同組合理事長	民間有識者
平山 桂子	社団法人新潟県建築士会理事	民間有識者
渡邊 芳明	公認会計士	民間有識者
田村 定文	新潟県交通政策局港湾振興課長	県職員
橋本 一浩	新潟県産業労働観光部観光局交流企画課長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

選定基準	審査項目	配点
1 施設利用者に対するサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービス提供 適切な施設利用料金の設定 その他サービス向上の取り組み 	50
2 施設の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率向上に向けた積極的なコンベンション誘致 新潟の知名度・ステータス向上につながり、経済的に波及効果が高いコンベンションの誘致 行政等と連携したコンベンションの誘致や企画 朱鷺メッセとして一体感あふれる賑わいの創造 	60
3 安全安心で効率的な施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 維持保全計画の見直しと計画に基づく維持保全 効率的な維持管理業務の執行 適切な施設・設備・備品の更新、修繕 	60
4 指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画（利用料金収入、指定管理料、施設管理運営に係る支出） 	60
5 運営能力その他	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置の適切性 申請者の財務状況の健全性・安定性 情報公開への適切な対応 個人情報保護への適切な対応 県内産業振興や雇用確保への配慮 	60
6 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 選定ポイントに関する総合評価 	10
合 計		300

(注) 点数が150点に満たない場合又は総合評価を除く審査項目で点数が1/5に満たない項目があった場合には、指定管理候補として選定しない。

(3) 選定結果

申請者	得点 (注2)
新潟万代島総合企画 (株) (注1)	1,360

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 6名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成21年12月18日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成22年3月23日に基本協定書が締結され、平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

新潟コンベンションセンター

(単位：百万円)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	549	519	538	569	484
利用料金収入	361	364	397	411	338
自主企画事業収入	65	18	5	-	0
指定管理料	115	116	116	117	104
その他収入	5	20	18	40	41
支出(イ)	691	597	607	626	594
人件費	137	131	134	134	119
運営事務費	46	56	57	96	81
事業費	153	63	44	36	38
維持管理費	354	346	372	358	355
その他	-	-	-	-	-
収支(ア-イ)	△142	△77	△69	△56	△110

新潟県万代島駐車場

(単位：百万円)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	288	214	236	253	245
利用料金収入	270	214	236	253	245
自主企画事業収入	-	-	-	-	-
指定管理料	18	-	-	-	-
その他収入	-	-	-	-	-
支出(イ)	111	116	129	143	107
人件費	14	13	13	15	13
運営事務費	6	6	7	11	7
事業費	4	16	24	32	2
維持管理費	86	80	83	84	83
その他	-	-	-	-	-
収支(ア-イ)	177	97	106	110	138

新潟港万代島緑地

(単位：百万円)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	25	23	23	22	23
利用料金収入	-	-	-	-	-
自主企画事業収入	-	-	-	-	-
指定管理料	25	23	23	22	23
その他収入	-	-	-	-	-
支出(イ)	25	23	23	22	23
人件費	3	3	3	3	3
運営事務費	1	0	0	1	1
事業費	0	0	0	0	0
維持管理費	20	18	20	17	18
その他	-	-	-	-	-
収支(ア-イ)	-	-	-	-	-

(注) 平成17年以前は施設別及び事業別の収支が区分して把握されていない。また、朱鷺メッセ展望室と一体管理であったため、同施設分も含んだ新潟万代島総合企画(株)の平成17年度決算見込を次に記載する。

【平成 17 年度】

(単位：百万円)

項目	金額
営業収益(ア)	844
施設利用料収入	376
駐車場使用料収入	255
業務受託収入	184
自主企画事業収入	0
飲食施設収入	22
その他収入	5
営業費用(イ)	782
販売費及び一般管理費	782
営業利益(ウ)=(ア-イ)	62
営業外収益(エ)	35
民間施設水道光熱費	30
その他収入	4
営業外費用(オ)	36
民間施設水道光熱費	30
その他費用	6
経常利益(ウ+エ-オ)	60

6. 利用状況の推移

新潟コンベンションセンターの催事開催状況

(単位：件)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大規模催事	223	247	313	327	342	306
小・中会議室の催事	381	537	524	546	589	507
開催件数合計	604	784	837	873	931	813
来場者数	約 493 千人	約 632 千人	約 649 千人	約 777 千人	約 713 千人	約 495 千人

(注) 大規模催事は主要ホール（展示ホール、メインホール及び国際会議室）を利用する催事である。

新潟コンベンションセンターホールの利用日数及び稼働率

(単位：日、%)

区分	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	利用可能日数 347		利用可能日数 356		利用可能日数 355		利用可能日数 356		利用可能日数 356		利用可能日数 354	
	利用 日数	稼働率	利用 日数	稼働率	利用 日数	稼働率	利用 日数	稼働率	利用 日数	稼働率	利用日 数	稼働率
展示 ホール	159	45.8	146	41.0	169	47.6	199	55.9	204	57.3	167	47.2
メイン ホール	223	64.3	218	61.2	254	71.5	268	75.3	274	77.0	253	71.5
国際会 議場	134	38.6	129	36.2	207	58.3	195	54.8	219	61.5	197	55.6
合計	516	49.6	493	46.2	630	59.2	662	62.0	697	65.2	617	58.1

(注1) 施設は時間による分割利用が可能であり、利用日数は各ホールが分割で利用された場合、利用日数は1日とする。

(注2) 稼働率=利用日数/利用可能日数

新潟県万代島駐車場

(単位：台数)

区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
時間利 用	利用台数 (a=b+c)	368,884	345,295	408,727	462,793	497,325	470,177
	無料台数 (b)	102,233	90,970	173,177	196,339	221,548	220,278
	有料台数 (c)	266,651	254,325	235,550	266,454	275,777	249,899
定期利用(d)		114,197	119,788	120,838	120,033	124,869	129,441
大型車(e)		837	633	931	891	1,167	1,104
合計(f=a+d+e)		483,918	465,716	530,496	583,717	623,361	600,722

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は翌月10日までに、上半期事業報告書は10月31日までに指定管理者から県に提出される。

月間事業報告書の記載事項は、以下のとおりである。

- ・新潟コンベンションセンターの催事実施状況、来場者数、使用承認状況、利用料金収入額等
- ・新潟県万代島駐車場の利用状況
- ・維持管理業務等の実施状況

- ・その他県が必要と認める事項

上半期事業報告書の記載事項は、以下のとおりである。

- ・上半期の収支実績
- ・上半期の事業計画書記載事項の実施状況
- ・上半期の利用者の意見及びその対応状況
- ・上半期の自己評価
- ・当該年度の収支見込

【月次及び上半期の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 17 日
5 月	平成 22 年 6 月 10 日	平成 22 年 6 月 14 日
6 月	平成 22 年 7 月 9 日	平成 22 年 7 月 14 日
7 月	平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年 8 月 12 日
8 月	平成 22 年 9 月 10 日	平成 22 年 9 月 15 日
9 月	平成 22 年 10 月 12 日	平成 22 年 10 月 13 日
10 月	平成 22 年 11 月 10 日	平成 22 年 11 月 12 日
平成 22 年度 上半期	平成 22 年 10 月 29 日	平成 22 年 10 月 29 日
11 月	平成 22 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 17 日
12 月	平成 23 年 1 月 11 日	平成 23 年 1 月 12 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 10 日	平成 23 年 2 月 13 日
2 月	平成 23 年 3 月 10 日	平成 23 年 3 月 14 日
3 月	平成 23 年 4 月 8 日	平成 23 年 4 月 12 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 5 月 31 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・新潟コンベンションセンターの催事実施状況、来場者数、使用承認状況、利用料金収入額等
- ・新潟県万代島駐車場の利用状況
- ・維持管理業務等の実施状況
- ・収支実績
- ・上記以外の事業計画書記載事項の実施状況
- ・利用者の意見及びその対応状況
- ・自己評価
- ・管理業務における懸案事項
- ・その他県が必要と認める事項

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 6 月 20 日	平成 23 年 6 月 29 日

(2) モニタリングの状況

所管課（交通政策局港湾振興課）は、指定管理者（新潟万代島総合企画（株））に対し月次モニタリング、上期モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 28 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 17 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 14 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 14 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 12 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 15 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 13 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 29 日	上期モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 12 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 17 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 12 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 13 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 14 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 12 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 6 月 29 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 6 月 30 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) ペナルティー規定について（意見）

新潟コンベンションセンターは、各事業年度の実績稼働率が以下の基準稼働率に満たなかった場合、年度協定において定めた指定管理料の額から、表に定める減額割合を乗じて得た額の合計額を減額する（基本協定書第 6 条第 4 項）。

	基準稼働率	減額割合
展示場、国際会議室及びメインホール	57%	2%
展示場	50%	1%

指定管理対象 3 施設（新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島緑地）の指定管理料は、区分されていないことから、減額割合は、指定管理料全額に乘じられるものとする。

当ペナルティー規定は、新潟コンベンションセンターの稼働を高めるインセンティブとして設けられたと考える。従って、全指定管理料ではなく、新潟コンベンションセンター施設を対象にした指定管理料を対象にして減額すべきである。

指定管理者との協定書締結手続きについて

（２）修繕費用の負担について

当施設は、指定管理料基準額の決定にあたり、修繕費用相当額として 2,000 万円を見込み積算している。

指定管理料に修繕費相当額を含めていることから、他の指定管理者制度導入施設と異なり、以下の取扱いが行われている。

- ① 1 件 60 万円以上の施設、設備及び備品の修繕又は更新であっても、500 万円未満のものは指定管理者の負担とする（基本協定書第 11 条第 1 項）。
- ② 計画的修繕等として毎期 2,000 万円（前年度までの指定期間に係る修繕費用の累計額が、前年度までの指定期間×2,000 万円を超過している場合には、当該超過額を控除した額）以上実施しなければならない（基本協定書第 11 条第 2 項）。

【例】平成 22 年度 21,830 千円修繕を実施した場合、平成 23 年度は 18,170 千円以上の修繕を実施しなければならない。

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度
前年度までの支出費用合計	-	21,830
前年度までの基準超過支出額	-	1,830
当年度基準額	20,000	20,000
当年度計画的修繕費要計上額	20,000	18,170
当年度支出費用	21,830	
当年度までの支出費用合計	21,830	

当施設の特徴は、修繕費相当額を指定管理料に含めるだけでなく、指定期間にわたり通算しての使用を認めている点にある。

このような中期的な修繕の実施を認めることで、柔軟な修繕の実施が期待できる。修繕費の扱いは、全施設にとっても課題である。これからの指定管理業務の実施に参考となる事例として記載する。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(3) 修繕計画の作成について

指定管理者は、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるように、また将来の老朽化に備えて、今後必要な修繕項目と金額を年度別に試算している。

【指定管理者が公募時に作成した修繕予定】

(単位：千円)

実施年度	項目	金額
23	広報表示設備ディスプレイ更新・修繕	7,127
23	広報表示設備 PC 更新	4,000
23	直流電源装置バッテリー交換	8,360
23	駐車場管制設備修繕	17,000
24	自火報発信機・感知機交換	35,000
24	屋外 ITV 更新	4,000
25	冷却塔ファンモーターベアリング交換	5,400
25	水冷チラーコンプレッサー交換	7,500
26	冷温水発生器消耗品交換	7,600
26	照明器具更新	8,000
26	空調機ファンモーターベアリング交換	50,000

(注) 指定管理者担当者の判断によるものであり、専門家による検証は行われていない。

指定管理者は、施設の維持管理を行うことから、今後の修繕予定（実施年度、項目、金額）を見積もり、県に働きかけ予算化する必要がある。しかし、上記修繕予定を作成している指定管理者は多くない。

修繕費の扱いは、全施設にとって課題である。これからの指定管理業務の実施に参考となる事例として記載する。

(4) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者は、指定管理業務に関連する自主事業として「ときめきラーメン万代島」の運営及び物販事業を行っている。

指定管理者は、管理業務の実施に係る収入及び支出について、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理する（基本協定書第9条第1項）ことが規定されているが、人件費及び運営事務費の一部について、事業毎にかかった金額を把握することが困難なため、従業員が各事業に従事したと思われる時間に基づいて、指定管理業務と自主事業に按分している。平成22年度における指定管理業務と自主事業の人件費及び運営事務費は次のとおりである。

【平成 22 年度人件費及び運営事務費】

	指定管理業務	自主事業
人件費（千円）	136,454	1,063
運営事務費（千円）	90,052	1,602

（注1） 指定管理業務は3施設の合計である。

（注2） 人件費（役員報酬及び役員退職慰労金）は指定管理業務のみが負担している。

（注3） 人件費（従業員給与手当）及び運営事務費（通信費、事務室消耗品費、保険料他）の按分比率は、指定管理業務：99.1%、自主事業：0.9%である。

（注4） 人件費（福利厚生費）の按分比率は、指定管理業務：99.2%、自主事業：0.8%である。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書に規定されているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか(基本協定書第9条第1項)、人件費及び運営事務費の按分は合理的か等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

(5) 施設間の区分経理について（意見）

指定管理者は、新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場及び新潟港万代島港湾緑地の3つの施設を一体的に管理している。

指定管理者は、新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島港湾緑地の別に経理を行わなければならない（基本協定書第9条第2項）。

万代島港湾緑地については、指定管理者制度導入以後、収支が均衡している状態が続いている（5. 収支状況の推移参照）。原因は、指定管理料として、3施設それぞれの内訳が示されず一括で支払われていることから、利用料金収入のない万代島港湾緑地には、各年度の維持管理費支出の実績額と同額の指定管理料が割り当てられていると看做し、経理処理をしているからである。

各施設の指定管理料の内訳が明確に区分されていなければ、収支実績は各施設の採算の良否を反映しない。指定管理業務に係る収支を施設毎に区分することを求める以上、県は、指定管理者に施設別の指定管理料の内訳を示し、各施設の採算の良否を明らかにする必要がある。

Ⅷ. 朱鷺メッセ展望室

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区万代島 5-1
所管課	交通政策局港湾振興課
供用開始年月	平成 15 年 5 月
設置目的	新潟コンベンションセンター等と相まって、万代島全体の賑わいを創出し、拠点性を高めることを目的とする。
設置根拠条例	新潟コンベンションセンター等条例（平成 13 年新潟県条例第 80 号）
主な施設種類	展望室
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 1,168.78 m ²
価格 (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 551 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	午前 8 時から午後 10 時まで
休館日	なし
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	展望室は地上約 125m に位置しており、日本海側随一の高さを誇っている。新潟市街地、日本海、佐渡島、五頭連峰などの景色を一望できる 360 度の大パノラマである。 新潟コンベンションセンター等と分離して指定管理の対象としている。

(注) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	ホテル朱鷺メッセ株式会社
代表者名（県との関係）	代表取締役社長 関根 繁明（なし）
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊、食堂、会議場、式場、スポーツ施設及びこれに附帯する施設の運営 ・ ホテル、飲食店の経営 ・ たばこ、郵便切手、収入印紙、日用雑貨品、酒類等の販売業 ・ 宿泊に関する予約の代理業務 ・ 駐車場の経営 ・ 旅行業法に基づく旅行業 ・ 損害保険の代理業務 ・ 上記に附帯開催する一切の事業
設立年月	平成 11 年 6 月 16 日
事業内容	設立目的と同じ
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展望室の運営に関する業務 ・ 展望室の使用に係る承認及び取消し等に関する業務 ・ 展望室の施設及び附属設備の維持管理に関する業務 ・ 自主事業の実施等による賑わい創出に関する業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目	年度				
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	11 (0)	11 (0)	11 (0)	10 (0)	8 (0)
監査役（内、県関係者）	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	14 (0)	14 (0)	13 (0)	12 (0)	10 (0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員人数（内、県職員数）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当期純利益	△91	1	△96
総資産額	5,636	5,173	4,817
資本金	100	100	100
純資産額	2,340	2,341	2,244

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
新潟万代島総合企画(株)	新潟国際コンベンション ホテル(株)	ホテル朱鷺メッセ(株)

(注) 新潟国際コンベンションホテル(株)は、平成20年6月にホテル朱鷺メッセ(株)へ社名変更した。

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び展望室（朱鷺メッセ）指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・ 募集要項等の公表、配付 平成20年10月7日（火）～11月10日（月）
- ・ 現地説明会開催 平成20年10月20日（月）
- ・ 募集要項等に関する質問受付
 - 第1回受付 平成20年10月6日（月）～10月17日（金）
 - 第2回受付 平成20年10月18日（土）～10月27日（月）
- ・ 申請書の受付 平成20年11月4日（火）～11月10日（月）
- ・ 面接、審査 平成20年11月14日（金）

(2) 選定方法

選定は、資格要件確認及び審査の2段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
大串 葉子	新潟大学経済学部准教授	民間有識者
梅崎 治夫	財団法人新潟経済社会リサーチセンター調査部長	民間有識者
掛川 千恵子	株式会社欧州ぶどう栽培研究所役員	民間有識者
櫻井 素子	株式会社ニュース・ライン役員	民間有識者
神保 裕昭	社団法人新潟旅行業協会関東支部新潟地区会長	民間有識者
南 秀雄	社団法人新潟商工会議所連合会専務理事	民間有識者
田村 定文	新潟県交通政策局港湾振興課長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

選定基準	審査項目	配点
設置目的に沿った運営と施設の平等利用	施設の設置目的に沿った運営及び平等利用の確保への配慮 利用者に対する安全で快適な展望機能の確保 ・パブリックビュー（一般展望）の確保 ・開館時間、休館日の設定 ・来場者への安全面での配慮	35
施設効用発揮	イベント開催等展望室利活用による賑わい創出 ・イベント誘致、自主企画事業実施、広報計画 ・利用料金設定、利用者対応サービス ・展望室来場者増加、賑わい創出に向けた対応 万代島地区内他施設事業者との施設運営面での連携等 県内産業振興や雇用確保への配慮 来場者利便施設の充実 ・飲食店、売店等	80
経費の節減と施設の適切な維持管理	効率的・効果的な業務遂行による管理経費節減と県維持管理費負担の削減 ・指定管理料 ・ネーミングライツ、広告等の導入 ・その他収入 施設の適切な維持管理 ・適切な維持管理業務実施 ・収支計画、修繕計画	40
施設管理を安定して行う物的、人的能力	・運営組織、人員配置の適切性 ・申請者の財務状況の健全性 ・安定性・類似施設の運営実績	20
その他	・情報公開への適切な対応 ・個人情報保護への適切な対応 ・利用者の声の把握と対応	10
総合評価	・選定ポイントに関する総合評価	15
合 計		200

(注) 審査委員の審査において、評価点が本表の選定基準ごとの配点の2/5に満たない場合には、指定管理候補として選定しない。

(3) 選定結果

申請者	得点 (注)	順位
ホテル朱鷺メッセ (株)	709	第1順位
有限会社 A	641	第2順位

(注) 5名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月26日、基本協定書が締結され、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	20	20	20	20	20
利用料収入	1	1	2	8	8
指定管理料	19	18	18	11	10
ネーミングライツ料	-	-	-	0	1
その他	-	-	-	0	0
支出(イ)	19	20	20	23	24
人件費	-	-	-	2	2
施設維持管理費	18	20	19	19	19
事務費	1	0	0	0	0
その他	-	-	0	1	1
収支(ア-イ)	1	△0	0	△2	△3

(注) 平成17年以前は新潟コンベンションセンター等と一体管理であったため、平成17年度の当施設単独の収支は不明である。4施設一体としての新潟万代島総合企画(株)の平成17年度決算見込を新潟コンベンションセンター等の収支状況において記載している。

6. 利用状況の推移

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
来場者数(人)	約 262,000	258,249	254,250	274,727	289,121	246,834
催事件数(件)	8	59	82	110	139	101

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 利用実績（開館状況、来場者数、施設使用承認状況、利用料金収入額）
- ・ 業務の実施状況（事業計画書記載事項の実施状況）
- ・ 業務に係る収支状況
- ・ 自己評価
- ・ 利用者からの苦情に対する対応、提案に対する対応

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 10 日	平成 22 年 5 月 12 日
5 月	平成 22 年 6 月 10 日	平成 22 年 6 月 14 日
6 月	平成 22 年 7 月 10 日	平成 22 年 7 月 14 日
7 月	平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年 8 月 12 日
8 月	平成 22 年 9 月 10 日	平成 22 年 9 月 14 日
9 月	平成 22 年 10 月 10 日	平成 22 年 10 月 14 日
10 月	平成 22 年 11 月 10 日	平成 22 年 11 月 11 日
11 月	平成 22 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 14 日
12 月	平成 23 年 1 月 10 日	平成 23 年 1 月 12 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 10 日	平成 23 年 2 月 14 日
2 月	平成 23 年 3 月 10 日	平成 23 年 3 月 14 日
3 月	平成 23 年 4 月 10 日	平成 23 年 4 月 14 日

また、年間事業報告書は、翌事業年度の5月末日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・展望室の来場者数、催事実施状況、使用承認状況、利用料金収入額等
- ・催事運営及び来場者への対応状況
- ・利用者の意見及びその対応状況
- ・管理業務の実施状況
- ・収支実績
- ・上記以外の事業計画書記載事項の実施状況
- ・自己評価
- ・その他県が必要と認める事項

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成22年度	平成23年5月24日	平成23年5月25日	平成23年6月10日

(2) モニタリングの状況

所管課（交通政策局港湾振興課）は、指定管理者（ホテル朱鷺メッセ（株））に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成22年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成22年3月28日	平成22年度事業計画書の承認
平成22年5月12日	4月モニタリングの完了
平成22年6月14日	5月モニタリングの完了
平成22年7月14日	6月モニタリングの完了
平成22年8月12日	7月モニタリングの完了
平成22年9月14日	8月モニタリングの完了
平成22年10月14日	9月モニタリングの完了
平成22年11月11日	10月モニタリングの完了
平成22年12月14日	11月モニタリングの完了
平成23年1月12日	12月モニタリングの完了
平成23年2月14日	1月モニタリングの完了
平成23年3月14日	2月モニタリングの完了
平成23年4月14日	3月モニタリングの完了
平成23年6月10日	平成22年度モニタリングの完了
平成23年6月30日	平成22年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 指定管理料の削減及び利用料金収入の還付について（意見）

当施設では、各事業年度の指定管理料及び利用料金収入について、以下の定めをしている。

①指定管理料に対するペナルティー

展望室来場者数に応じ、次に掲げる削減率により指定管理料を削減する（基本協定書第23条）。

年度	展望室来場者数	削減率
平成 21 年度	30 万人未満の場合	5%
平成 22 年度	30 万人未満の場合	5%
	30 万人以上 40 万人未満の場合	2.5%
平成 23 年度	30 万人未満の場合	5%
	30 万人以上 50 万人未満の場合	2.5%

②利用料収入に対するインセンティブ

利用料金収入の実績額が利用料金収入基準額「基準管理費用（21,000千円）から指定管理料を控除した額」を上回った場合は、上回った額（新潟県が適切と認める維持管理費増加額がある場合は、当該額を控除後の額）に、展望室来場者数に応じて次に掲げる納付率を乗じた金額を新潟県に納付する（基本協定書第24条第7項）。

年度	展望室来場者数	納付率
平成 21 年度	30 万人未満の場合	50%
	30 万人以上の場合	0%
平成 22 年度	30 万人未満の場合	50%
	30 万人以上 40 万人未満の場合	25%
	40 万人以上の場合	0%
平成 23 年度	30 万人未満の場合	50%
	30 万人以上 50 万人未満の場合	25%
	50 万人以上の場合	0%

公募時の募集要項に記載された平成 21 年度から平成 23 年度の来場者数の目標値及び平成 22 年度までの来場者数の実績値は、次のとおりである。

年度	展望室来場者数目標	展望室来場者数実績
平成 21 年度	30 万人	289, 121 人
平成 22 年度	40 万人	246, 834 人
平成 23 年度	50 万人	

平成 21 年度及び平成 22 年度は、上記インセンティブの目安となる来場者目標 30 万人及び 40 万人を達成できていない。特に平成 22 年度は、大型催事の減少や平成 23 年 3 月の東日本大震災の影響もあり、目標との乖離は非常に大きくなっている。また、平成 23 年度の来場者目標はさらに増えており、目標達成は非常に困難と考える。

指定管理料及び利用料金収入に関する基本協定書の規定は、指定管理者に対して来場者数増加のモチベーションを高めるために設けられたものと思われる。しかし、あまりに現実的でない目標の場合、指定管理者にとってペナルティーを課すだけとなる。モチベーションとして適した目標値を設定する必要がある。

なお、平成 24 年度からの指定管理者の公募においては、当指定期間の実績を踏まえ、来場者目標値の最低ラインを次のとおり設定し、申請者から提案のあった来場者目標値を基準に、指定管理料に対するペナルティーを賦課、又は利用料収入に対するインセンティブを付与することとしている。

年度	展望室来場者数目標
平成 24 年度	27 万人
平成 25 年度	28 万人
平成 26 年度	29 万人
平成 27 年度	30 万人
平成 28 年度	31 万人

XI. 新潟県政記念館

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区一番堀通町 3 番地 3
所管課	教育庁文化行政課
供用開始年月	昭和 50 年 4 月
設置目的	県民の文化の向上に資するため
設置根拠条例	新潟県政記念館条例（昭和 50 年 3 月 26 日新潟県条例第 22 号）
主な施設種類	展示部門：議場、守衛室、書記室、研修室、傍聴人控室 議員控室、参与室、議長室、知事室、傍聴席 管理部門：傍聴受付 その他：応接室、委員室
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 2,186.49 m ² 建物面積 1,233.67 m ²
価格(注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 146 百万円、建物価格 8 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金等なし
施設の特徴	新潟県政記念館は、現存する最古の県会議事堂である。木造 2 階建、漆喰壁、屋上に尖塔をのせた左右対称の建物で、中には議場を始め、知事室、議長室、委員室など 14 の部屋があり、一般公開されている。

(注) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

当施設は、(株)新潟ビルサービスと新潟市上古町商店街振興組合が構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近2事業年度の財務状況】については、構成企業のものを記載している。

指定管理者名	新潟県政記念館運営グループ（株式会社新潟ビルサービス・新潟市上古町商店街振興組合 共同企業体）
代表者名（県との関係）	株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介（なし）
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年）
設立目的（寄付行為等）	新潟県政記念館の指定管理者としての業務を行うため
設立年月	平成20年10月8日
事業内容	新潟県政記念館運営・管理事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営に関する業務 ・施設の管理に関する業務 ・その他の業務
県所管の他の公の施設における平成22年度の指定管理業務	【(株)新潟ビルサービス】 新潟ふるさと村アピール館

【役員数の推移】

(株)新潟ビルサービス (単位：人)

項目	年度	
	21年度	22年度
取締役（内、県関係者）	6 (0)	6 (0)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	7 (0)	7 (0)

新潟市上古町商店街振興組合 (単位：人)

項目	年度	
	21年度	22年度
理事（内、県関係者）	12 (0)	12 (0)
監事（内、県関係者）	2 (0)	2 (0)
合計（内、県関係者）	14 (0)	14 (0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	正規職員人数（内、県職員数）		2（1）	2（1）	2（1）	6（1）
非正規職員人数（内、県職員数）		0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近2事業年度の財務状況】

(株)新潟ビルサービス

(単位：百万円)

	平成21年9月30日	平成22年9月30日
当期純利益	115	145
総資産額	1,910	2,082
資本金	50	50
純資産額	1,429	1,566

新潟市上古町商店街振興組合

(単位：百万円)

	平成21年9月30日	平成22年9月30日
当期純利益	△0	△0
総資産額	(注) 709	44
資本金	1	1
純資産額	1	1

(注) 平成21年に完成したアーケードの改築による増加である。国庫補助事業により取得したものであるため翌事業年度に圧縮記帳を行っている。

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成20年度 (指定管理者)	平成21年度～平成23年度 (指定管理者)
直営	セコム上信越(株)及び(社)新潟 県社会教育協会	新潟県政記念館運営グループ

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県政記念館指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・募集要項等の配布 平成 20 年 9 月 8 日 (月)
- ・現地説明会開催 平成 20 年 9 月 8 日 (月)
- ・質問受付 平成 20 年 9 月 8 日 (月) ～ 平成 20 年 9 月 16 日 (火)
- ・申請書類の受付 平成 20 年 10 月 6 日 (月) ～ 平成 20 年 10 月 8 日 (水)
- ・プレゼンテーションの実施 平成 20 年 10 月 14 日 (火)
- ・選定結果の公表 平成 20 年 11 月 18 日 (火)

(2) 選定方法

選定は、プレゼンテーション審査によって実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授 新潟県文化財保護審議会委員	民間有識者
本間 恂一	前新潟大学人文学部講師	民間有識者
渡辺 新太	財団法人敦井コレクション 敦井美術館 事務局長	民間有識者
小野寺 眞夫	小野寺税務会計事務所長	民間有識者
小林 直毅	白山神社宮司	民間有識者
武石 文雄	新潟県教育庁教育次長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

評価項目		配点	
新潟県政記念館の運営において、施設本来の目的が確保されること。	施設の設置目的に沿った運営の実施及び平等利用の確保	20	35
	重要文化財としての施設保全についての方針、考え方	15	
新潟県政記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。	職員配置等の管理運営体制	25	50
	緊急時の危機管理体制		
	財務状況の健全性、経営基盤の安定性	20	
	苦情、要望等への処理や対応の方針	5	
新潟県政記念館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られていること。	入館者の増加及びサービスの向上を図るための具体的な方策（休館日、開館時間、自主事業、効率的な施設管理方法）	50	105
	収支計画における提案指定管理料	50	
	収支計画における管理運営、事業実施計画の実現可能性		
	県内の産業振興や雇用の確保への配慮	5	
その他公の施設運営を行うに際して配慮すること。	地域及び地球環境に配慮した運営方針	5	10
	業務の自己評価に関する方針、取組み	5	
合 計		200 点	

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点(注)
新潟県政記念館運営グループ	793
Bグループ	784

(注) 5名の委員による採点の合計である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年12月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成21年3月26日に基本協定書が締結され、平成21年4月1日、平成22年4月1日及び平成23年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	-	9	8	8	8	8
利用料収入	-	-	-	-	-	-
指定管理料	-	9	8	8	8	8
その他(雑収入)	-	0	0	0	0	0
支出(イ)	27	9	8	8	8	8
人件費	12	2	2	2	4	5
管理費	10	2	2	2	1	1
運営経費・事務局費	3	0	0	0	0	0
維持補修・修繕費	1	0	0	0	0	0
事業費	-	1	1	1	-	-
その他	-	1	-	-	-	-
予備費	-	-	-	0	1	0
収支(ア-イ)	△27	-	-	0	-	-

(注) 平成16年10月から平成18年10月まで修復工事により休館していたため、平成16年度及び平成18年度の収支は半年分の実績を2倍して試算した金額である。

6. 利用状況の推移

項目 \ 年度	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)		124	338	311	296	297
年間利用人数(人)	7,305	8,259	15,884	15,154	15,485	20,352
月平均利用人数(人)	1,218	1,652	1,324	1,263	1,290	1,696
日平均利用人数(人)		66.6	46.9	48.7	52.3	68.5

(注1) 平成16年10月～平成18年10月は修復工事のため休館している。

(注2) 平成16年度の開館日数と日平均利用人数は不明である。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

年間事業報告書は、翌事業年度の4月30日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・管理運営業務の実施状況
- ・管理運営業務に係る収支状況
- ・県政記念館の利用状況
- ・その他県が必要と認める事項

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成22年度	平成23年3月4日	平成23年3月24日	平成23年3月31日

(2) モニタリングの状況

所管課（教育庁文化行政課）は、指定管理者（新潟県政記念館運営グループ）に対する年次モニタリングを実施している。

平成22年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時期	内容
平成22年3月31日	平成22年度事業計画書の承認
平成23年3月31日	平成22年度モニタリングの完了
平成23年3月31日	平成22年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) モニタリングの充実に向けて（意見）

県は、毎事業年度終了後、年間事業報告書の内容を確認する（基本協定書第 32 条）。

なお、モニタリングは、個々に項目を定めたモニタリングシートに沿って実施する。下表は、平成 22 年度のモニタリングシートの項目と平成 22 年度の年間事業報告書の記載事項を対比したものである。

【モニタリング項目と事業報告書記載事項の対比】

モニタリング項目	事業報告書記載事項
利用者の平等利用の確保	
利用者の増加及びサービスの向上を図るための取組	施設の利用状況 P R 活動及び自己評価
積極的な自主事業の実施	自主事業の実施状況
利用者意見の把握、苦情への対応	P R 活動及び自己評価
地域住民や関係団体等との連携	
環境への配慮	
県内産業振興・雇用確保への配慮	
適切な事業評価と評価を活かした管理運営	P R 活動及び自己評価
施設、設備等の維持管理	施設の管理状況
適切な運営管理	施設の管理状況
収支状況	収支決算
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	
安全対策、危機管理体制	
個人情報保護への取組	
情報公開への対応	
その他必要な項目	

年次モニタリングでは、上述の年間事業報告書の内容確認の他、指定管理者の職員との面談や管理物件の確認を行う（基本協定書第 32 条）等、年間事業報告書に記載のない項目も実地調査として行われる。なお、調査手法は、所管課担当者の経験に基づいて行っているとのことである。

しかし、モニタリングシートの項目、視点及び摘要欄からは、具体的な手続として、どのようなモニタリングを実施したか不明確な項目がある「例：適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）に結果のコメント等がない」。

モニタリング項目		主なモニタリングの視点	摘要 (結果のコメント等)
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	職員配置等の業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 職員が計画どおりに配置されているか 責任体制が明確になっているか 	(コメントなし)
	職員の研修・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する研修を計画どおり実施しているか 職員の服装、電話対応、あいさつの言葉遣い・態度は適切か 	(コメントなし)

(平成22年度モニタリングシートより抜粋、一部加工)

県職員は定期的な人事異動があるため、個人のモニタリングスキルは、文書等に記録として残さなければ消滅してしまう可能性がある。従って、モニタリングシートに各項目に対する調査手法を記録することで、モニタリングの充実が図られる。

また、現在事業報告書は、県にとって、指定管理者の業務運営状況を確認し、県民への説明責任を果たすツールであるとともに、県民による施設の管理運営を監視する手段となることから、ホームページで公表している。

当施設は、事業報告書への記載内容が少ないことから、記載内容の充実が求められる。また、各項目に沿った内容にすることで、県としてのモニタリングに資するとともに、県民による行政監視機能への効果がより期待できる。

ⅩⅧ. 新潟県埋蔵文化財センター

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市秋葉区金津 93 番地 1
所管課	教育庁文化行政課
供用開始年月	平成 8 年 10 月
設置目的	埋蔵文化財を保存し、及びその活用を図ることにより、県民の文化の向上に資するため。
設置根拠条例	新潟県埋蔵文化財センター条例（平成 8 年 7 月 19 日新潟県条例第 39 号）
主な施設種類	・展示室 ・収蔵庫 ・保存処理室 ・研修室 ・会議室 ・整理室 ・事務室 ・機械室 ・写場 ほか
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 13,280 m ² 建物面積 3,587.27 m ²
価格（注 1, 2） (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 370 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休館日	・年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日） ・国民の祝日に関する休日、土曜日及び日曜日 （ただし、展示部門は土日・祝日ともに開館）
利用料金等	利用料金等なし
施設の特徴	出土文化財の保存・管理、埋蔵文化財に係る調査・研究、情報収集、専門職員研修を行うとともに、出土品の展示公開や埋蔵文化財講座などの普及啓発を行う施設である。

(注1) 土地は新潟市からの借用であるため土地価格は記載していない。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
代表者名（県との関係）	理事長 武藤 克己（新潟県教育長）
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的（寄付行為等）	新潟県内における埋蔵文化財の調査及び研究、保護思想の普及、啓発、その他必要な事業を行い、もって本県文化の向上に寄与することを目的とする。
設立年月	平成 4 年 3 月 31 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財の調査及び研究 ・埋蔵文化財保護思想の普及 ・埋蔵文化財調査技術の指導及び研修 ・出土遺物の保存処理 ・埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行 ・その他設立目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業の実施に関する業務 ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	7 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)
監事（内、県関係者）	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
合計（内、県関係者）	9 (4)	10 (4)	10 (4)	10 (4)	10 (4)

（注1）役員には非常勤を含む。理事には代表者含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	59 (30)	55 (27)	50 (24)	46 (20)	46 (20)
非正規職員人数（内、県職員数）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注）県職員数には県 OB を含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	2,679	1,537	843
当期一般正味財産増減額	0	0	△0
総資産額	211	238	91
指定正味財産	30	30	30
正味財産合計	31	31	31

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成22年度 (指定管理者)
(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募によらない方法（非公募）で指定管理者の選定が行われている。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成17年12月22日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成18年2月9日に基本協定書が締結され、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの指定期間の各年度において、年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	17	19	20	19	22	19
管理業務受託収入	9	8	8	8	8	8
保存処理業務受託収入	8	10	10	10	10	10
センター維持修繕業務受託収入	-	1	2	1	4	1
支出(イ)	17	19	20	19	22	19
賃金支出	5	7	7	7	7	7
福利厚生費支出	1	1	1	1	1	1
需用費支出	6	6	7	6	9	6
委託費支出	5	5	5	5	5	5
収支(ア-イ)	-	-	-	-	-	-

(注) 収入のうち、平成18年度から平成22年度までの指定管理料は19百万円である。

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	359	359	360	359	359	359
利用団体数(団体)	55	87	96	76	72	68
利用人数(人)	7,084	7,178	7,768	7,510	7,255	6,852

(注) 平成17年度の利用団体数は、一般団体数が不明のため学校関係数のみである。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

年間事業報告書は、翌事業年度の4月30日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・管理業務の実施状況
- ・管理業務に係る収支状況
- ・センターの利用状況
- ・その他新潟県が必要と認める事項

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 24 日	平成 23 年 3 月 29 日

(注) 県によるモニタリングは、指定管理業務以外の県受託業務と併せて行われるため、事業報告書提出前に行われる。

(2) モニタリングの状況

所管課（教育庁文化行政課）は、指定管理者（(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団）に対する年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 23 年 3 月 29 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 9 月 1 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 収支均衡の妥当性について（意見）

各事業年度の収支は均衡している状態が続いている（5. 収支状況の推移参照）。これは、指定管理料の枠内で指定管理業務に係る支出を集計し、指定管理料を超えた部分の支出については、事業団の自主財源の経理区分に負担させていることによる。

指定管理業務に係る収入項目と支出項目は、網羅的かつ正確に集計及び報告されなければ、収支実績は指定管理業務に係る採算の良否を反映しない。県は、指定管理者に対し、指定管理業務の正確な収支を報告するよう指導すべきである。

(2) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

①指定管理業務に係る収支について

指定管理者は、指定管理業務の他に発掘調査受託事業等の業務を行っている。

指定管理者は、業務の実施に係る収入及び支出の経理について、他の経理と区分して行わなければならない（協定書第 8 条）が、各事業年度の指定管理業務に係る収支は、差額ゼロで報告されている（(1) 収支均衡の妥当性について参照）。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の

区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、基本協定書で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用に設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

ⅩⅧ. 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区清五郎 67 番地 12
所管課	教育庁保健体育課（スポーツ医科学事業） 福祉保健部健康対策課（健康づくり事業）
供用開始年月	平成 14 年 8 月
設置目的	県民の自主的かつ生涯にわたる健康づくり活動を支援することにより、活力ある地域社会の形成を図るとともに、スポーツに関する科学的なトレーニングの実践を支援し、スポーツによる障害に適切に対応することにより、新潟県における競技水準の向上に寄与する。
設置根拠条例	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例
主な施設種類	体力測定室、実技指導室、フィットネスホール、温水プール、栄養実習室、大研修室、小研修室、会議室、情報コーナー、診察室、X線撮影室、リハビリテーション室、生化学等検査室、診療所 ほか
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
開館時間	午前 9 時から午後 5 時
休館日	(1) 毎週月曜日 (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターは、新潟県におけるスポーツ競技水準の向上と県民の健康づくり活動の支援を行う拠点施設であり、東北電力ビックスワンスタジアム内に設置されている。アスリート及び指導者に医科学的トレーニングの実践とスポーツ障害への適切な対応などを医学・科学・指導の面から総合的に支援することを目的としている。また、健康づくりの面では、健康に不安があったり、健康診断で生活習慣病やメタボリックシンドロームを指摘された県民に必要な運動や栄養、休養の指導と実践により、それらを予防し改善できることの周知を目的としている。

(注1) 当施設は、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区内にあり、公用財産表の対象外のため、価格及び面積は記載していない。施設の供用面積は6,456.91m²（延床面積）である。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	財団法人新潟県体育協会
代表者名（県との関係）	会長 馬場 潤一郎（なし）
指定期間	平成 20 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日（3 年）
設立目的（寄付行為等）	スポーツを振興して県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うこと
設立年月	昭和 42 年 5 月 29 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興に関する基本方針を確立すること ・競技スポーツの振興と競技力の向上に関すること ・生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関すること ・加盟団体の強化発展と相互の連絡並びに連携に関すること ・国民体育大会並びに各種スポーツ大会へ選手を派遣すること ・スポーツ指導者等の養成に関すること ・各種スポーツ大会、講習会等を開催し、又は協力すること ・スポーツ少年団を育成すること ・スポーツ情報の収集・提供を図り、広報・啓発活動を行うこと ・スポーツ医学に関する調査・研究及びその振興に関すること ・スポーツに関する功労者、優秀競技者等を表彰すること ・その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業の実施に関する業務 ・使用の承認に関する業務 ・使用承認の取消し等に関する業務 ・事業の利用の承認に関する業務 ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
理事（内、県関係者）	26 (7)	25 (9)	25 (9)	23 (8)	25 (9)
監事（内、県関係者）	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
合計（内、県関係者）	29 (8)	28 (10)	28 (10)	26 (9)	28 (10)

（注1）役員には非常勤を含む。理事には代表者含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	12（3）	7（0）	7（0）	7（0）	7（0）
非正規職員人数（内、県職員数）	18（0）	9（0）	15（0）	15（0）	18（0）

(注) 県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
経常収益	951	806	511
当期一般正味財産増減額	△ 75	△ 82	△ 7
総資産額	717	636	620
指定正味財産	15	15	15
正味財産合計	651	569	561

【指定管理者の推移】

平成18年度以前 (管理委託・一部直営)	平成19年度 (指定管理者・一部直営)	平成20年度～平成22年度 (指定管理者)
(財)新潟県体育協会 (財)成人病予防協会	(財)新潟県体育協会	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・ 募集要項等の公表 平成19年12月27日(木)
- ・ 募集要項等の配布 平成19年12月27日(木)～1月29日(火)午後5時まで
- ・ 現地説明会 平成20年1月9日(水)
- ・ 質問の受付 平成20年1月10日(木)～1月17日(木)午後5時まで
- ・ 質問の回答 平成20年1月22日(火)
- ・ 申請書類の提出 平成20年1月30日(水)～2月5日(火)午後5時まで
- ・ 書面審査結果の通知 平成20年2月8日(金)
- ・ 面接審査 平成20年2月16日(土)
- ・ 面接審査結果の通知 平成20年2月20日(水)

(2) 選定方法

選定は総合評価方式により実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
山崎 健	新潟大学教育人間科学部教授	民間有識者
種田 和義	新潟日報社編集委員	民間有識者
鶴巻 健	重川材木店陸上競技部監督	民間有識者
山岸 誠一	山岸公認会計士事務所所長	民間有識者
渡辺 優子	かみはやし総合スポーツクラブ希楽々クラブマネージャー	民間有識者

【選定基準】

審査基準	審査項目	配点
施設全体の管理運営を安定して行う物的・人的能力を有していること (150点)	管理運営体制	40
	適切かつ効率的な維持管理	30
	類似業務の実績	40
	財務状況の健全性、経営基盤の安定性	40
施設の管理運営及び必須事業が適切に実施されること (400点)	施設の適切な管理及び住民の平等利用の確保	30
	トキめき新潟国体に向けた本県選手の競技力向上に効果的な利活用と利用者の確保	220
	健康づくり実践指導事業	100
フィットネスホール、大研修室等の有効利用	50	
センター施設を最大限有効利用し、賑わいの創出につながる創意工夫があること (100点)	自主事業の実施による施設の積極的な活用	100
その他 (50点)	個人情報保護への対応	10
	県内産業振興や雇用確保への配慮	10
	その他特に優れた提案	30
県の委託料に対する提案価格 (300点)	収支計画の実現可能性	50
	収支計画における提案委託料	250
合計		1,000

(3) 選定結果

申請者	得点 (注2)
(財)新潟県体育協会 (注1)	862

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 5名の委員による採点の平均である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成20年3月19日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成20年3月19日に基本協定書が締結され、平成22年4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	18	146	181	180	180
利用料収入	18	16	25	25	25
指定管理料	-	129	155	154	154
その他	-	1	1	1	1
支出(イ)	237	143	180	178	176
人件費	149	77	95	95	94
管理運営費	88	62	80	78	77
租税公課	-	4	5	5	5
収支(ア-イ)	△219	3	1	2	4

(注) 当施設は平成18年度まで県直営であり、平成19年度より指定管理者制度が導入されている。

6. 利用状況の推移

項目		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
必須事業	スポーツ科学	体力測定(人)	1,220	1,325	1,108	850	899
		動作分析(人)	226	121	150	155	247
		競技力向上相談(人)	1,767	1,787	1,206	1,019	1,490
	スポーツ医学	整形外科(リハビリ科含む)(人)	4,368	5,181	5,889	5,402	5,669
	健康づくり	生活習慣しっかり改善コース(人)	972	380	794	759	793
		健康づくり実践指導者研修(人)(注2)	-	-	87	147	129
	一般利用	フィットネスホール利用(人)(注3, 5)	-	1,878	6,350	7,702	10,120
		会議室利用(時間)	392	993	1,232	1,270	1,280
自主事業(注4)	内科外来(人)		-	157	350	403	364
	健康・スポーツセミナー(人)		-	0	576	345	98
	個別プログラムサービス(人)		-	0	117	277	210
	フィットネスホール中央フロア貸出(時間)(注3)		-	0	82	47	17

(注1) 平成17年度以前はデータがないため記載していない。

(注2) 健康づくり実践指導者研修は平成20年度以降実施されている。

(注3) フィットネスホールは平成19年度に利用が開始されている。

(注4) 自主事業は平成19年度以降実施されている。

(注5) フィットネスホール利用者数は一般利用者のみを記載しており、他事業で利活用する場合を除いている。

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は翌月10日までに指定管理者から県に提出される。

記載事項は、以下のとおりである。

- ・測定利用(体力測定・動作分析)の状況
- ・競技力向上相談利用の状況
- ・体力測定競技種目別利用者数
- ・動作分析競技種目別利用者数
- ・測定利用前年度比較
- ・競技力向上相談利用前年度比較
- ・健康づくり実践指導事業の利用状況
(受講者内訳、しっかり改善コース受講状況、実践指導者研修参加状況)
- ・診療所利用者数

- ・診療所利用者前年度比較
- ・会議室等利用状況
- ・収支実績一覧

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月 10 日
5 月	平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年 6 月 10 日
6 月	平成 22 年 7 月 1 日	平成 22 年 7 月 10 日
7 月	平成 22 年 8 月 1 日	平成 22 年 8 月 10 日
8 月	平成 22 年 9 月 1 日	平成 22 年 9 月 10 日
9 月	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 10 月 8 日
10 月	平成 22 年 11 月 1 日	平成 22 年 11 月 8 日
11 月	平成 22 年 12 月 1 日	平成 22 年 12 月 7 日
12 月	平成 23 年 1 月 4 日	平成 23 年 1 月 5 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 5 日	平成 23 年 2 月 8 日
2 月	平成 23 年 3 月 5 日	平成 23 年 3 月 8 日
3 月	平成 23 年 4 月 7 日	平成 23 年 4 月 7 日

四半期事業報告書は各四半期終了月の翌月 15 日までに指定管理者から県に提出される。
四半期事業報告書の記載事項は、以下のとおりである。

- ・体力測定・動作分析・競技力向上相談利用状況（総括・自己評価含む）
- ・健康づくり実践指導事業実施状況（総括・自己評価含む）
- ・診療所利用状況（総括・自己評価含む）
- ・会議室等利用状況（総括・自己評価含む）
- ・施設維持管理業務実績（総括・自己評価含む）
- ・広報・アンケート業務（総括・自己評価含む）
- ・自主事業（総括・自己評価含む）
- ・事故・苦情処理（総括・自己評価含む）
- ・事業収支（総括・自己評価含む）

【四半期の報告状況等】

対象期	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度 第 1 四半期	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 28 日
第 2 四半期	平成 22 年 10 月 14 日	平成 22 年 10 月 21 日
第 3 四半期	平成 23 年 1 月 11 日	平成 23 年 1 月 31 日
第 4 四半期	平成 23 年 4 月 15 日	平成 23 年 4 月 20 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 体力測定・動作分析・競技力向上相談利用状況（総括・自己評価含む）
- ・ 健康づくり実践指導事業実施状況（総括・自己評価含む）
（受講者内訳、しっかり改善コース受講状況、実践指導者研修参加状況）
- ・ 診療所利用状況（総括・自己評価含む）
- ・ 会議室等利用状況（総括・自己評価含む）
- ・ 施設維持管理業務実績（総括・自己評価含む）
- ・ 広報・アンケート業務（総括・自己評価含む）
- ・ 自主事業（総括・自己評価含む）
- ・ 事故・苦情処理（総括・自己評価含む）
- ・ 事業収支（総括・自己評価含む）

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 7 月 13 日	平成 23 年 7 月 13 日

(2) モニタリングの状況

所管課（教育庁保健体育課及び福祉保健部健康対策課）は、指定管理者（（財）新潟県体育協会）に対する月次モニタリング、四半期モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 10 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 10 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 10 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 10 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 28 日	第 1 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 10 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 10 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 8 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 21 日	第 2 四半期モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 8 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 7 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 5 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 31 日	第 3 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 8 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 8 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 7 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 20 日	第 4 四半期モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 13 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 22 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 不要物品の廃棄について（意見）

施設の倉庫及び施設内の空きスペースに、遊休状態にある物品が保管されていた。その内訳は次のとおりである。

品目	規格品質	単価（円）	数量	金額（円）
耐火金庫	GGN-6007G	173,985	1	173,985
パソコン	Mac 専用モニタ JM7928JA	79,590	1	79,590
自転車エルゴメータ	運動負荷用 BE-360	450,450	1	450,450
牽引装置	トラックタイザー TC30DA	1,065,750	1	1,065,750
起立訓練傾斜ベッド	K1430MN	1,470,000	1	1,470,000

カラーCRT ディスプレイ	FMV-DP849 (富士通製)	委託料に含む	1	-
画像等編集装置	ディスク装置バイオス Ultra VXR NewZ	505,050	1	505,050
			合計	3,744,825

(注) 金額は取得価額である。

これらの物品は、故障して使用できない不要物品と使用中の物品の交換用部品の抜き取りのために保管している物品が混在しているとのことである。

不要物品の廃棄責任は、基本協定書に明確な定めが無いが、維持修繕費の対応同様、60万円を基準し、指定管理者と県で責任分担をしている施設が見られる。この場合、指定管理者は、指定期間が決められていることから、廃棄処分を先送りすることで、物品の廃棄責任を回避することも可能である。

従って、指定管理者と県の間で協議を行い、不要物品と部品取り物品に分け、不要物品は、早期に廃棄処分を行う必要がある。

また、20mの温水プールが、平成19年度の途中から未使用となっている。これは、年間の経費(約13百万円)に対し、1日の利用者数(平均5.7人/日)が少ないことによる。なお、利活用については、継続的に検討中とのことであるが、単なるプール利用ではなく、健康作り、スポーツ医科学という視点から、リハビリ専用利用とする、または水中ウォーキング専用とするといった形で他施設との差別化を図り、県民の健康を支援する活用方法が望まれる。

(2) モニタリングの充実に向けて（意見）

県は、毎事業年度終了後、年間事業報告書の内容を確認する（基本協定書第 33 条）。

なお、モニタリングは、個々に項目を定めたモニタリングシートに沿って実施する。下表は、平成 22 年度のモニタリングシートの項目と平成 22 年度の年間事業報告書の記載事項を対比したものである。

【モニタリング項目と事業報告書記載事項の対比】

モニタリング項目	事業報告書記載事項
利用者の平等利用の確保	
利用者の増加及びサービスの向上を図るための取組	体力測定・動作分析・競技力向上 相談利用状況 健康づくり実践指導事業実施状況 診療所利用状況 会議室等利用状況 広報・アンケート業務
積極的な自主事業の実施	自主事業実施状況
利用者意見の把握、苦情への対応	広報・アンケート業務 事故・苦情処理
地域住民や関係団体等との連携	
環境への配慮	
県内産業振興・雇用確保への配慮	
適切な事業評価と評価を活かした管理運営	各記載事項の総括・自己評価
施設、設備等の維持管理	施設維持管理業務実績
適切な運営管理	
収支状況	事業収支表
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	
安全対策、危機管理体制	
個人情報保護への取組	
情報公開への対応	
その他必要な項目	

年次モニタリングでは、上述の年間事業報告書の内容確認の他、指定管理者の職員との面談や管理物件の確認を行う（基本協定書第33条）等、年間事業報告書に記載のない項目も実地調査として行われる。なお、調査手法は、所管課担当者の経験に基づいて行っているとのことである。

しかし、モニタリングシートの項目、視点及び摘要欄からは、具体的な手続として、どのようなモニタリングを実施したか不明確な項目がある「例：環境への配慮及び県内産業振興・雇用確保への配慮等」。

モニタリング項目	主なモニタリングの視点	摘要 (結果のコメント等)
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生の抑制、リサイクルに取り組んでいるか ・省エネの具体的な取組があるか 	引き続き適切に配慮されている。
県内産業振興・雇用確保への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品を優先的に活用しているか ・県内雇用により職員が確保されているか 	引き続き適切に配慮されている。

(平成22年度モニタリングシートより抜粋、一部加工)

県職員は定期的な人事異動があるため、個人のモニタリングスキルは、文書等に記録として残さなければ消滅してしまう可能性がある。従って、モニタリングシートに各項目に対する調査手法を記録することで、モニタリングの充実が図られる。

また、現在事業報告書は、県にとって、指定管理者の業務運営状況を確認し、県民への説明責任を果たすツールであるとともに、県民による施設の管理運営を監視する手段となることから、ホームページで公表している。

当施設は、事業報告書への記載内容が少ないことから、記載内容の充実が求められる。また、各項目に沿った内容にすることで、県としてのモニタリングに資するとともに、県民による行政監視機能への効果がより期待できる。

XV. ダイエープロビスフェニックスプール(新潟県立長岡屋内総合プール)

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	長岡市長倉町 1338 番地
所管課	教育庁保健体育課
供用開始年月	平成 20 年 8 月
設置目的	スポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達と明朗な県民性の形成に寄与する。
設置根拠条例	新潟県立長岡屋内総合プール条例
主な施設種類 (施設の構成)	屋内プール(メイン 50m、サブ 25m、飛び込みプール)、観客席 3,000 席、温浴プール、トレーニングルーム、スタジオ、会議室ほか
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 15,001.65 m ²
価格(注 1, 2) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 1,852 百万円 (B/S)建物取得価額 7,026 百万円、帳簿価額 6,745 百万円
開館時間	平日・土曜・祝日 午前 10 時から午後 9 時 日曜 午前 10 時から午後 7 時 30 分
休館日	(1) 毎週水曜日 (2) 12 月 31 日から翌年 1 月 2 日 (3) その他メンテナンスクローズ(年間 15 日程度)
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	2009 年第 64 回国民体育大会等の各種大会の開催、年間を通じた競泳、飛び込み、シンクロナイズドスイミング等の競技力向上及び水泳を通じたスポーツ振興を図ることを目的としている。

(注1) 土地は長岡市からの借用であるため土地価格は記載していない。

(注2) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	PFI 長岡屋内総合プール株式会社
代表者名（県との関係）	代表取締役 歌代 正（なし）
指定期間 （運営・維持管理）	平成 20 年 8 月 1 日～ 平成 35 年 3 月 31 日（14 年 8 ヶ月） （運営・維持管理期間）
設立目的（寄付行為等）	1 県立長岡屋内総合プール整備・運営事業に関する次の業務 （1）設計業務 （2）建築工事業務 （3）維持管理業務 （4）運営業務 2 上記に附帯する一切の業務
設立年月	平成 17 年 5 月
事業内容	設立目的と同じ
指定管理業務の内容	・本施設の利用の許可に関する業務 ・本施設の維持管理に関する業務 ・その他、本施設の管理上知事が必要と認める業務
県所管の他の公の施設 における平成 22 年度の 指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目	年度		
	20 年度	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	4 (0)	4 (0)	5 (0)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	5 (0)	5 (0)	6 (0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度		
	20年度	21年度	22年度
正規職員人数（内、県職員数）	10（0）	10（0）	10（0）
非正規職員人数（内、県職員数）	43（0）	46（0）	46（0）

（注）県職員数には県OBを含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当期純利益	△12	△13	24
総資産額	3,660	3,472	3,366
資本金	10	10	10
純資産額	△2	△16	8

【指定管理者の推移】

平成17年～平成35年
PFI長岡屋内総合プール（株）

3. 指定管理者の選定手続

県は、当施設の事業者選定に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条の規定に基づき「県立長岡屋内総合プール（仮称）整備・運営事業事業者選定委員会（以下「委員会」という）」を設置し、最優秀提案者の選定を行っている。

委員会による審査は、当施設への指定管理者制度導入を前提として行われている。委員会の審査講評より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 入札参加者資格確認審査

入札説明書に示す入札参加資格の具備について、入札参加資格要件を満たしているか確認を行う。

(2) 入札価格の確認

入札提案書によって提案された入札価格が予定価格の範囲内であることを確認する。

(3) 提案書類審査（基礎審査）

提案書類の内容を確認し、参加者からの提案について各様式に記載された内容が本件入札説明書等に記載された要件を満たしていることを及び業務要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認する。

(4) 提案書類審査（定量化審査）

定量化審査による得点の合計が総合評価値になるため、各配点については選定事業者に期待する事項の必要性及び重要性を勘案して設定する。

審査は以下の項目によって行われる。

審査項目（大項目別）	配点（満点）
入札価格以外に関する事項	60点
設計・建設に関する事項	27点
運営及び維持管理に関する事項	13点
事業計画に関する事項	9点
その他に関する事項	7点
全体に関する事項	4点
入札価格に関する事項	40点
合計	100点

(5) 選定委員

【選定委員会の構成】

氏名	役職等	区分
西野 文雄	政策研究大学院大学学事顧問、東京大学名誉教授	民間有識者
岩瀬 昭雄	新潟大学工学部教授	民間有識者
西原 康行	新潟医療福祉大学助教授	民間有識者
田中 伸興	財団法人省エネルギーセンター常務理事	民間有識者
山本 茂樹	新潟県水泳連盟会長	民間有識者
小島 松俊	新潟県土木部都市局建築住宅課長	県職員
大滝 祐幸	新潟県教育庁教育次長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

(6) 選定結果

申請者	得点	順位
(株) 大林組グループ	99.17	第1順位
Aグループ	98.50	第2順位
Bグループ	96.00	第3順位
Cグループ	91.30	第4順位
Dグループ	87.44	第5順位
Eグループ	84.90	第6順位

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成17年7月15日、新潟県議会における指定の議決を受け、同日に指定された。

(2) 協定書（契約書）の締結

平成17年6月20日にPFI事業として事業仮契約書が締結され、平成17年7月15日の新潟県議会議決により本契約とされた。平成22年2月26日に「年度運營業務計画書」、「年度維持管理業務計画書」が提出され、平成22年3月31日に承認・承諾されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
売上高(ア)	-	-	-	3,489	546	590
売上原価(イ)	-	-	-	3,490	562	550
販売費及び一般管理費(ウ)	-	-	-	11	13	19
営業外収益(エ)	-	-	-	6	6	5
営業外費用(オ)	-	-	-	-	-	-
法人税等(カ)	-	-	-	6	△9	1
収支(ア-イ-ウ+エ-オ-カ)	-	-	-	△12	△14	25

(注) 当施設の建設費の約半額を初年度に県より受領しているため、平成20年度の売上高は多額になっている。

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	-	-	-	204	306	305
利用日数(日)	-	-	-	204	306	305
利用人数(人)	-	-	-	78,515	110,767	148,155

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月の5開庁日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・ 運營業務総括
- ・ 月間報告
- ・ 月間予定（翌月）
- ・ 月報
- ・ 売上高及び利用人数計画対比表
- ・ 利用者人数比較
- ・ 維持管理業務報告書
- ・ 月間点検作業実施報告書
- ・ 月間修繕・更新業務実施報告書
- ・ 月間点検作業実施報告書
- ・ 月間環境衛生管理業務実施報告書
- ・ 月間警備業務実施報告書

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成22年 4月	平成22年5月12日	平成22年5月12日
5月	平成22年6月6日	平成22年6月6日
6月	平成22年7月7日	平成22年7月7日
7月	平成22年8月5日	平成22年8月5日
8月	平成22年9月7日	平成22年9月7日
9月	平成22年10月7日	平成22年10月7日
10月	平成22年11月8日	平成22年11月8日
11月	平成22年12月7日	平成22年12月7日
12月	平成23年1月11日	平成23年1月11日
平成23年 1月	平成23年2月7日	平成23年2月7日
2月	平成23年3月7日	平成23年3月7日
3月	平成23年4月7日	平成23年4月7日

年間事業報告書は、年度終了後 30 開庁日以内に指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・年報（総収入、県収入、SPC 収入、利用者人数）
- ・運營業務総括書
- ・売上高及び利用人数計画対比表
- ・利用者人数比較
- ・光熱水費実績内訳

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 5 月 18 日	平成 23 年 5 月 18 日

(2) モニタリングの状況

所管課（教育庁保健体育課）は、指定管理者（PFI 長岡屋内総合プール（株））に対する月次モニタリング、随時(三半期毎)モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 12 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 6 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 7 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 5 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 5 日	随時（第 1 三半期）モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 7 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 7 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 8 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 7 日	11 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 22 日	随時（第 2 三半期）モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 11 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 7 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 7 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 7 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 18 日	随時（第 3 三半期）モニタリングの完了
平成 23 年 5 月 18 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 22 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) 大規模修繕計画について（意見）

当施設は、PFI 手法を用いた整備、管理運営を行っている。PFI の導入は、民間の資金、経営的能力、技術を活用し、県の事業コスト削減を目指したものであり、当施設も県自ら事業を実施する場合に比べ、28.4 億円の財政負担削減を見込んでいる（「県立長岡屋内総合プール（仮称）整備・運営事業民間事業者の選定に関する客観的評価について」平成 17 年 5 月 20 日）。

一方、PFI 事業に基づく指定管理者制度は、設備への投下資本の回収が可能な期間を指定管理業務の期間とするため、他の指定管理者制度導入施設より指定期間が長期に設定されており、当施設では 15 年となっている。

施設利用者に対して、一定水準を維持したサービスを長期にわたり提供していくためには、日常的な小規模修繕のみならず、定期的な大規模修繕が必要不可欠である。多くの指定管理者制度導入施設では、大規模修繕は県が実施しその費用を負担するとされているが、当施設の場合、指定管理者が大規模修繕を実施し、その費用は指定管理料（サービス購入料）や利用料金収入の中から負担する。

当施設では、公募入札時の提案書類として、指定管理者より指定期間全体の修繕・更新計画が提出されているが、その進捗状況の確認や定期的な更新の要否等の検討は行われておらず、単年度ごとに維持管理業務計画書が策定され、それに沿って修繕・更新業務が行われているのみである。

計画的な修繕が行われ施設利用者へ、一定水準のサービスが維持されるためには、指定期間全体にわたる修繕計画と実際の実施状況を対比し、必要に応じて見直しを図っていくことが望まれる。

Ⅷ. 新潟県柏崎マリーナ

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟県柏崎市東の輪町 8 番 18 号
所管課	交通政策局港湾整備課
供用開始年月	平成 2 年 7 月
設置目的	柏崎港において、海洋性スポーツの普及振興を図り、県民の健康の増進に寄与すること
設置根拠条例	新潟県柏崎マリーナ条例
主な施設種類	艇置場、係留施設
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	58 バース (船席) の棧橋を備え、陸上の保管スペースを含めると 224 艇の小型船舶を保管することができる。周辺は、鯨波 (くじらなみ) 海水浴場と東の輪 (とうのわ) 海水浴場にはさまれた磯浜の一隅を占めており、夏の海水浴シーズンには新潟県内でもっともにぎわう地域の一つである。

(注1) 港湾用地は公用財産表の対象外のため、面積及び価格は記載していない。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社柏崎マリン開発
代表者名（県との関係）	代表取締役 植木 馨（なし）
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日（5 年）
設立目的（寄付行為等）	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヨット・モーターボート及び関連機器の販売、保管、修理、給油、給水、給電並びに賃貸業務 2. 観光開発事業及びレクリエーション施設の管理及び経営 3. 地域開発の調査、計画、設計業務 4. 船舶運航事業、船舶賃貸業及び海運代理店業 5. 売店、食堂、喫茶店の経営 6. 上記に付帯又は関連する一切の業務
設立年月	平成元年 10 月 26 日
事業内容	設立目的と同じ
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ マリーナの施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ 使用の許可に関する業務 ・ 許可の取消し等に関する業務 ・ 災害時等緊急の場合において県がマリーナの施設及び設備を避難施設等として使用する意思表示をした場合に関する業務 ・ 指定管理者からの提案に基づいて行う業務で県が承認した業務 ・ その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目	年度				
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
監査役（内、県関係者）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合計（内、県関係者）	7 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

（単位：人）

項目	年度				
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	2 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)

（注）県職員数には県 OB を含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当期純利益	0	0	0
総資産額	65	69	68
資本金	20	20	20
純資産額	47	49	51

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成22年度 (指定管理者)
柏崎市	(株) 柏崎マリン開発

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟県柏崎マリーナ指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・平成17年9月29日(木) 募集要項等の配布開始
- ・平成17年10月31日(月) 申請書類の受付終了

(2) 選定方法

選定は書類審査及びヒアリングの2段階で実施される。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
大串葉子	新潟大学経済学部助教授、県港湾審議会委員	民間有識者
橋川 隆	(社) 日本マリーナ・ビーチ協会理事長	民間有識者
鈴木信嘉	公認会計士、県出資法人経営評価委員会委員	民間有識者
桑原孝志	新潟県港湾空港局副局長	県職員
関谷俊昭	新潟県港湾空港局参事(港湾課長)	県職員
三善憲雄	新潟県柏崎地域振興局長	県職員

(注) 県職員は採点には加わらない。

【選定基準】

選定基準		配点
マリーナの運営において、住民の平等利用に資すること	施設の設置目的に沿った運営の実施及び平等利用の確保 (例：平等利用の考え方)	10
	使用許可申請の審査及び考え方 (例：申請の許可の考え方)	
マリーナの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること	利用者の増加及びサービス向上を図るための具体的な方策及び収容率アップ対策に関する考え方（利用料金の変更を除く） (例：収容率アップに向けた提案)	90
	利用料金の引き下げに対する考え方 (例：現行料金との比較)	
	「指定管理者に特に要望する事項」についての具体的な提案及び実現可能性 (例：放置艇の解消に向けた提案)	
	新たな業務・事業についての具体的な提案及び実現可能性 (例：自由な発想による提案)	
	管理に関する提案（休港日、利用時間、効果的・効率的な施設管理方法等） (例：効果的・効率的な施設管理の提案)	
	収支計画における実現可能性 (例：収支計画、利用料金の徴収体制)	
	経費縮減に対する考え方 (例：収支計画)	
	県内の産業振興や雇用の確保への配慮 (例：県民の雇用、県産品の使用の提案)	
	柏崎地域振興への配慮 (例：商店等との連携、柏崎地域の振興を図る上での提案)	
	海洋性スポーツ（レクリエーション）振興に向けた取組 (例：各種の海洋スポーツの振興、住民の海に親しむ機会の提案)	
マリーナの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	管理体制（人員配置、緊急時の対応策等） (例：適正な職員数の配置、補充体制等)	90
	業務の実績 (例：安定した管理を行うことができる裏付けとなる実績)	
	財務状況の健全性、経営基盤の安定性 (例：財務上の健全性・安定性)	
	修繕計画の妥当性及び実現可能性 (例：収支計画、維持管理、運営費の状況)	
	保守点検 (例：維持管理、事業計画)	

選定基準		配点
	環境に配慮した管理運営 (例：ゴミの排出抑制など環境負荷軽減に向けた提案)	
その他 情報公開及び個人情報 保護	情報公開の体制及び個人情報保護の適正な管理における具体的方策及び妥当性 (例：対応方針)	10
合計		200

(3) 選定結果

申請者	得点 (注 1, 2)	順位
(株) 柏崎マリン開発	965	第 1 順位
特定非営利法人 A	680	第 2 順位

(注1) 県職員を含む6名の委員による採点の合計である。

(注2) 平成17年の審査は、指定管理者制度導入間もなかったため、県職員の委員が採点や意思決定に加わらないガイドライン規定はない。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月 22 日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成 18 年 3 月 28 日に基本協定書が締結され、各事業年度の 4 月 1 日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
収入(ア)	51	57	58	58	55	55
利用料収入	-	45	46	46	44	43
指定管理料 (17 年度:管理委託料)	-	-	-	-	-	-
その他	-	12	12	12	11	12
支出(イ)	50	55	56	57	55	54
人件費	-	30	29	31	31	32
運営経費	-	25	27	26	24	22
自主事業費	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
収支(ア-イ)	1	2	2	1	0	0

6. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保管艇数（艇）	187	196	197	197	188	182
出艇数（艇）	3,410	3,917	3,298	3,860	3,762	3,492

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

（1）事業報告書等の提出

月間事業報告書は、翌月 10 日までに指定管理者から新潟県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用実績（利用者、料金収入、営業日等）
- ・管理業務の実施状況（概要版）
- ・修繕の実施状況（概要版）
- ・事業の経営状況（管理経費の収支を含む）
- ・利用者からの意見及び指定管理者の回答
- ・その他県が要求する事項

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年 4 月	平成 22 年 5 月 7 日	平成 22 年 5 月 13 日
5 月	平成 22 年 6 月 7 日	平成 22 年 6 月 11 日
6 月	平成 22 年 7 月 7 日	平成 22 年 7 月 9 日
7 月	平成 22 年 8 月 6 日	平成 22 年 8 月 12 日
8 月	平成 22 年 9 月 6 日	平成 22 年 9 月 22 日
9 月	平成 22 年 10 月 6 日	平成 22 年 10 月 8 日
10 月	平成 22 年 11 月 5 日	平成 22 年 11 月 11 日
11 月	平成 22 年 12 月 8 日	平成 22 年 12 月 13 日
12 月	平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 13 日
平成 23 年 1 月	平成 23 年 2 月 4 日	平成 23 年 2 月 10 日
2 月	平成 23 年 3 月 4 日	平成 23 年 3 月 7 日
3 月	平成 23 年 4 月 7 日	平成 23 年 4 月 14 日

年間事業報告書は、翌事業年度の 4 月 30 日までに指定管理者から県に提出される。記載事項は、以下のとおりである。

- ・利用実績（利用状況、料金収入、営業日等）（概要版）

- ・管理業務の実施状況（概要版）
- ・修繕の実施状況（概要版）
- ・事業の経営状況（管理経費の収支決算を含む。）
- ・自己評価
- ・利用者からの意見及び指定管理者の回答（概要版）
- ・業務における懸案事項
- ・その他県が要求する事項

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 4 月 7 日	平成 23 年 7 月 13 日	平成 23 年 7 月 13 日

(2) モニタリングの状況

所管課（交通政策局港湾整備課）は、指定管理者（(株) 柏崎マリン開発）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 13 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 11 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 9 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 12 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 22 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 8 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 11 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 13 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 13 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 10 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 7 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 14 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 13 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 22 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

指定管理者の募集手続きについて

(1) 募集期間について（意見）

平成 23 年度からの指定管理者選定に係る公募では、募集要項等の公表から申請書類の提出の締切までの期間は 21 日間であった。しかし、新潟県の指定管理者制度の運用においては、募集期間は 1 ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保することが求められている（「指定管理者制度の運用ガイドライン」平成 22 年 3 月）。

法令ではなく、ガイドラインであるため、強制的な規定ではないが、広く指定管理者の候補者を募集し、競争性を確保するという指定管理者制度の趣旨に鑑み、1 ヶ月以上の募集期間を確保することが望ましい。

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(2) モニタリングの充実に向けて（意見）

県は、毎事業年度終了後、年間事業報告書の内容を確認する（基本協定書第 28 条）。

なお、モニタリングは、個々に項目を定めたモニタリングシートに沿って実施する。下表は、平成 22 年度のモニタリングシートの項目と平成 22 年度の年間事業報告書の記載事項を対比したものである。

【モニタリング項目と事業報告書記載事項の対比】

モニタリング項目	事業報告書記載事項
利用者の平等利用の確保	
利用者の増加及びサービスの向上を図るための取組	営業日等実績表 主な行事・イベントの実施状況
積極的な自主事業の実施	
利用者意見の把握、苦情への対応	
地域住民や関係団体等との連携	
環境への配慮	
県内産業振興・雇用確保への配慮	
適切な事業評価と評価を活かした管理運営	
施設、設備等の維持管理	営業日等実績表
適切な運営管理	
収支状況	収支決算
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	
安全対策、危機管理体制	
個人情報保護への取組	
情報公開への対応	
その他必要な項目	

年次モニタリングでは、上述の年間事業報告書の内容確認の他、指定管理者の職員との面

談や管理物件の確認を行う（基本協定書第28条）等、年間事業報告書に記載のない項目も実地調査として行われる。なお、調査手法は、所管課担当者の経験に基づいて、行っているとのことである。

しかし、モニタリングシートの項目、視点及び摘要欄からは、具体的な手続として、どのようなモニタリングを実施したか不明確な項目がある「例：適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）等」。

モニタリング項目		主なモニタリングの視点	摘要 (結果のコメント等)
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	職員配置等の業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 職員が合理的に配置されているか 責任体制が明確になっているか 	職員は合理的に配置されている。
	職員の研修・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員の服装、電話応対、あいさつの言葉遣い・態度は適切か 	適切な対応が行われている。

(平成22年度モニタリングシートより抜粋、一部加工)

県職員は定期的な人事異動があるため、個人のモニタリングスキルは、文書等に記録として残さなければ消滅してしまう可能性がある。従って、モニタリングシートに各項目に対する調査手法を記録することで、モニタリングの充実が図られる。

また、現在事業報告書は、県にとって、指定管理者の業務運営状況を確認し、県民への説明責任を果たすツールであるとともに、県民による施設の管理運営を監視する手段となることから、ホームページで公表している。

当施設は、事業報告書への記載内容が少ないことから、記載内容の充実が求められる。また、各項目に沿った内容にすることで、県としてのモニタリングに資するとともに、県民による行政監視機能への効果がより期待できる。

Ⅱ. 新潟港コンテナターミナル

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟市北区横土居 3228-2
所管課	交通政策局港湾整備課
供用開始年月	平成 8 年 9 月
設置目的	コンテナ貨物の海上輸送と陸上輸送の結節点として、コンテナの運搬・保管や積卸作業を行う
設置根拠条例	港湾法、新潟県港湾管理条例
主な施設種類	岸壁、ヤード、ガントリークレーン、C F S、リーファープラグ、くん蒸庫、管理棟
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 - m ² 建物面積 - m ² (注 1)
価格 (注 1, 2) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 - 百万円 (B/S)建物取得価額 - 百万円、帳簿価額 - 百万円
利用料金等	使用料制
施設の特徴	新潟東港には、韓国、中国、台湾など東アジア、東南アジアを結ぶ外国貿易定期コンテナ航路があり、本州日本海側最大のコンテナターミナルである。

(注1) 港湾用地は公用財産表の対象外のため、面積及び価格は記載していない。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社新潟国際貿易ターミナル
代表者名（県との関係）	代表取締役社長 神保 和男（前新潟県副知事）
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日（7 年）
設立目的（寄付行為等）	新潟東港コンテナターミナルを公共的、効率的に管理運営し、輸入促進を通じて地場産業や流通業の活性化を図るため
設立年月	平成 8 年 5 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナターミナル内の港湾施設及び設備の維持管理 ・ 港湾施設の使用許可 ・ 港湾荷役機械の賃貸
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用の許可に関する業務 ・ 許可の取消し等に関する業務 ・ 税関等の検査場指定に関する業務 ・ くん蒸に関する業務 ・ 新潟港におけるコンテナターミナルの維持管理に関する業務
県所管の他の公の施設における平成 22 年度の指定管理業務	なし

【役員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
取締役（内、県関係者）	12 (3)	12 (3)	11 (3)	11 (3)	11 (3)
監査役（内、県関係者）	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	3 (1)
合計（内、県関係者）	16 (4)	16 (4)	15 (4)	15 (4)	14 (4)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県 OB を含む。

【施設職員数の推移】

（単位：人）

項目 \ 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
正規職員人数（内、県職員数）	5 (0)	5 (0)	4 (0)	5 (0)	5 (0)
非正規職員人数（内、県職員数）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注）県職員数には県 OB を含む。

【直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
当期純利益	△0	13	11
総資産額	1,527	1,541	1,544
資本金	1,636	1,636	1,636
純資産額	1,471	1,486	1,494

【指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度～平成24年度 (指定管理者)
(株)新潟国際貿易ターミナル	同左

3. 指定管理者の選定手続

公募により指定管理者の選定が行われている。募集要項及び新潟港におけるコンテナターミナル指定管理者審査委員会の審査結果報告書より抜粋した概要は以下のとおりである。

(1) 公募スケジュール

- ・ 募集要項等の配布 平成17年9月29日(木)～平成17年10月31日(月)
- ・ 現地説明会 平成17年10月7日(金)午前11時30分から13時まで
- ・ 質問の受付 平成17年10月11日(火)～平成17年10月14日(金)
- ・ 申請書類の提出 平成17年10月24日(月)～平成17年10月31日(月)

(2) 選定方法

選定は書類審査及びヒアリングが一括して行われる。審査委員会の構成及び選定基準は以下のとおりである。

【審査委員会の構成】

氏名	役職等	区分
三橋 郁雄	財団法人環日本海経済研究所特別研究員	民間有識者
桑原 孝志	新潟県港湾空港局副局長	県職員
大串 葉子	新潟大学経済学部准教授	民間有識者
鈴木 信嘉	公認会計士	民間有識者
早福 弘	新潟県産業労働部産業立地課長	県職員
関谷 俊昭	新潟県港湾空港局参事・港湾課長	県職員

【選定基準】

選定基準	左記に基づき設定する審査項目の概要	配点
新潟港コンテナターミナルの運営において、利用者の平等利用が確保されること。	施設の設置目的に沿った運営及び平等利用の確保 (例：平等利用の考え方)	20
	使用許可申請の審査及び考え方 (例：使用許可の考え方)	
	荷主等利用者サービスに対する考え方 (例：荷主等に対するサービス向上に関する考え方)	
新潟港コンテナターミナルの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。	円滑な荷役を図るための具体的な方策及びコンテナ取扱量アップ・航路拡大対策に関する考え方 (例：コンテナ取扱量アップに向けた提案)	80
	「指定管理者に特に要請する事項」についての具体的提案及び実現可能性 (例：ガントリークレーン安定稼働に向けた提案)	
	新たな業務・事業についての具体的な提案及び実現可能性 (例：自由な発想による提案)	
	管理に関する提案（利用時間、効果的・効率的な施設管理方法等） (例：効果的・効率的な施設管理の提案)	
	収支計画における実現可能性 (例：収支計画、使用料の徴収体制)	
	経費削減に対する考え方 (例：収支計画)	
	県内の産業振興や雇用の確保への配慮 (例：県民の雇用、県産品の使用)	
	港湾運送事業者との連携 (例：一層の効率化を図るために必要な、施設利用者である港運業者との密接な連携の考え方)	
新潟港コンテナターミナルの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。	管理体制（人員配置、緊急時の対応等） (例：適正な職員の配置、補充体制等)	100
	業務の実績 (例：安定した管理を行うことができる裏付けとなる実績)	
	財務状況の健全性、経営基盤の安定性 (例：財務上の健全性・安定性)	
	修繕計画の妥当性及び実現可能性 (例：収支計画、維持管理、運営費の状況)	
	保守点検 (例：維持管理、事業計画)	
	環境に配慮した管理運営 (例：ゴミの排出抑制など環境負荷軽減に向けた提案)	
合計		200

(3) 選定結果

【審査委員会による審査結果】

申請者	得点 (注 2, 3)
(株) 新潟国際貿易ターミナル (注 1)	166.6

(注1) 申請は1団体のみである。

(注2) 県職員を含む6名の委員による採点の平均である。

(注3) 平成17年の審査は、指定管理者制度導入間もなかったため、県職員の委員が採点や意思決定に加わらないガイドライン規定はない。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

平成17年12月22日、新潟県議会にて指定の議決を受け、同日に新潟県知事により指定された。

(2) 協定書の締結

平成18年3月31日に基本協定書が締結され、各事業年度の4月1日に年度協定書が締結されている。

5. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	44	135	94	106	139	141
利用料収入	-	-	-	-	-	-
指定管理料(注1) (17年度:管理委託料)	44	135	94	106	139	141
支出(イ)	82	136	96	107	138	141
人件費	29	18	18	18	18	18
運営経費	53	118	78	89	120	123
自主事業費	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
収支(ア-イ)	△38	△1	△2	△1	1	0

(注1) 平成18年度以降はガントリークレーンの点検・修繕に係る業務(平成17年度は県が実施)が指定管理業務に追加されている。

6. 利用状況の推移

項目	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	コンテナ取扱数量(TEU)		160,390	165,722	155,993	155,290	147,755

7. 指定管理者による事業報告書等の提出及び県によるモニタリングの状況

(1) 事業報告書等の提出

月間事業報告書は、毎月10日までに指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・コンテナターミナル施設の維持管理に関すること
- ・管理棟施設の維持管理に関すること
- ・くん蒸施設の維持管理に関すること
- ・施設利用状況に関すること
- ・警備業務に関すること

【月次の報告状況等】

対象月	報告年月日	モニタリング完了年月日
平成22年 4月	平成22年5月10日	平成22年5月12日
5月	平成22年6月9日	平成22年6月9日
6月	平成22年7月9日	平成22年7月12日
7月	平成22年8月6日	平成22年8月6日
8月	平成22年9月8日	平成22年9月9日
9月	平成22年10月7日	平成22年10月7日
10月	平成22年11月10日	平成22年11月15日
11月	平成22年12月9日	平成22年12月10日
12月	平成23年1月7日	平成23年1月14日
平成23年 1月	平成23年2月4日	平成23年2月7日
2月	平成23年3月4日	平成23年3月4日
3月	平成23年3月31日	平成23年4月1日

年間事業報告書は、毎事業年度終了後 30 日以内に指定管理者から県に提出される。
記載事項は、以下のとおりである。

- ・年間利用実績（コンテナ取扱実績、ガントリークレーン使用実績、コンテナ蔵置実績等）
- ・業務実施状況
- ・収支状況
- ・利用者からの苦情とその対応状況
- ・自己評価

【年次の報告状況等】

対象年度	報告年月日	実地調査年月日	モニタリング完了年月日
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 7 月 12 日	平成 23 年 7 月 12 日

(2) モニタリングの状況

所管課（交通政策局港湾整備課）は、指定管理者（(株)新潟国際貿易ターミナル）に対する月次モニタリング及び年次モニタリングを実施している。

平成 22 年度の事業計画の承認から事業実施状況の評価までの年間スケジュールは以下のとおりである。

【年間スケジュール】

時 期	内 容
平成 22 年 3 月 4 日	平成 22 年度事業計画書の承認
平成 22 年 5 月 12 日	4 月モニタリングの完了
平成 22 年 6 月 9 日	5 月モニタリングの完了
平成 22 年 7 月 12 日	6 月モニタリングの完了
平成 22 年 8 月 6 日	7 月モニタリングの完了
平成 22 年 9 月 9 日	8 月モニタリングの完了
平成 22 年 10 月 7 日	9 月モニタリングの完了
平成 22 年 11 月 15 日	10 月モニタリングの完了
平成 22 年 12 月 10 日	11 月モニタリングの完了
平成 23 年 1 月 14 日	12 月モニタリングの完了
平成 23 年 2 月 7 日	1 月モニタリングの完了
平成 23 年 3 月 4 日	2 月モニタリングの完了
平成 23 年 4 月 1 日	3 月モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 12 日	平成 22 年度モニタリングの完了
平成 23 年 7 月 22 日	平成 22 年度の事業実施状況の評価結果の決定

8. 監査の指摘及び意見

県による指定管理者のモニタリング及び評価手続きについて

(1) モニタリングの充実に向けて（意見）

県は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求めることができる（協定書第 12 条）。なお、モニタリングは、個々に項目を定めたモニタリングシートに沿って実施する。下表は、平成 22 年度のモニタリングシートの項目と平成 22 年度の年間事業報告書の記載事項を対比したものである。

【モニタリング項目と事業報告書記載事項の対比】

モニタリング項目	事業報告書記載事項
利用者の平等利用の確保	業務実施状況
利用者の増加及びサービスの向上を図るための取組	年間利用実績、業務実施状況
積極的な自主事業の実施	
利用者意見の把握、苦情への対応	利用者からの苦情とその対応状況
地域住民や関係団体等との連携	
環境への配慮	
県内産業振興・雇用確保への配慮	
適切な事業評価と評価を活かした管理運営	自己評価
施設、設備等の維持管理	業務実施状況
適切な管理運営	
収支状況	収支状況
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	
安全対策、危機管理体制	
個人情報保護への取組	
情報公開への対応	
その他必要な項目	

年次モニタリングでは、年間事業報告書の内容確認の他、指定管理者の職員との面談や管理物件の確認を行う等、年間事業報告書に記載のない項目も実地調査として行われる。なお、調査手法は、所管課担当者の経験に基づいて行っているとのことである。

しかし、モニタリングシートの項目、視点及び摘要欄からは、具体的な手続として、どのようなモニタリングを実施したか不明確な項目がある「例：適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）等」。

モニタリング項目		主なモニタリングの視点	摘要 (結果のコメント等)
適切な管理体制の確保（人員配置、組織体制、職員研修）	職員配置等の業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 職員が計画どおりに配置されているか、変更されている場合は、その内容に合理性、適格性はあるか 責任体制が明確になっているか 	ほぼ計画どおりに配置されている。(当初計画から1名減は使用許可業務量が想定より少なかったため)
	職員の研修・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する研修を計画どおり実施しているか 職員の服装、電話対応、あいさつの言葉遣い・態度は適切か 	必要に応じ適宜実施している。

(平成22年度モニタリングシートより抜粋、一部加工)

県職員は定期的な人事異動があるため、個人のモニタリングスキルは、文書等に記録として残さなければ消滅してしまう可能性がある。従って、モニタリングシートに各項目に対する調査手法を記録することで、モニタリングの充実が図られる。

また、現在事業報告書は、県にとって、指定管理者の業務運営状況を確認し、県民への説明責任を果たすツールであるとともに、県民による施設の管理運営を監視する手段となることから、ホームページで公表している。

当施設は、事業報告書への記載内容が少ないことから、記載内容の充実が求められる。また、各項目に沿った内容にすることで、県としてのモニタリングに資するとともに、県民による行政監視機能への効果がより期待できる。

(2) 事業間の区分経理に関するモニタリングについて（意見）

① 指定管理業務に係る収支について

指定管理者は、当施設において、指定管理業務とその他の業務を行っている。その他の業務は次の4つの業務である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 荷役機械賃貸 ② テナント管理 ③ ヤード運営管理 ④ インランド施設賃貸 |
|--|

指定管理者は、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分することが求められる（「新潟港コンテナターミナル指定管理者募集要項 平成17年9月29日 新潟県」4（3）管理口座・区分経理）が、県に報告されている指定管理業務に係る収支は、以下の点から正確な経理が行われているか疑問がある。

- 1) 指定管理業務の収支が、平成18年度以降ほぼ均衡している。
- 2) 人件費は、平成18年以降、18百万円で推移している。

(いずれも 5. 収支状況の推移 参照)

- 3) 平成 18 年以降、人件費は 18 百万円で変わらないが、施設職員は、平成 19 年度 5 名から、平成 20 年度 4 名に減少している (2. 指定管理者の概要【施設職員数の推移】参照)。

②所管課のモニタリングについて

所管課がモニタリングを実施する際の項目を定めたモニタリングシートには、事業間の区分経理についての項目は設けられていない。また、実際のモニタリングでは、事業間の区分経理に関する検証は、予算と実績との比較に留まっているとのことである。

事業間の区分経理は、募集要項で求められているばかりでなく、事業毎の正確な収支を把握するために必要な手続である。従って、県は、事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、モニタリングの効果を高めるために、指定管理業務の収支は専用に設けられた口座や帳簿をもとに作成されているか(「新潟港コンテナターミナル指定管理者募集要項 平成 17 年 9 月 29 日 新潟県」4 (3) 管理口座・区分経理 参照)、等検証し、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。

第6章 包括外部監査の結果 各論(直営施設)

I. 新潟県立歴史博物館

1. 施設の概要

項目	内容
所在地	長岡市関原町1丁目字権現堂 2247 番 2
所管課	県民生活・環境部 文化振興課
供用開始年月	平成 12 年 8 月
設置目的	新潟県の歴史及び民俗並びに縄文文化に関する県民の教養を高め、県民の学術及び文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立歴史博物館条例
主な施設種類	展示部門：歴史展示室、縄文展示室、企画展示室 交流部門：講堂、研修室 共用部門：エントランスホール 企画展示・常設展示・共通ホール、リーススペース等 収蔵部門：収蔵庫、燻蒸室
面積（公有財産表） （平成 23 年 3 月末現在）	土地面積 50,009.36 m ² 建物面積 10,841.37 m ²
価格（注） （平成 23 年 3 月末現在）	（公有財産表）土地価格 232 百万円、建物価格 1,174 百万円 （B/S）建物取得価額 6,011 百万円、帳簿価額 3,244 百万円
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時（観覧券の販売は午後 4 時 30 分まで） 研修室及び講堂は午前 9 時～午後 5 時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日、8 月 1 日と 15 日は開館） 年末年始
利用料金等	使用料制
施設の特徴	縄文文化など新潟県の特徴ある歴史・文化を広く紹介している施設である。歴史に関する講座や報告会、展示等を行っている。

（注）平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	24	21	23	31	36	22
観覧料収入	21	14	21	18	32	16
物品売払収入	1	2	1	2	2	2
建物使用料	1	1	0	0	1	0
雑入(注)	1	2	1	5	1	4
文化庁受託事業収入	0	2	0	6	0	0
支出(イ)	430	403	386	376	378	359
人件費	204	204	195	203	192	190
管理運営費	13	11	10	10	10	10
維持管理費	146	128	120	109	109	107
維持補修費	1	4	4	1	1	2
事業活動費	61	52	50	44	60	45
交流普及事業費	5	4	7	9	6	5
収支(ア-イ)	△406	△382	△363	△345	△342	△337

(注) テナント光熱水費、各種助成金等

3. 利用状況の推移

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	309	308	312	312	312	312
常設展観覧者数(注1)	38,981	25,134	17,741	15,242	19,141	14,749
大人	24,277	14,855	10,795	8,900	12,022	8,357
大・高校生	1,562	1,357	604	392	628	491
小・中学生	11,252	7,818	5,465	5,119	5,490	5,335
幼児	1,890	1,104	877	831	1,001	566
企画展観覧者数(注2)	31,076	38,181	50,750	48,268	52,320	37,238
大人	22,815	25,459	35,078	32,971	39,337	26,647
大・高校生	762	1,387	1,423	1,576	1,779	1,171
小・中学生	6,378	9,272	11,987	11,569	9,458	7,909
幼児	1,121	2,063	2,262	2,152	1,746	1,511
小計(人)	70,057	63,315	68,491	63,510	71,461	51,987
館内活動利用者(注3)	27,027	12,846	17,557	18,707	19,515	12,691
館外活動利用者(注4)	503	977	2,350	9,002	21,594	1,425
合計利用者数(人)	97,587	77,138	88,398	91,219	112,570	66,103

(注1) 常設展チケット販売数＋無料観覧者(企画展チケットで観覧した場合は企画展観覧者数にのみカウントされる。)

(注2) 企画展チケット販売数＋無料観覧者数

(注3) 無料企画展、講演会、講座等、館内の催事の利用者数

(注4) 出張講座、出張授業、移動展覧会等の館外活動の利用者数

4. 施設職員数の推移

(単位：人)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	21	21	20	18	19	19
非正規職員数	11	10	11	11	11	11

5. 監査の指摘及び意見

(1) 施設の管理手法について (意見)

① 所管課の見解及び対応

県立歴史博物館については、平成 17 年度に開催された公共施設改革委員会において、当面直営とされましたが、「第三者による運営の評価手法を検討すること。」との附帯意見を受けているところであります。

また、改革委員会において、特に維持管理に対しては民間委託等、積極的に民間の活用を図る必要があるとの見解も示されました。

上記を受け、県立歴史博物館では、指定管理者制度適否の検討の前段階として、民間の人材や民間企業を積極的に活用して効率的でかつ魅力ある博物館の運営を行うため、以下の対応を行っております。

- ① 平成 18 年度より外部評価委員会を設置。
- ② 清掃、電気・空調設備の保守・点検など維持管理全般については、外部委託するなど民間を活用。
- ③ 平成 19 年度より民間企業経営の経験者を館長に起用。
- ④ 平成 20 年度より民間企業の経験者を「広報担当者」に起用。

(県提供資料)

② 新潟県立歴史博物館評価委員会の意見

県は、外部評価委員会として「新潟県立歴史博物館評価委員会」(以下「評価委員会」という)を設置し、施設運営の評価を行っている。評価委員会は、「県立歴史博物館の運営強化に向けて」以下の評価を行っている。

職員の意識改革

県全体が組織風土改革を求められている中、県立歴史博物館は職員の異動が少なく、新しい風が入りにくい状況であるが、職員の意識を高め、積極的かつ機動的な館運営を図るために、次のような取り組みの実現が望まれる。

改革意識を持った運営

- ・県立という立場に安住せず、職員一人ひとりが、常に「改革」「サービスの提供者」「利用者視点」という意識を持つ。

(「新潟県立歴史博物館評価委員会」(平成22年度)報告書 ～魅力ある歴史博物館を目指して～ 平成23年3月より抜粋)

③管理手法の検討について

民間企業への外部委託を図るとともに、民間企業の経験者を採用する現在の県の対応は、「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため民間事業者の有するノウハウを活用する」という指定管理者制度の目的を、直営施設の管理手法のまま達成を図るべく取り組んでいるものと評価することができる。

しかし、改革委員会は、「県としての見直しを継続する中で、指定管理者の効果を踏まえつつ、導入の検討を早急に行うべきである」と答申している。

評価委員会が指摘する「職員の意識改革」の必要性は、直営での管理手法の課題と考えられる。

指定管理者制度は、施設の維持管理のみでなく、県民と触れあう事業の運営そのものを外部に委託し、民間のノウハウを活用することで、住民サービスの向上を図ることを目的としている。

現在の県の対応は、民間のノウハウ活用に対する一定の取り組みと評価できるが、評価委員会の評価結果等を踏まえ、指定管理者制度導入等の検討を行うことが望まれる。

(2) 施設運営のあり方について（意見）

①概要

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

1	県の政策プランにおける位置付け及び評価 新潟県「夢おこし」政策プラン（H18.7策定、H21.12見直し）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の柱：地域の魅力を高める文化・スポーツの振興 ・主要指標：1年間に文化施設、祭り・イベント等を訪れる人の数 サブ指標：県立歴史博物館の利用者数 ・評価：2年ごとに外部委員会による評価を実施 	
	※中間評価（H21.4～23.3） H23.7.29に知事へ報告 「地域の魅力を高める文化・スポーツの振興」は【順調】と評価された。	
2	歴史博物館の経営方針及び自己評価	
	① 経営方針及び経営方針に基づく5か年計画（H19～H23）	
	② 自己評価 前年度の自己評価を実施し歴史博物館評価委員会に報告	
	③ 歴史博物館評価委員会による評価 H23年度の評価に係る評価委員会は、H23年度9月～H24年度8月まで実施（H24年8月頃報告書完成予定）	
3	業務・評価等のスケジュール	
前年度	11月頃～1月頃	○事業計画策定（予算要求資料に添付） 部内調整、財政担当部署における審査
当年度	通年	○事業実施 ・毎月、当課へ利用者数等を報告 ・毎月、当課職員が歴史博物館の経営会議に出席

	9月～翌年8月	○歴史博物館評価委員会による評価 翌年度8月までに報告書を作成予定、予算要求に活用
翌年度		○自己評価（評価委員会に報告）

(県提出資料)

②目標達成に向けて

当施設は、「夢おこし」政策プラン（平成18年7月策定、平成21年12月見直し）の中で、「県立歴史博物館の利用者数の増加」を目標に掲げている。

1) 利用者数の推移

過去4年間の利用者数の推移は以下のとおりである。

項目	年度			
	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)	312	312	312	312
常設展観覧者数	17,741	15,242	19,141	14,749
企画展観覧者数	50,750	48,268	52,320	37,238
小計	68,491	63,510	71,461	51,987
館内活動利用者	17,557	18,707	19,515	12,691
館外活動利用者	2,350	9,002	21,594	1,425
合計利用者数	88,398	91,219	112,570	66,103

平成21年度は、大河ドラマ「天地人」をテーマとして企画展が好評で利用者数を大きく伸ばしているが、平成22年度は東日本大震災の影響があったことから大きく落ち込んでいる。

2) 常設展について

平成21年度は企画展が好調だったことなどに伴い、利用者数は増加しているものの、長期的には減少傾向にある（「1) 利用者数の推移」参照）。しかし、当施設は、開館から10年以上経過しているが、常設展の大規模な展示更新は行なわれていない。

展示品の部分的な更新を可能な限り行うなど、常設展を絶えず魅力あるものにすることで利用者数の増加に繋げることが望まれる。

3) 企画展について

最近4年間の利用状況は以下のとおりである。

年度	企画展の名称		会期		観覧者数		
			時期	日数	目標	実績	達成割合
平成19	1	かやぶき民家展	春	45	11,160	13,404	120.1%
	2	佐渡金銀山絵巻展	夏	27	5,632	5,002	88.8%
	3	風林火山展	夏	42	17,520	25,673	146.5%
	4	昔の人はどんな顔？	秋	44	11,308	6,671	59.0%
		合計				45,620	50,750
平成20	1	古代北方世界に生きた人びと展	春	39	10,491	10,223	97.4%
	2	山古志ふたたび展	夏	38	10,260	6,982	68.1%
	3	アイヌの工芸展	夏	46	11,868	10,117	85.2%
	4	ハンコ今昔展	秋	40	12,324	15,133	122.8%
	5	天地人へのいざない展	冬	26	3,640	5,813	159.7%
		合計				48,583	48,268
平成21	1	火焰土器の国展	春	45	8,865	10,839	122.3%
	2	天地人展	夏	42	25,662	30,529	119.0%
	3	新潟のスポーツ展	秋	45	9,225	10,952	118.7%
		合計				43,752	52,320
平成22	1	旅つれづれ展	春	39	13,065	10,193	78.0%
	2	日本海の至宝展	夏	42	18,746	12,822	68.4%
	3	シャルジャ、砂漠と海の文明交流展	秋	38	9,680	5,196	53.7%
	4	布のいのちと美展	冬	72	6,390	9,027	141.3%
		合計				47,881	37,238

(出所) 県提出資料、一部加工

県は、企画展毎に過去の経験則や他地域での類似企画展の状況から、目標数値を設定し、評価委員会報告資料の中で目標到達割合を示している。また、目標への達成状況について、経営会議（歴史博物館職員による会議）等で目標と実績を比較し原因分析を行ない、今後の対応を検討している。この結果を踏まえて、次の企画展に反映することで更なる利用者数の増加、住民サービスの向上に繋げることが求められる。

4) 新潟県立歴史博物館友の会について

当施設の親睦団体として「新潟県立歴史博物館友の会」(以下「友の会」という)が組織されている。

友の会の内容は以下のとおりである。

新潟県立歴史博物館友の会	
年会費 個人会員	: 3,500 円
個人会員 (高大)	: 2,500 円
個人会員 (小中)	: 1,000 円
家族会員	: 7,000 円
賛助会員	: 一口 20,000 円
特典: 常設展示にいつでも入場できます。	
企画展のチケット引換券が年に4枚。	
さまざまな友の会企画に参加できます。	

(友の会HPより抜粋)

県は、友の会会員数に関し毎年5%増加を目標に掲げている。

平成19年度からの友の会会員数の目標値と実績値は以下のとおりである。

年度	19年度		20年度		21年度		22年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
友の会会員数	425	326	450	321	475	322	500	306

(新潟県立歴史博物館 平成20年度第2回評価委員会資料 平成21年6月1日 資料1より抜粋加工)

(注) 平成21年度、平成22年度の実績値は所管課から情報提供を受け追加記載

友の会会員数は、平成19年度以降目標値に達していない。

潜在的な施設利用者である友の会会員の増加に向け、運営支援などにより友の会の拡大活性化を図る等の施策が望まれる。

Ⅱ. 新潟テクノスクール、上越テクノスクール、三条テクノスクール、魚沼テクノスクール

1. 施設の概要

【新潟テクノスクール】

項 目	内 容
所在地	新潟市中央区鏡西 1 丁目 11-2
所管課	産業労働観光部職業能力開発課
供用開始年月	平成 6 年 4 月（一部昭和 46 年 4 月）
設置目的	職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、新規学卒者や在職者、離転職者等に対して、職業に必要な基礎的技術・技能を習得させ多能的技能労働者の養成を図ることを目的に設置。
設置根拠条例	新潟県立職業能力開発校条例
主な施設種類	県立新潟テクノスクール校舎 (管理棟、実習棟、体育館、寮、ほか)
面積（公有財産表） (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 22,562.38 m ² 建物面積 12,855.53 m ²
価 格（注） (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 1,042 百万円 建物価格 811 百万円 (B/S)建物取得価額 3,330 百万円 帳簿価額 1,042 百万円
開館時間	8：30～17：15
休館日	土・日・祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
利用料金等	使用料制
施設の特徴	求職者向けに職業訓練を行い、再就職のための知識や技能の習得を支援する施設である。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

【上越テクノスクール】

項 目	内 容
所在地	上越市大字藤野新田 333-2
所管課	産業労働観光部職業能力開発課
供用開始年月	平成 8 年 10 月
設置目的	職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、新規学卒者や在職者、離転職者等に対して、職業に必要な基礎的技術・技能を習得させ多能的技能労働者の養成を図ることを目的に設置。
設置根拠条例	新潟県立職業能力開発校条例
主な施設種類	県立上越テクノスクール校舎 (管理棟、実習棟、体育館、ほか)
面積 (公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 17,005.72 m ² 建物面積 8,873.06 m ²
価 格 (注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 315 百万円、建物価格 630 百万円 (B/S)建物取得価額 3,112 百万円、帳簿価額 1,269 百万円
開館時間	8:30~17:15
休館日	土・日・祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
利用料金等	使用料制
施設の特徴	求職者向けに職業訓練を行い、再就職のための知識や技能の習得を支援する施設である。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

【三条テクノスクール】

項 目	内 容
所在地	三条市柳沢 353-2
所管課	産業労働観光部職業能力開発課
供用開始年月	平成 15 年 4 月
設置目的	職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、新規学卒者や在職者、離転職者等に対して、職業に必要な基礎的技術・技能を習得させ多能的技能労働者の養成を図ることを目的に設置。
設置根拠条例	新潟県立職業能力開発校条例
主な施設種類	県立三条テクノスクール校舎 (管理棟、実習棟、体育館、ほか)
面積（公有財産表） (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 18,022.47 m ² 建物面積 7,221.5 m ²
価格（注） (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 157 百万円 建物価格 640 百万円 (B/S)建物取得価額 2,337 百万円 帳簿価額 1,568 百万円
開館時間	8:30~17:15
休館日	土・日・祝日及び 12 月 29 日から翌年 2 月 3 日までの日
利用料金等	使用料制
施設の特徴	求職者向けに職業訓練を行い、再就職のための知識や技能の習得を支援する施設である。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

【魚沼テクノスクール】

項 目	内 容
所在地	魚沼市堀之内 3335-1
所管課	産業労働観光部職業能力開発課
供用開始年月	昭和 42 年 4 月
設置目的	職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、新規学卒者や在職者、離転職者等に対して、職業に必要な基礎的技術・技能を習得させ多能的技能労働者の養成を図ることを目的に設置。
設置根拠条例	新潟県立職業能力開発校条例
主な施設種類	県立魚沼テクノスクール校舎 (管理棟、実習棟、体育館、寮、ほか)
面積（公有財産表） (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 9,411.07 m ² 建物面積 5,575.35 m ²
価格（注） (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 142 百万円、建物価格 158 百万円 (B/S)建物取得価額 一百万円、帳簿価額 一百万円
開館時間	8：30～17：15
休館日	土・日・祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
利用料金等	使用料制
施設の特徴	求職者向けに職業訓練を行い、再就職のための知識や技能の習得を支援する施設である。

(注) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 収支状況の推移

【4校計】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	434	431	440	429	763	959
使用料及び 手数料収入	17	17	16	18	20	20
財産収入・ 諸収入等	1	1	1	2	2	2
国庫支出金	416	413	423	409	741	937
支出(イ)	1,072	1,017	1,000	956	1,232	1,404
人件費	572	533	527	509	461	441
運営経費	13	13	15	15	15	14
維持管理費	108	95	100	91	92	100
事業費	379	376	358	341	664	849
収支(ア-イ)	△638	△586	△560	△527	△469	△445

(注)「人件費」はテクノスクール職員給与費決算額、嘱託員報酬等臨時職員に係るものは「事業費」に計上

【新潟テクノスクール】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	171	173	182	163	328	417
使用料及び 手数料収入	7	7	7	7	9	9
財産収入・ 諸収入等	1	1	1	1	1	1
国庫支出金	163	165	174	155	318	407
支出(イ)	391	378	382	342	486	560
人件費	195	185	187	173	156	142
運営経費	5	5	7	7	7	8
維持管理費	31	34	33	30	29	32
事業費	160	154	155	132	294	378
収支(ア-イ)	△220	△205	△200	△179	△158	△143

(注)テクノスクール関係事業費の合計額を、当テクノスクールの執行額の支出割合で按分

「人件費」は当テクノスクール職員給与費決算額、嘱託員報酬等臨時職員に係るものは「事業費」に計上

【上越テクノスクール】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	106	118	121	124	211	260
使用料及び 手数料収入	4	5	4	5	6	5
財産収入・ 諸収入等	0	0	0	1	1	1
国庫支出金	102	113	117	118	204	254
支出(イ)	268	255	260	260	337	378
人件費	146	123	130	130	124	117
運営経費	4	4	4	4	4	2
維持管理費	24	23	26	24	26	28
事業費	94	105	100	102	183	231
収支(ア-イ)	△162	△137	△139	△136	△126	△118

(注) テクノスクール関係事業費の合計額を、当テクノスクールの執行額の支出割合で按分

「人件費」は当テクノスクール職員給与費決算額、嘱託員報酬等臨時職員に係るものは「事業費」に計上

【三条テクノスクール】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	109	92	86	97	157	189
使用料及び 手数料収入	4	3	3	4	4	4
財産収入・ 諸収入等	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	105	89	83	93	153	185
支出(イ)	269	248	242	254	288	320
人件費	143	144	149	154	129	130
運営経費	2	2	2	2	2	2
維持管理費	32	23	23	23	21	23
事業費	92	79	68	75	136	165
収支(ア-イ)	△160	△156	△156	△157	△131	△131

(注) テクノスクール関係事業費の合計額を、当テクノスクールの執行額の支出割合で按分

「人件費」は当テクノスクール職員給与費決算額、嘱託員報酬等臨時職員に係るものは「事業費」に計上

【魚沼テクノスクール】

(単位：百万円)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	48	48	51	45	67	93
使用料及び 手数料収入	2	2	2	2	1	2
財産収入・ 諸収入等	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	46	46	49	43	66	91
支出(イ)	144	136	116	100	121	146
人件費	88	81	61	52	52	52
運営経費	2	2	2	2	2	2
維持管理費	21	15	18	14	16	17
事業費	33	38	35	32	51	75
収支(ア-イ)	△96	△88	△65	△55	△54	△53

(注) テクノスクール関係事業費の合計額を、当テクノスクールの執行額の支出割合で按分

「人件費」は当テクノスクール職員給与費決算額、嘱託員報酬等臨時職員に係るものは「事業費」に計上

3. 利用状況の推移

【新潟テクノスクール】

項目	年度						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
施設内訓練	開館日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	訓練生数(人)	241	155	159	171	189	182
在職者訓練	延受講者数(人)	179	185	292	454	324	270

【上越テクノスクール】

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施設内訓練	開館日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	訓練生数(人)	143	134	134	145	167	153
在職者訓練	延受講者数(人)	103	125	225	211	563	260

【三条テクノスクール】

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施設内訓練	開館日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	訓練生数(人)	108	124	110	126	150	149
在職者訓練	延受講者数(人)	95	91	126	115	216	188

【魚沼テクノスクール】

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施設内訓練	開館日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用日数(日)	244	245	245	243	241	243
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	訓練生数(人)	57	56	46	48	52	46
在職者訓練	延受講者数(人)	88	82	97	222	93	82

4. 施設職員数の推移

【新潟テクノスクール】

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	22	22	22	20	20	20
非正規職員数	13	13	15	15	17	18

【上越テクノスクール】

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	18	15	15	15	15	15
非正規職員数	5	7	6	5	7	7

【三条テクノスクール】

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	17	17	17	18	16	16
非正規職員数	2	2	2	2	4	5

【魚沼テクノスクール】

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	9	8	6	6	6	6
非正規職員数	4	4	4	4	6	6

5. 監査の指摘及び意見

(1) 施設の管理手法について (意見)

①管理手法の法解釈変更について

従来、公共職業能力開発施設（テクノスクール）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、都道府県が設置するものとされており、管理手法については県直営によるものと解釈されていた。

しかし、厚生労働省から新たに示された通知（平成22年4月28日付能発0428第4号厚生労働省職業能力開発局長通知）により、都道府県が職業能力開発促進法の規定に基づき設置した公共職業能力開発施設（テクノスクール）について、当該都道府県以外の者が管理運営できることとされ、指定管理者制度の導入が可能となった。

②直営継続の可否について

法解釈の変更を受けた所管課の対応方針は以下のとおりである。

～ 対応方針～

- ① 県立テクノスクールには、機械系や電気系をはじめとした十数種類の訓練科があり、これらを運営するためには、それぞれの訓練科で教える資格を有する指導員を確保しなければならず、県以外の者では困難である。
- ② 当面は、県直営を維持しながら民間の人材活用を図り、効果的・効率的な校運営を実施する。

(出所) 県提供資料

他の直営施設については、平成 17 年度に指定管理者制度導入に向けて施設のあり方を検討している。法解釈の変更により、指定管理者制度導入の途が開けたことから、当施設も同様の検討が必要と考える。

今後、指定管理者制度導入の効果と、導入に向けた課題を様々な観点（人事・組織面、コスト面、授業料等のサービス面）から整理し、第 9 次新潟県職業能力開発計画（平成 25 年～平成 31 年）での審議が望まれる。

(2) 施設運営のあり方について（意見）

①概要

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

<予 算> 県予算スケジュールによる

10月	県予算編成方針決定	4～3月	予算執行
11月	当初予算要求	9・2月	補正予算作成
3月	当初予算成立	6月	決算

<年間スケジュール>

○ 計画策定（6～7月）

訓練計画の策定、告示

○ 普通課程訓練生募集・入校選考（8月～11月）

募集開始（8月）

推薦選考（10月）

一般選考（11月）

○ 短期課程訓練生募集・入校選考（1月～3月）

募集開始（1月） 入校選考（3月）

○ 入校・訓練開始（4月）

○ 訓練実施状況報告・検証（年度末）

新潟県職業能力開発審議会で報告、意見聴取、次回計画に反映

<就職状況の把握・管理>

○ 就職率集計（毎月）

・在校中は毎月、修了後も1・3カ月の時点で集計

・前年度の就職内定状況と比較して、同時期の内定率が伸び悩んでいる訓練科については、訓練指導を強化して実施

○ 訓練実施状況の公表（翌年度10月）

県HPに公開している事業概要の中で実施状況を公表

（出所）県提供資料を一部加工

②県の基本方針

当施設は、「平成 22 年度職業能力開発実施方針（以下「実施方針」という）」を以下のとおり策定している。

第 8 次新潟県職業能力開発計画及び社会・経済情勢の動向を踏まえ、平成 22 年度は次の事項を重点として職業能力開発を実施する。

- 離職者向け職業訓練の重点的实施
 - ・ 離職者向け職業訓練定員の大幅な拡大（「公共訓練」規模を 21 年度並みに確保）
 - ・ 汎用的な職業訓練に加え、医療・福祉系分野、高度 IT 分野等の訓練を重点的に実施し、多様な訓練機会を離職者に提供
- 若者の就労に向けた職業訓練の重点的实施
 - ・ 地域産業への中核的若年技能者の供給（テクノスクール学卒者向け訓練）
 - ・ 若年早期離職者やフリーター等を対象にした職業訓練（デュアルシステム訓練）
 - ・ 学卒未就職者を主な対象にした専門的職業訓練（22 年度新規）
- 障害者に対する職業訓練の実施
 - ・ テクノスクールにおける訓練・委託訓練を引き続き実施
 - ・ 発達障害者に対する職業訓練（現在モデル事業として実施）の充実に向けた検討
- 「にいがたの名工」の活用やイベント等を通じた技能尊重社会の機運醸成

（「平成 22 年度職業能力開発実施方針（案）について」より抜粋）

③目標達成に向けて

県は、テクノスクールの目標を、定員に対する入校者全ての充足（入校率 100%）としている。

1) 重点的实施事項への取組成果

実施方針で定めた重点的实施事項への取組成果は、下記の「参考データ 1～3」のとおりである。

【参考データ1「離職者向け職業訓練」】

(単位：人、%)

区分	系統	平成 20 年度				平成 21 年度				平成 22 年度			
		定員	入校者数 (入校率)	修了者数 (修了率)	就業者数 (就業率)	定員	入校者数 (入校率)	修了者数 (修了率)	就業者数 (就業率)	定員	入校者数 (入校率)	修了者数 (修了率)	就業者数 (就業率)
施設内訓練	IT系	—	— —	— —	— —	—	— —	— —	— —	20	16 (80.0)	14 (87.5)	13 (92.9)
	ものづくり系	145	122 (84.1)	113 (92.6)	81 (71.7)	145	149 (102.8)	135 (90.6)	90 (66.7)	145	111 (76.6)	103 (92.8)	85 (82.5)
	その他	30	34 (113.3)	34 (100.0)	21 (61.8)	30	36 (120.0)	34 (94.4)	21 (61.8)	30	31 (103.3)	29 (93.5)	20 (69.0)
	計	175	156 (89.1)	147 (94.2)	102 (69.4)	175	185 (105.7)	169 (91.4)	111 (65.7)	195	158 (81.0)	146 (92.4)	118 (80.8)
委託訓練	IT系	80	79 (98.8)	74 (93.7)	36 (48.6)	593	551 (92.9)	520 (94.4)	277 (53.3)	845	820 (97.0)	781 (95.2)	480 (61.5)
	事務系	285	283 (99.3)	273 (96.5)	215 (78.8)	543	526 (96.9)	501 (95.2)	325 (64.9)	995	918 (92.3)	882 (96.1)	561 (63.6)
	介護系	128	119 (93.0)	113 (95.0)	77 (68.1)	599	633 (105.7)	538 (85.0)	357 (66.4)	877	773 (88.1)	728 (94.2)	560 (76.9)
	ものづくり系	20	20 (100.0)	15 (75.0)	12 (80.0)	16	16 (100.0)	15 (93.8)	10 (66.7)	16	10 (62.5)	10 (100.0)	10 (100.0)
	その他	38	38 (100.0)	27 (71.1)	21 (77.8)	394	177 (44.9)	140 (79.1)	96 (68.6)	372	106 (28.5)	88 (83.0)	57 (64.8)
	計	551	539 (97.8)	502 (93.1)	361 (71.9)	2,145	1,903 (88.7)	1,714 (90.1)	1,065 (62.1)	3,105	2,627 (84.6)	2,489 (94.7)	1,668 (67.0)
合計	726	695 (95.7)	649 (93.4)	463 (71.3)	2,320	2,088 (90.0)	1,883 (90.2)	1,176 (62.5)	3,300	2,785 (84.4)	2,635 (94.6)	1,786 (67.8)	

(出所) 県提供資料を抜粋加工

【参考データ2 学卒者向け職業訓練（実施方針「若者の就労に向けた職業訓練」に対応）】

（単位：人、％）

校名	訓練科名	期間	対象	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
				定員	入校者数 (入校率)	就業者数 (就業率) (注)	定員	入校者数 (入校率)	就業者数 (就業率) (注)	定員	入校者数 (入校率)	就業者数 (就業率) (注)
新潟	NC機械	二年	高卒	20	14 (70.0)	13 (100.0)	20	19 (95.0)	16 (94.1)	20	21 (105.0)	21 (100.0)
	電気システム	二年	高卒	20	17 (85.0)	16 (94.1)	20	15 (75.0)	13 (100.0)	20	20 (100.0)	14 (100.0)
	デュアルシステム 自動車整備	二年	高卒	20	20 (100.0)	15 (100.0)	20	20 (100.0)	16 (94.1)	20	22 (110.0)	22 (100.0)
上越	自動車整備	二年	高卒	25	24 (96.0)	20 (95.2)	25	26 (104.0)	23 (100.0)	25	26 (104.0)	25 (100.0)
	ビジネススタッフ	一年	高卒	25	24 (96.0)	13 (54.2)	25	25 (100.0)	22 (91.7)	25	25 (100.0)	22 (95.7)
	メカトロニクス	二年	高卒	15	16 (106.7)	15 (100.0)	15	16 (106.7)	14 (93.3)	20	20 (100.0)	18 (94.7)
三条	メカトロニクス	二年	高卒	20	11 (55.0)	10 (90.9)	20	20 (100.0)	17 (85.0)	20	20 (100.0)	17 (89.5)
	工業デザイン	二年	高卒	20	12 (60.0)	10 (100.0)	20	21 (105.0)	13 (76.5)	20	21 (105.0)	14 (73.7)
	生産システム	二年	中卒	20	20 (100.0)	14 (100.0)	20	18 (90.0)	7 (50.0)	20	21 (105.0)	12 (85.7)
魚沼	電気施設	一年	高卒	10	6 (60.0)	6 (100.0)	10	8 (80.0)	5 (83.3)	10	10 (100.0)	8 (100.0)
	木造建築	二年	中卒	25	12 (48.0)	10 (100.0)	25	19 (76.0)	11 (100.0)	20	19 (95.0)	13 (92.9)
合計				220	176 (80.0)	142 (91.0)	220	207 (94.1)	157 (88.7)	220	225 (102.3)	186 (93.9)

（出所）県提供資料を抜粋加工

（注）就業率は、修了者（各訓練科を修了した者）数（ここでは未記載）を分母として算定している。

【参考データ3「障害者に対する職業訓練」】

(単位：人、%)

訓練科名		校名	平成20年度			平成21年度			平成22年度			
			定員	入校者数 (入校率)	就業者数 (就業率) (注)	定員	入校者数 (入校率)	就業者数 (就業率) (注)	定員	入校者数 (入校率)	就業者数 (就業率) (注)	
施設内訓練	総合実務科	新潟	20	16 80.0%	11 68.8%	20	14 70.0%	10 71.4%	20	15 75.0%	11 73.3%	
	ワークサポート科	新潟	10	6 60.0%	4 66.7%	10	7 70.0%	4 57.1%	10	8 80.0%	8 100.0%	
委託訓練	集合型(知識・技能習得コース)	パソコン実務科(1)(前期)	新潟	15	14 93.3%	6 42.9%	15	14 93.3%	7 50.0%	15	12 80.0%	3 27.3%
		パソコン実務科(2)(後期)	新潟	15	10 66.7%	4 40.0%	15	11 73.3%	2 18.2%	15	6 40.0%	3 60.0%
		ワークサポート科	新潟							1	1 100.0%	1 100.0%
		パソコン実務科(身障)	上越	10	7 70.0%	5 71.4%	10	8 80.0%	3 37.5%	10	11 110.0%	2 20.0%
		わーくちやれんじ科(知的)	上越	5	4 80.0%	2 50.0%	5	6 120.0%	0 0.0%	5	4 80.0%	0 0.0%
		ワークサポート科	上越							1	1 100.0%	0 0.0%
		部品組立科(知的)	三条	5	10 200.0%	1 10.0%	5	5 100.0%	0 0.0%	5	6 120.0%	0 0.0%
		OA事務科(身障)	三条	10	8 80.0%	2 25.0%	10	10 100.0%	4 40.0%	10	10 100.0%	4 44.4%
	個別型	実践・能力習得コース	新潟	9	9 100.0%	7 77.8%	16	16 100.0%	14 87.5%	13	13 100.0%	10 83.3%
		実践・能力習得コース	上越	5	5 100.0%	5 100.0%	3	3 100.0%	3 100.0%	8	8 100.0%	6 100.0%
		実践・能力習得コース	三条	2	2 100.0%	2 100.0%	5	5 100.0%	4 80.0%	6	6 100.0%	6 100.0%
	在宅型	e-ラーニング	新潟	4	4 100.0%	2 50.0%	6	6 100.0%	4 66.7%	2	2 100.0%	0 0.0%
	合計			110	95 86.4%	51 53.7%	120	105 87.5%	55 52.4%	121	103 85.1%	54 52.4%

(出所) 県提供資料を抜粋加工

(注) 就業率は、修了者(各訓練科を修了した者)数を分母として算定している。

2) 入校率について

国は、雇用対策として、公共職業訓練による職業能力開発に取り組んでおり、離職者等に対し、公共職業能力開発施設における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した職業訓練（委託訓練）を実施するために、県に国庫支出金を支出している（【国庫支出金の推移】参照）。

平成21年度と平成22年度を比較した場合、「離職者向け職業訓練」の入校率合計が90.0%から84.4%へと低下している（参考データ1参照）。

主な要因は、国の雇用対策により「離職者向け職業訓練」への国庫支出金が増加し、「離職者向け職業訓練」全体の定員数が2,320人から3,300人へ増加したが、入校者数は、2,088人から2,785人への増加に止まったことによる。

区分別には、「施設内訓練」の入校者数が185人から158人へ減少し、入校率は、105.7%から81.0%へ減少している。「委託訓練」の入校者数は1,903人から2,627人へ増加しているが、入校率は、88.7%から84.6%へ減少している。

県は、ハローワークでの求職者に対する説明会や相談コーナーで入校を促すなど、未充足の訓練科について、今後とも目標達成に向けた対策を実施することが望まれる。

【国庫支出金の推移】

（単位：百万円）

項目 \ 年度	20年度	21年度	22年度
国庫支出金			
新潟	155	318	407
上越	118	204	254
三条	93	153	185
魚沼	43	66	91
合計	409	741	937

（注）国庫支出金には、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が援助として交付する国庫補助金、国が法令に基づき他の団体に交付する税制援助資金である国庫交付金、国からの委託事務で経費の全額を負担する国庫委託金の4つがある。

3) 就業率について

当施設の目標指標は、入校率 100%の達成である。しかし、入校者が職業訓練により能力開発に取り組む目的は、希望する業種への就職であることは言うまでもない。

平成 22 年度の「離職者向け職業訓練」受講者の就業率は以下のとおりである。

区分	全国平均	当施設
施設内訓練	77.6%	80.8%
委託訓練	63.7%	67.0%

(全国平均については厚生労働省HPより引用)

当施設の実績は、いずれも全国平均を上回っており、県の取組は、一定の成果をあげている。しかし、平成 20 年度と平成 22 年度を系統別に比較した場合、「事務系」や「その他」の実績率のように低下している系統もある（「事務系」78.8%から 63.6%、「その他」77.8%から 64.8%：参考データ 1 参照）。

県の就業率が全国平均に比べ高い要因として、国の雇用対策である国庫支出金の効果的な活用があると考えられる。特に、国庫支出金による離職者向け訓練コースの設定は、県に裁量の余地があることから、企業の雇用ニーズを汲み取ったコース設定に取り組むとともに、新たな就職先を開拓する等により全体の就業率の更なる向上が望まれる。

Ⅲ. 妙法育成牧場

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原 7329 番地
所管課	農林水産部畜産課
供用開始年月	昭和 46 年 11 月
設置目的	県内酪農経営の発展に寄与するため、乳用雌牛の育成及び乳牛の改良増殖に関する業務を実施する。
設置根拠条例	新潟県妙法育成牧場条例
主な施設種類	採草地 68.3ha 放牧地 104.9ha 事務所、宿舎、寮等 6 棟 牛舎、衛生舎等 7 棟 農機具庫等 3 棟 糞尿処理施設 3 棟 サイロ 2 基
面積（公有財産表） （平成 23 年 3 月末現在） （注 1）	土地面積 — m ² 建物面積 6,549.34 m ²
価格（注 2） （平成 23 年 3 月末現在）	（公有財産表）土地価格 — 百万円、建物価格 97 百万円 （B/S）建物取得価額 232 百万円、帳簿価額 43 百万円
開館時間	—
休館日	—
利用料金等	使用料金制
施設の特徴	乳用雌牛の育成及び乳牛の改良増殖を行っている施設である。

（注1）土地は借地である。

（注2）平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

2. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	40	38	35	35	33	33
土地使用料(預託料)	39	37	34	34	32	32
雑入(受胎料)	0	1	0	0	0	0
雑入(職員住宅私用電気料等)	0	0	0	0	0	0
支出(イ)	163	148	140	136	129	132
人件費	106	104	86	88	84	85
運営費	3	3	5	5	5	6
維持管理費	14	10	13	9	11	10
維持補修費	8	7	9	10	6	10
大型備品購入費	8	0	2	0	0	-
乳用牛育成事業費	23	21	22	21	20	20
収支(ア-イ)	△123	△109	△104	△101	△95	△99

3. 預託頭数の推移

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画頭数(頭)	180	180	180	180	180	180
預託頭数(頭)	159	155	177	138	154	146
計画比(%)	88.3	86.1	98.3	76.7	85.6	81.1
預託農家数	33	35	43	30	30	39

4. 施設職員数の推移

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	11	11	9	9	9	9
非正規職員数	2	2	4	4	4	3

5. 監査の指摘及び意見

(1) 施設の管理手法について (意見)

①所管課の見解と対応

1) 所管課の見解

施設のあり方及び設置目的を踏まえた管理手法(指定管理者制度導入又は直営)は検討中である。なお、現状について、以下のように考えている。

- ・ 県の畜産施策の中で、酪農経営の経営体質を強化するため、受精卵移植や人工授精による高能力牛の改良・増殖を効率的に推進する拠点施設であり、畜産施策上不可欠な施策である。

(平成17年度県作成資料を抜粋加工)

2) 県の対応

改革委員会は、当施設について「畜産施策における県の関与のあり方の中で、施設の位置づけを検討する必要がある、施設単独での見直しは行わない」とし、判断を保留した。答申後、県は、施設の管理手法等について引き続き検討を行っている。具体的な取組は以下のとおりである。

県は、平成18年度から、施設のあり方や業務運営の改善に向けた民間ノウハウ活用の検討を継続的に行っている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

- ・ 妙法育成牧場運営懇談会を開催(平成18年度3回)し、有識者からの意見を聴取している。
- ・ 地域意見交換会を開催し、地域ごとに農家やJA等と意見交換を実施している(平成20年度～平成21年度にかけ、10地域で開催)。

(県提供資料を抜粋加工)

②管理手法の検討について

県は、妙法育成牧場懇談会や地域意見交換会を開催し、関係者との意見交換を行い、検討を重ねているが、検討途中の内容を公表することは誤解を招く恐れがあるとの理由で公表には至っていない。

しかし、改革委員会の答申から6年が経過していることから、検討内容について中間報告の公表の検討が望まれる。

(2) 施設運営のあり方について（意見）

①概要

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

○位置付け

新潟県「夢おこし」政策プラン（平成 19 年度策定、平成 21 年 12 月見直し）

魅力ある農林水産業の実現

○業務フロー

- ・年 5 回、乳用種の雌で概ね 12 カ月齢の牛を農家から預託受け入れ
- ・改良増殖を目的として夏季は放牧、年間を通じて妊娠適期に人工授精又は受精卵移植を実施
- ・受胎後、農家に返還
〈年度終了後〉
- ・預託頭数、飼養管理実績（放牧実績、増体成績）、繁殖実績（受胎率等）、草地実績（牧草生産量、飼料成分）等を関係機関とともに検証
- ・8 月に、上記の業務成績を県ホームページに「牧場通信簿」として公開

（県提供資料を一部加工）

②県における酪農の位置づけ

「夢おこし」政策プランに掲げる「魅力ある農林水産業の実現」には、酪農を含む農業全体の指標として「農業 1 経営体当たりの売上高 3,000 万円以上を目指す」との指標が定められている。酪農を含めた畜産業の位置づけは「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画書」で以下のとおり記載がある。

本県の畜産は、県農業算出額の約 18%を占め、米を基幹とする県農業の中で、園芸とともに主要部門と位置づけられている。そのうち、酪農及び肉用牛生産については、畜産算出額の 21%であるが、酪農においては、牛乳・乳製品加工等による 6 次産業化の取組を先駆的に実践している経営も育っており、多様な経営展開の推進による所得の向上が期待できる分野であること、また肉用牛においては、「にいがた和牛」が、県畜産農産物のブランド化を図る品目のひとつに位置づけられており、ブランド畜産物の地位確立により今後の経営発展が期待できることなど、本県農業の振興を図る上でも重要な役割を担っている。

（「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画書 平成23年5月」より抜粋）

③数値目標によるモニタリングについて

1) 預託頭数について

当施設の業務内容は、毎年「業務年報」として公表されている。「業務年報」で定める数値目標は預託計画であり、年度別預託牛頭数の推移は以下のとおりである。

(単位：頭)

年度	区分 一般牛：A	畜産研究センター牛：B	合計： C=A+B	比率 C/180 (注)
平成 18 年度	152	3	155	86.1%
平成 19 年度	173	4	177	98.3%
平成 20 年度	131	7	138	76.7%
平成 21 年度	150	4	154	85.6%
平成 22 年度	146	0	146	81.1%
平均	150	4	154	85.6%

(注) 預託計画頭数は、各年度とも180頭である。

預託牛の計画頭数は、育成牛舎施設の収容可能頭数であり、受入頭数実績は計画値を概ね達成している。

2) 目標指標の設定について

a) 県の施策と目標

県酪農業に関連する公表文書等からは、県の施策として「個体乳量の向上」、「泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）改良」「高能力乳用牛の生産拡大」といった乳牛の能力に焦点を合わせた方向性が読み取れる。

県が定めている目標数値「産経牛1頭当たりの年間搾乳量」は、8,231 kg（平成20年度）から9,000 kg（平成32年度）へと増加目標（9.3%の上昇）が掲げられており、乳牛の能力向上に注力していく姿勢が窺える。

b) 当施設の目標指標

乳牛の能力に影響を与える指標と思われる受胎率について、全ての預託牛を受胎させることを目指して技術研究及び施設運営等に取り組んでいるが、預託牛の個体事情等により受胎しないケースがあることから、目標値は設定していない。但し、受胎の成否の要因を分析し、関係機関とともに検証し受胎率の向上に務めているとのことである。

3) マネジメントサイクルについて

目標指標の設定による目標管理は、施設運営における課題の明確化と、課題に対して取り組むマネジメントサイクルを構築し、効果的・効率的な組織の運営を行うことを目的とする。

当施設は、数値目標は設定していないが、受胎率向上を課題として認識し、関係機関とともに課題の検証を行い、マネジメントサイクルを構築しているとのことである。

しかし、「業務年報」には、受胎実績のみが記載され、マネジメントサイクルを構成するプロセスである分析・評価に関する記載はない。

受胎率の検証結果等、施設運営に関する県のマネジメントサイクルに関する公表が望まれる。

参考資料：県酪農関連の施策

1. 「にいがた農林水産ビジョン（改訂）」（平成 18 年 3 月）
 - ・ 酪農家の飼養規模の拡大と個体乳量の向上による個別経営の体質強化
2. 「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画書」（平成 23 年 5 月）
 - ・ 乳牛の改良は、乳量向上を基本とし、泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）に着目した改良を推進して生産性の向上を図る。
 - ・ 優良な後継牛の効率的な生産を推進するため、性判別精液や畜産研究センターを通じた性判別雌受精卵の利用を拡大する。
3. 「畜産関係事業概要」（平成 23 年度）
 - ・ 生乳生産量の大幅な低下を受け、受精卵移植技術の活用による高能力乳用牛の生産拡大施策を実施する。

(酪農関係の公表文書から抜粋要約)

参考データ：酪農関連公表文書内の目標値

1. 「いがた農林水産ビジョン（改訂）」（平成18年3月）

【目標生産量】

品目名	単位	平成15年度	平成16年度	中間目標 平成20年	目標年 平成24年
生乳	トン	83,145	79,254	76,500	71,180
	経産牛頭数	10,900	10,200	9,290	8,550

（抜粋、一部加工）

【目標産出額】

（単位：百万円）

品目名	現状 平成15年度	中間目標 平成20年	目標年 平成24年
乳用牛	9,592	8,314	7,497
生乳	8,230	7,268	6,549
その他	1,362	1,046	948

（抜粋、一部加工）

2. 「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画書」（平成23年5月）

【生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標】

	現在（平成20年度）	目標（平成32年度）
総頭数（頭）	10,000	8,000
成牛頭数（頭）（注1）	8,700	6,960
経産牛頭数（頭）	8,380	6,700
経産牛1頭当たり 年間搾乳量（kg）	8,231	9,000
生乳生産量（t）（注2）	68,975	60,000

（抜粋、一部加工）

（注1）成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう

（注2）生乳生産量は、自家消費量を含めた総搾乳量

【区域別乳牛飼養構造】

区名	総農家数 ①	飼養農家 戸数 ②	②／①	乳牛頭		1戸当たり 平均飼養頭数 ③／②	
				総数 ③	うち 成牛頭数 ④		
全 域	現在	戸 106,528	戸 322	% 0.3	頭 10,000	頭 8,700	頭 31.0
	目標		210		8,000	6,960	38.1

（抜粋）

IV. 県立青少年研修センター

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟県新潟市西蒲区越前浜 5597-1
所管課	教育庁生涯学習推進課
供用開始年月	昭和 45 年 8 月
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
設置根拠条例	新潟県青年の家条例
主な施設種類 (施設の構成)	管理・研修棟（事務室、食堂、大中小研修室等） 文化工芸棟（陶芸室、クラフトルーム、和室研修室） 体育館、多目的ホール 宿泊棟（宿泊室 30 室、静養室、大中浴室） 野外施設（つどいの広場、多目的グラウンド、野営場他） その他（サイクリング車、オリエンテーリングコース他）
面積（公有財産表） (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 99,523.98 m ² 建物面積 6,229.92 m ²
価格（注） (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 373 百万円、建物価格 278 百万円 (B/S)建物取得価額 一百万円、帳簿価額 一百万円
開館時間	宿泊研修（6 時～22 時）、日帰り研修（9 時～16 時）
休館日	国民の祝日、年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで） 但し、所長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。
利用料金等	使用料制
施設の特徴	青少年及び青少年育成団体が集団宿泊訓練を行う社会教育施設である。

(注) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	3.9	3.8	2.2	1.6	1.4	1.6
使用料	3.5	3.4	1.9	1.3	1.1	1.3
その他	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3
支出(イ)	151.2	142.8	161.5	184.1	188.1	130.7
人件費	123.6	115.4	136.2	105.5	164.7	101.9
運営費	26.3	26.7	24.5	77.5	22.7	28.3
事業費	1.3	0.8	0.7	1.2	0.7	0.5
収支(ア-イ)	△147.3	△139.0	△159.3	△182.5	△186.7	△129.1

3. 利用状況の推移

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (注)	21年度	22年度
開所日数(日)	342	342	326	225	340	340
使用日数(日)	313	299	283	213	292	331
使用率(%)	91.5	87.4	86.8	94.7	85.9	97.4
使用団体数	572	503	447	283	472	598
平均利用人数(日)	110	100	98	72	77	102
利用延人数(人)	37,613	34,305	32,019	16,206	26,311	34,550

(注) 平成20はアスベスト除去工事のため4月～7月まで休館

4. 施設職員数の推移

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	14	13	13	12	12	12
非正規職員数	0	0	0	1	1	1

5. 監査の指摘及び意見

(1) 施設の管理手法について (意見)

①所管課の見解と対応

1) 直営選択の理由

- ・ 青少年に内在する課題に目を向けそれらの解決を図ることを通して青少年の成長発達を促すとともに、青少年指導者の育成を図る社会教育施設であり、県の青少年の健全育成を推進する施策を押し進める重要な施設
- ・ 青少年の体験活動は、学校等と連携し、意図的・計画的に活動の機会を提供することが必要であることから、教育に精通した専門職員の配置が必要であり、民間では、専門的な知識や技能の指導者育成は可能であろうが、青少年の発達段階に応じた教育的な指導は難しい。
- ・ 専門職員の配置のない市町村の青少年体験施設の現状から、青少年教育施設としての中核的な役割を果たす必要があり、今の青少年教育施設の教育機能を維持するには、専門的な知識、技能をもった職員の育成と配置が必要であることや施設の維持管理等から、現状では市町村の財政面、人材確保の面等で困難であり、青少年教育施設の目的が損なわれる恐れがあることから移管は難しい。

(平成17年度県作成資料を抜粋加工)

2) 直営選択後の対応

県は、当施設の管理方法について検討を続けているが、内容は検討途中であることから明らかにされていない。

②管理手法の検討について

1) 他県の類似施設への指定管理者制度導入状況

当施設と類似する施設の他都道府県の指定管理者制度導入状況は以下のとおりである。

項目	全部導入施設	一部導入施設 (施設管理部門のみ) (注)	導入していない 施設	合計
施設数	83	7	60	150
(比率)	(55.3%)	(4.7%)	(40.0%)	(100.0%)

(平成22年5月青森県調査)

(注) 施設管理：大規模修繕を除く施設の維持管理

2) 指定管理者導入施設への指定管理者の種類

団体種類	施設数 (比率)
市町村	7 (7.8%)
公益法人	42 (46.7%)
NPO 法人	7 (7.8%)
株式会社(有限会社)	11 (12.2%)
共同企業体	15 (16.7%)
学校法人	5 (5.5%)
その他	3 (3.3%)
合計	90 (100.0%)

(平成 22 年 5 月青森県調査)

青森県の調査では、当施設と類似する 150 施設のうち、一部導入施設まで含めると 90 施設が指定管理者制度を導入している。また、NPO 法人、株式会社（有限会社）、共同事業体等、指定管理者の種類は民間も含め多岐にわたる。

県は、施設の運営上、「民間では、専門的な知識や技能の指導者育成は可能であろうが、青少年の発達段階に応じた教育的な指導は難しい」ことを直営選択の理由の一つとしている。教育的な観点から指導體制を充実させることは、類似施設共通の課題であり、他の都道府県の指定管理者制度導入率及び指定管理者の種類からは、民間でも創意工夫による対応の余地があることを示唆していると考ええる。

県は、他の都道府県の導入施設を調査し、指定管理者制度導入を検討すべきである。

(2) 施設運営のあり方について (意見)

①概要

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

○位置付け

「第2次新潟県生涯学習推進プラン」(平成19年度策定)

未来を拓く子どもの育成

施策:「豊かな体験活動の推進」

【目標】県立青少年教育施設利用者数の増加

施策:「青少年指導者の養成」

【目標】青少年研修センター指導者養成事業参加者数の増加

○スケジュール

前年度10~3月 翌年度の「施設の方針・事業計画」を検討(自己評価)

4月 施設の方針・事業計画は要覧にまとめ公表

4~3月 事業実施

各事業終了後ホームページで活動の様子紹介(公開)

翌年度4月 事業実施状況及び利用者数を結果報告(「要覧」として公表)

翌年度8月 第2次生涯学習推進プラン進捗状況調査

○毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施

(県提供資料を一部加工)

②目標達成に向けて

県は、「県立青少年教育施設利用者数の増加」及び「青少年研修センター指導者養成事業参加者数の増加」を目標として設定している。

1) 「県立青少年教育施設利用者数の増加」について

「県立青少年教育施設」である「少年自然の家」と当施設共有の目標である。平成22年度までの両施設の延利用者数推移は以下のとおりである。

(単位:人)

施設名 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度
少年自然の家	33,288	33,756	30,865	31,108
青少年研修センター	32,019	16,206	26,311	34,550
合計	65,307	49,962	57,176	65,658

平成19年度と比較すると、平成20年度及び平成21年度とも目標は未達成だが、平成22年度は目標を達成している。

2) 施設の利用状況

a) 利用者数の推移

項目	年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開所日数(日)		326	225	340
使用日数(日)		283	213	292	331
使用率(%)		86.8	94.7	85.9	97.4
使用団体数		447	283	472	598
平均利用人数(日)		98	72	77	102
利用延人数(人)		32,019	16,206	26,311	34,550

平成20年度は、アスベスト除去工事により、開所日数が減少したことから利用延人数が大きく落ち込んでいる。平成21年度は、開所日数、使用日数、使用団体数はアスベスト除去工事前の水準に戻ったものの、利用延人数はアスベスト除去工事以前の水準まで回復していない。平成22年度、県は、使用団体を調査し、1団体当たりの利用者数が多い小中学校を中心とした利用団体が戻っていないと分析し、対象利用団体(主に小中学校)に対し、学校現場等へ積極的なPR活動を行ない、利用延人数の増加に繋げている。

b) 月別利用状況

平成21年度及び平成22年度の月別利用状況は以下のとおりである。

(平成21年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度比%
開所日数	29	28	30	30	28	27	30	29	26	26	27	30	340	151.1
使用日数	28	24	29	30	28	26	19	24	20	18	17	29	292	137.1
使用団体数	(27) 43	(28) 40	(29) 56	(24) 45	(24) 51	(25) 42	(27) 32	(28) 36	(16) 24	(14) 20	(20) 24	(51) 59	(313) 472	(157.3) 166.8
研修実員数	(843) 2,381	(1,274) 2,105	(294) 1,705	(317) 1,357	(373) 1,688	(639) 1,664	(429) 735	(260) 612	(164) 704	(182) 503	(262) 375	(1,288) 1,618	(6,325) 15,447	(105.2) 144.9
研修延人員	(843) 4,353	(1,274) 2,987	(294) 3,003	(317) 2,861	(373) 3,670	(639) 2,552	(429) 1,161	(260) 1,013	(164) 1,371	(182) 823	(262) 503	(1,288) 2,014	(6,325) 26,311	(105.2) 162.4
宿泊延人員	1,993	837	1,295	1,449	1,952	865	333	381	669	320	125	388	10,607	196.6
1日平均研修人員	150	107	100	95	131	95	39	35	53	32	19	67	77	116.7
1団体平均研修人員	55	53	30	30	33	40	23	17	29	25	16	27	33	86.8

(「要覧 新潟県立青少年研修センター」より抜粋加工)

(注) カッコ書きは日帰り研修内数

(平成 22 年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 比 %
開所 日数	29	28	30	30	28	28	30	28	26	26	27	30	340	100.0
使用 日数	30	30	30	30	29	27	26	28	25	23	23	30	331	113.4
使用 団体数	(47) 68	(48) 65	(35) 67	(37) 58	(26) 54	(40) 58	(37) 43	(32) 45	(30) 40	(21) 27	(18) 23	(45) 50	(416) 598	(132.9) 126.7
研修 実員数	(1,378) 3,983	(2,109) 3,130	(776) 2,721	(757) 2,085	(563) 2,100	(973) 1,789	(1,279) 1,781	(571) 1,287	(326) 766	(205) 473	(386) 544	(795) 1,105	(10,118) 21,764	(160.0) 140.9
研修 延人員	(1,378) 6,860	(2,109) 4,200	(776) 4,461	(757) 3,793	(563) 4,201	(973) 2,553	(1,279) 2,338	(571) 1,930	(326) 1,412	(205) 741	(386) 734	(795) 1,327	(10,118) 34,550	(160.0) 131.3
宿泊 延人員	2,692	1,045	1,762	1,657	2,018	782	459	690	437	255	181	208	12,186	114.9
1日平均 研修人員	237	150	149	126	150	91	80	69	54	29	27	44	102	132.5
1団体平均 研修人員	59	48	41	36	39	31	41	29	19	18	24	22	36	109.1

(「要覧 新潟県立青少年研修センター」より抜粋加工)

(注) カッコ書きは日帰り研修内数

県は、「平成 22 年度 要覧」の中で「重点事項達成のための取組の方策」として「広報活動の充実と閑散期の使用促進」を掲げている。しかし、平成 21 年度と平成 22 年度を比較した場合、閑散期の使用増加はあまり認められない。県の方策である閑散期の使用促進に向けた具体的な対策が望まれる。

c) 指導者養成事業参加者数の状況

当施設の目標指標である「青少年研修センター指導者育成事業参加者数」の過去 3 年間の状況は以下のとおりである。

(平成 20 年度)

事業名		期 日	対 象	募集人員	参加人数	参加率
青少年指導者養成事業	第 1 回 「アドベンチャー教育編」	5月17日(土) 18日(日)	18歳以上の青年、 青少年指導者等	中止(注)		
	第 2 回 「環境教育指導者養成編」	7月12日(土) 13日(日)				
	第 3 回 「企画力向上編」	9月20日(土) 21日(日)				
	青少年指導者 グループワーク研修	11月22日(土) 23日(日) 24日(月)	教員、 青少年教育担当者等	30	24	80.0

(「要覧 新潟県立青少年研修センター」より抜粋加工)

(注) アスベスト除去工事のため第1回、2回は中止

(平成 21 年度)

事業名		期 日	対 象	募集人員	参加人数	参加率	
青少年指導者養成事業	越前浜チャレンジセミナー	第 1 回 「レクリエーション編」	5 月 16 日 (土) 17 日 (日)	18 歳以上の青年、 青少年指導者等	30	20	66.7
		第 2 回 「アドベンチャー教育編」	7 月 11 日 (土) 12 日 (日)		30	15	50.0
		第 3 回 「環境教育指導者養成編」	9 月 12 日 (土) 13 日 (日)		30	17	56.7
	青少年指導者 グループワーク研修		11 月 21 日 (土) 22 日 (日) 23 日 (月)	教員、 青少年教育担当者等	30	24	80.0
合計				120	76	63.3%	

(「要覧 新潟県立青少年研修センター」より抜粋加工)

(平成 22 年度)

事業名		期 日	対 象	募集人員	参加人数	参加率	
青少年指導者養成事業	越前浜チャレンジセミナー	第 1 回 「レクリエーション編」	5 月 15 日 (土) 16 日 (日)	18 歳以上の青年、 青少年指導者等	30	23	76.7
		第 2 回 「構成的グループエンカ ウンター教育編」	7 月 10 日 (土) 11 日 (日)		30	21	70.0
		第 3 回 「環境教育指導者養成編」	9 月 11 日 (土) 12 日 (日)		30	10	33.3
	青少年指導者 グループワーク研修		11 月 20 日 (土) 21 日 (日)	教員、 青少年教育担当者等	30	30	100.0
合計				120	84	70.0%	

(「要覧 新潟県立青少年研修センター」より抜粋加工)

県が目標とする「青少年研修センター指導者養成事業参加者数の増加」は、平成 21 年度 76 人から平成 22 年度 84 人へと増加し、目標は達成されている。

しかし、平成 21 年度と平成 22 年度を比べた場合「環境教育指導者養成編」への参加率はともに低調であり、更に平成 22 年度は、「環境教育指導者養成編」のみ参加率が低下している。

参加者へのアンケート結果及びヒアリング等から、参加率が低調な原因を調査し、増加に向け具体的な対策を打つことが求められる。

「a) 利用者数の推移」からは、施設全体の利用者数は増加しているが、利用者数を細分化して分析した結果(「b) 月別利用状況」や「c) 指導者養成事業参加者数の状況」参照)、更なる利用者数の増加に向けた課題や改善点が見いだせる。利用者数の増加、住民サービスの向上に向け、目標管理によるマネジメントサイクルを有効に機能させるための取組が求められる。

(3) 情報公開について（意見）

県は、当施設の事業計画、実績報告を「要覧」（冊子）に纏め、公表している。

配布目的	センターの施策方針と利用実績を報告し、関係機関の連携を図るため
配布先	生涯学習推進課、県立図書館、生涯学習推進センター、少年自然の家、教育事務所、義務教育課、児童家庭課、文化行政課、県教育センター
入手方法	県立図書館において閲覧が可能。また、青少年研修センターへ依頼のある都度対応

現在、当施設が公開する情報は、利用実績等の業務履行結果であり、配布先も原則関係機関に限定されている。

施設の管理運営を効率的、効果的に実施するためには、利用主体である県民によるモニタリングが可能となる仕組みが求められる。

そのためには、施設の業務履行結果だけでなく、施設の管理運営に関する県の分析結果等も公表することで、県民の施設運営に対するモニタリング及び評価が可能となり、住民の視点に立った施設サービスの改善、向上に繋がると考える。

公共サービスの更なる向上に向けて、施設管理に関する情報を質量ともに充実させ、紙媒体だけでなく、HP 等により広く県民への情報公開を検討すべきである。

V. 県立少年自然の家

1. 施設の概要

項 目	内 容
所在地	新潟県胎内市乙字大日裏
所管課	教育庁生涯学習推進課
供用開始年月	昭和 48 年 8 月
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、心身ともに健全な少年の育成を図るため。
設置根拠条例	新潟県少年自然の家条例
主な施設種類	管理研修棟、宿泊棟、体育館、カヌー艇庫、 野外施設(つどいの広場、運動広場、キャンプ場、営火場、釜場、テント村、野外炊さん場、アスレチック、遊歩道、駐車場等)
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在) (注 1)	土地面積 — m ² 建物面積 3,713.35 m ²
価格(注 2) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 一百万円、建物価格 183 百万円 (B/S)建物取得価額 一百万円、帳簿価額 — 百万円
開館時間	宿泊研修(6 時～22 時)、日帰り研修(9 時～16 時)
休館日	国民の祝日、年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで) ※所長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。
利用料金等	利用料金等なし
施設の特徴	自然とのふれあいや体験活動の機会・場を提供している施設である。 カヌーや自然体験等、各種イベントを開催している。

(注1) 土地は胎内市からの借地である。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 収支状況の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04
その他	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04
支出(イ)	114.0	109.0	107.3	102.6	100.5	100.6
人件費	85.9	85.5	85.8	83.5	81.3	82.1
運営費	24.3	20.6	18.9	16.6	16.7	16.3
事業費	3.7	2.8	2.5	2.5	2.5	2.1
収支(ア-イ)	△113.97	△108.98	△107.28	△102.58	△100.48	△100.56

3. 利用状況の推移

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開所日数(日)	338	342	341	339	338	339
使用日数(日)	281	265	270	270	267	275
使用率(%)	83.1	77.5	79.2	79.6	79.0	81.1
使用団体数	363	354	361	391	359	377
平均利用人数(日)	104	98	98	100	91	92
利用延人数(人)	35,250	33,652	33,288	33,756	30,865	31,108

4. 施設職員数の推移

(単位：人)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	9	9	9	9	9	9
非正規職員数	0	0	0	0	0	0

5. 監査の指摘及び意見

(1) 施設の管理手法について（意見）

①所管課の見解と対応

1) 直営選択の理由

- ・ 体験活動に対するニーズが増す中、少年に対して自然の中で体験活動を行うことで、豊かな人間性を培う役目を担う社会教育施設であり、県の施策を推し進める重要な施設である。
- ・ 少年に対する教育は、学校等と連携し、意図的・計画的に体験活動の機会を提供する必要があることから、教育に精通した専門職員の配置が必要であり、民間では、専門的な知識や技能の指導者育成は可能であろうが、青少年の発達段階に応じた教育的な指導は難しい。
- ・ 今の青少年教育施設の教育機能を維持するには、専門的な知識、技能をもった職員の育成と配置が必要であることや施設の維持管理等から、現状では市町村の財政面、人材確保の面等で困難であり、青少年教育施設の目的が損なわれる恐れがあることから市町村移管は難しい。

(平成17年度県作成資料を抜粋加工)

2) 直営選択後の対応

県は、当施設の管理方法について検討を続けているが、内容は検討途中であることから明らかにされていない。

②管理手法の検討について

1) 他都道府県の類似施設への指定管理者制度導入状況

当施設と類似する施設への他都道府県の指定管理者制度導入状況は以下のとおりである。

項目	全部導入施設	一部導入施設 (施設管理部門のみ) (注)	導入していない 施設	合計
施設数	83	7	60	150
(比率)	(55.3%)	(4.7%)	(40.0%)	(100.0%)

(平成22年5月青森県調査)

(注) 施設管理：大規模修繕を除く施設の維持管理

2) 指定管理者導入施設への指定管理者の種類

団体種類	施設数 (比率)
市町村	7 (7.8%)
公益法人	42 (46.7%)
NPO法人	7 (7.8%)
株式会社(有限会社)	11 (12.2%)
共同企業体	15 (16.7%)
学校法人	5 (5.5%)
その他	3 (3.3%)
合計	90 (100.0%)

(平成22年5月青森県調査)

青森県の調査では、当施設と類似する 150 施設のうち、一部導入施設まで含めると 90 施設が指定管理者制度を導入している。また、NPO 法人、株式会社（有限会社）、共同事業体等、指定管理者の種類は民間も含め多岐にわたる。

県は、施設の運営上、「民間では、専門的な知識や技能の指導者育成は可能であろうが、青少年の発達段階に応じた教育的な指導は難しい」ことを直営選択の理由の一つとしている。教育的な観点から指導體制を充実させることは、類似施設共通の課題であり、他の都道府県の指定管理者制度導入率及び指定管理者の種類からは、民間でも創意工夫による対応の余地があることを示唆していると考ええる。

県は、他の都道府県の導入施設を調査し、指定管理者制度導入を検討すべきである。

(2) 施設運営のあり方について（意見）

①概要

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

○位置付け

「第2次新潟県生涯学習推進プラン」（平成 19 年度策定）

未来を拓く子どもの育成

施策：「豊かな体験活動の推進」

【目標】 県立青少年教育施設利用者数の増加

○施設の目的

学校や家庭では得難い宿泊活動、野外活動、創作活動などの体験活動を通して、豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な子供たちの育成を図ることを目的にする。

・県民の求めるニーズに対応する魅力ある学習プログラムの開発と振興

【目標】 県少年自然の家の年間利用者数 3 万～3 万 2 千人を確保する

○スケジュール

前年度 9～3 月 翌年度の「施設の方針・事業計画」（各主催事業の計画等）を作成

〃 2 月 運営協議会での自己評価と外部評価、来年度の事業計画の公表
県議会議員、胎内市長、胎内市教育長、生涯学習課長、後援会
（桃崎浜、荒井浜区長）、県生涯学習推進課長等の出席

3～4 月 翌年度の利用団体等に「利用の手引き」等を配布、広報

4～3 月 活動の実践（利用者アンケートによる評価と改善）
各事業終了後ホームページで活動の様子紹介（公開）

7～9 月 所報あかまつ、県民だより等による活動紹介

翌年度 8 月 第2次生涯学習推進プラン進捗状況調査

○毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施

（県提供資料を一部加工）

②目標達成に向けて

県は、「県立青少年教育施設利用者数の増加」及び「県少年自然の家の年間利用者数 3 万～3 万 2 千人を確保する」を目標として設定している。

1) 利用者数の推移

a) 「県立青少年教育施設利用者数の増加」について

「県立青少年教育施設」である「新潟県青少年研修センター」と当施設共有の目標である。平成 22 年度までの両施設の延利用者数推移は以下のとおりである。

(単位：人)

施設名 \ 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
少年自然の家	33,288	33,756	30,865	31,108
青少年研修センター	32,019	16,206	26,311	34,550
合計	65,307	49,962	57,176	65,658

平成 19 年度と比較すると、平成 20 年度及び平成 21 年度とも目標は未達成だが、平成 22 年度は目標を達成している。

b) 「県少年自然の家の年間利用者数 3 万～3 万 2 千人を確保する」について

当施設の平成 22 年度までの月別利用者数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

年度 \ 月	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	計
4 月	1,410	2,041	2,544	2,856	8,851
5 月	3,616	3,898	3,057	3,274	13,845
6 月	5,643	6,863	6,129	5,677	24,312
7 月	6,029	7,049	5,826	6,123	25,027
8 月	3,382	2,636	3,306	2,748	12,072
9 月	4,898	4,021	3,768	4,106	16,793
10 月	2,360	1,347	1,437	1,701	6,845
11 月	1,434	1,799	652	932	4,817
12 月	1,520	1,318	831	907	4,576
1 月	1,015	849	1,186	1,146	4,196
2 月	884	1,018	802	1,001	3,705
3 月	1,097	917	1,327	637	3,978
計	33,288	33,756	30,865	31,108	129,017

(各年度の「新潟県少年自然の家 要覧」より抜粋)

目標値である年間利用者数 3 万～3 万 2 千人は、当施設の過年度の利用者数の平均値から割り出した、いわば現状維持の水準に設定されていると思われる。過去 4 年に渡り、全

年度で目標を達成している。しかし、目標の原因が施設関係者の努力によるものか、そもそもの目標値が実現可能性の高い水準（施設のパフォーマンスを十分に発揮しなくても達成可能な水準）に設定されていたのかを検討し、当施設にとって最適な目標値の設定が望まれる。

また、当施設は、野外活動をプログラムとしており、天候上の理由から11月から3月までの秋冬期の利用者数が他の月に比べて、著しく少ない。更なる利用者増加に向けて、季節的な要因を克服し、魅力あるプログラム作りが求められる。

2) 主催事業の推移

過去2年間の主催事業の実施状況は以下のとおりである。

(平成 21 年度)

事業名		対象	期 日	参加人数	参加率	備 考		
利用団体 引率指導者研修会		利用団体の 引率者	5/8	40 人		○講義・プログラム相談 ○野外活動実習 ○日程調整等		
			5/22	42 人				
			5/22	56 人				
自然・ふれあい！ 家族のつどい	第1回 家族で春を 満喫しよう	小・中学生と その家族 各回 70 人	4/18 ～ 4/19	76 人	101.4%	○大峰山ハイキング ○うどん作り ○山菜採り		
	第2回 わくわく！ドキドキ！ 家族で新たな体験		9/19 ～ 9/20	72 人	101.4%	○アウトドアクッキング ○レクリエーション ○わくわくクラフト		
	第3回 自然の家の クリスマス		12/5 ～ 12/6	75 人	114.3%	○クリスマスクッキング ○グラスキャンドルファイア ○クリスマスリース作り		
チャレンジ わんぱく	第1回 日本海の海 風にチャレンジ	小学校 4年生 ～ 6年生	8/1 ～ 8/2	71 人	97.1%	○カヌー ○簡単アウトドアクッキング ○テント泊		
	第2回 てっぺんをめざして チャレンジ	年3回 シリーズ 70人	10/10 ～ 10/11	67 人	90.0%	○高坪山登山 ○ナイトハイク ○豪快アウトドアクッキング		
	第3回 白銀の世界に チャレンジ		1/23 ～ 1/24	61 人	90.0%	○どんど焼き ○もちつき ○アルペンスキー		
カヌーに親しもう		小学校4年生以上 親子 30 人	7/11	午前の部	32 人	106.7%	○カヌー体験	
				午後の部	35 人	116.7%		
			8/22	午前の部	46 人	153.3%		
				午後の部	37 人	123.3%		
はつらつ 体験塾	第1回	不登校・不登校傾向 にある小・中学生 30 人 保護者や教職員、適 応指導教室関係者 等	5/16 ～ 5/17	児童生徒 6 人 保護者 1 人	20.0%	会場：県少年自然の家 ○アウトドアクッキング ○オリエンテーリング 等		
				6/13 ～ 6/14	児童生徒 11 人 保護者 0 人	36.7%	会場：県少年自然の家 ○アウトドアクッキング ○グラウンドゴルフ 等	
			7/18 ～ 7/20	児童生徒 13 人 保護者 1 人	43.3%	会場：県少年自然の家 ○クラフト（うちわ作り） ○アウトドアクッキング ○フリスビードッジ		
	第2回		8/8 ～ 8/9	児童生徒 13 人 保護者 3 人	43.3%	会場：県青少年研修センター ○アウトドアクッキング ○海遊び 等		
			9/12 ～ 9/13	児童生徒 15 人 保護者 2 人	50.0%	会場：県青少年研修センター ○アウトドアクッキング ○オリエンテーリング 等		
			10/2 ～ 10/4	児童生徒 13 人 保護者 2 人	43.3%	会場：県青少年研修センター ○クラフト（七宝焼き） ○角田山登山、お茶会 ○パーティクッキング 等		
	第3回		11/14 ～ 11/15	児童生徒 16 人 保護者 3 人	53.3%	会場：国立妙高青少年自然の家 ○クッキング ○妙高自然探検 等		
			12/12 ～ 12/13	児童生徒 15 人 保護者 1 人	50.0%	会場：国立妙高青少年自然の家 ○そば打ち体験 ○プロジェクトアドベンチャー 等		
			1/9 ～ 1/11	児童生徒 16 人 保護者 5 人	53.3%	会場：国立妙高青少年自然の家 ○クラフト ○スノーシュー、かまくら作り ○雪上運動会 等		
	自然体験活動 指導者要請研修		小学校の長期宿泊 体験活動の全体指 導者として活動・協 力する意思のある 方 20 人	10/31 ～ 11/1	17 人	85.0%	○学校教育における体験活動の意 義 ○安全管理 ○自然体験活動の技術	

(「新潟県少年自然の家 要覧」より抜粋)

(平成 22 年度)

事業名		対象	期 日	参加人数	参加率	備 考	
利用団体 引率指導者研修会		利用団体の 引率者	5/7	43人	/	○講義・プログラム相談 ○野外活動実習 ○日程調整等	
			5/26	51人			
			6/21	65人			
自然・ふれあい！ 家族のつどい！	第1回 春が来た！ 山菜採りとちまきづくり	小・中学生と その家族 各回 70人	4/24 ～ 4/25	71人	101.4%	○山菜採り ○ちまきづくり ○森のゲーム	
	第2回 秋の味覚を楽しもう！ アウトドアクッキング &ワクワク胎内！		9/18 ～ 9/19	71人	101.4%	○アウトドアクッキング ○レクリエーション ○ヤギさんの乳搾り	
	第3回 自然の家の クリスマス		12/4 ～ 12/5	80人	114.3%	○クリスマスクッキング ○グラスキャンドルファイア ○クリスマスリース作り	
チャレンジわんぱく	第1回 チャレンジ！日本海へ こぎ出そう	小学校 4年生 ～ 6年生	7/31 ～ 8/1	68人	97.1%	○カヌー ○簡単アウトドアクッキング ○テント泊	
	第2回 チャレンジ！絶景の山 頂をめざして	年3回 シリーズ 70人	10/9 ～ 10/10	63人	90.0%	○鳥坂山登山 ○ナイトハイク ○豪快アウトドアクッキング	
	第3回 チャレンジ！雪と友だ ちになろう		1/22 ～ 1/23	63人	90.0%	○どんど焼き ○もちつき ○アルペンスキー	
カヌーに親しもう		小学校4年生以上 親子30人	7/24 午前の部 ～ 午後 の部 8/21 午前の部 ～ 午後 の部	40人 41人 40人 30人	133.3% 136.7% 133.3% 100.0%	○カヌー体験	
はつらつ体験塾	第1回	不登校・不登校傾向 にある小・中学生 30人 保護者や教職員、適 応指導教室関係者 等	スマイル キャンプ	5/15 ～ 5/16	児童生徒 7人 保護者 2人	23.3%	会場：県少年自然の家 ○アウトドアクッキング ○フォトオリエンテーリング 等
			フレンドリー キャンプ	6/26 ～ 6/27	児童生徒 11人 保護者 5人	36.7%	会場：県少年自然の家 ○アウトドアクッキング ○室内グラウンドゴルフ 等
			チャレンジ キャンプ	8/9 ～ 8/11	児童生徒 10人 保護者 2人	33.3%	会場：県少年自然の家 ○クラフト（まが玉作り） ○アウトドアクッキング ○カヌー
	第2回		スマイル キャンプ	9/25 ～ 9/26	児童生徒 8人 保護者 4人	26.7%	会場：国立妙高青少年自然の家 ○アウトドアクッキング ○ネイチャーゲーム
			フレンドリー キャンプ	10/16 ～ 10/17	児童生徒 10人 保護者 3人	33.3%	会場：国立妙高青少年自然の家 ○クッキング ○笹ヶ峰探検 等
			チャレンジ キャンプ	11/26 ～ 11/28	児童生徒 4人 保護者 3人	13.3%	会場：国立妙高青少年自然の家 ○クラフト ○妙高アドベンチャー ○お菓子作り、お楽しみ会 等
	第3回		スマイル キャンプ	12/18 ～ 12/19	児童生徒 13人 保護者 5人	43.3%	会場：県青少年研修センター ○クッキング&ケーキづくり ○陶芸（縄づくり）
			フレンドリー キャンプ	1/15 ～ 1/16	児童生徒 17人 保護者 7人	56.7%	会場：県青少年研修センター ○陶芸（絵付け） ○クッキング 等
			チャレンジ キャンプ	2/18 ～ 2/20	児童生徒 14人 保護者 7人	46.7%	会場：県青少年研修センター ○クラフト（フォトフレーム作り） ○はつらつ冬祭り ○お菓子づくり 等

(「新潟県少年自然の家 要覧」より抜粋)

不登校・不登校傾向にある小中学生を対象とした「はつらつ体験塾」の参加率が他の事業に比べて低い。不登校児童を対象にした当事業は、学校や家庭では得難い宿泊活動、野外活動、創作活動などの体験活動を通して、豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な子供たちの育成を図る施設の設立目的に沿った事業であり、不登校児童が参加する意義は認められる。しかし、参加率が低調であることから、当事業を維持継続する方針であるならば、参加率増加のため、不参加の原因を調査し、必要に応じて事業内容の見直し等の検討が求められる。

(3) 情報公開について（意見）

県は、当施設の事業計画、実績報告を「要覧」（冊子）に纏め、公表している。

配布目的	自然の家の施策方針と利用実績を報告し、関係機関の連携を図るため
配布先	生涯学習推進課、県立図書館、生涯学習推進センター、青少年研修センター、教育事務所、義務教育課、児童家庭課、文化行政課、胎内市新任教職員研修会、社会教育主事講習会、その他会議・研修
入手方法	少年自然の家へ依頼のある都度対応

現在、当施設が公開する情報は、利用実績等の業務履行結果であり、配布先も原則関係機関に限定されている。

施設の管理運営を効率的、効果的に実施するためには、利用主体である県民によるモニタリングが可能となる仕組みが求められる。

そのためには、施設の業務履行結果だけでなく、施設の管理運営に関する県の分析結果等も公表することで、県民の施設運営に対するモニタリング及び評価が可能となり、住民の視点に立った施設サービスの改善、向上に繋がると考える。

公共サービスの更なる向上に向けて、施設管理に関する情報を質量ともに充実させ、紙媒体だけでなく、HP 等により広く県民への情報公開を検討すべきである。

VI. 新潟県立近代美術館、新潟県立万代島美術館

1. 施設の概要

【新潟県立近代美術館】

項目	内容
所在地	新潟県長岡市千秋3丁目278-14
所管課	教育庁文化行政課
供用開始年月	平成5年7月
設置目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立近代美術館条例
主な施設種類	展示室、講堂、ギャラリー、講座室、収蔵室、機械室、執務室 等
面積(公有財産表) (平成23年3月末現在)	土地面積 ー㎡ 建物面積 11029.3㎡
価格(注) (平成23年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 ー百万円、建物価格 1,048百万円 (B/S)建物取得価額 9,916百万円、帳簿価額 6,327百万円
開館時間	午前9時から午後5時
休館日	月曜日(祝日に当たるときはその翌日)12月28日～1月3日、 展覧会準備期間及び保守点検日
利用料金等	使用料制
施設の特徴	美術品等に関する資料等の収集・展示・保管、美術品等の調査研究、 講演会、研究会等の開催を行う施設である。

(注) 平成23年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は平成22年3月末現在のものである。

【新潟県立万代島美術館】

項 目	内 容
所在地	新潟県新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 5 階
所管課	教育庁文化行政課
供用開始年月	平成 15 年 7 月
設置目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立近代美術館条例
主な施設種類	エントランスロビー、収蔵庫、事務室、展示室、情報検索コーナー、ハイビジョンギャラリー、ミュージアムショップ 等
面積(公有財産表) (平成 23 年 3 月末現在)	土地面積 ー m ² 建物面積 4,199.6 m ²
価格(注) (平成 23 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 一百万円、建物価格 476 百万円 (B/S)建物取得価額 一百万円、帳簿価額 一百万円
開館時間	午前 10 時～午後 6 時 ※金曜日に夜間延長(午後 8 時まで)を行う場合あり
休館日	月曜(祝日に当たるときはその翌日、企画展によっては月曜開館もあり)、年末年始、展示替期間
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	美術品等に関する資料等の収集・展示・保管、美術品等の調査研究、講演会等の開催を行っている施設である。

(注) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

2. 収支状況の推移

【新潟県立近代美術館】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	243	88	214	184	124	163
利用料収入	14	88	71	49	33	63
その他	229		143	135	91	100
支出(イ)	329	352	282	291	257	295
人件費	102	112	117	101	95	95
運営経費	188	145	139	120	116	125
自主事業費	39	95	26	70	46	75
収支(ア-イ)	△86	△264	△68	△107	△133	△132

【新潟県立万代島美術館】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入(ア)	38	48	102	50	102	73
利用料収入	38	48	99	50	100	40
その他			3		2	33
支出(イ)	182	188	237	183	231	151
人件費	48	64	65	64	60	51
運営経費	75	70	69	65	65	62
自主事業費	59	54	103	54	106	38
収支(ア-イ)	△144	△140	△135	△133	△129	△78

3. 利用状況の推移

【新潟県立近代美術館】

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)		302	316	303	319	316	308
常設展	個人	6,413	3,784	2,350	2,911	2,660	2,415
	団体	345	763	434	399	384	459
	無料・免除	3,631	2,249	938	892	1,509	1,545
	小計(人)	10,389	6,796	3,722	4,202	4,553	4,419
企画展	個人	9,243	75,280	60,541	37,938	31,018	43,989
	団体	1,551	2,794	2,698	2,501	2,174	2,286
	前売券	2,747	19,800	11,914	7,813	4,252	12,548
	無料・免除	9,328	37,624	27,723	19,049	15,438	18,277
	小計(人)	22,869	135,498	102,876	67,301	52,882	77,100
共催展等(注1)		9,964	12,988	10,802	12,012	15,002	154,800
その他(注2)		1,722	2,320	2,738	5,641	10,183	8,618
合計(人)		44,944	157,602	120,138	89,156	82,620	244,937

(注1) 平成22年度は、新潟市美術館で開催予定の「奈良の古寺と仏像展」を代替開催したことに伴い、観覧者が大幅に増加している。

(注2) コンサート、講演会、各種講座等の参加者

【新潟県立万代島美術館】

項目		年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数(日)		288	288	280	269	266	271
利用日数(日)		288	288	280	269	266	271
利用率(%)		100	100	100	100	100	100
利用人数(人)		91,748	84,339	130,456	84,592	141,319	66,840

4. 施設職員数の推移

【新潟県立近代美術館】

(単位：人)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	16	15	15	14	13	13
非正規職員数	11	11	10	10	10	10

【新潟県立万代島美術館】

(単位：人)

項目	年度					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
正規職員数	7	8	8	8	8	8
非正規職員数	12	11	7	7	9	12

5. 監査の指摘及び意見

(1) 施設の管理手法について (意見)

① 所管課の見解及び対応

1) 直営選択の理由 (両美術館共通)

- ・ 民間等でのサービスは可能であるが、採算性を重視すると偏った内容の展覧会となることも考えられ、重要な業務である美術品等の調査及び研究機能の維持が困難となる。
- ・ 相当規模の施設のため、維持管理に多額の経費を要し、受け皿となる市町村がない。

(平成17年度県作成資料より抜粋、加工)

2) 直営選択後の対応

県は、施設の運営手法については、外部評価制度の導入等の対応を図っているが、管理手法の見直しについては、特段検討していない。

② 管理手法の検討について

全国の都道府県立美術館の指定管理者制度導入状況は以下のとおりである。

1) 指定管理者制度導入状況

区分	導入施設 (施設の維持管理のみを含む) (注)	導入していない施設	合計
施設数 (比率)	18 (注2) (29.0%)	44 (71.0%)	62 (100.0%)

(平成22年度 都道府県美術館基本調査票より集計)

(注) 学芸部門 (美術館の調査研究等を行う部門) まで対象としているのは1施設のみ

2) 指定管理者の種類

団体種類	施設数 (比率)
所管財団法人	12 (66.7%)
株式会社	4 (22.2%)
共同企業体	2 (11.1%)
合計	18 (100.0%)

(平成 22 年度 都道府県美術館基本調査票より集計)

全国の美術館に対する指定管理者制度導入状況は、全 62 施設のうち 18 施設 (29.0%) である。しかし、導入にあたり、施設管理部門と事業企画部門 (当施設にあっては学芸部門) を切り離し、施設管理部門にのみ指定管理者制度を導入している施設は、17 施設 (導入施設の 94.5%) に及ぶ。

全国の導入状況からは、現在の直営施設としての管理手法は妥当とも考えられる。

一方、改革委員会は、施設管理部門と事業企画部門を切り離して指定管理者制度を導入した場合の効果を検証できないことから指定管理者制度導入を更に検討していくことが必要と整理し、「未来永劫このまま「直営」でよいとは考えておらず、県として早急に課題を整理し、指定管理者導入に向けた検討をすすめていただきたい」と答申している (報告書 4 (2) ウ 県直営 より)。

しかし、県はこれまで、改革委員会の答申を受けながら、指定管理者制度導入に向けた検討を行っていない。他県の指定管理者制度導入施設を調査し、課題を整理した中で、最も適切な管理手法の検討が望まれる。

(2) 施設運営のあり方について (意見)

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

①概要

所管課から提示された当施設の運営に関する概要は以下のとおりである。

○新潟県「夢おこし」政策プラン (平成 18 年策定、平成 21 年 12 月見直し)

政策：「地域の魅力を高める文化・スポーツの振興」

指標：県立近代美術館の年間利用者数 (万代島美術館を含む)

目標：現状 (約 200,000 人、平成 17 年～19 年度平均) から 2 割程度増加

○年間スケジュール

前年度 11～3 月

翌年度の「施策の方針・事業計画」を作成

4～3 月

事業実施 (この間、毎日観覧者数の報告あり)

翌年度 5 月

美術館は自己評価を実施

第 1 回美術館協議会 (外部評価委員会機能を兼ねる) において外部評価実施

翌年度 9 月

評価結果報告の公表

翌年度 12 月

政策分析 (効果分析等) ※中間報告の公表は 2 年に 1 回

(県提供資料を一部加工)

②評価システムについて

改革委員会の答申には、第三者による運営の評価手法を検討することが付帯意見とされたことから、平成 18 年度、「新潟県立美術館外部評価検討委員会」を設置し、美術館運営評価手法についての検討を重ね、平成 20 年度から「新潟県立近代美術館協議会」（以下「美術館協議会」という）を設置している。

当施設の評価システムは、美術館自身により運営結果を自己評価した後、美術館による自己評価結果に対して美術館協議会が外部評価を実施している。

評価に当たり、評価項目は、美術館協議会が決定するが、外部評価導入後 3 年しか経過していないことから、毎年度見直しを実施している。

なお、平成 21 年度と平成 22 年度の評価項目は以下のとおりである。

項目 \ 年度	21 年度	22 年度
評価の大項目	1 「経営に関する評価」 2 「事業に関する評価」 3 「利用者満足に関する評価」 4 「企画展に関する評価」	1 「展覧会に関する評価」 2 「教育普及等関連事業に関する評価」 3 「調査・研究、収集・保存、発信に関する評価」 4 「環境・設備に関する評価」 5 「協働組織に関する評価」
評価項目数 (企画展に対する評価除く)	55 項目	41 項目
目標に対する評価方法	目標達成に対し 5 段階で評価	目標達成に対し 4 段階で評価
評価内容	5 目標を大きく上回っている。 4 目標をやや上回っている。 3 おおむね目標を上回っている。 2 目標をやや下回っている。 1 目標を大きく下回っている。	◎継続する項目 △改善し、継続して目標として掲げる項目 ×目標として廃止する項目 ◇新規の項目

(「新潟県立近代美術館協議会評価報告書 美術館の自己評価に対する委員評価」より抜粋要約)

当施設は、数値目標で示される定量目標（集客数、収支率等）とともに、数値目標として示されない定性目標（企画・展示の工夫等、普及活動の工夫等、作品解説会の充実度等）を設定している。更に、定性目標に対して 4 段階の判定を行い、目標に達する達成状況を判定し、次年度の目標設定につなげることで、評価の目的を達成するための工夫が試みられている。

また、中期目標を設定するとともに、中期目標を単年度目標に落とし込み、単年度目標には数値目標が設定されている。数値目標の設定は目標管理によるマネジメントサイクルを機能させるものである。

③目標達成に向けて

県は、「現状（約 200,000 人、平成 17 年～19 年度平均）から 2 割程度増加」を目標に掲げ、各年度の目標値を設定している。

各年度の目標利用者数は以下のとおりである。

（単位：人）

項目 \ 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
目標値（人）	200,000	210,000	220,000	230,000	240,000

平成 20 年度以降の利用者数の実績推移は以下のとおりである。

（単位：人）

施設名 \ 年度	20 年度	21 年度	22 年度
近代美術館	89,156	82,620	244,937
万代島美術館	84,592	141,319	66,840
合計	173,748	223,939	311,777

平成 21 年度及び平成 22 年度は、目標利用者数を達成している。なお、平成 22 年度の各美術館の主な事業別の観覧者目標と実績の比較は「資料編：Ⅲ．目標値と実績値との比較」のとおりである。

1) 近代美術館について

a) 企画展事業

事業全体の目標達成率は 148.9%である。要因として、新潟市美術館で開催予定の「奈良の古寺と仏像展」を代替開催し、達成率 233.1%と目標を大きく上回ったことが上げられる。

b) 教育普及事業

事業全体の目標達成率は、103.4%である。教員を対象とした美術教育講演、学校の教材開発に資するワークショップなど、教員研修や学校の教育活動と連携した取組が開始され、目標達成に向けた体制が確立されたことが、成果を上げた要因と考える。なお、教育普及事業は、事業全体の観覧者目標値は設定されているが、教育普及事業を構成する多くのテーマ（巡回ミュージアム、美術講演会、ミュージアムコンサート、映画鑑賞会、美術鑑賞講座、出前講座、ワークショップ）毎には、観覧者目標値は設定されていない。

c) 作品解説（教育普及事業を構成するテーマである）

事業全体の目標達成率は、92.0%であり、概ね目標は達成している。

d) 共催事業

事業全体の達成率は485.5%である。8テーマが設定されているが、テーマ別の目標値が設定されていない。

2) 万代美術館について

a) 企画展事業

目標合計値61,000名に対して観覧者総数は、61,409名であり、達成率は100.7%である。しかし、テーマ別には、彫刻・藪内佐斗司展は、達成率34.9%に対して、岩合光昭写真展は達成率236.2%である等、テーマにより目標値との著しい乖離が見られる。

両美術館を合計した利用者の増加目標は達成しているが、事業別テーマ別に分析した結果、目標を設定していないテーマや目標値と著しく乖離した事業が見られることから、目標値の設定手法自体に再考が必要と考えられる。なお、美術館協議会も同様の評価をしている。

「ポンペイ展（注）」は比較対象の違いが大きい他館と比較した数的目標を掲げていることから、あまり意味がないように思われる。

「ユトリロ展（注）」は設定した目標値が低すぎた結果だと考えられなくもない。

（注）近代美術館で開催された企画展事業の展覧会名の略称である。監査人記す。

（「新潟県立近代美術館協議会評価書 美術館の自己評価に対する委員評価」（平成23年9月） 第1章（2）目標設定のあり方について より抜粋）

マネジメントサイクルを有効に機能させるには、合理的な目標を設定するとともに、目標達成に向け、目標と実績を比較して原因分析を行い、広報活動の強化、他の美術館、博物館との連携、利用料金の弾力化等効果的な施策を実行することが望まれる。

終わりに

今回の包括外部監査は、「指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について」をテーマに、県が定めた「管理主体（指定管理者又は県）」により「公の施設」の運営が「効果的・効率的」に行われたかを検証した。

平成 22 年度、公の施設の運営に、県が支出した直接的な経費 8,590 百万円が効率的に活用され、最大の住民サービスが提供されたかを検証したと言い換えることができる。

【県の支出負担額】

(単位：百万円)

	施設運営に伴う県の経費	建設費・修繕費
指定管理者制度	2,289	934
直営	7,112	794
事務委託	47	26
管理代行	(363)	110
事務処理特例	(495)	693
合計	8,590	2,557

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成(資料編V.平成22年度施設別県負担額一覧参照)

(注1) 県の支出は、指定管理者制度は指定管理料、直営及び管理代行並びに事務処理委特例は年間の収支差額、事務委託は市町村に対する負担金を集計している。

しかし、県の負担は、公の施設運営に伴う直接的な経費だけでなく、施設の増設等による建設費、維持保全のために負担した修繕費、更に金額は把握できていないが、指定管理者制度導入施設・直営施設・事務委託施設等に関する業務に従事した県職員の人件費及び関連経費等(第三者委員会によるモニタリングコスト等)がある。

施設の建設費・修繕費は多額になることが予想されることから、県が負担した金額を集計した。しかし、今回集計した金額は、平成 22 年度に県が支出した金額のみである。特に施設の維持保全に、今後、県が負担する中長期的な修繕費は、多くの施設では試算されていないが、相当な額になることが予想される。

公の施設を議論する場合、施設で行われる事業の必要性が第 1 に検討される。公共サービスの提供を目的としている以上、当然だが、施設の存続がなければ、施設で行われる事業の必要性を幾ら検討しても、十分な議論とはならない。

公の施設に関して、概算レベルで構わないので、中長期的な修繕費をはじめとする将来コストを含め、施設運営に係るコスト全体を把握し、その上で施設の運営状況、サービスの内容・質を評価し、パフォーマンスの最適化を図るための検討が必要と考える。

以上

資料編

I. 指定管理者制度導入施設の施設別年度別指定管理料の推移

【管理委託料と指定管理料推移】

(単位：百万円)

所管 部局	施設名	項目	管理委 託料	指定管理料				
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
環境部 県民生活・	新潟県民会館（注1）		235	77	60	59	59	58
	新潟県立自然科学館（注1）		409	320	303	302	302	296
	新潟県関岬キャンプ場（注2）		-	-	-	-	-	-
防災局	新潟県柏崎原子力広報センター（注2）		-	-	-	-	-	-
福祉保健部	新潟ユニゾンプラザ		29	23	22	21	23	23
	新潟県障害者交流センター（注3）		72	115	115	115	113	113
	新潟県障害者リハビリテーションセンター（注3）	（注5）	-	7	7	7	5	5
	新潟県点字図書館（注3）		35	40	40	40	40	40
	新潟県聴覚障害者情報センター（注3）		22	25	25	25	25	25
観光部 産業労働	新潟県起業化支援・交流拠点施設		16	11	11	11	9	9
	新潟ふるさと村アピール館		177	188	166	147	146	146
土木部	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）（注1）	（注6）	631	473	379	372	381	375
	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区（ハードオフエコスタジアム新潟）		-	-	-	-	88	91
	新潟県立鳥屋野潟公園（女池、鐘木地区）	（注6）	（注6）	89	87	89	89	78
	新潟県立島見・聖籠緑地		63	57	55	54	49	49
	新潟県立大潟水と森公園		30	27	29	29	32	34
	新潟県立植物園（注1）		302	246	245	242	243	242
	新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む）（注1）		167	121	130	123	125	127
	新潟県立奥只見レクリエーション都市公園		128	110	117	121	119	119

所管 部局	施設名	項目	管理委 託料	指定管理料					
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交通 政策 局	新潟コンベンションセンター		(注7) 184	115	116	116	117	104	
	朱鷺メッセ展望室			19	18	18	11	10	
	新潟港万代島港湾緑地			25	23	23	22	23	
	新潟県万代島駐車場			18	-	-	-	-	
	新潟県柏崎マリーナ (注2)		-	-	-	-	-		
	新潟港コンテナターミナル (注4)		44	135	94	106	139	141	
教育 庁	新潟県政記念館		(注5) -	(注8) 9	8	8	8	8	
	新潟県埋蔵文化財センター		17	19	19	19	19	19	
	新潟県健康づくり・スポーツ医 科学センター		(注5) -	(注5) -	129	155	154	154	
	新潟県立長岡屋内総合プール (注2)		-	-	-	-	-	-	
合計			2,561	2,180	2,200	2,200	2,318	2,289	

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注1) 指定管理者制度導入に伴い利用料金制を採用したため、平成17年度の管理委託料に比べ平成18年度以降の指定管理料が減少している。

(注2) 管理委託料及び指定管理料は支払っていない。

(注3) 平成17年度まで、4施設からなる総合福祉施設であるふれ愛プラザ全体の維持管理は、直営の身体障害者更生指導所（現在の新潟県障害者リハビリテーションセンター）が行ない、費用は県が負担していた。平成18年度以降は、個別に維持管理することが適当な部分を除き、指定管理者の代表者である（福）新潟県身体障害者団体連合会（新潟県障害者交流センターの指定管理者）がふれ愛プラザ全体の維持管理を行っている。

(注4) 平成18年度以降、ガントリークレーンの点検・修繕に係る業務が指定管理業務に追加されている。

(注5) 県直営施設のため管理委託料は支払われていない。

(注6) 一体での管理のため新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力ビッグスワンスタジアム）の欄に両施設の合計金額を記載している。

(注7) 一体管理のため4施設の合計金額を記載している。

(注8) 平成16年10月から平成18年10月まで修復工事により休館していたため、半年分の実績を2倍して試算した金額である。

II. 定量目標一覧

No.	施設名	設置目的	定量的な目標数値の募集要項への記載
1	新潟県立自然科学館	新潟県の立県 100 年を記念して、県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与するため	平成 21 年公募:記載がない (当時は記載の義務がない)
2	新潟県民会館	新潟地震の復興を記念して、県民生活の向上と、教育、文化の発展に寄与するため	平成 21 年公募:記載がない (当時は記載の義務がない)
3	新潟県関岬キャンプ場	国立・国定公園等の地域に、国民の自然公園利用及び保健休養のための施設を造成し、これを低廉な料金で利用に供するとともに、美しい自然環境の元で滞在し自然環境とふれあう場と機会を提供することにより、国民のゆとりある生活の実現に寄与する。	売上高 (収入総額) (非公募のため募集要項なし)
4	新潟県柏崎原子力広報センター	原子力発電所施設周辺の地域住民をはじめ、広く県民に原子力発電に関する知識の普及並びに原子力の平和利用及びその安全性についての啓発を図るため	利用者数 (非公募のため募集要項なし)
5	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区及び清五郎ワールドカップ広場(東北電力ビッグスワンスタジアム)	年々都市化の進む新潟市において、「森と湖」をテーマに、自然と触れあうことにより、ふるさとへの思いを持ち続けてもらう場とする。さらに、高齢化が進む社会環境の中、県民の健康増進の身近な場、核家族化する家族コミュニケーション提供の場として、豊かな緑の中、幅広い年齢層に対応するスポーツレクリエーションの拠点とする。	専用利用日数 利用率
6	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区(ハードオフエコスタジアム新潟)	年々都市化の進む新潟市において、「森と湖」をテーマに、自然と触れあうことにより、ふるさとへの思いを持ち続けてもらう場とする。さらに、高齢化が進む社会環境の中、県民の健康増進の身近な場、核家族化する家族コミュニケーション提供の場として、豊かな緑の中、幅広い年齢層に対応するスポーツレクリエーションの拠点とする。	専用利用日数 利用率の数値目標
7	新潟県立鳥屋野潟公園(女池、鐘木地区)	年々都市化の進む新潟市において、「森と湖」をテーマに、自然と触れあうことにより、ふるさとへの思いを持ち続けてもらう場とする。さらに、高齢化が進む社会環境の中、県民の健康増進の身近な場、核家族化する家族コミュニケーション提供の場として、豊かな緑の中、幅広い年齢層に対応するスポーツレクリエーションの拠点とする。	平成 21 年公募:記載がない (当時は記載の義務がない)
8	新潟県立植物園	新潟県における都市緑化推進の中核施設として、都市緑化の普及啓発及び緑地の整備・保全を図り「緑豊かで潤いのある街づくり」に寄与すると共に、地球規模での環境問題、21 世紀のみどりの街づくり、そして新潟県の特徴を生かした植物園とする。	平成 17 年公募:記載がない (当時は記載の義務がない) 平成 22 年公募:観賞温室入館者数、園内入場者数
9	新潟県立紫雲寺記念公園	広域レクリエーション需要に対応するため、県民の健康維持増進と地域の活性化、良好な環境整備を目的として、海水浴や温浴、トリムやバードウォッチングなどの多様なレクリエーションを楽しむことのできる場とする。	記載がない (当時は記載の義務がない) ※平成 23 年 10 月募集要項には以下の記載がある。 集客イベントの開催(年度 20 回以上) 利用者数(有料施設)
10	新潟県立大潟水と森公園	日本海沿岸の砂丘荒地に発達した「潟」の自然環境を活用し、「潟」の貴重な自然環境を保全しつつ自然を学ぶことのできる場とすると共に、「潟」に展開した歴史や文化を学ぶことのできる場とする。	記載がない (当時は記載の義務がない) ※平成 23 年 10 月募集要項には以下の記載がある。 集客イベントの開催(年度 17 回以上)
11	新潟県立島見・聖籠緑地	緩衝緑地として新潟東港工業地帯と住宅地を分離し、大気汚染、騒音、悪臭などの影響を緩和すると共に、工場地帯で働く人々や周辺住民の憩いの場となる公園とする。	記載がない (当時は記載の義務がない) ※平成 23 年 10 月募集要項には以下の記載がある。 集客イベントの開催(年度 48 回以上)
12	新潟県立奥只見レクリエーション都市公園	新潟県魚沼市、南魚沼市の面積約 1,070 ㎡におよぶ雄大で豊かな自然資源に恵まれた奥只見地域を、21 世紀に相応しいレクリエーション地域として開発・整備することにより、広域レクリエーション需要に応えると共に、地域の振興を図っていく。	記載がない (当時は記載の義務がない) ※平成 23 年 10 月募集要項には以下の記載がある。

			集客イベントの開催(年度40回以上)
13	新潟県健康づくり・スポーツ医学センター	県民の自主的かつ生涯にわたる健康づくり活動を支援することにより、活力ある地域社会の形成を図るとともに、スポーツに関する科学的なトレーニングの実践を支援し、スポーツによる障害に適切に対応することにより、新潟県における競技水準の向上に寄与する。	平成19年公募:記載なし(当時は記載の義務がない) 平成22年公募:フィットネスホール利用者数
14	新潟県立長岡屋内総合プール	スポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達と明朗な県民性の形成に寄与する。	利用者数 (PFIのため募集要項なし)
15	新潟コンベンションセンター	新潟県における国際交流の推進、産業の振興並びに文化及び学術の発展に寄与するため設置した施設である。	展示場の稼働率 メイン3ホールの平均稼働率
16	新潟県万代島駐車場	万代島地区における施設の利用者、業務従事者等の利便を図るため設置した駐車場である。	平成21年公募:記載がない(当時は記載の義務がない)
17	新潟港万代島港湾緑地	万代島地区への来場者の憩いと賑わいを創出する場となるよう緑豊かな空間として整備した港湾施設である。	平成21年公募:記載がない(当時は記載の義務がない)
18	朱鷺メッセ展望室	新潟コンベンションセンター等と相まって、万代島全体の賑わいを創出し、拠点性を高めることを目的とする。	来場者数, 催事開催件数
19	新潟ユニゾンプラザ	県民の社会福祉の増進に資する活動並びに女性の地位向上及び社会参加に資する活動を支援することにより、人にやさしい福祉社会及び男女共同参画社会の実現に寄与する。	記載がない (当時は記載の義務がない) ※平成23年10月募集要項には以下の記載がある。 福祉機器展示室の来客者数、相談者数等 図書閲覧室の利用者数 貸室の利用率
20	新潟県障害者リハビリテーションセンター	障害者の社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の増進を図る。	入所利用者数 個別支援計画目標達成率 就労率
21	新潟県障害者交流センター	障害者の社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の増進を図る。	スポーツ施設利用者数 集会施設利用者数 機能回復訓練施設利用者数
22	新潟県聴覚障害者情報センター	障害者の社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の増進を図る。	施設総利用者数 ビデオライブラリー貸出件数
23	新潟県点字図書館	障害者の社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の増進を図る。	図書貸出件数
24	新潟港コンテナターミナル	コンテナ貨物の海上輸送と陸上輸送の結節点として、コンテナの運搬・保管や積卸作業を行う	平成17年公募:記載なし(当時は記載の義務がない)
25	新潟県柏崎マリーナ	柏崎港において、海洋性スポーツの普及振興を図り、県民の健康の増進に寄与すること	平成18年公募:記載がない(当時は記載の義務がない)
26	新潟県起業化支援・交流拠点施設	創業者を育成し、又は支援するとともに、創業及び経営革新の促進又は高度な能力を有する人材の育成を目的とした研修、会議及び交流等の場を提供することにより、新潟県における産業の振興に寄与する。	記載がない (当時は記載の義務がない) ※平成23年11月募集要項には以下の記載がある。 創業準備オフィスの平均入居率、会議室・研修室の平均利用件数
27	新潟ふるさと村アピール館	新潟県を象徴する観光拠点施設を「ふるさと新潟再発見」のテーマに基づき、官民一体で整備し、本県の観光と物産の振興を図るとともに、「ふるさと」に対する県民の意識を高めることで地域の活性化を一層推進する。	平成19年公募:誘客目標人数 平成22年公募:誘客目標人数、
28	新潟県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財を保存し、及びその活用を図ることにより、県民の文化の向上に資するため。	なし (非公募のため募集要項がない)
29	新潟県政記念館	県民の文化の向上に資するため	平成20年公募:記載がない(当時は記載の義務がない)

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

Ⅲ. 目標値と実績値との比較

【新潟コンベンションセンター】

区分	基準稼働率	実績稼働率	達成度合	指定管理料減額割合
展示場、国際会議場及びメインホール平均	57%	58.1%	+1.1%	0%
展示場	50%	47.2%	△2.8%	1%

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注) 指定期間は平成 22 年度から平成 27 年度であるため、報告日時点で実績を把握できる平成 22 年度のみを記載している。

【朱鷺メッセ展望室】

年度	展望室来場者数 (目標)	展望室来場者数 (実績)	達成度合	指定管理料減額 割合	利用料金収入増 加額納付率
平成 21 年度	300,000 人	289,121 人	△10,879 人	5%	50%
平成 22 年度	400,000 人	246,834 人	△153,166 人	5%	50%

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注) 指定期間は平成 21 年度から平成 23 年度であるため、報告日時点で実績を把握できる平成 21 年度及び平成 22 年度を記載している。

【新潟県立近代美術館】

以下は、「新潟県立近代美術館協議会評価報告書 美術館の自己評価に対する委員評価」(平成 23 年 9 月)資料 平成 22 年度活動報告より抜粋加工したものである(【新潟県立万代島美術館】も同様)。

企画展事業

テーマ	期間	観覧者数	目標	達成率
日本の自画像	4月10日～5月30日	3,890名	6,000名	64.8%
奈良の古寺と仏像	4月24日～6月6日	130,523名	56,000名	233.1%
モーリス・ユトリロ展	7月10日～8月25日	25,894名	17,400名	148.8%
ポンペイ展	9月11日～11月23日	45,440名	58,000名	78.3%
牧野虎雄展	2月5日～3月27日	1,876名	2,020名	92.9%
計		207,623名	139,420名	148.9%

教育普及事業

参加者数	目標	達成率
8,618名	8,336名	103.4%

作品解説会

参加者数	目標	達成率
775名	842名	92.0%

共催事業

参加者数	目標	達成率
24,277名	5,000名	485.5%

【新潟県立万代島美術館】

企画展事業

テーマ	期間	観覧者数	目標	達成率
ピーターラビットの生みの親 ビクトリアポスター展	6月4日～7月11日	16,914名	20,000名	84.6%
彫刻家・藪内佐斗司展	7月24日～9月26日	6,987名	20,000名	34.9%
物語の絵画（自主企画展）	10月9日～11月28日	4,444名	7,000名	63.5%
岩合光昭写真展～ねこ～	12月11日～2月20日	33,064名	14,000名	236.2%
計		61,409名	61,000名	100.7%

IV. 美術館事業別観覧者数

以下は、「新潟県立近代美術館協議会評価報告書 美術館の自己評価に対する委員評価」（平成23年9月）資料 平成22年度活動報告より抜粋したものである。

【新潟県立近代美術館】

所蔵品展事業

テーマ	期間	観覧者数（注）
小野末/竹谷富士雄/三芳悌吉の世界	6月3日～7月4日	1,332名
村山径と（戦後派）の日本画家たち	7月8日～9月5日	25,674名(546名)
亀倉雄策の世界	9月10日～11月28日	45,440名(699名)
近代美術館の名品	12月2日～1月23日	1,565名
個人コレクターたちの肖像	1月29日～4月10日	1,876名(381名)
合計		75,887名(1,626名)

（注）企画展＋常設展発券枚（常設展のみ発券枚数）

企画展事業

テーマ	期間	観覧者数
日本の自画像	4月10日～5月30日	3,890名
奈良の古寺と仏像	4月24日～6月6日	130,523名
モーリス・ユトリロ展	7月10日～8月25日	25,894名
ポンペイ展	9月11日～11月23日	45,440名
牧野虎雄展	2月5日～3月27日	1,876名
合計		207,623名

教育普及事業

事業名	参加人数
巡回ミュージアム	1,623名
美術講演会	659名
ミュージアムコンサート	614名
映画鑑賞会	743名
美術鑑賞講座	277名
出前講座	1,031名
ワークショップ	90名
作品解説会	775名
その他	2,806名
合計	8,618名

共催事業

テーマ	期間	参加人数
ユネスコ無形文化遺産登録記念重要無形文化財「小千谷縮・越後上布展」	6月12日～6月27日	5,697名
第65回新潟県美術展覧会「長岡展」	6月30日～7月4日	4,038名
第50回長岡市展	12月11日～12月16日	5,944名
第41回新潟県ジュニア美術展覧会	1月4日～1月16日	4,214名
第14回新潟県立美術館友の会作品展	9月18日～9月26日	570名
長岡小千谷の木喰仏展	10月2日～10月8日	2,393名
亀倉雄策賞受賞記念浅葉克己展	10月23日～10月31日	783名
第14回長岡市中学校美術部作品展	11月13日・14日	638名
合計		24,277名

【新潟県立万代島美術館】

所蔵品展事業

テーマ	期間	観覧者数
ジャポニズムとナビ派の版画	4月17日～5月23日	2,236名
画家のまなざし	3月5日～3月31日	1,027名
合計		3,263名

企画展事業

テーマ	期間	観覧者数
ピーターラビットの生みの親 ビクトリアボスター展	6月4日～7月11日	16,914名
彫刻家・薮内佐斗司展	7月24日～9月26日	6,987名
物語の絵画（自主企画展）	10月9日～11月28日	4,444名
岩合光昭写真展～ねこ～	12月11日～2月20日	33,064名
合計		61,409名

教育普及事業

事業名	参加人数
美術講演会	227名
美術鑑賞講座	161名
ギャラリートークなど	1,038名
パフォーマンス	90名
ワークショップ	40名
撮影会	167名
作品解説会	1,113名
学校との連携事業	193名
合計	3,029名

V. 平成 22 年度施設別県負担額一覧

【指定管理者制度】

(単位：百万円)

所管部局	施設名	項目	指定管理料	建設費 ・修繕費	合計
県民生活・ 環境部	新潟県民会館		58	9	67
	新潟県立自然科学館		296	34	330
	新潟県関岬キャンプ場		-	-	-
防災局	新潟県柏崎原子力広報センター		-	-	-
福祉保健部	新潟ユニゾンプラザ		23	8	31
	新潟県障害者交流センター		113	(注1) 8	191
	新潟県障害者リハビリテーションセンター		5		
	新潟県点字図書館		40		
	新潟県聴覚障害者情報センター		25		
産業労働観 光部	新潟県起業化支援・交流拠点施設		9	-	9
	新潟ふるさと村アピール館		146	3	149
土木部	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区 及び清五郎ワールドカップ広場（東北電力 ビッグスワンスタジアム）		375	(注2) 720	1,264
	新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園南地区 （ハードオフエコスタジアム新潟）		91		
	新潟県立鳥屋野潟公園（女池、鐘木地区）		78		
	新潟県立島見・聖籠緑地		49	-	49
	新潟県立大潟水と森公園		34	-	34
	新潟県立植物園		242	-	242
	新潟県立紫雲寺記念公園（屋内体育施設含む）		127	76	203
	新潟県立奥只見レクリエーション都市公園		119	-	119
交通政策局	新潟コンベンションセンター		104	(注3) 33	137
	朱鷺メッセ展望室		10	-	10
	新潟港万代島港湾緑地		23	(注3) -	23
	新潟県万代島駐車場		-	(注3) -	-
	新潟県柏崎マリーナ		-	-	-
	新潟港コンテナターミナル		141	37	178
教育庁	新潟県政記念館		8	-	8
	新潟県埋蔵文化財センター		19	-	19
	新潟県健康づくり・スポーツ医科学セン ター		154	6	160
	新潟県立長岡屋内総合プール		-	-	-
合計			2,289	934	3,223

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成。

(注1) 新潟ふれ愛プラザの総額を記載している。

(注2) 新潟県立鳥屋野潟公園の総額を記載している。

(注3) 3施設の総額を新潟コンベンションセンターの欄に記載している。

【直営】

(単位：百万円)

所管部局	項目 施設名	維持管理費 等 (注1)	建設費 ・修繕費	合計
県民生活・ 環境部	新潟県立歴史博物館	337	-	337
福祉保健部	あけぼの園	47	2	49
	新星学園	126	-	126
	コロニーにいがた白岩の里	578	-	578
	新潟県はまぐみ小児療育センター	502	1	503
	新潟県若草寮	121	-	121
	新潟県立環境と人間のふれあい館	54	-	54
産業労働観 光部	新潟起業化センター	(注2) (0)	0	(0)
	県央起業化センター	(注2) (0)	0	(0)
	上越起業化センター	(注2) (0)	-	(0)
	新潟テクノスクール	502	-	502
	上越テクノスクール	332	2	334
	三条テクノスクール	290	-	290
	魚沼テクノスクール	131	-	131
土木部	流域下水道施設 (8 施設)	(注3) 2,926	778	3,704
農林水産部	農業総合研究所食品研究センター研究交流棟	4	-	4
	妙法育成牧場	99	-	99
教育庁	新潟県立図書館	449	10	459
	生涯学習推進センター	114	-	114
	青少年研修センター	129	-	129
	新潟県少年自然の家	100	-	100
	新潟県立文書館	62	-	62
	新潟県立近代美術館	131	-	131
	新潟県立万代島美術館	78	-	78
合計		7,112	794	7,906

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成。

(注1) 収入のある施設については、収支差額を記載している。

(注2) 県の収支は黒字であるためカッコ書きとしている。

(注3) (財) 新潟県下水道公社への委託金を記載している。

【事務委託】

(単位：百万円)

所管部局	項目	県負担金	建設費 ・修繕費	合計
	施設名			
県民生活・ 環境部	新潟県立浅草山麓エコ・ミュージアム	10	-	10
	妙高高原ビジターセンター	4	-	4
福祉保健部	新潟県立こども自然王国	(注) -	-	-
農林水産部	五頭県民の森（笹神地区）	(注) -	-	-
	五頭県民の森（三川地区）	(注) -	-	-
	新潟県見附杉沢の森	(注) -	-	-
	新潟県青少年の森	2	-	2
	妙高山麓県民の森	(注) -	-	-
教育庁	新潟県石打丸山シャンツェ	11	-	11
	新潟県妙高高原赤倉シャンツェ	18	-	18
	新潟県立津川漕艇場	2	23	25
	新潟県立胎内ライフル射撃場	(注) -	-	-
	新潟県立柏崎アクアパーク	(注) -	3	3
合計		47	26	73

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注) 無償で市町村に委託している。

【管理代行制】

(単位：百万円)

所管部局	項目	収支（注1,2）	建設費 ・修繕費	合計
	施設名			
土木部	県営住宅（15施設）	(363)	110	(253)

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注1) 新潟県住宅供給公社への管理代行委託料から建物使用料等を差し引いた収支差額を記載している。

(注2) 県の収支は黒字であるためカッコ書きとしている。

【事務処理特例】

(単位：百万円)

所管部局	項目	収支（注1,2）	建設費 ・修繕費	合計
	施設名			
土木部	県営住宅（77施設）	(495)	693	198

(出所) 県作成資料に基づき監査人が作成

(注1) 市町村への交付金及び借地料から建物使用料等を差し引いた収支差額を記載している。

(注2) 県の収支は黒字であるためカッコ書きとしている。